

## 附則

(実施時期)

第1条 この約款は、平成24年9月21日から実施します。

(オプション機能使用料の支払いに関する経過措置)

第2条 この約款実施の日から平成25年5月31日までの間に、留守番伝言機能の提供の請求があり当社が承諾した場合、当社は、留守番伝言機能の加入を条件とする特定オプション機能使用料の減免適用(留守番伝言機能の提供を開始した日を含む料金月から起算して6料金月の間(以下この附則第2条において「控除対象期間」といいます。))、この約款の規定に関わらず、料金表第1表第1(基本使用料等)1(適用)(23)に定める特定オプション機能に係るオプション機能使用料の支払いを免除する取扱いを行います。以下この附則第2条において「本取扱い」といいます。)を行います。

ただし、その契約者回線について、この約款若しくは当社のWIN約款の附則又は沖縄セルラー電話株式会社のLTE約款若しくはWIN約款の附則に定める留守番伝言機能の加入を条件とする特定オプション機能使用料の減免適用を受けたことがある場合は、この限りではありません。

2 前項の規定によるほか、この約款実施の際現に、留守番伝言機能の提供を受けている契約者回線について、この約款実施の日から平成24年11月30日までの間、特定オプション機能に係るオプション機能使用料の支払いを要しません。

3 前2項の規定に関わらず、この約款実施の日から平成24年11月30日までの間は、その料金月において、特定オプション機能の全ての提供を受けている場合に限り、前2項の取扱いを行います。

4 当社は、その契約者回線について、以下のいずれかに該当する場合には、控除対象期間内であっても、本取扱いを廃止します。

(1) LTE契約の解除があったとき(a u契約への契約移行に係るものであって、当社が別に定める場合に該当するときを除きます。)

(2) LTEサービスの利用の一時休止があったとき。

(3) 留守番伝言機能の廃止があったとき。

5 前項の規定により、本取扱いを廃止した場合における本取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本取扱いの適用
1 平成24年11月30日以前に前項の各号に該当することとなったとき(その事由が生じた日を含む料金月について、第3項に規定する条件を満たす場合に限ります。)	その事由が生じた日を含む料金月までのオプション機能使用料について、本取扱いの対象とします。
2 平成24年11月30日以前に前項の各号に該当することとなったとき(その事由が生じた日を含む料金月について、第3項に規定する条件を満たす場合を除きます。)	その事由が生じた日を含む料金月の前料金月までのオプション機能使用料について、本取扱いの対象とします。
3 平成24年12月1日以降に前項の各号に該当することとなったとき。	その事由が生じた日の前日までのオプション機能使用料について、本取扱いの対象とします。

第3条 この約款実施の日から平成24年12月31日までの間に、テザリング利用機能の提供の請求があり当社が承諾した場合、当社は、テザリング利用機能の加入を条件とするオプ

ション機能使用料の減免適用（テザリング利用機能の提供を開始した日を含む料金月から起算して24料金月の間（以下この附則第3条において「控除対象期間」といいます。）、この約款の規定に関わらず、テザリング利用機能に係るオプション機能使用料の支払いを免除する取扱いをいいます。以下この附則第3条において「本取扱い」といいます。）を行います。

ただし、その契約者回線について、以下のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

- (1) サービス取扱所において直近に購入した端末設備（テザリング利用機能の提供の請求と同時に購入した場合は、その端末設備とします。）が、当社が別に定めるものでないとき。
  - (2) この約款若しくは当社のWIN約款の附則又は沖縄セルラー電話株式会社のLTE約款若しくはWIN約款の附則に定めるテザリング利用機能の加入を条件とするオプション機能使用料の減免適用を受けたことがあるとき。
- 2 当社は、その契約者回線について、テザリングオプション機能の廃止があった場合には、控除対象期間内であっても、本取扱いを廃止します。
- 3 前項の規定により、本取扱いを廃止した場合、テザリングオプション機能の廃止のあった日を含む料金月の末日までのオプション機能使用料について、本取扱いの対象とします。
- 4 本取扱いを受けている間、その契約者回線について、料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）（5）のイに定める取扱いを適用しません。  
（データ通信料の支払いに関する経過措置）

第4条 当社は、LTE契約者からの申出により、次表に定める取扱いを行います。

特定端末設備の購入に伴うLTEフラットの適用を条件とするデータ通信料の減額適用	ア 当社は、この約款実施の日から平成24年12月31日までの間（以下この附則第4条において「申出対象期間」といいます。）に、LTE契約者（次表に定める適用条件を満たす者に限ります。）からの申出があり、当社が承諾した場合、次表に定める料金月から起算し24料金月の間（以下この附則第4条において「控除対象期間」といいます。）、そのLTEサービスの契約者回線に係る料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）（3）の適用について、同（3）のアに定める定額料に代えて、税抜額5,200円を適用する取扱い（以下この附則第4条において「本減額適用」といいます。）を行います。	
	適用条件	（ア） 申出対象期間内に、当社が別に定めるサービス取扱所において当社が別に定める端末設備を購入すると同時に、特定データ通信定額制の適用の申込みをすること。 （イ） 特定データ通信定額制の適用を受けている場合であって、申出対象期間内に、当社が別に定めるサービス取扱所において当社が別に定める端末設備を購入すること。
	料金月	（ア） 適用条件（ア）を満たす場合 （イ） 適用条件（イ）を満たす場合
		特定データ通信定額制の適用を開始した料金月 本減額適用の申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月

	<p>イ 当社は、その契約者回線について次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。</p> <p>(ア) 特定データ通信定額制の適用を廃止したとき。</p> <p>(イ) 新たな端末設備の購入があったとき。</p> <p>ウ イの規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p>	
	区分	本減額適用の適用
	<p>1 イの(ア)の規定により本減額適用を廃止したとき。</p>	<p>特定データ通信定額制の適用を廃止した日の前日までのデータ通信料について、本減額適用の対象とします。</p>
<p>2 イの(イ)の規定により本減額適用を廃止したとき(イの(ア)の規定に該当する場合を除きます。)</p>	<p>新たな端末設備の購入があった日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、本減額適用の対象とします。</p>	

(料金等の支払いに関する経過措置)

第5条 この約款実施の日から平成24年11月30日までの間に、LTE契約(定期LTE契約に限ります。以下この条において同じとします。)の申込みがあり、そのLTEサービスの提供を開始した契約者回線の契約者から申出があったときは、当社は、そのLTEサービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して24料金月の間(以下この附則第5条において「控除対象期間」といいます。)、その契約者回線に係る基本使用料等(この約款の規定により支払いを要することとされるau(LTE)通信サービスの料金(オプション機能使用料(着信短縮ダイヤル機能、海外ローミング機能、番号変換機能、保留転送機能及び番号変換文字メッセージ受信機能に係るものを除きます。)、通話料(au国際通話及び国際SMS送信に係るものを除きます。)及びデータ通信料(料金表第1表第3(データ通信料)1(適用)(6)の2に定める購入データ量に係るものを除きます。)に限ります。)、付随サービスに関する料金等(料金安心サービスに関する料金、3LMセキュリティサービス利用料及びauスマートサポート接続サービス利用料に限ります。)及び当社が別に定める料金をいいます。以下この附則において同じとします。)について、1の料金月ごとに税抜額934円(基本使用料等の額がその額に満たない場合は、基本使用料等の額とします。)を控除する取扱いを行います。

ただし、その料金月の末日において、その契約者回線に係るLTEサービスの利用の一時休止(タイプIIに限ります。)を行っているときは、この限りではありません。

- 2 当社は、前項の申出があったときは、次の全てを満たす場合に限り、これを承諾します。
- (1) その申出が、その契約者回線に係るLTE契約の申込みと同時に行われたものであること。
  - (2) そのLTE契約の申込みの際し、別記2(11)に規定する携帯電話番号ポータビリティを希望する旨の申出があること。
  - (3) そのLTE契約の申込みの際し、当社が別に定めるサービス取扱所において別に定める端末設備の購入を伴うこと。
  - (4) そのLTE契約の申込みと同時に、特定データ通信定額制の適用の申込みがあること。

3 当社は、第1項に定める控除の取扱いを受けている契約者回線について、控除対象期間内に次のいずれかに該当することとなった場合には、第1項の規定に関わらず、その事由が生じた日を含む料金月以降、その控除の取扱いを行いません。

- (1) LTE契約の解除があったとき。
- (2) LTEサービスの利用の一時休止（タイプIに限ります。）があったとき。
- (3) 新たな端末設備の購入があったとき。
- (4) 特定データ通信定額制の適用の廃止があったとき。

附則（KDDI次ビジ戦第219号、第221号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成24年10月1日から実施します。  
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDI次ビジ戦第223号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成24年10月10日から実施します。  
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDI次ビジ戦第225号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成24年10月15日から実施します。  
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDI次ビジ戦第227号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成24年10月25日から実施します。  
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDI次ビジ戦第229号、第231号、第237号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成24年11月1日から実施します。  
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDI次ビジ戦第240号、第242号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成24年11月2日から実施します。

（基本使用料の支払いに関する経過措置）

2 当社は、この改正規定実施の日から平成24年12月31日までの間（以下この附則において「購入対象期間」といいます。）に、LTE契約者（LTE契約を締結しようとする者であって、そのLTE契約の申込みに当たって、別記2(11)に規定する携帯電話番号ポータビリティを希望するものを除きます。）が、当社が別に定めるサービス取扱所において当社が別に定める端末設備を購入した場合（基本使用料の料金種別として、LTEプランを選択している又は端末設備の購入と同時に選択するときに限ります。）、その購入のあった日を含む料金月（以下この附則において「購入月」といいます。）の翌料金月から起算し12料金月の間（以下この附則において「控除対象期間」といいます。）、その契約者回線について、料金表第1表第1（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる額（オプション機能使用料に係るものを除きます。以下「控除対象額」といいます。）のうち、次表に定める控除額（基本使用料を日割りした場合は、その日数に応じて次表に定める控除額を日割りした額とします。）を控除する取扱い（以下この附則において「本減額適用」といいます。）を行います。

ただし、次のいずれかに該当する料金月についてはこの限りではありません。

(1) この約款の附則又は当社のWIN約款の附則に定める基本使用料の減額適用（当社が別に定めるものに限りません。）を受ける料金月。

(2) その末日において、その契約者回線に係るLTEサービスの利用の一時休止（タイプIIに限りません。）を行っている料金月。

1 契約ごとに月額

控除額	税抜額 467 円
-----	-----------

3 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。

(1) 契約の解除があったとき。

(2) LTEサービスの利用の一時休止があったとき。

(3) LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。

(4) LTEプラン以外への基本使用料の料金種別の変更があったとき。

(5) 新たな端末設備の購入があったとき。

4 前項の規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本減額適用の適用
1 2以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。
2 新たな端末設備の購入があったとき（前項の第3号又は第4号を伴う場合を除きます。）。	新たな端末設備の購入があった日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。

5 第2項の規定により本減額適用を開始した場合又は第3項の規定により本減額適用を廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、基本使用料の料金種別ごとに第2項に規定する控除額の日割を行います。

区分	起算日
----	-----

適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、第2項の規定により本減額適用を開始した場合は、その料金月におけるLTEプランの基本使用料の適用開始日）
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、第3項の規定により本減額適用を廃止した場合は、廃止日）

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 6 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

#### 附則（KDDI次ビジ戦第243号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成24年11月13日から実施します。  
（LTEサービスの利用の一時休止に関する経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定によりLTEサービスの利用の一時休止を行っている契約者回線については、この改正規定実施の日において、LTEサービスの利用の一時休止（タイプI）を行っているものとみなします。  
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。  
（その他）
- 4 附則第5条第1項の後に、次のように加えます。  
ただし、その料金月の末日において、その契約者回線に係るLTEサービスの利用の一時休止（タイプIIに限ります。）を行っているときは、この限りではありません。
- 5 附則第5条第3項及びKDDI次ビジ戦第240号、第242号の附則第3項における「LTEサービスの利用の一時休止」を「LTEサービスの利用の一時休止（タイプIに限ります。）」にそれぞれ改めます。
- 6 KDDI次ビジ戦第240号、第242号の附則第2項のただし書きを次のように改めます。  
ただし、次のいずれかに該当する料金月についてはこの限りではありません。  
（1） 当社のWIN約款に定めるKDDIC営企第109号の附則第2項、KDDIC営企第245号、第246号の附則第2項又はKDDI次ビジ戦第99号、第100号、第101号、第102号、第103号の附則第3項の適用を受ける料金月。  
（2） その末日において、その契約者回線に係るLTEサービスの利用の一時休止（タイプIIに限ります。）を行っている料金月。

#### 附則（KDDI次ビジ戦第245号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成24年11月15日から実施します。  
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

#### 附則（KDDI次ビジ戦第247号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 24 年 11 月 22 日から実施します。  
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 平成 24 年 11 月 15 日から平成 25 年 1 月 15 日までの間（以下この附則において「控除対象期間」といいます。）に、LTEサービスの契約者回線（次の各号に該当しないものに限ります。）から国際SMS送信（海外ローミング機能を利用して行われたもの及び沖縄セルラー電話株式会社が提供するローミングに係るものを含みます。以下この附則において同じとします。）が行われた場合、当社は、その国際SMS送信が行われた日を含む料金月以降において、その契約者回線についてこの約款の規定により支払いを要することとされるau（LTE）通信サービスの料金のうち、国際SMS送信に関する料金（国際SMS送信に係る通話料及び海外ローミング機能に係るオプション機能使用料（海外SMS利用（国際SMSに係るものに限ります。）に係るものに限ります。）をいい、沖縄セルラー電話株式会社が提供するローミングに係る料金を含みます。）に相当する額（控除対象期間に行われた国際SMS送信の回数が3回を超える場合は、300円を上限とします。）を控除する取扱い（以下この附則において「本取扱い」といいます。）を行います。  
ただし、平成 24 年 12 月 31 日までに、その契約者回線に係るLTE契約の解除（au契約への契約移行を除きます。）があった場合は、この限りではありません。
  - (1) その契約者名義が法人であるもの。
  - (2) 平成 24 年 6 月 1 日から平成 24 年 11 月 14 日までの間に、その契約者回線から国際SMS送信が行われたもの。
- 3 控除対象期間内にau契約からの契約移行があった場合、契約移行前のWIN契約者回線から行われた国際SMS送信を契約者回線から行われたものとして取り扱います。
- 4 控除対象期間内にau契約への契約移行があった場合、契約移行前の契約者回線から行われた国際SMS送信に関する本取扱いについては、当社のWIN約款の規定（この附則に相当するものをいいます。）に定めるところによります。
- 5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

#### 附則（KDDI次biz戦第249号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 24 年 11 月 28 日から実施します。  
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

#### 附則（KDDI次biz戦第251号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 24 年 11 月 30 日から実施します。  
(基本使用料の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の日から平成 24 年 12 月 31 日までの間に、LTE契約者が、当社が別に定めるサービス取扱所において当社が別に定める端末設備を購入した場合（基本使用料の料金種別として、LTE for T a bを選択している又は端末設備の購入と同時に選択するときに限ります。）、その購入のあった日（以下この附則第5項までにおいて「購入日」といいます。）を含む料金月（LTEフラット for D A T Aを選択している契約者回線に

ついて、L T E f o r T a bを選択することとなる新たな端末設備の購入があった場合は、購入日を含む料金月の翌料金月とします。)から起算して24 料金月の間(以下この附則第5 項までにおいて「控除対象期間」といいます。)、その契約者回線について、料金表第1 表第1 (基本使用料等)の規定により支払いを要することとされる額(オプション機能使用料に係るものを除き、特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用又は特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用を受ける場合は、それぞれ適用する前の額とします。)のうち、次表に定める控除額(第5 項の規定により控除額を日割りした場合はその額とします。)を控除する取扱い(以下この附則において「本減額適用」といいます。)を行います。

ただし、この約款の附則又は当社のW I N約款の附則に定める基本使用料の減額適用(当社が別に定めるものに限ります。)を受ける料金月については、この限りではありません。

1 契約ごとに月額

控除額	税抜額 500 円
-----	-----------

3 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。

- (1) L T E契約の解除があったとき。
- (2) L T Eサービスの利用の一時休止があったとき。
- (3) L T EデュアルへのL T Eサービスの種類の変更があったとき。
- (4) L T E f o r T a b以外の料金種別の適用の開始があったとき。
- (5) 新たな端末設備の購入があったとき。
- (6) この約款の附則に定める複数L T E回線の利用を条件とするL T Eシングルに係る基本使用料の減額適用の開始があったとき。

4 前項の規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本減額適用の適用
1 2 以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。
2 新たな端末設備の購入があったとき(前項の第3号又は第4号を伴う場合を除きます。)	新たな端末設備の購入があった日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。

5 第2 項の規定により本減額適用を開始した場合又は第3 項の規定により本減額適用を廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、基本使用料の料金種別ごとに第2 項に規定する控除額の日割を行います。

区分	起算日
適用開始日	その料金月の初日(その料金月において、第2 項の規定により本減額適用を開始した場合は、その料金月におけるL T E f o r T a bの基本使用料の適用開始日)
適用終了日	その料金月の末日(その料金月において、第3 項の規定により本減額適用を廃止した場合は、廃止日)

(オプション機能使用料の支払いに関する経過措置)

6 この改正規定実施の日から平成25 年12 月31 日までの間、L T Eシングルの契約者回線(料金表第1 表第1 (基本使用料等) 1 (適用) (29)の適用を受けるものであって、基本使用料の料金種別がL T Eダブル定額 f o r T a bのものに限ります。)の契約者は、その



契約者回線に係るデータ通信（海外LTE NET利用及び海外LTE NET for DATA利用に係るもの並びに沖縄セルラー電話株式会社が提供するローミングに係るものを含みます。）に係る累計課金対象データ量が512,000バイト（500キロバイトといいます。）未満の場合、この約款の規定に関わらず、その料金月のLTE NET機能に係るオプション機能使用料の支払いを要しません。

（データ通信料の支払いに関する経過措置）

- 7 この改正規定実施の日から平成25年12月31日までの間、LTEシングルの契約者回線（基本使用料の料金種別が次表の左欄に定めるものに限ります。）の契約者は、その契約者回線に係るデータ通信に関する料金（沖縄セルラー電話株式会社が提供するローミングに係るものを含みます。以下この欄において同じとします。）の月間累計額のうち、同表の右欄に定める料金額の支払いを要しません。

基本使用料の料金種別	本減額適用の適用
	税抜額
LTEダブル定額 for Tab	0円から200円までの部分

- 8 データ通信に関する料金の月間累計は、基本使用料の料金種別ごとに料金月単位で行います。
- 9 当社は、基本使用料の料金種別ごとに、その料金月における基本使用料の支払いを要する日数が1の料金月の日数に満たないときは、その支払いを要する日数に応じて、第7項に規定する支払いを要しない額を日割りします。
- 10 前項の規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。
- 11 LTEダブル定額 for Tabの契約者回線に係るデータ通信料の適用における、契約者回線に係るデータ通信に関する料金の月間累計額については、料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）（8）の規定のほか、本割引を適用した後の額とします。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 12 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
- （その他）
- 13 KDDI次ビジ戦第240号、第242号の附則第3項を、次のように改めます。

3 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。

- （1） 契約の解除があったとき。
- （2） LTEサービスの利用の一時休止があったとき。
- （3） LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。
- （4） LTEプラン以外への基本使用料の料金種別の変更があったとき。
- （5） 新たな端末設備の購入があったとき。

- 14 KDDI次ビジ戦第240号、第242号の附則第4項を第6項に改め、第3項の次に、次のように加えます。

4 前項の規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本減額適用の適用
1 2以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。

2 新たな端末設備の購入があったとき (前項の第3号又は第4号を伴う場合 を除きます。)	新たな端末設備の購入があった日を含む料 金月の末日までの基本使用料について、本 減額適用の対象とします。
--	--

- 5 第2項の規定により本減額適用を開始した場合又は第3項の規定により本減額適用を廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、基本使用料の料金種別ごとに第2項に規定する控除額の日割を行います。

区分	起算日
適用開始日	その料金月の初日(その料金月において、第2項の規定により本減額適用を開始した場合は、その料金月におけるLTEプランの基本使用料の適用開始日)
適用終了日	その料金月の末日(その料金月において、第3項の規定により本減額適用を廃止した場合は、廃止日)

附則(KDDI次ビジ戦第255号、第257号、第259号、第265号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成24年12月1日から実施します。

(基本使用料の支払いに関する経過措置)

- 2 この改定規定実施の日から平成24年12月31日までの間に、LTE契約の申込みがあった場合(その申込みの際し、次表に定める適用条件の全てを満たすときに限ります。)、そのLTEサービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して24料金月の間(以下この附則において「控除対象期間」といいます。)、その契約者回線について、料金表第1表第1(基本使用料等)の規定により支払いを要することとされる額(オプション機能使用料に係るものを除きます。)のうち、次表に定める控除額(第5項の規定により控除額を日割りした場合はその額とします。)を控除する取扱い(以下この附則において「本減額適用」といいます。)を行います。

適用条件	(1) 別記2(11)に定める携帯電話番号ポータビリティを希望する旨の申出があること。 (2) 当社が別に定めるサービス取扱所において別に定める端末設備の購入を伴うこと。 (3) 基本使用料の料金種別としてLTEプランを選択すること。	
控除額	(1) (2)以外の場合	税抜額 934 円
	(2) そのLTEサービスの提供を開始した日を含む料金月の末日において、契約者を単位とする金額指定割引の適用を受けている場合	税抜額 1,868 円

- 3 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。

- (1) LTE契約の解除があったとき。
- (2) LTEサービスの利用の一時休止があったとき。
- (3) LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。
- (4) LTEプラン以外への基本使用料の料金種別の変更があったとき。

(5) 新たな端末設備の購入があったとき。

4 前項の規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本減額適用の適用
1 2以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。
2 新たな端末設備の購入があったとき（前項の第3号又は第4号を伴う場合を除きます。）。	新たな端末設備の購入があった日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。

5 第2項の規定により本減額適用を開始した場合又は前項の規定により本減額適用を廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、基本使用料の料金種別ごとに第2項に規定する控除額の日割を行います。

区分	起算日
適用開始日	その料金月の初日
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、第3項の規定により本減額適用を廃止した場合は、廃止日）

6 前項の規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

(料金等の支払いに関する経過措置)

7 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDI次ビジ戦第269号）

(実施時期)

1 この改正規定は、平成24年12月7日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDI次ビジ戦第272号、第279号、第281号）

(実施時期)

1 この改正規定は、平成25年1月1日から実施します。

(基本使用料の支払いに関する経過措置)

2 この改定規定実施の日から平成25年1月21日までの間に、LTE契約の申込みがあった場合（その申込みの際し、次表に定める適用条件の全てを満たすときに限ります。）、そのLTEサービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して24料金月の間（以下この附則第6項までにおいて「控除対象期間」といいます。）、その契約者回線について、料金表第1表第1（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる額（オプション機能使用料に係るものを除きます。）のうち、次表に定める控除額（第5項の規定により控除額を日割りした場合はその額とします。）を控除する取扱い（以下この附則第6項までにおいて「本減額適用」といいます。）を行います。

(1) 適用条件

ア 別記2(11)に定める携帯電話番号ポータビリティを希望する旨の申出があるこ
---

と。 イ 当社が別に定めるサービス取扱所において別に定める端末設備の購入を伴うこと。 ウ 基本使用料の料金種別としてLTEプランを選択すること。
--

(2) 控除額

区分	本減額適用の適用
ア イ以外の場合	税抜額 934 円
イ そのLTEサービスの提供を開始した日を含む料金月の末日において、契約者を単位とする金額指定割引の適用を受けている場合	税抜額 1,868 円

3 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。

- (1) LTE契約の解除があったとき。
- (2) LTEサービスの利用の一時休止があったとき。
- (3) LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。
- (4) LTEプラン以外への基本使用料の料金種別の変更があったとき。
- (5) 新たな端末設備の購入があったとき。

4 前項の規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本減額適用の適用
1 2以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。
2 新たな端末設備の購入があったとき（前項の第3号又は第4号を伴う場合を除きます。）。	新たな端末設備の購入があった日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。

5 第2項の規定により本減額適用を開始した場合又は第3項の規定により本減額適用を廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、基本使用料の料金種別ごとに第2項に規定する控除額の日割を行います。

区分	起算日
適用開始日	その料金月の初日
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、第3項の規定により本減額適用を廃止した場合は、廃止日）

6 前項の規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

7 この改正規定実施の日から平成25年1月31日までの間に、LTE契約者が、当社が別に定めるサービス取扱所において当社が別に定める端末設備を購入した場合（基本使用料の料金種別として、LTE for Tabを選択している又は端末設備の購入と同時に選択するときに限ります。）、その購入のあった日（以下この附則第11項までにおいて「購入日」といいます。）を含む料金月（LTEフラット for DATAを選択している契約者回線について、LTE for Tabを選択することとなる新たな端末設備の購入があった場合は、購入日を含む料金月の翌料金月とします。）から起算して24料金月の間（以下この附則第11項までにおいて「控除対象期間」といいます。）、その契約者回線について、料金表第1表

第1（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる額（オプション機能使用料に係るものを除き、特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用又は特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用を受ける場合は、それぞれ適用する前の額とします。）のうち、次表に定める控除額（第10項の規定により控除額を日割りした場合はその額とします。）を控除する取扱い（以下この附則第11項までにおいて「本減額適用」といいます。）を行います。

ただし、この約款の附則又は当社のWIN約款の附則に定める基本使用料の減額適用（当社が別に定めるものに限りません。）を受ける料金月については、この限りではありません。

1 契約ごとに月額

控除額	税抜額 500 円
-----	-----------

8 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。

- (1) LTE契約の解除があったとき。
- (2) LTEサービスの利用の一時休止があったとき。
- (3) LTEデュアルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。
- (4) LTE for Tab以外の料金種別の適用の開始があったとき。
- (5) 新たな端末設備の購入があったとき。
- (6) この約款の附則に定める複数LTE回線の利用を条件とするLTEシングルに係る基本使用料の減額適用の開始があったとき。

9 前項の規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本減額適用の適用
1 2以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。
2 新たな端末設備の購入があったとき（前項の第3号又は第4号を伴う場合を除きます。）。	新たな端末設備の購入があった日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。

10 第7項の規定により本減額適用を開始した場合又は第8項の規定により本減額適用を廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、基本使用料の料金種別ごとに第7項に規定する控除額の日割りをを行います。

区分	起算日
適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、第7項の規定により本減額適用を開始した場合は、その料金月におけるLTE for Tabの基本使用料の適用開始日）
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、第8項の規定により本減額適用を廃止した場合は、廃止日）

11 前項の規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

（オプション機能使用料の支払いに関する経過措置）

12 この改正規定実施の日から平成25年1月31日までの間に、テザリング利用機能の提供の請求があり当社が承諾した場合、当社は、テザリング利用機能の加入を条件とするオプション機能使用料の減免適用（テザリング利用機能の提供を開始した日を含む料金月から起算して24料金月の間（以下この附則第15項までにおいて「控除対象期間」といいます。）

この約款の規定に関わらず、テザリング利用機能に係るオプション機能使用料の支払いを免除する取扱いをいいます。以下この附則第 15 項までにおいて「本取扱い」といいます。）を行います。

ただし、その契約者回線について、以下のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

- (1) サービス取扱所において直近に購入した端末設備（テザリング利用機能の提供の請求と同時に購入した場合は、その端末設備とします。）が、当社が別に定めるものでないとき。
  - (2) この約款若しくは当社のWIN約款の附則又は沖縄セルラー電話株式会社のLTE約款若しくはWIN約款の附則に定めるテザリング利用機能の加入を条件とするオプション機能使用料の減免適用を受けたことがあるとき。
- 13 当社は、その契約者回線について、テザリング利用機能の廃止があった場合には、控除対象期間内であっても、本取扱いを廃止します。
- 14 前項の規定により、本取扱いを廃止した場合、テザリング利用機能の廃止のあった日を含む料金月の末日までのオプション機能使用料について、本取扱いの対象とします。
- 15 本取扱いを受けている間、その契約者回線について、料金表第 1 表第 3（データ通信料）1（適用）（5）のイに定める取扱いを適用しません。  
（データ通信料の支払いに関する経過措置）
- 16 当社は、LTE契約者からの申出により、次表に定める取扱いを行います。

特定端末設備の購入に伴うLTEフラットの適用を条件とするデータ通信料の減額適用 I	ア この改正規定実施の日から平成 25 年 1 月 31 日までの間（以下この附則第 16 項までにおいて「申出対象期間」といいます。）に、LTE契約者（次表に定める適用条件を満たす者に限ります。）からの申出があり当社が承諾した場合、次表に定める料金月から起算して 24 料金月の間（以下この附則第 16 項までにおいて「減額対象期間」といいます。）、そのLTEサービスの契約者回線に係る特定データ通信定額制の適用について、料金表第 1 表第 3（データ通信料）1（適用）（3）のアに定める定額料に代えて、税抜額 5,200 円を適用する取扱い（以下この附則第 16 項までにおいて「本減額適用」といいます。）を行います。	
	適用条件	(ア) 申出対象期間内に、当社が別に定めるサービス取扱所において当社が別に定める端末設備を購入すると同時に、特定データ通信定額制の適用の申込みをすること。 (イ) 特定データ通信定額制の適用を受けている場合であって、申出対象期間内に、当社が別に定めるサービス取扱所において当社が別に定める端末設備を購入すること。
	料金月	(ア) 適用条件(ア)を満たす場合 (イ) 適用条件(イ)を満たす場合
イ 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、減額対象期間内であっても、本減額		

適用を廃止します。 (ア) 特定データ通信定額制の適用を廃止したとき。 (イ) 新たな端末設備の購入があったとき。 ウ イの規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。	
区分	本減額適用の適用
1 イの(ア)の規定により本減額適用を廃止したとき。	特定データ通信定額制の適用を廃止した日の前日までのデータ通信料について、本減額適用の対象とします。
2 イの(イ)の規定により本減額適用を廃止したとき(イの(ア)の規定に該当する場合を除きます)。	新たな端末設備の購入があった日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、本減額適用の対象とします。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 17 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則 (KDDI 次ビジ戦第 287 号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 25 年 1 月 15 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則 (KDDI 次ビジ戦第 288 号、第 290 号、第 292 号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 25 年 1 月 22 日から実施します。

(基本使用料の支払いに関する経過措置)

- 2 当社は、LTE 契約者からの申出により、次表に定める基本使用料の減額適用を行います。

(1) 学生であることを条件とする基本使用料の減額適用	ア 学生であることを条件とする基本使用料の減額適用(以下この附則第 2 項において「本減額適用 I」といいます。)とは、平成 25 年 1 月 22 日から平成 25 年 5 月 31 日までの間(以下この附則第 2 項において「申出対象期間」といいます。)に、LTE 契約の申込み(契約変更及び au 契約からの契約移行に係るものを除きます。)と同時に申出があり、当社が承諾した場合、その LTE サービスの契約者回線について、次表に定める料金月において、料金表第 1 表第 1 (基本使用料等)の規定により支払いを要することとされる額(オプション機能使用料に係るものを除きます。以下この(1)欄において「控除対象額」といいます。)のうち、次表に定める控除額(控除対象額が控除額に満たない場合は、控除対象額とします。)を控除する取扱いを行うことをいいます。
-----------------------------	---

ただし、この約款又は当社のWIN約款に定める基本使用料の減額適用（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月については、この限りではありません。

料金月	本減額適用 I の申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月（以下この附則第 2 項において「適用開始月 I」といいます。）から起算して 36 料金月が経過するまでの各料金月であって、その契約者回線について、次欄に定める適用条件を全て満たしている月。
適用条件	<p>(ア) 障がい者等に係る基本使用料の割引の適用又は第 2 種定期 LTE 契約に係る基本使用料の適用を受けていること。</p> <p>(イ) 基本使用料の料金種別が LTE プラン、電話カケ放題プラン、電話カケ放題プラン S、電話カケ放題プラン (CP)、LTE プラン (V)、電話カケ放題プラン (V) 又は電話カケ放題プラン S (V) であること。</p>
控除額	税抜額 934 円

イ 本減額適用 I は、LTEデュアルの契約者回線であって、その契約者（そのLTE契約について利用者登録が行われているときは、登録利用者としす。）が学生（次のいずれかに該当する教育施設に在学し教育を受けている者（単位制高等学校教育規程第 9 条に規定する科目履修生、通信による教育を行う学校の科目履修生及び聴講生その他の当社が別に定める基準に適合しない者を除きます。）をいいます。以下同じとしす。）であるもの限り、申し出ることができます。

(ア) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校のうち、当社が別に定めるもの。

(イ) 学校教育法第 1 条に規定する学校以外の国公立の学校又は学校教育法第 124 条若しくは第 134 条の規定により成立した私立学校のうち、当社が指定した学校。

ウ 当社は、イに定める申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。

(ア) その申出のあった契約者回線又は当社との間で締結している若しくは締結していた他のLTE契約に係る契約者回線（その契約者名義（利用者登録が行われているときは、登録利用者の名義としす。以下この附則第 2 項において同じとしす。）が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。）について、次表の区分 1 に定める申出を当社が承諾しているとき。

(イ) 当社との間で締結している若しくは締結していたau契約に係るWIN契約者回線（その契約者名義が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。）について、次表の区分 2 に定める申出を当社が承諾しているとき。

(ウ) 沖縄セルラー電話株式会社との間で締結している若しくは



締結していたLTE契約に係る他網契約者回線（その契約者名義が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。）について、次表の区分3に定める申出を沖縄セルラー電話株式会社が承諾しているとき。

(エ) 沖縄セルラー電話株式会社との間で締結している若しくは締結していたau契約に係る他網契約者回線（その契約者名義が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。）について、次表の区分4に定める申出を沖縄セルラー電話株式会社が承諾しているとき。

区分	申出
1	本減額適用Ⅰの申出又は(2)欄に定める本減額適用Ⅱの申出
2	当社のWIN約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出又は学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出
3	沖縄セルラー電話株式会社のLTE約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出又は学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出
4	沖縄セルラー電話株式会社のWIN約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出又は学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出

エ 当社は、本減額適用Ⅰの適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、アの表の料金月の欄に定める36料金月が経過する前であっても、本減額適用Ⅰを廃止します。

- (ア) LTEサービス利用権の譲渡があったとき。
- (イ) 契約者の地位の承継があったとき。
- (ウ) LTEサービスの利用の一時休止があったとき。
- (エ) LTE契約の解除があったとき。
- (オ) そのLTE契約について、新たな利用者登録又は登録利用者の変更が行われたとき。

オ エの規定により、本減額適用Ⅰを廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本減額適用Ⅰの適用
1 2以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日（LTEサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本減額適用Ⅰを廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月までの基本使用料について、本減額適用Ⅰの対象とします。

	<p>2 エの(ウ)又は(エ)の規定により本減額適用Ⅰを廃止したとき。</p> <p>その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用Ⅰの対象とします。</p> <p>カ 当社は、アに定める控除額について、その料金月において同表の適用条件を満たさない日があった場合は、適用条件を満たした日の日数に応じて、基本使用料の料金種別ごとに日割りします。</p> <p>キ 当社は、当社のWIN約款に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用（本減額適用Ⅰに相当するものをいいます。）の申出の承諾を受けたWIN契約者回線について、LTE契約への契約移行があった場合、そのLTEサービスの契約者回線について、次表に定める料金月において、本減額適用Ⅰを適用します。</p> <table border="1" data-bbox="475 651 1452 1025"> <tr> <td data-bbox="475 651 667 1025">料金月</td> <td data-bbox="667 651 1452 1025"> <p>契約移行のあった日を含む料金月から起算して、次表に定める月数が経過するまでの各料金月であって、その契約者回線について、アに定める適用条件を全て満たしている月。</p> <p>当社のWIN約款に定める適用開始月Ⅰ（アに定める適用開始月Ⅰに相当するものをいいます。）から起算して契約移行のあった日を含む料金月の前料金月までの月数を、36料金月から除いた月数</p> </td> </tr> </table> <p>ク 本減額適用Ⅰの申出の承諾を受けた契約者回線について、au契約への契約移行があった場合、そのWIN契約者回線に係る学生であることを条件とする基本使用料の減額適用（本減額適用Ⅰに相当するものをいいます。）については、当社のWIN約款の規定（キに相当するものをいいます。）に定めるところによります。</p> <p>ケ 契約者は、本減額適用Ⅰの適用の可否を判断するために、その契約者回線に係る情報（本減額適用Ⅰの適用に必要な範囲に限ります。）を、当社が沖縄セルラー電話株式会社に通知することを承諾していただきます。</p>	料金月	<p>契約移行のあった日を含む料金月から起算して、次表に定める月数が経過するまでの各料金月であって、その契約者回線について、アに定める適用条件を全て満たしている月。</p> <p>当社のWIN約款に定める適用開始月Ⅰ（アに定める適用開始月Ⅰに相当するものをいいます。）から起算して契約移行のあった日を含む料金月の前料金月までの月数を、36料金月から除いた月数</p>
料金月	<p>契約移行のあった日を含む料金月から起算して、次表に定める月数が経過するまでの各料金月であって、その契約者回線について、アに定める適用条件を全て満たしている月。</p> <p>当社のWIN約款に定める適用開始月Ⅰ（アに定める適用開始月Ⅰに相当するものをいいます。）から起算して契約移行のあった日を含む料金月の前料金月までの月数を、36料金月から除いた月数</p>		
<p>(2) 学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用</p>	<p>ア 学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用（以下この附則第2項において「本減額適用Ⅱ」といいます。）とは、申出対象期間に、LTE契約の申込み（契約変更及びau契約からの契約移行に係るものを除きます。）と同時に申出があり、当社が承諾した場合、そのLTEサービスの契約者回線について、次表に定める料金月において、料金表第1表第1（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる額（オプション機能使用料に係るものを除きます。以下この(2)欄において「控除対象額」といいます。）のうち、次表に定める控除額（控除対象額が控除額に満たない場合は、控除対象額とします。）を控除する取扱いを行うことをいいます。</p> <p>ただし、この約款又は当社のWIN約款に定める基本使用料の減額適用（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月については、この限りではありません。</p> <table border="1" data-bbox="475 1982 1452 2022"> <tr> <td data-bbox="475 1982 667 2022">料金月</td> <td data-bbox="667 1982 1452 2022">本減額適用Ⅱの申出を当社が承諾した日を含む料金</td> </tr> </table>	料金月	本減額適用Ⅱの申出を当社が承諾した日を含む料金
料金月	本減額適用Ⅱの申出を当社が承諾した日を含む料金		

	月の翌料金月（以下この附則第2項において「適用開始月Ⅱ」といいます。）から起算して12料金月（そのLTE契約の申込みに当たって、別記2(11)に定める携帯電話番号ポータビリティを希望した場合は36料金月とします。）が経過するまでの各料金月であって、その契約者回線について、次欄に定める適用条件を全て満たしている月。										
適用条件	<p>(ア) 障がい者等に係る基本使用料の割引の適用又は第2種定期LTE契約に係る基本使用料の適用を受けていること。</p> <p>(イ) 基本使用料の料金種別がLTEプラン、電話カケ放題プラン、電話カケ放題プランS、電話カケ放題プラン(CP)、LTEプラン(V)、電話カケ放題プラン(V)又は電話カケ放題プランS(V)であること。</p>										
控除額	税抜額 934円										
<p>イ 本減額適用Ⅱは、LTEデュアルの契約者回線であって、アに定めるLTE契約の申込みと同時に、複数回線複合割引の適用の申出（その契約者が指定する割引選択回線群に、次表の区分1若しくは区分2に定める申出を当社が承諾した契約者回線若しくはWIN契約者回線（その減額適用を廃止又は終了していないものに限ります。）又は次表の区分3若しくは区分4に定める申出を沖縄セルラー電話株式会社が承諾した他網契約者回線（その減額適用を廃止又は終了していないものに限ります。）が含まれるものに限ります。）があったものに限り、申し出ることができます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>申出</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>本減額適用Ⅰの申出</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>当社のWIN約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>沖縄セルラー電話株式会社のLTE約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>沖縄セルラー電話株式会社のWIN約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出</td> </tr> </tbody> </table>		区分	申出	1	本減額適用Ⅰの申出	2	当社のWIN約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出	3	沖縄セルラー電話株式会社のLTE約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出	4	沖縄セルラー電話株式会社のWIN約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出
区分	申出										
1	本減額適用Ⅰの申出										
2	当社のWIN約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出										
3	沖縄セルラー電話株式会社のLTE約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出										
4	沖縄セルラー電話株式会社のWIN約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出										
<p>ウ 当社は、イに定める申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。</p> <p>(ア) その申出のあった契約者回線又は当社との間で締結している若しくは締結していた他のLTE契約に係る契約者回線（その契約者名義が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。）について、(1)欄のウの表の区分1に定める申出を当社が承諾しているとき。</p> <p>(イ) 当社との間で締結している若しくは締結していたau契約に係るWIN契約者回線（その契約者名義が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。）について、</p>											

(1) 欄のウの表の区分2に定める申出を当社が承諾しているとき。

(ウ) 沖縄セルラー電話株式会社との間で締結している若しくは締結していたLTE契約に係る他網契約者回線（その契約者名義が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。）について、(1) 欄のウの表の区分3に定める申出を沖縄セルラー電話株式会社が承諾しているとき。

(エ) 沖縄セルラー電話株式会社との間で締結している若しくは締結していたau契約に係る他網契約者回線（その契約者名義が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。）について、(1) 欄のウの表の区分4に定める申出を沖縄セルラー電話株式会社が承諾しているとき。

エ 当社は、本減額適用Ⅱの適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、アの表の料金月の欄に定める12料金月又は36料金月が経過する前であっても、本減額適用Ⅱを廃止します。

(ア) LTEサービス利用権の譲渡があったとき。

(イ) 契約者の地位の承継があったとき。

(ウ) LTEサービスの利用の一時休止があったとき。

(エ) LTE契約の解除があったとき。

(オ) そのLTE契約について、新たな利用者登録又は登録利用者の変更が行われたとき。

オ エの規定により、本減額適用Ⅱを廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本減額適用Ⅱの適用
1 2以外により本減額適用Ⅱを廃止したとき。	その事由が生じた日（LTEサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本減額適用Ⅰを廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月までの基本使用料について、本減額適用Ⅱの対象とします。
2 エの(ウ)又は(エ)の規定により本減額適用Ⅱを廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用Ⅱの対象とします。

カ 当社は、アに定める控除額について、その料金月において同表の適用条件を満たさない日があった場合は、適用条件を満たした日の日数に応じて、基本使用料の料金種別ごとに日割りします。

キ 当社は、当社のWIN約款に定める学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用（本減額適用Ⅱに相当するものをいいます。）の申出の承諾を受けたWIN契約者回線について、LTE契約への契約移行があった場合、そのLTEサービスの契約者回線について、次表に定める料金月において、本減額適用Ⅱを適用します。

	料金月	<p>契約移行のあった日を含む料金月から起算して、次表に定める月数が経過するまでの各料金月であって、その契約者回線について、アに定める適用条件を全て満たしている月。</p> <p>当社のW I N約款に定める適用開始月Ⅱ（アに定める適用開始月Ⅱに相当するものをいいます。）から起算して契約移行のあった日を含む料金月の前料金月までの月数を、12 料金月（そのa u契約の申込みに当たって、当社のW I N約款別記3（11）に定める携帯電話番号ポータビリティを希望した場合は36 料金月とします。）から除いた月数</p>
<p>ク 本減額適用Ⅱの申出の承諾を受けた契約者回線について、a u契約への契約移行があった場合、そのW I N契約者回線に係る学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用（本減額適用Ⅱに相当するものをいいます。）については、当社のW I N約款の規定（キに相当するものをいいます。）に定めるところによります。</p> <p>ケ 契約者は、本減額適用Ⅱの適用の可否を判断するために、その契約者回線に係る情報（本減額適用Ⅱの適用に必要な範囲に限ります。）を、当社が沖縄セルラー電話株式会社に通知することを承諾していただきます。</p>		

3 この改定規定実施の日から平成 25 年5月 31 日までの間に、L T E契約の申込みがあった場合（その申込みに際し、次表に定める適用条件の全てを満たすときに限ります。）、そのL T Eサービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して24 料金月の間（以下この附則第7項までにおいて「控除対象期間」といいます。）、その契約者回線について、料金表第1表第1（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる額（オプション機能使用料に係るものを除きます。）のうち、次表に定める控除額（第6項の規定により控除額を日割りした場合はその額とします。）を控除する取扱い（以下この附則第7項までにおいて「本減額適用」といいます。）を行います。

ただし、前項に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用又は学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用を受ける料金月については、この限りではありません。

(1) 適用条件

<p>ア 別記2（11）に定める携帯電話番号ポータビリティを希望する旨の申出があること。</p> <p>イ 当社が別に定めるサービス取扱所において別に定める端末設備の購入を伴うこと。</p> <p>ウ 基本使用料の料金種別としてL T Eプランを選択すること。</p>
--

(2) 控除額

1 契約ごとに月額

区分	控除額
ア イ以外の場合	税抜額 934 円
イ そのL T Eサービスの提供を開始した日を含む料金月の末日において、契約者を単位とする金額指定割引の適用を受け	税抜額 1,868 円

ている場合	
-------	--

4 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。

- (1) LTE契約の解除があったとき。
- (2) LTEサービスの利用の一時休止があったとき。
- (3) LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。
- (4) LTEプラン以外への基本使用料の料金種別の変更があったとき。
- (5) 新たな端末設備の購入があったとき。

5 前項の規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本減額適用の適用
1 2以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。
2 新たな端末設備の購入があったとき（前項の第3号又は第4号を伴う場合を除きます。）。	新たな端末設備の購入があった日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。

6 第3項の規定により本減額適用を開始した場合又は第4項の規定により本減額適用を廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、基本使用料の料金種別ごとに第3項に規定する控除額の日割を行います。

区分	起算日
適用開始日	その料金月の初日
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、第4項の規定により本減額適用を廃止した場合は、廃止日）

7 前項の規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

（データ通信料の支払いに関する経過措置）

8 当社は、LTE契約者からの申出により、次表に定める取扱いを行います。

特定端末設備の購入に伴うLTEフラットの適用を条件とするデータ通信料の減額適用Ⅱ	<p>ア この改正規定実施の日から平成25年5月31日までの間に、LTE契約の申込み（契約変更及びau契約からの契約移行に係るものを除きます。）があった場合（その申込みの際し、次表に定める適用条件を全て満たす場合に限り）、次表に定める料金月から起算して24料金月の間（以下この附則第8項において「減額対象期間」といいます。）、そのLTEサービスの契約者回線に係る特定データ通信定額制の適用について、料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）（3）のアに定める定額料に代えて、税抜額5,200円を適用する取扱い（以下この附則第8項において「本減額適用」といいます。）を行います。</p> <p>ただし、特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用、特定のLTEシングルに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用又は特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用を受ける料金月については、この限りではありません。</p>	
	<table border="1"> <tr> <td>適用条件</td> <td>（ア）当社が別に定めるサービス取扱所において別に定める端末設備を購入を伴うこと。</td> </tr> </table>	適用条件
適用条件	（ア）当社が別に定めるサービス取扱所において別に定める端末設備を購入を伴うこと。	

	(イ) 特定データ通信定額制の申込みをすること。						
料金月	特定データ通信定額制の適用を開始した料金月						
<p>イ 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、減額対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。</p> <p>(ア) 特定データ通信定額制の適用を廃止したとき。</p> <p>(イ) 新たな端末設備の購入があったとき。</p> <p>ウ イの規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p>							
<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">本減額適用の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 イの(ア)の規定により本減額適用を廃止したとき。</td> <td>特定データ通信定額制の適用を廃止した日の前日までのデータ通信料について、本減額適用の対象とします。</td> </tr> <tr> <td>2 イの(イ)の規定により本減額適用を廃止したとき(イの(ア)の規定に該当する場合を除きます。)</td> <td>新たな端末設備の購入があった日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、本減額適用の対象とします。</td> </tr> </tbody> </table>		区分	本減額適用の適用	1 イの(ア)の規定により本減額適用を廃止したとき。	特定データ通信定額制の適用を廃止した日の前日までのデータ通信料について、本減額適用の対象とします。	2 イの(イ)の規定により本減額適用を廃止したとき(イの(ア)の規定に該当する場合を除きます。)	新たな端末設備の購入があった日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、本減額適用の対象とします。
区分	本減額適用の適用						
1 イの(ア)の規定により本減額適用を廃止したとき。	特定データ通信定額制の適用を廃止した日の前日までのデータ通信料について、本減額適用の対象とします。						
2 イの(イ)の規定により本減額適用を廃止したとき(イの(ア)の規定に該当する場合を除きます。)	新たな端末設備の購入があった日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、本減額適用の対象とします。						

(料金等の支払に関する経過措置)

9 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

10 KDDI次ビジ戦第272号、第279号、第281号の附則第2項中「この改定規定実施の日から平成25年1月31日までの間に」を「この改定規定実施の日から平成25年1月21日までの間に」に改めます。

11 KDDI次ビジ戦第272号、第279号、第281号の附則第16項の表中「特定端末設備の購入に伴うLTEフラットの適用を条件とするデータ通信料の減額適用」を「特定端末設備の購入に伴うLTEフラットの適用を条件とするデータ通信料の減額適用I」に、同項のA中「控除対象期間」を「減額対象期間」に、同項のI中「控除対象期間内」を「減額対象期間内」にそれぞれ改めます。

附則(KDDI次ビジ戦第294号)

この改正規定は、平成25年1月30日から実施します。

附則(KDDI次ビジ戦第301号、第308号、第310号、第311号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成25年2月1日から実施します。

(基本使用料の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施の日から平成25年5月8日までの間に、LTE契約者が、当社が別に定めるサービス取扱所において当社が別に定める端末設備を購入した場合(基本使用料の料金種別として、LTE for Tabを選択している又は端末設備の購入と同時に選択するときに限ります。)、その購入のあった日(以下この附則第5項までにおいて「購入日」

といいます。)を含む料金月(LTEフラットfor DATAを選択している契約者回線について、LTEforTabを選択することとなる新たな端末設備の購入があった場合は、購入日を含む料金月の翌料金月とします。)から起算して24料金月の間(以下この附則第6項までにおいて「控除対象期間」といいます。)、その契約者回線について、料金表第1表第1(基本使用料等)の規定により支払いを要することとされる額(オプション機能使用料に係るものを除き、特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用又は特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用を受ける場合は、それぞれ適用する前の額とします。)のうち、次表に定める控除額(第5項の規定により控除額を日割りした場合はその額とします。)を控除する取扱い(以下この附則第6項までにおいて「本減額適用」といいます。)を行います。

ただし、この約款の附則又は当社のWIN約款の附則に定める基本使用料の減額適用(当社が別に定めるものに限ります。)を受ける料金月については、この限りではありません。

1 契約ごとに月額

控除額	税抜額 500 円
-----	-----------

3 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。

- (1) LTE契約の解除があったとき。
- (2) LTEサービスの利用の一時休止があったとき。
- (3) LTEデュアルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。
- (4) LTEforTab以外の料金種別の適用の開始があったとき。
- (5) 新たな端末設備の購入があったとき。
- (6) この約款の附則に定める複数LTE回線の利用を条件とするLTEシングルに係る基本使用料の減額適用の開始があったとき。

4 前項の規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本減額適用の適用
(1) (2)以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。
(2) 新たな端末設備の購入があったとき(前項の第3号又は第4号を伴う場合を除きます。)	新たな端末設備の購入があった日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。

5 第2項の規定により本減額適用を開始した場合又は第3項の規定により本減額適用を廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、基本使用料の料金種別ごとに第2項に規定する控除額の日割を行います。

区分	起算日
適用開始日	その料金月の初日(その料金月において、第2項の規定により本減額適用を開始した場合は、その料金月におけるLTEforTabの基本使用料の適用開始日)
適用終了日	その料金月の末日(その料金月において、第3項の規定により本減額適用を廃止した場合は、廃止日)

6 前項の規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

(オプション機能使用料の支払いに関する経過措置)



7 この改正規定実施の日から平成 25 年 3 月 31 日までの間に、テザリング利用機能の提供の請求があり当社が承諾した場合、当社は、テザリング利用機能の加入を条件とするオプション機能使用料の減免適用（テザリング利用機能の提供を開始した日を含む料金月から起算して 24 料金月の間（以下この附則第 10 項までにおいて「控除対象期間」といいます。）、この約款の規定に関わらず、テザリング利用機能に係るオプション機能使用料の支払いを免除する取扱いをいいます。以下この附則第 10 項までにおいて「本取扱い」といいます。）を行います。

ただし、その契約者回線について、以下のいずれかに該当する場合は、この限りでありません。

(1) サービス取扱所において直近に購入した端末設備（テザリング利用機能の提供の請求と同時に購入した場合は、その端末設備とします。）が、当社が別に定めるものでないとき。

(2) この約款若しくは当社の W I N 約款の附則又は沖縄セルラー電話株式会社の L T E 約款若しくは W I N 約款の附則に定めるテザリング利用機能の加入を条件とするオプション機能使用料の減免適用を受けたことがあるとき。

8 当社は、その契約者回線について、テザリング利用機能の廃止があった場合には、控除対象期間内であっても、本取扱いを廃止します。

9 前項の規定により、本取扱いを廃止した場合、テザリング利用機能の廃止のあった日を含む料金月の末日までのオプション機能使用料について、本取扱いの対象とします。

10 本取扱いを受けている間、その契約者回線について、料金表第 1 表第 3（データ通信料）1（適用）（5）のイに定める取扱いを適用しません。

（通話料の支払いに関する経過措置）

11 この改正規定実施の日から平成 25 年 5 月 31 日までの間に、料金表第 1 表第 2（通話料）1（適用）の(11)に定める定額料の支払いによる L T E プランの契約者回線に係る通話料の適用 I（以下この附則第 12 項までにおいて「a u 通話定額 24」といいます。）の申出があり当社が承諾した場合、当社は、a u 通話定額 24 に係る定額料の減免適用（a u 通話定額 24 の適用を開始した日を含む料金月から起算して 2 料金月の間、この約款の規定に関わらず、a u 通話定額 24 に係る定額料の支払いを免除する取扱いをいいます。以下この附則第 12 項までにおいて「本取扱い」といいます。）を行います。

ただし、その契約者回線について、この約款の附則又は沖縄セルラー電話株式会社の L T E 約款の附則に定める a u 通話定額 24 に係る定額料の減免適用を受けたことがある場合は、この限りではありません。

12 当社は、その契約者回線について、a u 通話定額 24 の廃止があった場合には、その廃止のあった日をもって、本取扱いを廃止します。

（データ通信料の支払いに関する経過措置）

13 当社は、L T E 契約者からの申出により、次表に定める取扱いを行います。

<p>特定端末設備の購入に伴う L T E フラットの適用を条件とするデータ通信料の減額適用 I</p>	<p>ア この改正規定実施の日から平成 27 年 6 月 30 日までの間に、L T E 契約者（次表に定める適用条件を満たす者に限ります。）からの申出があり当社が承諾した場合、次表に定める料金月から起算して 24 料金月の間（以下この附則第 13 項までにおいて「減額対象期間」といいます。）、その L T E サービスの契約者回線に係る特定データ通信定額制の適用について、料金表第 1 表第 3（データ通信料）1（適用）（3）のアに定める定額料に代えて、税抜額</p>
--	--

5,200円を適用する取扱い（以下この附則第13項までにおいて「本減額適用」といいます。）を行います。

ただし、特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用、特定のLTEシングルに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用若しくは特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用又はこの約款若しくは当社のWIN約款の附則に定めるデータ通信料の減額適用（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月（この約款の附則に定めるMNPを条件とする基本使用料及びデータ通信料の減額適用を受ける料金月を除きます。）については、この限りではありません。

適用条件	<p>(ア) この改正規定実施の日から平成27年6月30日までの間に、当社が別に定めるサービス取扱所において当社が別に定める端末設備を購入すると同時に、特定データ通信定額制の適用の申込みをすること。</p> <p>(イ) 特定データ通信定額制の適用を受けている場合であって、この改正規定実施の日から平成27年6月30日までの間に、当社が別に定めるサービス取扱所において当社が別に定める端末設備を購入すること。</p>	
料金月	(ア) 適用条件(ア)を満たす場合	特定データ通信定額制の適用を開始した料金月
	(イ) 適用条件(イ)を満たす場合（(ウ)に該当する場合を除きます。）	本減額適用の申出を当社が承諾した日を含む料金月
	(ウ) 適用条件(イ)を満たす場合（その契約者回線について、平成24年9月21日から実施の附則第4条に規定する特定端末設備の購入に伴うLTEフラットの適用を条件とするデータ通信料の減額適用又は平成25年1月1日から実施の附則第16項に規定する特定端末設備の購入に伴うLTEフラットの適用を条件とするデータ通信料の減額適用Iを受けている場合に限ります。）	本減額適用の申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月

イ 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のい

	<p>いずれかに該当する場合には、減額対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。</p> <p>(ア) 特定データ通信定額制の適用を廃止したとき。</p> <p>(イ) 新たな端末設備の購入があったとき。</p> <p>ウ イの規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p>	
	区分	本減額適用の適用
	<p>1 イの(ア)の規定により本減額適用を廃止したとき。</p>	<p>特定データ通信定額制の適用を廃止した日の前日までのデータ通信料について、本減額適用の対象とします。</p>
<p>2 イの(イ)の規定により本減額適用を廃止したとき(イの(ア)の規定に該当する場合を除きます。)</p>	<p>新たな端末設備の購入があった日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、本減額適用の対象とします。</p>	

(料金等の支払いに関する経過措置)

14 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

15 KDDI次ビジ戦第240号、第242号の附則第2項のただし書き(1)について、次のように改めます。

(1) この約款の附則又は当社のLTE約款の附則に定める基本使用料の減額適用(当社が別に定めるものに限り)を受けける料金月。

附則(KDDI次ビジ戦第313号、第315号、第317号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成25年2月13日から実施します。

(手続きに関する料金の経過措置)

2 この改正規定実施前に請求のあった手続きが、この改正規定実施の日において完了していない場合、その手続きに関する料金の支払いについては、改正後の規定によるものとします。

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務(前項に定めるものを除きます)については、なお従前のとおりとします。

附則(KDDI次ビジ戦第319号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成25年2月15日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDI次ビジ戦第324号、第326号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成25年3月1日から実施します。  
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDI次ビジ戦第328号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成25年3月8日から実施します。  
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDI次ビジ戦第330号、第332号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成25年3月15日から実施します。  
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDI次ビジ戦第334号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成25年3月20日から実施します。  
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDI次ビジ戦第336号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成25年3月22日から実施します。  
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施の日から平成25年3月31日までの間（以下この附則において「控除対象期間」といいます。）に、LTEサービスの契約者回線から国際SMS送信（海外ローミング機能を利用して行われたもの及び沖縄セルラー電話株式会社が提供するローミングに係るものを含み、フィリピン共和国又はブラジル連邦共和国の電気通信事業者が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線との間の国際SMS送信に限ります。以下この附則（次項第2号を除きます。）において同じとします。）が行われた場合、当社は、その国際SMS送信が行われた日を含む料金月の翌料金月において、その契約者回線についてこの約款の規定により支払いを要することとされるau（LTE）通信サービスの料金のうち、国際SMS送信に関する料金（国際SMS送信に係る通話料及び海外ローミング機能に係るオプション機能使用料（海外SMS利用（国際SMSに係るものに限ります。）に係るものに限ります。）をいい、沖縄セルラー電話株式会社が提供するローミングに係る料金を含

みます。)に相当する額(控除対象期間に行われた国際SMS送信の回数が5回を超える場合は、500円を上限とします。)を控除する取扱い(以下この附則において「本取扱い」といいます。)を行います。

3 本取扱いは、LTEサービスの契約者回線であって、次に該当しないものに限り、適用します。

(1) その契約者名義が法人であるもの。

(2) 平成24年6月1日から平成25年3月21日までの間に、国際SMS送信(そのLTE契約がau契約からの契約移行により締結されたものであるときは、WIN契約者回線から行われたものを含みます。)が行われたもの。

4 控除対象期間内にau契約からの契約移行があった場合、契約移行前のWIN契約者回線から行われた国際SMS送信を契約者回線から行われたものとして取り扱います。

5 控除対象期間内にau契約への契約移行があった場合、契約移行前の契約者回線から行われた国際SMS送信に関する本取扱いについては、当社のWIN約款の規定(この附則に相当するものをいいます。)に定めるところによります。

6 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(KDDI次biz戦第339号、第341号、第343号、第344号、第346号、第348号)  
(実施時期)

1 この改正規定は、平成25年4月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施の日から平成25年5月31日までの間に、テザリング利用機能の提供の請求があり当社が承諾した場合、当社は、テザリング利用機能の加入を条件とするオプション機能使用料の減免適用(テザリング利用機能の提供を開始した日を含む料金月から起算して24料金月の間(以下この附則第5項までにおいて「控除対象期間」といいます。))、この約款の規定に関わらず、テザリング利用機能に係るオプション機能使用料の支払いを免除する取扱いをいいます。以下この附則第5項までにおいて「本取扱い」といいます。)を行います。

ただし、その契約者回線について、以下のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

(1) サービス取扱所において直近に購入した端末設備(テザリング利用機能の提供の請求と同時に購入した場合は、その端末設備とします。)が、当社が別に定めるものでないとき。

(2) この約款若しくは当社のWIN約款の附則又は沖縄セルラー電話株式会社のLTE約款若しくはWIN約款の附則に定めるテザリング利用機能の加入を条件とするオプション機能使用料の減免適用を受けたことがあるとき。

3 当社は、その契約者回線について、テザリング利用機能の廃止があった場合には、控除対象期間内であっても、本取扱いを廃止します。

4 前項の規定により、本取扱いを廃止した場合、テザリング利用機能の廃止のあった日を含む料金月の末日までのオプション機能使用料について、本取扱いの対象とします。

5 本取扱いを受けている間、その契約者回線について、料金表第1表第3(データ通信料)1(適用)(5)のイに定める取扱いを適用しません。

(料金等の支払いに関する経過措置)

6 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(特定サービス等の電気通信回線への通話に係る料金に応じた通話料の割引)

7 この改正規定実施の際現に、改正前の規定に基づき適用されている次表に掲げる取扱いは、この改正規定実施の日においてその適用を廃止する申出があったものとして取り扱います。

料金表第1表 (au (LTE) 通信サービスに関する料金) 第2 (通話料) 1 (適用) (25) 「特定サービス等の電気通信回線への通話に係る料金に応じた通話料の割引」
--

(回線群等に関する経過措置)

8 当社のWIN約款に定めるKDDI次ビジ戦第338号、第340号、第342号、第345号、第347号、第349号の附則第6項の規定は、同第6項に定める旧回線等が属するこの約款に定める回線群等に係る料金その他の取扱いにおいて準用します。

9 当社のWIN約款に定めるKDDI次ビジ戦第338号、第340号、第342号、第345号、第347号、第349号の附則第7項の規定は、同第7項に定める旧回線を指定することにより適用されているこの約款に定める料金その他の取扱いにおいて準用します。

附則 (KDDICマ第1号、第3号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成25年4月16日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則 (KDDICマ第7号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成25年4月25日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則 (KDDICマ第10号、第19号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成25年5月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、海外ローミング機能におけるミャンマー連邦共和国に関する改正規定については、当社が別に定める日から実施します。

(払込取扱票の発行等に関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、当社が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いを選択している場合、この改正規定実施の日において、別記2(3)のアに定める請求があったものとみなして取り扱います。

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

- 4 KDDI次ビジ戦第288号、第290号、第292号の附則第2項(2)のア及び第3項(1)のア中「別記2(10)」を「別記2(11)」に改めます。

附則（KDDICマ第21号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成25年5月9日から実施します。

（基本使用料の支払いに関する経過措置）

- 2 この改正規定実施の日から平成25年5月31日までの間に、LTE契約者が、当社が別に定めるサービス取扱所において当社が別に定める端末設備を購入した場合（基本使用料の料金種別として、LTE for Tabを選択している又は端末設備の購入と同時に選択するときに限ります。）、その購入のあった日（以下この附則第5項までにおいて「購入日」といいます。）を含む料金月から起算して24料金月の間（以下この附則第6項までにおいて「控除対象期間」といいます。）、その契約者回線について、料金表第1表第1（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる額（オプション機能使用料に係るものを除き、特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用又は特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用を受ける場合は、それぞれ適用する前の額とします。）のうち、次表に定める控除額（第5項の規定により控除額を日割りした場合はその額とします。）を控除する取扱い（以下この附則第6項までにおいて「本減額適用」といいます。）を行います。

ただし、この約款の附則又は当社のWIN約款の附則に定める基本使用料の減額適用（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月については、この限りではありません。

1 契約ごとに月額

控除額	税抜額 500 円
-----	-----------

- 3 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。

- (1) LTE契約の解除があったとき。
- (2) LTEサービスの利用の一時休止があったとき。
- (3) LTEデュアルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。
- (4) LTE for Tab以外の料金種別の適用の開始があったとき。
- (5) 新たな端末設備の購入があったとき。
- (6) この約款の附則に定める複数LTE回線の利用を条件とするLTEシングルに係る基本使用料の減額適用の開始があったとき。

- 4 前項の規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本減額適用の適用
(1) (2)以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。
(2) 新たな端末設備の購入があったとき（前項の第3号又は第4号を伴う場合を除きます。）。	新たな端末設備の購入があった日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。

- 5 第2項の規定により本減額適用を開始した場合又は第3項の規定により本減額適用を廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、基本使用料の料金種別ごとに第2項に規定する控除額の日割を行います。

区分	起算日
適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、第2項の規定により本減額適用を開始した場合は、その料金月におけるLTE for Tabの基本使用料の適用開始日）
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、第3項の規定により本減額適用を廃止した場合は、廃止日）

6 前項の規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

（料金等の支払いに関する経過措置）

7 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

8 平成24年9月21日から実施の附則第4条のウ、KDDI次ビジ戦第272号、第279号、第281号の附則第16項のウ、KDDI次ビジ戦第288号、第290号、第292号の附則第8項のウ及びKDDI次ビジ戦第301号、第308号、第310号、第311号の附則第13項のウを、それぞれ次のように改めます。

ウ イの規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本減額適用の適用
1 イの(ア)の規定により本減額適用を廃止したとき。	特定データ通信定額制の適用を廃止した日の前日までのデータ通信料について、本減額適用の対象とします。
2 イの(イ)の規定により本減額適用を廃止したとき（イの(ア)の規定に該当する場合を除きます。）。	新たな端末設備の購入があった日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、本減額適用の対象とします。

9 KDDI次ビジ戦第301号、第308号、第310号、第311号の附則第13項のア中料金月の欄を、次のように改めます。

料金月		
	(ア) 適用条件(ア)を満たす場合	特定データ通信定額制の適用を開始した料金月
	(イ) 適用条件(イ)を満たす場合（(ウ)に該当する場合を除きます。）	本減額適用の申出を当社が承諾した日を含む料金月
	(ウ) 適用条件(イ)を満たす場合（その契約者回線について、平成24年9月21日から実施の附則第4条に規定する特定端末設備の購入に伴うLTEフラットの適用を条件とするデータ通信料の減額適用又は平成25年1月1日から実施の附則第16項に規定する特定端末設備の購入に伴うLTEフラットの適用を条件とするデータ通信料の減額適用Iを受けている場合に限りま	本減額適用の申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月



	す。)	
--	-----	--

- 10 KDDI次ビジ戦第301号、第308号、第310号、第311号の附則第13項のA中「ただし、特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用又は特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用を受ける料金月については、この限りではありません。」を「ただし、特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用若しくは特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用又はこの約款若しくは当社のWIN約款の附則に定めるデータ通信料の減額適用（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月については、この限りではありません。」に改めます。
- 11 KDDI次ビジ戦第251号の附則第2項の後及びKDDI次ビジ戦第272号、第279号、第281号の附則第7項の後に、それぞれ次のように加えます。  
 ただし、この約款の附則又は当社のWIN約款の附則に定める基本使用料の減額適用（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月については、この限りではありません。
- 12 KDDI次ビジ戦第301号、第308号、第310号、第311号の附則第2項中「この改正規定実施の日から平成25年5月31日までの間」を「この改正規定実施の日から平成25年5月8日までの間」に改めます。

附則（KDDICマ第22号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成25年5月25日から実施します。  
 （料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第24号、第25号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成25年5月27日から実施します。  
 （基本使用料に関する経過措置）
- 2 この改正規定実施の日から平成25年8月31日までの間に、LTE契約の申込み（契約変更及びau契約からの契約移行に係るものを除きます。）があった場合（その申込みに際し、基本使用料の料金種別として、LTEフラットforDATA（m）を選択するときに限ります。）、そのLTEサービスの提供を開始した日を含む料金月から起算して24料金月の間（以下この附則において「控除対象期間」といいます。）、その契約者回線について、料金表第1表第1（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる額（オプション機能使用料に係るものを除き、特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用又は特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用を受ける場合は、それぞれ適用する前の額とします。）のうち、次表に定める控除額（第5項の規定により控除額を日割りした場合は、その額とします。）を控除する取扱い（以下この附則において「本減額適用」といいます。）を行います。

ただし、この約款の附則又は当社のWIN約款の附則に定める基本使用料の減額適用（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月については、この限りではありません。

1 契約ごとに月額

控除額	税抜額 500 円
-----	-----------

3 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合は、控除対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。

- (1) LTE契約の解除があったとき。
- (2) LTEサービスの利用の一時休止があったとき。
- (3) LTEデュアルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。
- (4) LTEフラット for DATA (m) 以外の料金種別の適用の開始があったとき。
- (5) 新たな端末設備の購入があったとき。
- (6) この約款の附則に定める複数LTE回線の利用を条件とするLTEシングルに係る基本使用料の減額適用の開始があったとき。

4 前項の規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本減額適用の適用
(1) (2)以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。
(2) 新たな端末設備の購入があったとき (前項の第3号又は第4号を伴う場合を除きます。)	新たな端末設備の購入があった日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。

5 第2項の規定により本減額適用を開始した場合又は第3項の規定により本減額適用を廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、基本使用料の料金種別ごとに第2項に規定する控除額の日割を行います。

区分	起算日
適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、第2項の規定により本減額適用を開始した場合は、その料金月におけるLTEフラット for DATA (m) の基本使用料の適用開始日）
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、第3項の規定により本減額適用を廃止した場合は、廃止日）

6 前項の規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

(料金等の支払いに関する経過措置)

7 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第28号、第30号、第32号、第35号）

(実施時期)

1 この改正規定は、平成25年6月1日から実施します。

(基本使用料の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施の日から令和元年9月30日までの間、当社は、基本使用料の料金種別としてLTEダブル定額 for Tabの適用を開始した料金月において、その契約者回線に係る基本使用料について、2（料金額）に定める料金額から、次表に定める額を控除する取扱いを行います。

ただし、その料金月において、料金表第1表第1（基本使用料等）1（適用）(29)の適用を受けている場合は、この限りではありません。

1 契約ごとに月額

区分	控除額
LTEダブル定額 for Tab	税抜額
	1,000円

- 3 前項に定める控除額は、LTEダブル定額 for Tabの基本使用料の適用を受ける日数に応じて日割りします。
- 4 前項の規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。
- 5 この改正規定実施の日から令和元年9月30日までの間に、当社が別に定めるサービス取扱所において当社が別に定める端末設備を購入した場合（基本使用料の料金種別として、LTE for Tab又はLTEフラット for Tab（L）を選択している又は端末設備の購入と同時に選択するときに限ります。）、その購入のあった日（以下この附則第9項までにおいて「購入日」といいます。）を含む料金月から起算して24料金月の間（以下この附則第9項までにおいて「控除対象期間」といいます。）、その契約者回線について、料金表第1表第1（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる額（オプション機能使用料に係るものを除き、特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用（LTEダブル定額 for Tabに係るものを除きます。）又は特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用を受ける場合は、それぞれ適用する前の額とします。）のうち、次表に定める控除額（第8項の規定により控除額を日割りした場合はその額とします。）を控除する取扱い（以下この附則第9項までにおいて「本減額適用」といいます。）を行います。

ただし、この約款の附則又は当社のWIN約款の附則に定める基本使用料の減額適用（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月については、この限りではありません。

1 契約ごとに月額

控除額	税抜額 500円
-----	----------

- 6 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。
- (1) LTE契約の解除があったとき。
  - (2) LTEサービスの利用の一時休止があったとき。
  - (3) LTEデュアルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。
  - (4) LTE for Tab又はLTEフラット for Tab（L）以外の料金種別の適用の開始があったとき。
  - (5) 新たな端末設備の購入があったとき。
  - (6) この約款の附則に定める複数LTE回線の利用を条件とするLTEシングルに係る基本使用料の減額適用の開始があったとき。
- 7 前項の規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本減額適用の適用
(1) (2)以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。
(2) 新たな端末設備の購入があったとき（前項の第3号又は第4号を伴う場合を除きます。）。	新たな端末設備の購入があった日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。

- 8 第5項の規定により本減額適用を開始した場合又は第6項の規定により本減額適用を廃

止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、基本使用料の料金種別ごとに第5項に規定する控除額の日割を行います。

区分	起算日
適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、第5項の規定により本減額適用を開始した場合は、その料金月におけるLTE for Tab又はLTEフラット for Tab（L）の基本使用料の適用開始日）
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、第6項の規定により本減額適用を廃止した場合は、廃止日）

9 前項の規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

10 この改正規定実施の日から平成25年8月31日までの間に、LTE契約の申込みがあった場合（その申込みの際し、次表に定める適用条件の全てを満たす場合に限り）、そのLTEサービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して24料金月の間（以下この附則第14項までにおいて「控除対象期間」といいます。）、その契約者回線について、料金表第1表第1（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる額（オプション機能使用料に係るものを除きます。）のうち、次表に定める控除額（第13項の規定により控除額を日割りした場合はその額とします。）を控除する取扱い（以下この附則第14項までにおいて「本減額適用」といいます。）を行います。

ただし、この約款の附則又は当社のWIN約款の附則に定める基本使用料の減額適用（当社が別に定めるものに限り）を受ける料金月については、この限りではありません。

(1) 適用条件

- |  |
|--|
| ア 別記2(11)に定める携帯電話番号ポータビリティ（沖縄セルラー電話株式会社からのものを除きます。）を希望する旨の申出があること。<br>イ 当社が別に定めるサービス取扱所において別に定める端末設備の購入を伴うこと。<br>ウ 基本使用料の料金種別としてLTEプランを選択すること。 |
|--|

(2) 控除額

1 契約ごとに月額

区分	控除額
ア イ以外の場合	税抜額 934 円
イ そのLTEサービスの提供を開始した日を含む料金月の末日において、契約者を単位とする金額指定割引の適用を受けている場合	税抜額 1,868 円

11 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。

- (1) LTE契約の解除があったとき。
- (2) LTEサービスの利用の一時休止があったとき。
- (3) LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。
- (4) LTEプラン以外への基本使用料の料金種別の変更があったとき。
- (5) 新たな端末設備の購入があったとき。

12 前項の規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本減額適用の適用
1 2以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。
2 新たな端末設備の購入があったとき（前項の第3号又は第4号を伴う場合を除きます。）。	新たな端末設備の購入があった日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。

- 13 第10項の規定により本減額適用を開始した場合又は第11項の規定により本減額適用を廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、基本使用料の料金種別ごとに第10項に規定する控除額の日割を行います。

区分	起算日
適用開始日	その料金月の初日
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、第11項の規定により本減額適用を廃止した場合は、廃止日）

- 14 前項の規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

（オプション機能使用料の支払いに関する経過措置）

- 15 この改正規定実施の日から令和元年9月30日までの間、LTE契約者は、基本使用料の料金種別としてLTEダブル定額 for Tabの適用を開始した料金月において、その契約者回線に係るデータ通信（海外LTE NET利用及び海外LTE NET for DATA利用に係るもの並びに沖縄セルラー電話株式会社が提供するローミングに係るものを含みます。）が行われなかった場合、その料金月のLTE NET機能に係るオプション機能使用料の支払いを要しません。

- 16 この改正規定実施の日から平成25年8月31日までの間に、留守番伝言機能の提供の請求があり当社が承諾した場合、当社は、留守番伝言機能の加入を条件とする特定オプション機能使用料の減免適用（留守番伝言機能の提供を開始した日を含む料金月から起算して3料金月の間（以下この附則第18項までにおいて「控除対象期間」といいます。）、この約款の規定に関わらず、料金表第1表第1（基本使用料等）1（適用）(23)に定める特定オプション機能に係るオプション機能使用料の支払いを免除する取扱いをいいます。以下この附則第18項までにおいて「本取扱い」といいます。）を行います。

ただし、その契約者回線について、この約款若しくは当社のWIN約款の附則又は沖縄セルラー電話株式会社のLTE約款若しくはWIN約款の附則に定める留守番伝言機能の加入を条件とする特定オプション機能使用料の減免適用を受けたことがある場合は、この限りではありません。

- 17 当社は、本取扱いを受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間内であっても、本取扱いを廃止します。

- (1) LTE契約の解除があったとき（au契約への契約移行に係るものであって、当社が別に定める場合に該当するものを除きます。）。
- (2) LTEサービスの利用の一時休止があったとき。
- (3) 留守番伝言機能の廃止があったとき。

- 18 前項の規定により、本取扱いを廃止した場合、その事由が生じた日の前日までのオプション機能使用料について、本取扱いの対象とします。

- 19 この改正規定実施の日から平成29年5月31日までの間に、テザリング利用機能の提供の請求があり当社が承諾した場合、当社は、テザリング利用機能の加入を条件とするオプ

ション機能使用料の減免適用（テザリング利用機能の提供を開始した日を含む料金月から起算して 24 料金月（以下この附則第 22 項までにおいて「控除対象期間」といいます。）が経過するまでの各料金月（特定データ通信定額制Ⅱ（データ定額 20 又はデータ定額 30 に限ります。）、特定データ通信定額制Ⅱ（Ⅴ）（データ定額 20（Ⅴ）又はデータ定額 30（Ⅴ）に限ります。）、特定データ通信段階定額制、特定データ通信段階定額制（Ⅴ）、特定データ通信定額制Ⅲ又は特定データ通信段階定額制Ⅲ（Ⅴ）の適用を受けている月を除きます。）、この約款の規定に関わらず、テザリング利用機能に係るオプション機能使用料の支払いを免除する取扱いをいいます。以下この附則第 22 項までにおいて「本取扱い」といいます。）を行います。

ただし、その契約者回線について、以下のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

- (1) サービス取扱所において直近に購入した端末設備（テザリング利用機能の提供の請求と同時に購入した場合は、その端末設備とします。）が、当社が別に定めるものでないとき。
  - (2) この約款若しくは当社のWIN約款の附則又は沖縄セルラー電話株式会社のLTE約款若しくはWIN約款の附則に定めるテザリング利用機能の加入を条件とするオプション機能使用料の減免適用を受けたことがあるとき。
- 20 当社は、本取扱いを受けている契約者回線について、テザリング利用機能の廃止があった場合には、控除対象期間内であっても、本取扱いを廃止します。
- 21 前項の規定により、本取扱いを廃止した場合、テザリング利用機能の廃止のあった日を含む料金月の末日までのオプション機能使用料について、本取扱いの対象とします。
- 22 本取扱いを受けている間、その契約者回線について、料金表第 1 表第 3（データ通信料）1（適用）（6）の 2 のイに定める取扱い（ただし書きに定めるものを除きます。）を適用しません。

（通話料の支払いに関する経過措置）

- 23 この改正規定実施の日から平成 25 年 8 月 31 日までの間に、料金表第 1 表第 2（通話料）1（適用）（11）に定める定額料の支払いによるLTEプランの契約者回線に係る通話料の適用Ⅰ（以下この附則第 24 項までにおいて「a u通話定額 24」といいます。）の申出があり当社が承諾した場合、当社は、a u通話定額 24 に係る定額料の減免適用（a u通話定額 24 の適用を開始した日を含む料金月から起算して 2 料金月の間、この約款の規定に関わらず、a u通話定額 24 に係る定額料の支払いを免除する取扱いをいいます。以下この附則第 24 項までにおいて「本取扱い」といいます。）を行います。

ただし、その契約者回線について、この約款の附則又は沖縄セルラー電話株式会社のLTE約款の附則に定める a u通話定額 24 に係る定額料の減免適用を受けたことがある場合は、この限りではありません。

- 24 当社は、その契約者回線について、a u通話定額 24 の廃止があった場合には、その廃止のあった日をもって、本取扱いを廃止します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 25 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

- 26 平成 24 年 9 月 21 日から実施の附則第 2 条第 1 項及び第 3 条第 1 項について、それぞれ次のように改めます。

第2条 この約款実施の日から平成25年5月31日までの間に、留守番伝言機能の提供の請求があり当社が承諾した場合、当社は、留守番伝言機能の加入を条件とする特定オプション機能使用料の減免適用（留守番伝言機能の提供を開始した日を含む料金月から起算して6料金月の間（以下この附則第2条において「控除対象期間」といいます。）、この約款の規定に関わらず、料金表第1表第1（基本使用料等）1（適用）(23)に定める特定オプション機能に係るオプション機能使用料の支払いを免除する取扱いをいいます。以下この附則第2条において「本取扱い」といいます。）を行います。

ただし、その契約者回線について、この約款若しくは当社のWIN約款の附則又は沖縄セルラー電話株式会社のLTE約款若しくはWIN約款の附則に定める留守番伝言機能の加入を条件とする特定オプション機能使用料の減免適用を受けたことがある場合は、この限りではありません。

第3条 この約款実施の日から平成24年12月31日までの間に、テザリング利用機能の提供の請求があり当社が承諾した場合、当社は、テザリング利用機能の加入を条件とするオプション機能使用料の減免適用（テザリング利用機能の提供を開始した日を含む料金月から起算して24料金月の間（以下この附則第3条において「控除対象期間」といいます。）、この約款の規定に関わらず、テザリング利用機能に係るオプション機能使用料の支払いを免除する取扱いをいいます。以下この附則第3条において「本取扱い」といいます。）を行います。

ただし、その契約者回線について、以下のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

(1) サービス取扱所において直近に購入した端末設備（テザリング利用機能の提供の請求と同時に購入した場合は、その端末設備とします。）が、当社が別に定めるものではないとき。

(2) この約款若しくは当社のWIN約款の附則又は沖縄セルラー電話株式会社のLTE約款若しくはWIN約款の附則に定めるテザリング利用機能の加入を条件とするオプション機能使用料の減免適用を受けたことがあるとき。

27 KDDI次ビジ戦第272号、第279号、第281号の附則第12項について、次のように改めます。

12 この改正規定実施の日から平成25年1月31日までの間に、テザリング利用機能の提供の請求があり当社が承諾した場合、当社は、テザリング利用機能の加入を条件とするオプション機能使用料の減免適用（テザリング利用機能の提供を開始した日を含む料金月から起算して24料金月の間（以下この附則第15項までにおいて「控除対象期間」といいます。）、この約款の規定に関わらず、テザリング利用機能に係るオプション機能使用料の支払いを免除する取扱いをいいます。以下この附則第15項までにおいて「本取扱い」といいます。）を行います。

ただし、その契約者回線について、以下のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

(1) サービス取扱所において直近に購入した端末設備（テザリング利用機能の提供の請求と同時に購入した場合は、その端末設備とします。）が、当社が別に定めるものではないとき。

(2) この約款若しくは当社のWIN約款の附則又は沖縄セルラー電話株式会社のLTE約款若しくはWIN約款の附則に定めるテザリング利用機能の加入を条件とするオプション機能使用料の減免適用を受けたことがあるとき。

28 KDDI次ビジ戦第301号、第308号、第310号、第311号の附則第7項及び第11項について、それぞれ次のように改めます。

7 この改正規定実施の日から平成25年3月31日までの間に、テザリング利用機能の提供の請求があり当社が承諾した場合、当社は、テザリング利用機能の加入を条件とするオプション機能使用料の減免適用（テザリング利用機能の提供を開始した日を含む料金月から起算して24料金月の間（以下この附則第10項までにおいて「控除対象期間」といいます。）、この約款の規定に関わらず、テザリング利用機能に係るオプション機能使用料の支払いを免除する取扱いをいいます。以下この附則第10項までにおいて「本取扱い」といいます。）を行います。

ただし、その契約者回線について、以下のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

(1) サービス取扱所において直近に購入した端末設備（テザリング利用機能の提供の請求と同時に購入した場合は、その端末設備とします。）が、当社が別に定めるものではないとき。

(2) この約款若しくは当社のWIN約款の附則又は沖縄セルラー電話株式会社のLTE約款若しくはWIN約款の附則に定めるテザリング利用機能の加入を条件とするオプション機能使用料の減免適用を受けたことがあるとき。

11 この改正規定実施の日から平成25年5月31日までの間に、料金表第1表第2（通話料）1（適用）の(11)に定める定額料の支払いによるLTEプランの契約者回線に係る通話料の適用I（以下この附則第12項までにおいて「au通話定額24」といいます。）の申出があり当社が承諾した場合、当社は、au通話定額24に係る定額料の減免適用（au通話定額24の適用を開始した日を含む料金月から起算して2料金月の間、この約款の規定に関わらず、au通話定額24に係る定額料の支払いを免除する取扱いをいいます。以下この附則第12項までにおいて「本取扱い」といいます。）を行います。

ただし、その契約者回線について、この約款の附則又は沖縄セルラー電話株式会社のLTE約款の附則に定めるau通話定額24に係る定額料の減免適用を受けたことがある場合は、この限りではありません。

29 KDDI次ビジ戦第339号、第341号、第343号、第344号、第346号、第348号の附則第2項について、次のように改めます。

2 この改正規定実施の日から平成25年5月31日までの間に、テザリング利用機能の提供の請求があり当社が承諾した場合、当社は、テザリング利用機能の加入を条件とするオプション機能使用料の減免適用（テザリング利用機能の提供を開始した日を含む料金月から起算して24料金月の間（以下この附則第5項までにおいて「控除対象期間」といいます。）、この約款の規定に関わらず、テザリング利用機能に係るオプション機能使用料の支払いを免除する取扱いをいいます。以下この附則第5項までにおいて「本取扱い」といいます。）を行います。

ただし、その契約者回線について、以下のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

(1) サービス取扱所において直近に購入した端末設備（テザリング利用機能の提供の請求と同時に購入した場合は、その端末設備とします。）が、当社が別に定めるものではないとき。

(2) この約款若しくは当社のWIN約款の附則又は沖縄セルラー電話株式会社のLTE



E約款若しくはWIN約款の附則に定めるテザリング利用機能の加入を条件とするオプション機能使用料の減免適用を受けたことがあるとき。

附則（KDDICマ第37号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成25年6月3日から実施します。  
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第39号、第41号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成25年6月6日から実施します。  
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。  
（その他）
- 3 平成24年9月21日から実施の附則第5条第1項における「及び当社が別に定める料金をいいます。」を「、付随サービスに関する料金等（料金安心サービスに関する料金、3LMセキュリティサービス利用料及びauスマートサポート接続サービス利用料に限ります。）及び当社が別に定める料金をいいます。」に改めます。

附則（KDDICマ第47号）

この改正規定は、平成25年6月18日から実施します。

附則（KDDICマ第49号、第51号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成25年6月20日から実施します。  
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第53号、第59号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成25年7月1日から実施します。  
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第60号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成25年7月3日から実施します。  
（料金等の支払いに関する経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第62号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成25年7月17日から実施します。  
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。  
（その他）
- 3 平成25年1月22日から実施の附則第2項(1)欄及び(2)欄中「障害者用の基本使用料」を「障がい者等用の基本使用料」にそれぞれ改めます。

附則（KDDICマ第64号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成25年7月25日から実施します。  
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第66号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成25年7月31日から実施します。  
ただし、この改正規定中この附則第3項に定める部分については、平成25年8月1日から実施します。  
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。  
（その他）
- 3 平成24年11月2日から実施の附則第2項中「料金表第1表第1（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる額（オプション機能使用料に係るものを除き、契約者を単位とする基本使用料割引I又は契約者を単位とする金額指定割引の適用を受ける場合は、適用する前の額とします。以下「控除対象額」といいます。）のうち、次表に定める控除額（基本使用料を日割りした場合は、その日数に応じて次表に定める控除額を日割りした額、その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）であって、購入月の末日において、第2種定期LTE契約に係る基本使用料の取扱い又は契約者を単位とする金額指定割引の適用を受けている場合は、控除対象額に50%を乗じて得た額とします。）を控除する取扱い」とあるのは「料金表第1表第1（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる額（オプション機能使用料に係るものを除きます。以下「控除対象額」といいます。）のうち、次表に定める控除額（基本使用料を日割りした場合は、その日数に応じて次表に定める控除額を日割りした額とします。）を控除する取扱い」に改めます。
- 4 平成24年12月1日から実施の附則第2項、平成25年1月1日から実施の附則第2項、

平成 25 年 1 月 22 日から実施の附則第 3 項及び平成 25 年 6 月 1 日第 10 項中「、契約者を単位とする基本使用料割引 I 又は契約者を単位とする金額指定割引の適用を受ける場合は、それぞれ適用する前の額とし」を削ります。

附則（KDDICマ第 70 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 25 年 8 月 1 日から実施します。  
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第 74 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 25 年 8 月 21 日から実施します。  
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第 76 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 25 年 8 月 26 日から実施します。  
ただし、この改正規定中、料金表第 1 表第 2（通話料）1（適用）(10)の 2 に定める支払いを要しない通話先の電気通信回線に係る表中エの部分については、平成 25 年 9 月 1 日から実施します。  
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第 79 号、第 81 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 25 年 9 月 1 日から実施します。  
（基本使用料の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施の日から平成 26 年 8 月 31 日までの間に、LTE 契約の申込みがあった場合（その申込みに際し、次表に定める適用条件の全てを満たす場合に限り）、その LTE サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して 24 料金月の間（以下この附則第 6 項までにおいて「控除対象期間」といいます。）、その契約者回線について、料金表第 1 表第 1（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる基本使用料の額のうち、次表に定める控除額（第 5 項の規定により控除額を日割りした場合はその額とします。）を控除する取扱い（以下この附則第 6 項までにおいて「本減額適用」といいます。）を行います。  
ただし、この約款の附則若しくは当社のWIN約款の附則に定める基本使用料の減額適用（当社が別に定めるものに限り）を受ける料金月又は LTE プランの基本使用料の適用を受けない料金月については、この限りではありません。

(1) 適用条件

ア 別記2(11)に定める携帯電話番号ポータビリティ（沖縄セルラー電話株式会社又は株式会社ケイ・オプティコムからのものを除きます。）を希望する旨の申出があること。
イ 当社が別に定めるサービス取扱所において別に定める端末設備の購入を伴うこと。
ウ 基本使用料の料金種別としてLTEプランを選択すること。
エ 特定データ通信定額制の適用の申込みがあること。

(2) 控除額

1 契約ごとに月額

控除額	税抜額 934 円)
-----	------------

3 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。

- (1) LTE契約の解除があったとき。
- (2) LTEサービスの利用の一時休止があったとき。
- (3) LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。
- (4) 特定データ通信定額制の適用を廃止したとき。
- (5) 新たな端末設備の購入があったとき。

4 前項の規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本減額適用の適用
1 2以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。
2 新たな端末設備の購入があったとき（前項の第3号を伴う場合を除きます。）。	新たな端末設備の購入があった日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。

5 第2項の規定により本減額適用を開始した場合、第3項の規定により本減額適用を廃止した場合又は基本使用料の料金種別の変更（LTEプランとそれ以外の料金種別のものに限ります。）があった場合は、その料金月におけるLTEプランの基本使用料の適用を受ける日数に応じて、第2項に規定する控除額の日割を行います。

6 前項の規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

7 この改正規定実施の日から平成25年10月14日までの間に、LTE契約の申込み（契約変更及びau契約からの契約移行に係るものを除きます。）があった場合（その申込みに際し、基本使用料の料金種別として、LTEフラットforDATA（m）を選択するときに限ります。）、そのLTEサービスの提供を開始した日を含む料金月から起算して24料金月の間（以下この附則第11項までにおいて「控除対象期間」といいます。）、その契約者回線について、料金表第1表第1（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる基本使用料の額（特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用又は特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用を受ける場合は、それぞれ適用する前の額とします。）のうち、次表に定める控除額（第10項の規定により控除額を日割りした場合は、その額とします。）を控除する取扱い（以下この附則第11項までにおいて「本減額適用」といいます。）を行います。

ただし、この約款の附則又は当社のWIN約款の附則に定める基本使用料の減額適用

(当社が別に定めるものに限ります。)を受ける料金月については、この限りではありません。

1 契約ごとに月額

控除額	税抜額 500 円
-----	-----------

8 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合は、控除対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。

- (1) LTE契約の解除があったとき。
- (2) LTEサービスの利用の一時休止があったとき。
- (3) LTEデュアルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。
- (4) LTEフラット for DATA (m) 以外の基本使用料の料金種別の適用の開始があったとき。
- (5) 新たな端末設備の購入があったとき。
- (6) この約款の附則に定める複数LTE回線の利用を条件とするLTEシングルに係る基本使用料の減額適用の開始があったとき。

9 前項の規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本減額適用の適用
(1) (2)以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。
(2) 新たな端末設備の購入があったとき (前項の第3号又は第4号を伴う場合を除きます。)	新たな端末設備の購入があった日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。

10 第7項の規定により本減額適用を開始した場合又は第8項の規定により本減額適用を廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、基本使用料の料金種別ごとに第7項に規定する控除額の日割を行います。

区分	起算日
適用開始日	その料金月の初日(その料金月において、第7項の規定により本減額適用を開始した場合は、その料金月におけるLTEフラット for DATA (m) の基本使用料の適用開始日)
適用終了日	その料金月の末日(その料金月において、第8項の規定により本減額適用を廃止した場合は、廃止日)

11 前項の規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

(オプション機能使用料の支払いに関する経過措置)

12 この改正規定実施の日から令和3年9月1日までの間に、留守番伝言機能の提供の請求があり当社が承諾した場合、当社は、留守番伝言機能の加入を条件とする特定オプション機能使用料の減免適用(留守番伝言機能の提供を開始した日を含む料金月から起算して3料金月の間(以下この附則第14項までにおいて「控除対象期間」といいます。))、この約款の規定に関わらず、料金表第1表第1(基本使用料等)1(適用)(23)に定める特定オプション機能に係るオプション機能使用料の支払いを免除する取扱いをいいます。以下この附則第14項までにおいて「本取扱い」といいます。)を行います。

ただし、その契約者回線について、この約款若しくは当社のWIN約款の附則又は沖縄セルラー電話株式会社のLTE約款若しくはWIN約款の附則に定める留守番伝言機能の加入を条件とする特定オプション機能使用料の減免適用を受けたことがある場合は、この

限りではありません。

13 当社は、本取扱いを受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間内であっても、本取扱いを廃止します。

(1) LTE契約の解除があったとき（au契約への契約移行に係るものであって、当社が別に定める場合に該当するときは除きます。）。

(2) LTEサービスの利用の一時休止があったとき。

(3) 留守番伝言機能の廃止があったとき。

14 前項の規定により、本取扱いを廃止した場合、その事由が生じた日の前日までのオプション機能使用料について、本取扱いの対象とします。

(通話料の支払いに関する経過措置)

15 この改正規定実施の日から平成29年5月31日までの間に、料金表第1表第2（通話料）1（適用）(11)に定める定額料の支払いによるLTEプラン又はLTEプラン（V）の契約者回線に係る通話料の適用I（以下この附則第16項までにおいて「au通話定額24」といいます。）の申出があり当社が承諾した場合、当社は、au通話定額24に係る定額料の減免適用（au通話定額24の適用を開始した日を含む料金月から起算して2料金月の間、この約款の規定に関わらず、au通話定額24に係る定額料の支払いを免除する取扱いをいいます。以下この附則第16項までにおいて「本取扱い」といいます。）を行います。

ただし、その契約者回線について、この約款の附則又は沖縄セルラー電話株式会社のLTE約款の附則に定めるau通話定額24に係る定額料の減免適用を受けたことがある場合は、この限りではありません。

16 当社は、その契約者回線について、au通話定額24の廃止があった場合には、その廃止のあった日をもって、本取扱いを廃止します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

17 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

18 平成25年6月1日から実施の附則第10項中「この改正規定実施の日以降」を「この改正規定実施の日から平成25年8月31日までの間に」に改めます。

附則（KDDICマ第82号）

(実施時期)

1 この改正規定は、平成25年9月2日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第84号）

この改正規定は、平成25年9月9日から実施します。

附則（KDDICマ第90号、第91号、第93号）

(実施時期)

1 この改正規定は、平成25年9月20日から実施します。

(基本使用料の支払いに関する経過措置)

2 当社は、この改正規定実施の日から平成 26 年 5 月 22 日までの間に、LTE 契約者から申出があった場合に、次表に定める取扱いを行います。

複数 LTE 回線の利用を条件とする LTE シングルに係る基本使用料の減額適用（先取り！データシェアキャンペーン）

ア 当社は、LTE 契約者からの申出により、LTE シングルの契約者回線（基本使用料の料金種別が LTE フラット for Tab、LTE フラット for DATA (m) 又は LTE フラット for Tab (L) のものに限ります。）の契約者が、判定用回線（エに定めるものをいいます。以下この欄において同じとします。）に係る LTE 契約を締結している場合に、その LTE シングルの契約者回線に係る基本使用料について、(ア) 及び (イ) に定める取扱い（以下この欄において「本減額適用」といいます。）を行います。

ただし、(イ) に定める取扱いは、基本使用料の料金種別が LTE フラット for Tab の契約者回線については、当社が別に定めるサービス取扱所において当社が別に定める端末設備の購入と同時に本減額適用の申出があった場合、基本使用料の料金種別が LTE フラット for DATA (m) の契約者回線については、LTE 契約の申込み（契約変更及び au 契約からの契約移行に係るものを除きます。）と同時に本減額適用の申出があった場合に限り、これを行います。

(ア) 料金表第 1 表第 1（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる基本使用料の額のうち、次表に定める控除額（スの規定により控除額を日割りした場合はその額とします。）を控除すること。

1 契約ごとに月額

区分	料金額
控除額	税抜額 2,850 円

(イ) 基本使用料の料金種別が LTE フラット for Tab の契約者回線については、その端末設備の購入のあった日を含む料金月から、基本使用料の料金種別が LTE フラット for DATA (m) の契約者回線については、その LTE サービスの適用を開始した日を含む料金月から起算して 24 料金月の間（以下この欄において「控除対象期間」といいます。）、料金表第 1 表第 1（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる基本使用料の額のうち、次表に定める追加控除額（スの規定により追加控除額を日割りした場合はその額とします。）を控除すること。

1 契約ごとに月額

区分	料金額
追加控除額	税抜額 1,850 円

イ 本減額適用は、LTE シングルの契約者回線（基本使用料の料金種別が LTE フラット for Tab 又は LTE フラット for DATA (m) のものに限ります。）に限り、選択することができます。

ウ 本減額適用を選択する契約者は、1 の減額対象回線（本減額適用を受ける契約者回線をいいます。以下この欄において同じとし

ます。)及び1の判定用回線を指定して、当社に申し出ていただきます。

エ 本減額適用に係る判定用回線とは、次の各号に定める電気通信回線をいいます。

(ア) LTEデュアルの契約者回線(特定データ通信定額制の適用を受けているものに限ります。)

(イ) 沖縄セルラー電話株式会社のLTE約款に定めるLTEデュアルの他網契約者回線(同契約約款に定める特定データ通信定額制の適用を受けているものに限ります。)

オ 当社は、ウの申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。

(ア) 指定した判定用回線が、他のLTEシングル契約者回線に係る本減額適用に係る判定用回線として指定されたものであるとき。

(イ) 指定した判定用回線が、沖縄セルラー電話株式会社のLTE約款に定める複数LTE回線の利用を条件とするLTEシングルに係る基本使用料の減額適用(本減額適用に相当するものをいいます。以下この欄において「特定減額適用」といいます。)に係る判定用回線として指定されたものであるとき。

(ウ) 指定した判定用回線が、当社は又は沖縄セルラー電話株式会社のLTE約款に定める複数回線の利用を条件とするLTEシングルに係る基本使用料の減額適用に係る判定用回線として指定されたものであるとき。

(エ) 指定した判定用回線が、当社は又は沖縄セルラー電話株式会社のWIN約款に定める複数回線の利用を条件とするauパケットに関する基本使用料の減額適用に係る判定用回線として指定されたものであるとき。

(オ) 指定した判定用回線に係る契約者名義が、減額対象回線に係る契約者名義と異なるとき。

(カ) 減額対象回線又は判定用回線について、利用者登録が行われているとき。

(キ) 判定用回線について、この約款又は沖縄セルラー電話株式会社のLTE約款の定めるところにより、LTEサービスの利用の一時休止が行われているとき。

(ク) その契約者が、減額対象回線及び判定用回線に係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(ケ) その契約者以外の者の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。

(コ) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

カ 本減額適用の計算は、基本使用料の料金種別ごとに料金月単位で行います。

キ 本減額適用の開始は、ウの申出を当社が承諾した日を含む料金月からとします。

ク 当社は、契約者から本減額適用を廃止する申出があった場合のほか、減額対象回線又は判定用回線について、次のいずれかに該



当する場合は、控除対象期間内であっても本減額適用を廃止します。

(ア) 減額対象回線又は判定用回線に係る事由

- ① LTE契約の解除があったとき。
- ② au契約への契約移行があったとき。
- ③ LTEサービスの利用の一時休止があったとき。
- ④ LTEサービス利用権の譲渡があったとき。
- ⑤ 契約者の地位の承継があったとき。
- ⑥ 利用者登録が行われたとき。
- ⑦ 当社が別に定める日以降別に定める日までの間に、当社が別に定める基本使用料の減額適用の申込みがないとき。

(イ) 減額対象回線に係る事由

- ① LTEデュアルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。
- ② LTEダブル定額 for Tab、LTEフラット for Tab(L)、LTEフラット for Tab ds、LTEフラット for DATA(m) ds又はLTEフラット for Tab ds(L)への基本使用料の料金種別の変更があったとき。
- ③ 基本料の料金種別として、LTEフラット for DATAを選択することとなったとき。
- ④ 新たな端末設備の購入があったとき((イ)の②を伴うときを除きます。)

(ウ) 判定用回線に係る事由

- ① LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。
- ② 特定データ通信定額の取扱いの適用の廃止(他の特定データ通信定額の取扱いの適用の申込みによるもの又は基本使用料の料金種別としてジュニアスマートフォンプラン、シニアプラン若しくはシニアプラン(V)を選択することによるものを除きます。)があったとき。

ケ クの規定に関わらず、アの(ア)の取扱いについては、クの(イ)の②(LTEフラット for Tab(L)への変更に限り)及び④の規定を適用しません。

コ クの規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

(ア) アの(ア)に定める取扱い

その事由が生じた日(LTEサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本減額適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。以下この欄において同じとします。)を含む料金月の前料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。

(イ) アの(イ)に定める取扱い

区分	本減額適用の適用
1 2以外により本減額適用を	その事由が生じた日を含む料金

	<p>廃止したとき。</p>	<p>月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。</p>		
	<p>2 減額対象回線について、クの(ア)の①、②若しくは③又は(イ)の①、②若しくは③の規定に該当することにより、本減額適用を廃止したとき。</p>	<p>その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。</p>		
<p>サ 当社は、料金表第1表第1（基本使用料等）1（適用）(24)に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用又は(28)に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用を受けている契約者回線について、同(24)又は(28)の規定に関わらず、本減額適用の適用を受ける料金月においては、その割引の適用を行いません。</p> <p>シ 当社は、料金表第1表第1（基本使用料等）1（適用）(10)に定める契約者を単位とする金額指定割引の適用を受けている契約者回線について、アからコの規定に関わらず、その料金月においては、本減額適用（アの(ア)の取扱いに限ります。）を行いません。</p> <p>ス アに定める控除額及び追加控除額は、その基本使用料の適用を受ける日数に応じて日割りします。</p> <p>セ 控除額及び追加控除額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p> <p>ソ 当社は、本減額適用の適用を受ける契約者回線について、料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）(5)の(ア)に定める総量速度規制データ量に代えて次表に定める総量速度規制データ量を適用します。</p>				
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>総量速度規制データ量</td> </tr> <tr> <td>2,147,483,648 バイト（2ギガバイト）</td> </tr> </table>			総量速度規制データ量	2,147,483,648 バイト（2ギガバイト）
総量速度規制データ量				
2,147,483,648 バイト（2ギガバイト）				
<p>タ この改正規定実施の日から平成27年7月31日までの間、ソの規定を適用しません。</p> <p>チ 判定用回線として他網契約者回線を指定する契約者は、当社が本減額適用の適用の可否を判断するために、その契約者回線及び他網契約者回線に係る情報（本減額適用の適用の可否を判断するために必要な範囲に限ります。）について、沖縄セルラー電話株式会社との間で相互に開示し照会することを承諾していただきます。</p>				

（データ通信料の支払いに関する経過措置）

3 当社は、LTE契約者からの申出により、次表に定める取扱いを行います。

<p>特定のデータ通信への2段階定額制（CP）の適用（ダブル定額（キャンペーン））</p>	<p>ア 当社は、LTE契約者からの申出により、LTE契約者が(ア)に定める定額料を支払った場合に、そのLTEサービス（LTEデュアルに限ります。）の契約者回線との間のデータ通信（沖縄セルラー電話株式会社が提供するローミングに係るものを含み、通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱いを受けたものを除きます。以下この欄において同じとします。）について、料金表第</p>
---	---

1表第3（データ通信料）2（料金額）の規定に代えて、（イ）に定める適用額により算定した額（以下この欄において「算定額」といいます。）から、（ア）に定める控除可能額（キの規定により控除可能額を日割りした場合は、その額とし、算定額が控除可能額に満たない場合は、算定額とします。）を差し引いた額（その額が（ア）に定める上限定額料（キの規定により上限定額料を日割りした場合は、その額とします。）以上となる場合は、上限定額料をその額とします。以下この欄において同じとします。）を適用する取扱い（以下この附則において「特定データ通信2段階定額制（CP）」といいます。）を行います。

（ア） 定額料、控除可能額及び上限定額料

1 契約ごとに月額

区分	料金額
定額料	税抜額 500 円
控除可能額	税抜額 500 円
上限定額料	税抜額 5,700 円

（イ） 適用額

1 課金対象データごとに

区分	料金額
適用額	税抜額 0.4 円

イ 特定データ通信2段階定額制（CP）は、LTEデュアルの契約者回線であって、この附則第4項（3）欄に定める特定の端末設備を接続するLTE契約の申込みを条件とするデータ通信料の減額適用Ⅱに係るLTE契約の申込みと同時にを行う場合に限り、選択することができます。

ウ データ通信料の月間累計は、料金月単位で行います。

エ 特定データ通信2段階定額制（CP）の適用の開始は、その契約者回線に係るLTEサービスの提供を開始した日からとします。

オ 当社は、特定データ通信2段階定額制（CP）の適用を受けている契約者回線又は判定対象回線（この附則第4項（3）欄に定めるものをいいます。以下この欄において同じとします。）について、次のいずれかに該当する場合には、特定データ通信2段階定額制（CP）の適用を廃止します。

（ア） 契約者回線に係る事由

- ① LTE契約の解除（au契約への契約移行に係るものを除きます。）があったとき。
- ② au契約への契約移行があったとき。
- ③ LTEサービスの利用の一時休止があったとき。
- ④ LTEサービス利用権の譲渡があったとき（LTEサービス利用権を譲り受けようとする者と譲渡しようとする者との関係が、当社が別に定める基準に該当するときを除きます。）。
- ⑤ 契約者の地位の承継があったとき。
- ⑥ 特定データ通信2段階定額制（CP）の適用を廃止する申

出があったとき（⑧を伴う場合を除きます。）。

- ⑦ 特定データ通信定額制の適用の申込みがあったとき（⑧を伴う場合を除きます。）。
- ⑧ 新たな端末設備の購入があったとき。
- ⑨ LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。

(イ) 判定用回線に係る事由

- ① LTE契約の解除（au契約への契約移行に係るものを除きます。）があったとき。
- ② LTEサービスの利用の一時休止があったとき。
- ③ LTEサービス利用権の譲渡があったとき。
- ④ 契約者の地位の承継があったとき。

カ オの規定により、特定データ通信２段階定額制（CP）の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	特定データ通信２段階定額制（CP）の適用
1 2又は3以外により特定データ通信２段階定額制（CP）を廃止したとき。	その事由が生じた日（LTEサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により特定データ通信２段階定額制（CP）を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の末日までのデータ通信料について、特定データ通信２段階定額制（CP）の適用の対象とします。
2 オの(ア)の①、②又は③の規定により特定データ通信２段階定額制（CP）を廃止したとき。	その事由が生じた日までのデータ通信料について、特定データ通信２段階定額制（CP）の適用の対象とします。
3 オの(ア)の⑧又は⑨の規定により特定データ通信２段階定額制（CP）を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信２段階定額制（CP）の適用の対象とします。
備考	オの(ア)の②の規定により特定データ通信２段階定額制（CP）の適用を廃止する場合、その契約移行を行った時点まで特定データ通信２段階定額制（CP）の適用の対象とするものとします。

キ アの規定により特定データ通信２段階定額制（CP）の適用を開始した場合又はオの規定により特定データ通信２段階定額制（CP）の適用を廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに定める定額料、控除可能額及び上限定額料の日割を行います。

適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、アの
-------	-----------------------

	規定により特定データ通信 2 段階定額制（C P）の適用を開始した場合は、開始日）
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、オの規定（オの（ア）の①、②又は③を除きます。）により特定データ通信 2 段階定額制（C P）の適用を廃止した場合は、廃止日、オの（ア）の②の規定により特定データ通信 2 段階定額制（C P）の適用を廃止した場合は、廃止日の前日）

ク 控除可能額額の日割り計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

ケ 特定データ通信 2 段階定額制（C P）を選択した契約者は、キに規定する場合を除き、通信の有無に関わらず又は 1 の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料及び上限定額料の支払いを要します。

コ 契約者の責めによらない理由により、1 料金月の全ての日にわたって、LTE サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、その契約者は、アに規定する定額料の支払いを要しません。

この場合において、当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

サ 当社は、オの（イ）の規定により特定データ通信 2 段階定額制（C P）の適用を廃止した契約者回線について、特定データ通信定額制の適用の申込みがあったものとみなし、その廃止日を含む料金月の翌料金月から特定データ通信定額制の適用を開始します。

シ この改正規定実施の日から当社が別に定める日までの間に、オの（イ）の規定に該当することとなった場合、オ及びカの規定に関わらず、その契約者回線に係る特定データ通信 2 段階定額制（C P）の適用の廃止は、当社が別に定める日とします。

ス 契約者は、この附則第 4 項（3）欄の適用条件に定める家族が沖縄セルラー電話株式会社の他網契約者回線に係る者である場合又はこの附則第 4 項（3）欄に定める特定減額適用Ⅲの適用条件に定める家族が契約者回線に係る者である場合、当社又は沖縄セルラー電話株式会社がそれぞれの LTE 約款に定める特定データ通信 2 段階定額制（C P）の適用の可否を判断するために、その控除対象回線に係る情報（特定データ通信 2 段階定額制（C P）の適用に必要な範囲に限ります。）を、当社が沖縄セルラー電話株式会社に通知することを承諾していただきます。

（基本使用料及びデータ通信料の支払いに関する経過措置）

4 当社は、次表に定める基本使用料及びデータ通信料の減額適用を行います。

（1）特定の端末設備を接続する LTE 契約の申	ア 当社は、この改正規定実施の日から平成 25 年 11 月 30 日までの間（以下この附則第 4 項において「申込み対象期間」といいます。）に、LTE 契約の申込み（契約変更及び a u 契約からの契約
--------------------------	--

込みを条件とする基本使用料の減額適用（家族でスマホおトク割）

移行に係るものを除きます。)があった場合（その申込みに際し、次表に定める適用条件の全てを満たす場合に限り、そのLTEサービスの提供を開始した日を含む料金月から起算して24料金月の間（以下この附則第4項において「控除対象期間I」といいます。）、その契約者回線（以下この(1)欄において「控除対象回線」といいます。))について、料金表第1表第1（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる基本使用料の額のうち、次表に定める控除額（エの規定により控除額を日割りした場合は、その額とします。）を控除する取扱い（以下この附則第4項において「本減額適用I」といいます。）を行います。

適用条件	<p>(ア) 控除対象回線に接続しようとする端末設備が、当社が別に定めるものであって、そのLTE契約者又はその家族（当社が別に定める基準に該当するものをいいます。以下この附則第4項において同じとします。）が締結している他のLTE契約（沖縄セルラー電話株式会社のLTE約款に定めるLTE契約を含みます。）に係る契約者回線又は他網契約者回線（以下この(1)欄において「判定対象回線」といいます。）に関して、当社が別に定めるサービス取扱所において過去に購入されたものであること。</p> <p>(イ) (ア)に定める端末設備の購入のあった日以降に、判定用回線に関して当社が別に定めるサービス取扱所において行われた端末設備の購入の回数が1回であって、その購入が、控除対象回線に係るLTE契約の申込みのあった日を含む料金月から起算し、前3料金月の間に行われたものであること。</p>
控除額	税抜額 934 円

イ 当社は、控除対象回線又は判定対象回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間I内であっても、本減額適用Iを廃止します。

(ア) 控除対象回線に係る事由

- ① LTE契約の解除（au契約への契約移行に係るものを除きます。）があったとき。
- ② au契約への契約移行があったとき。
- ③ LTEサービスの利用の一時休止があったとき。
- ④ LTEサービス利用権の譲渡があったとき（LTEサービス利用権を譲り受けようとする者と譲渡しようとする者との関係が、当社が別に定める基準に該当するときを除きます。）。
- ⑤ 契約者の地位の承継があったとき。
- ⑥ 新たな端末設備の購入があったとき。
- ⑦ LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があった

とき。

⑧ LTEプラン以外への基本使用料の料金種別の変更があったとき。

(イ) 判定対象回線に係る事由

① LTE契約の解除（au契約への契約移行に係るものを除きます。）があったとき。

② LTEサービスの利用の一時休止があったとき。

③ LTEサービス利用権の譲渡があったとき。

④ 契約者の地位の承継があったとき。

ウ イの規定により、本減額適用Iを廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本減額適用Iの適用
1 2以外により本減額適用Iを廃止したとき。	その事由が生じた日（LTEサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本減額適用Iを廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用Iの対象とします。
2 イの(ア)の①、②、③、⑦又は⑧により本減額適用Iを廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用Iの対象とします。

エ アの規定により本減額適用Iを開始した場合又はイの規定により本減額適用Iを廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに定める控除額の日割を行います。

適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、アの規定により本減額適用Iの適用を開始した場合は、開始日）
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、イの規定により本減額適用Iの適用を廃止した場合は、廃止日）

オ エの規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

カ 契約者は、アの適用条件の(ア)に定める家族が沖縄セルラー電話株式会社の他網契約者回線に係る者である場合又は沖縄セルラー電話株式会社のLTE約款附則に定める特定の端末設備を接続するLTE契約の申込みを条件とする基本使用料の減額適用（本減額適用Iに相当するものをいいます。以下この附則第4項において「特定減額適用I」といいます。）の適用条件に定める家族が契約者回線に係る者である場合、当社又は沖縄セルラー電話株式会社がそれぞれ本減額適用I又は特定減額適用Iの適用の可否を判断するために、その控除対象回線に係る情報（本減額適用I又は特定減額適用Iの適用に必要な範囲に限ります。）を、当社が沖

	<p>縄セルラー電話株式会社に通知することを承諾していただきます。</p>	
<p>(2) 特定の端末設備を接続するLTE契約の申込みを条件とするデータ通信料の減額適用Ⅰ（家族でスマホおトク割）</p>	<p>ア 当社は、申込み対象期間に、LTE契約の申込み（契約変更及びau契約からの契約移行に係るものを除きます。）があった場合（その申込みに際し、次表に定める適用条件の全てを満たす場合に限り、そのLTEサービスの提供を開始した日を含む料金月から起算して24料金月の間（以下この附則第4項において「控除対象期間Ⅱ」といいます。）、その契約者回線（以下この(2)欄において「控除対象回線」といいます。）について、料金表第1表第3（データ通信料）に定める特定データ通信定額制に係る定額料のうち、次表に定める控除額（エの規定により控除額を日割りした場合は、その額とします。）を控除する取扱い（以下この附則第4項において「本減額適用Ⅱ」といいます。）を行います。</p> <p>ただし、特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用、特定のLTEシングルに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用又は特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用を受ける料金月については、この限りではありません。</p>	
	<p>適用条件</p>	<p>(ア) 控除対象回線に接続しようとする端末設備が、当社が別に定めるものであって、そのLTE契約者又はその家族が締結している他のLTE契約（沖縄セルラー電話株式会社のLTE約款に定めるLTE契約を含みます。）に係る契約者回線又は他網契約者回線（以下この(2)欄において「判定対象回線」といいます。）に関して、当社が別に定めるサービス取扱所において過去に購入されたものであること。</p> <p>(イ) (ア)に定める端末設備の購入のあった日以降に、判定用回線に関して当社が別に定めるサービス取扱所において行われた端末設備の購入の回数が1回であって、その購入が、控除対象回線に係るLTE契約の申込みのあった日を含む料金月から起算し、前3料金月の間に行われたものであること。</p> <p>(ウ) 特定データ通信定額制の適用を申し込むこと。</p>
	<p>控除額</p>	<p>税抜額 500円</p>
	<p>イ 当社は、控除対象回線又は判定対象回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間Ⅱ内であっても、本減額適用Ⅱを廃止します。</p> <p>(ア) 控除対象回線に係る事由</p> <p>① LTE契約の解除があったとき（au契約への契約移行に係るものを除きます。）。</p>	



- ② a u 契約への契約移行があったとき。
- ③ LTEサービスの利用の一時休止があったとき。
- ④ LTEサービス利用権の譲渡があったとき（LTEサービス利用権を譲り受けようとする者と譲渡しようとする者との関係が、当社が別に定める基準に該当するときを除きます。）
- ⑤ 契約者の地位の承継があったとき。
- ⑥ 特定データ通信定額制の適用を廃止する申出があったとき（⑦を伴う場合を除きます。）。
- ⑦ 新たな端末設備の購入があったとき。
- ⑧ LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。

(イ) 判定対象回線に係る事由

- ① LTE契約の解除があったとき（a u 契約への契約移行に係るものを除きます。）。
- ② LTEサービスの利用の一時休止があったとき。
- ③ LTEサービス利用権の譲渡があったとき。
- ④ 契約者の地位の承継があったとき。

ウ イの規定により、本減額適用Ⅱを廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本減額適用Ⅱの適用
1 2又は3以外により本減額適用Ⅱを廃止したとき。	その事由が生じた日（LTEサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本減額適用Ⅱを廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の末日までのデータ通信料について、本減額適用Ⅱの対象とします。
2 イの(ア)の①、②又は③により本減額適用Ⅱを廃止したとき。	その事由が生じた日までのデータ通信料について、本減額適用Ⅱの対象とします。
3 イの(ア)の⑦（同⑥を伴う場合に限ります。）又は⑧により本減額適用Ⅱを廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までのデータ通信料について、本減額適用Ⅱの対象とします。

エ アの規定により本減額適用Ⅱを開始した場合又はイの規定により本減額適用Ⅱを廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに定める控除額の日割を行います。

適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、アの規定により本減額適用Ⅱの適用を開始した場合は、開始日）
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、イの規定(イの(ア)の①、②又は③を除きます。）により本減額適用Ⅱの適用を廃止した場合は、廃止

	<p>日、イの(ア)の②の規定により本減額適用Ⅱを廃止した場合は、廃止日の前日)</p> <p>オ エの規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p> <p>カ 契約者は、アの適用条件の(ア)に定める家族が沖縄セルラー電話株式会社の他網契約者回線に係る者である場合又は沖縄セルラー電話株式会社のLTE約款附則に定める特定の端末設備を接続するLTE契約の申込みを条件とするデータ通信料の減額適用Ⅰ(本減額適用Ⅱに相当するものをいいます。以下この附則第4項において「特定減額適用Ⅱ」といいます。)の適用条件に定める家族が契約者回線に係る者である場合、当社又は沖縄セルラー電話株式会社がそれぞれ本減額適用Ⅱ又は特定減額適用Ⅱの適用の可否を判断するために、その控除対象回線に係る情報(本減額適用Ⅱ又は特定減額適用Ⅱの適用に必要な範囲に限ります。)を、当社が沖縄セルラー電話株式会社に通知することを承諾していただきます。</p>		
<p>(3) 特定の端末設備を接続するLTE契約の申込みを条件とするデータ通信料の減額適用Ⅱ(家族でスマホおトク割)</p>	<p>ア 当社は、申込み対象期間に、LTE契約の申込み(契約変更及びau契約からの契約移行に係るものを除きます。)があった場合(その申込みに際し、次表に定める適用条件の全てを満たす場合に限ります。)、そのLTEサービスの提供を開始した日を含む料金月から起算して24料金月の間(以下この附則第4項において「控除対象期間Ⅲ」といいます。)、その契約者回線(以下この(3)欄において「控除対象回線」といいます。)について、この附則第3項に定める特定データ通信2段階定額制(CP)に係る定額料のうち、次表に定める控除額(エの規定により控除額を日割りした場合は、その額とします。)を控除する取扱い(以下この附則第4項において「本減額適用Ⅲ」といいます。)を行います。</p> <p>ただし、特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用、特定のLTEシングルに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用又は特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用を受ける料金月については、この限りではありません。</p> <table border="1" data-bbox="475 1480 1452 2018"> <tr> <td data-bbox="475 1480 722 2018">適用条件</td> <td data-bbox="722 1480 1452 2018"> <p>(ア) 控除対象回線に接続しようとする端末設備が、当社が別に定めるものであって、そのLTE契約者又はその家族が締結している他のLTE契約(沖縄セルラー電話株式会社のLTE約款に定めるLTE契約を含みます。)に係る契約者回線又は他網契約者回線(以下この(3)欄において「判定対象回線」といいます。)に関して、当社が別に定めるサービス取扱所において過去に購入されたものであること。</p> <p>(イ) (ア)に定める端末設備の購入のあった日以降に、判定用回線に関して当社が別に定めるサービス取扱所において行われた端末設備</p> </td> </tr> </table>	適用条件	<p>(ア) 控除対象回線に接続しようとする端末設備が、当社が別に定めるものであって、そのLTE契約者又はその家族が締結している他のLTE契約(沖縄セルラー電話株式会社のLTE約款に定めるLTE契約を含みます。)に係る契約者回線又は他網契約者回線(以下この(3)欄において「判定対象回線」といいます。)に関して、当社が別に定めるサービス取扱所において過去に購入されたものであること。</p> <p>(イ) (ア)に定める端末設備の購入のあった日以降に、判定用回線に関して当社が別に定めるサービス取扱所において行われた端末設備</p>
適用条件	<p>(ア) 控除対象回線に接続しようとする端末設備が、当社が別に定めるものであって、そのLTE契約者又はその家族が締結している他のLTE契約(沖縄セルラー電話株式会社のLTE約款に定めるLTE契約を含みます。)に係る契約者回線又は他網契約者回線(以下この(3)欄において「判定対象回線」といいます。)に関して、当社が別に定めるサービス取扱所において過去に購入されたものであること。</p> <p>(イ) (ア)に定める端末設備の購入のあった日以降に、判定用回線に関して当社が別に定めるサービス取扱所において行われた端末設備</p>		

	<p>の購入の回数が1回であって、その購入が、控除対象回線に係るLTE契約の申込みのあった日を含む料金月から起算し、前3料金月の間に行われたものであること。</p> <p>(ウ) 特定データ通信2段階定額制(CP)の適用を申し込むこと。</p>
控除額	税抜額 500円
<p>イ 当社は、控除対象回線又は判定対象回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間Ⅲ内であっても、本減額適用Ⅲを廃止します。</p> <p>(ア) 控除対象回線に係る事由</p> <p>① LTE契約の解除(a u契約への契約移行に係るものを除きます。)があったとき。</p> <p>② a u契約への契約移行があったとき。</p> <p>③ LTEサービスの利用の一時休止があったとき。</p> <p>④ LTEサービス利用権の譲渡があったとき(LTEサービス利用権を譲り受けようとする者と譲渡しようとする者との関係が、当社が別に定める基準に該当するときを除きます。)</p> <p>⑤ 契約者の地位の承継があったとき。</p> <p>⑥ 特定データ通信2段階定額制(CP)の適用を廃止する申出があったとき(⑧を伴う場合を除きます。)</p> <p>⑦ 特定データ通信定額制の適用の申込みがあったとき(⑧を伴う場合を除きます。)</p> <p>⑧ 新たな端末設備の購入があったとき。</p> <p>⑨ LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。</p> <p>(イ) 判定用回線に係る事由</p> <p>① LTE契約の解除(a u契約への契約移行に係るものを除きます。)があったとき。</p> <p>② LTEサービスの利用の一時休止があったとき。</p> <p>③ LTEサービス利用権の譲渡があったとき。</p> <p>④ 契約者の地位の承継があったとき。</p> <p>ウ イの規定により、本減額適用Ⅲを廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p>	
区分	本減額適用Ⅲの適用
1 2又は3以外により本減額適用Ⅲを廃止したとき。	その事由が生じた日(LTEサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本減額適用Ⅲを廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。)を含む料金月の末日までのデータ通信料について、本減額適用Ⅲの適用の対象とします。

<p>2 イの(ア)の①、②又は③の規定により本減額適用Ⅲを廃止したとき。</p>	<p>その事由が生じた日までのデータ通信料について、本減額適用Ⅲの適用の対象とします。</p>
<p>3 イの(ア)の⑧又は⑨の規定により本減額適用Ⅲを廃止したとき。</p>	<p>その事由が生じた日の前日までのデータ通信料について、本減額適用Ⅲの適用の対象とします。</p>
<p>エ アの規定により本減額適用Ⅲを開始した場合又はイの規定により本減額適用Ⅲを廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに定める控除額の日割を行います。</p>	
<p>適用開始日</p>	<p>その料金月の初日（その料金月において、アの規定により本減額適用Ⅲの適用を開始した場合は、開始日）</p>
<p>適用終了日</p>	<p>その料金月の末日（その料金月において、イの規定(イの(ア)の①、②又は③を除きます。)により本減額適用Ⅲの適用を廃止した場合は、廃止日、イの(ア)の②の規定により本減額適用Ⅱを廃止した場合は、廃止日の前日）</p>
<p>オ エの規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p>	
<p>カ イの(イ)の規定により本減額適用Ⅲを廃止した場合は、その廃止のあった日において、その控除対象回線について、特定データ通信2段階定額制(CP)の適用を廃止します。</p>	
<p>この場合において、当社は、その控除対象回線について、特定データ通信定額制の適用の申込みがあったものとみなし、特定データ通信2段階定額制(CP)の廃止日を含む料金月の翌料金月から特定データ通信定額制の適用を開始します。</p>	
<p>キ この改正規定実施の日から当社が別に定める日までの間に、イの(イ)の規定に該当することとなった場合、カの規定に関わらず、その控除対象回線に係る特定データ通信2段階定額制(CP)の適用の廃止は、当社が別に定める日とします。</p>	
<p>ク 契約者は、アの適用条件の(ア)に定める家族が沖縄セルラー電話株式会社の他網契約者回線に係る者である場合又は沖縄セルラー電話株式会社のLTE約款附則に定める特定の端末設備を接続するLTE契約の申込みを条件とする基本使用料の減額適用（本減額適用Ⅲに相当するものをいいます。以下この附則第4項において「特定減額適用Ⅲ」といいます。）の適用条件に定める家族が契約者回線に係る者である場合、当社又は沖縄セルラー電話株式会社がそれぞれ本減額適用Ⅲ又は特定減額適用Ⅲの適用の可否を判断するために、その控除対象回線に係る情報（本減額適用Ⅲ又は特定減額適用Ⅲの適用に必要な範囲に限ります。）を、当社が沖縄セルラー電話株式会社に通知することを承諾していただきます。</p>	

5 当社は、次表に定める基本使用料及びデータ通信料の減額適用を行います。

MNPを条件とする基本使用料及びデータ通信料の減額適用（U22 a uにかえる割）

ア 当社は、この改正規定実施の日から平成 25 年 12 月 1 日までの間に、LTE 契約の申込みがあった場合（その申込みの際し、次表に定める適用条件の全てを満たす場合に限り）、その LTE サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して 36 料金月の間（以下この附則第 5 項において「控除対象期間」といいます。）、その契約者回線について、(ア)及び(イ)に定める取扱い（以下この附則第 5 項において「本減額適用」といいます。）を行います。

適用条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 別記 2 (11)に定める携帯電話番号ポータビリティ（沖縄セルラー電話株式会社からのものを除きます。）を希望する旨の申出があること。</li> <li>② 当社が別に定めるサービス取扱所において別に定める端末設備の購入を伴うこと。</li> <li>③ 基本使用料の料金種別としてLTEプランを選択すること。</li> <li>④ 特定データ通信定額制の適用の申込みがあること。</li> <li>⑤ 平成 25 年 4 月 1 日において満 23 歳に満たない契約者（そのLTE契約について利用者登録が行われているときは、生年月日が平成 13 年 4 月 2 日から平成 19 年 4 月 1 日までの間である登録利用者としてします。）からの申込みであること。</li> </ul>
------	---

(ア) 料金表第 1 表第 1（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる基本使用料の額のうち、次表に定める控除額Ⅰ（オの規定により控除額Ⅰを日割りした場合は、その額とし、基本使用料の額が控除額Ⅰに満たない場合は、基本使用料の額とします。）を控除すること。

1 契約ごとに月額

区分	料金額
控除額Ⅰ	税抜額 934 円

(イ) 料金表第 1 表第 3（データ通信料）に定める特定データ通信定額制に係る定額料のうち、次表に定める控除額Ⅱ（オの規定により控除額Ⅱを日割りした場合は、その額とします。）を控除すること。

1 契約ごとに月額

区分	料金額
控除額Ⅱ	税抜額 1,000 円

イ 当社は、アの規定に関わらず、次のいずれかに該当する料金月においては、本減額適用を行いません。

(ア) アの(ア)の取扱いの場合

- ① その契約者回線について、LTEプランの基本使用料の適用を受けない料金月。
- ② その契約者回線について、この約款の附則又は当社のW I

N約款の附則に定める基本使用料の減額適用（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月。

(イ) アの(イ)の取扱いの場合

① その契約者回線について、料金表第1表第1（基本使用料等）1（適用）(24)に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用（同(24)のアの(ア)の表の区分1に係るものに限ります。）若しくは(28)に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用（同(28)のアの(オ)の表の区分1に係るものに限ります。）を受ける料金月（特定端末設備の購入に伴うLTEフラットの適用を条件とするデータ通信料の減額適用I（平成25年2月1日から実施の附則第13項に定めるものに限ります。）の適用を受ける料金月を除きます。）。

② その契約者回線について、この約款の附則又は当社のWIN約款の附則に定めるデータ通信料の減額適用（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月。

ウ 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。

(ア) LTE契約の解除（au契約への契約移行に係るものを除きます。）があったとき。

(イ) au契約への契約移行があったとき。

(ウ) LTEサービスの利用の一時休止があったとき。

(エ) 特定データ通信定額制の適用を廃止する申出があったとき。

(オ) 新たな端末設備の購入があったとき。

(カ) LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。

エ ウの規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

(ア) アの(ア)の取扱い

区分	本減額適用の適用
1 2以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。
2 新たな端末設備の購入があったとき（ウの(カ)を伴うときを除きます）。	新たな端末設備の購入があった日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。

(イ) アの(イ)の取扱い

区分	本減額適用の適用
1 2又は3以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、本減額適用の対象とします。

2 ウの(ア)、(イ)又は(ウ)の規定により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日までのデータ通信料について、本減額適用の対象とします。
3 ウの(オ) ((エ)を伴うときに限ります。)又は(カ)の規定により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までのデータ通信料について、本減額適用の対象とします。
オ アの規定により本減額適用を開始した場合又はウの規定により本減額適用を廃止した場合は、次のとおり、アに定める控除額Ⅰ及び控除額Ⅱの日割を行います。	
<p>(ア) 控除額Ⅰの場合 その料金月におけるLTEプランの基本使用料の適用を受ける日数に応じて、控除額Ⅰの日割を行います。</p> <p>(イ) 控除額Ⅱの場合 次表に定める適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、控除額Ⅱの日割を行います。</p>	
適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、アの規定により本減額適用の適用を開始した場合は、開始日）
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、ウの規定(ウの(ア)、(イ)又は(ウ)を除きます。)により本減額適用の適用を廃止した場合は、廃止日、ウの(イ)の規定により本減額適用を廃止した場合は、廃止日の前日）
カ オの規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。	
キ 当社は、この約款の規定に関わらず、本減額適用を受ける料金月においては、その契約者回線について、料金表第1表第1（基本使用料等）1（適用）(24)に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用（同(24)のアの(ア)の表の区分2に係るものに限ります。）、(27)に定める特定のLTEシングルに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用又は(28)に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用（同(28)のアの(オ)の表の区分2に係るものに限ります。）の適用を行いません。	

(料金等の支払いに関する経過措置)

6 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

7 平成24年11月30日から実施の附則第3項、平成25年1月1日から実施の附則第8項、平成25年2月1日から実施の附則第3項、平成25年5月9日から実施の附則第3項及び平成25年6月1日から実施の附則第6項について、それぞれ第5号の次に、次のように第6号を加えます。

(6) この約款の附則に定める複数LTE回線の利用を条件とするLTEシングルに係る

基本使用料の減額適用の開始があったとき。

8 平成 25 年 2 月 1 日から実施の附則第 13 項のア中ただし書きについて、次のように改めます。

ただし、特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用若しくは特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用又はこの約款若しくは当社のWIN約款の附則に定めるデータ通信料の減額適用（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月（この約款の附則に定めるMNPを条件とする基本使用料及びデータ通信料の減額適用を受ける料金月を除きます。）については、この限りでありません。

附則（KDDICマ第 94 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 25 年 9 月 25 日から実施します。  
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第 96 号、第 99 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 25 年 10 月 1 日から実施します。  
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第 106 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 25 年 10 月 10 日から実施します。  
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第 108 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 25 年 10 月 15 日から実施します。  
（基本使用料の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施の日から令和元年 9 月 30 日までの間に、LTE 契約の申込み（契約変更及び au 契約からの契約移行に係るものを除きます。）があった場合（その申込みに際し、基本使用料の料金種別として、LTE フラット for DATA (m) を選択するときに限ります。）、その LTE サービスの提供を開始した日を含む料金月から起算して 24 料金月の間（以下この附則第 6 項までにおいて「控除対象期間」といいます。）、その契約者回線について、料金表第 1 表第 1（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされ基本使用料の額（特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用又は特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用を受ける場合は、それぞ



れ適用する前の額とします。)のうち、次表に定める控除額(第5項の規定により控除額を日割りした場合は、その額とします。)を控除する取扱い(以下この附則第6項までにおいて「本減額適用」といいます。)を行います。

ただし、この約款の附則又は当社のW I N約款の附則に定める基本使用料の減額適用(当社が別に定めるものに限り)を受ける料金月については、この限りではありません。

1 契約ごとに月額

控除額	税抜額 1,096 円
-----	-------------

3 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合は、控除対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。

- (1) LTE契約の解除があったとき。
- (2) LTEサービスの利用の一時休止があったとき。
- (3) LTEデュアルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。
- (4) LTEフラット for DATA (m) 以外の基本使用料の料金種別の適用の開始があったとき。
- (5) 新たな端末設備の購入があったとき。
- (6) この約款の附則に定める複数LTE回線の利用を条件とするLTEシングルに係る基本使用料の減額適用の開始があったとき。

4 前項の規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本減額適用の適用
(1) (2)以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。
(2) 新たな端末設備の購入があったとき(前項の第3号又は第4号を伴う場合を除きます。)	新たな端末設備の購入があった日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。

5 第2項の規定により本減額適用を開始した場合又は第3項の規定により本減額適用を廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、基本使用料の料金種別ごとに第2項に規定する控除額の日割を行います。

区分	起算日
適用開始日	その料金月の初日(その料金月において、第2項の規定により本減額適用を開始した場合は、その料金月におけるLTEフラット for DATA (m) の基本使用料の適用開始日)
適用終了日	その料金月の末日(その料金月において、第3項の規定により本減額適用を廃止した場合は、廃止日)

6 前項の規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

(料金等の支払いに関する経過措置)

7 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

8 平成25年5月27日から実施の附則第3項及び平成25年9月1日から実施の附則第8項について、それぞれ第5号の次に、次のように第6号を加えます。

- (6) この約款の附則に定める複数LTE回線の利用を条件とするLTEシングルに係る

基本使用料の減額適用の開始があったとき。

- 9 平成 25 年 9 月 1 日から実施の附則第 7 項中「この改正規定実施の日から平成 25 年 11 月 30 日までの間に」を「この改正規定実施の日から平成 25 年 10 月 14 日までの間に」に改めます。
- 10 平成 25 年 9 月 1 日から実施の附則第 2 項のA中「LTEシングルの契約者回線（基本使用料の料金種別がLTEフラット for Tabのものに限ります。）」を「LTEシングルの契約者回線（基本使用料の料金種別がLTEフラット for Tab又はLTEフラット for DATA (m)のものに限ります。）」に改めます。
- 11 平成 25 年 9 月 1 日から実施の附則第 2 項のA中ただし書きについて、次のように改めます。

ただし、(イ)に定める取扱いは、基本使用料の料金種別がLTEフラット for Tabの契約者回線については、当社が別に定めるサービス取扱所において当社が別に定める端末設備の購入と同時に本減額適用の申出があった場合、基本使用料の料金種別がLTEフラット for DATA (m)の契約者回線については、LTE契約の申込み（契約変更及びau契約からの契約移行に係るものを除きます。）と同時に本減額適用の申出があった場合に限り、これを行います。

- 12 平成 25 年 9 月 1 日から実施の附則第 2 項のAの(イ)中「その端末設備の購入のあった日を含む料金月から」を「基本使用料の料金種別がLTEフラット for Tabの契約者回線については、その端末設備の購入のあった日を含む料金月から、基本使用料の料金種別がLTEフラット for DATA (m)の契約者回線については、そのLTEサービスの適用を開始した日を含む料金月から」に改めます。

#### 附則（KDDICマ第 109 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 25 年 10 月 31 日から実施します。  
（データ通信料の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施の日から平成 27 年 2 月 19 日までの間に、当社が別に定めるサービス取扱所において当社が別に定める端末設備を購入した場合（端末設備の購入と同時に基本使用料の料金種別として、WiMAX2+フラット for DATAを選択する場合があります。）、当社は、その購入のあった日を含む料金月から起算して 25 料金月の間（以下この附則において「算定除外期間」といいます。）、その契約者回線（基本使用料の料金種別がWiMAX2+フラット for DATAのものに限ります。）との間のデータ通信（沖縄セルラー電話株式会社が提供するローミングに係るものを含み、ハイスピードモードを選択して行われるWiMAX2+通信に限ります。）に係る累計課金対象データ量について、料金表第 1 表第 3（データ通信料）（5）の規定に関わらず、同（5）に定めるデータ通信総量速度規制に係る累計課金対象データ量の算定から除外する取扱い（以下この附則において「本取扱い」といいます。）を行います。
- 3 当社は、本取扱いを受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、算定除外期間であっても、その事由が生じた日をもって本取扱いを廃止します。
  - (ア) LTE契約の解除があったとき。
  - (イ) LTEサービスの利用の一時休止があったとき。
  - (ウ) LTEデュアルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。
  - (エ) WiMAX2+フラット for DATA以外の基本使用料の料金種別の適用の開始

があったとき。

(オ) 新たな端末設備の購入があったとき。

(オプション機能に関する経過措置)

- 4 この改正規定実施の際現に、この約款の規定により次表の左欄のオプション機能を選択している受けている者は、この改正規定実施の日において、同表右欄のオプション機能を選択したものとみなします。

LTE NET for DATA機能	LTE NET for DATA機能 (タイプⅡ)
--------------------	------------------------------

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

- 6 平成24年9月21日から実施の附則第2条、平成25年6月1日から実施の附則第16項、同第26項及び平成25年9月1日から実施の附則第12項中「料金表第1表第1（基本使用料等）1（適用）(22)」を「料金表第1表第1（基本使用料等）1（適用）(23)」にそれぞれ改めます。
- 7 平成24年11月30日から実施の附則第6項及び平成25年6月1日から実施の附則第2項中「料金表第1表第1（基本使用料等）1（適用）(25)」を「料金表第1表第1（基本使用料等）1（適用）(29)」にそれぞれ改めます。
- 8 平成25年9月20日から実施の附則第2項のサ及び同5項のイ(イ)①中「(23)」を「(24)」に、「(24)」を「(28)」にそれぞれ改めます。

#### 附則（KDDICマ第113号、第114号、第116号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成25年11月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

#### 附則（KDDICマ第118号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成25年11月12日から実施します。

(基本使用料等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の日から平成27年5月31日までの間、料金表第1表第1（基本使用料等）1（適用）(25)に定める特定サービスに係る契約を条件とするW i M A X 2 + フラット f o r D A T A の契約者回線に係る基本使用料の減額適用について、同(25)のアの表を次表に読み替えて適用します。

1 契約ごとに月額

その料金月の課金対象データの総情報量	料金額
	税抜額
10,485,760 バイト（10メガバイト）以下の場合	0 円
10,485,760 バイト（10メガバイト）を超える場合	4,196 円

### 3 削除

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

#### 附則（KDDICマ第121号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成25年11月15日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

#### 附則（KDDICマ第123号）

この改正規定は、平成25年11月25日から実施します。

#### 附則（KDDICマ第128号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成25年11月28日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

#### 附則（KDDICマ第130号、132号、134号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成25年12月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、株式会社コミュニティテレビこもろ及び株式会社ケーブルネット鈴鹿に関する改正規定については、平成25年12月2日から実施します。

(基本使用料及びデータ通信料の支払いに関する経過措置)

- 2 当社は、LTE契約者からの申出により、次表に定める取扱いを行います。

特定のデータ通信への2段階定額制（CP）の適用（ダブル定額（キャンペーン））	ア 当社は、LTE契約者からの申出により、LTE契約者が（ア）に定める定額料を支払った場合に、そのLTEサービス（LTEデュアルに限ります。）の契約者回線との間のデータ通信（沖縄セルラー電話株式会社が提供するローミングに係るものを含み、通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱いを受けたものを除きます。以下この欄において同じとします。）について、料金表第1表第3（データ通信料）2（料金額）の規定に代えて、（イ）に定める適用額により算定した額（以下この欄において「算定額」といいます。）から、（ア）に定める控除可能額（キの規定により控除可能額を日割りした場合は、その額とし、算定額が控除可能額に満たない場合は、算定額とします。）を差し引いた額（その額が（ア）に定める上限定額料（キの規定により上限定額料を日割りした場合は、その額とします。）以上となる場合は、上限定額料をその額とします。以下この欄において同じとします。）を適用する取
--	---

扱い（以下この附則において「特定データ通信 2 段階定額制（C P）」といいます。）を行います。

（ア） 定額料、控除可能額及び上限定額料

1 契約ごとに月額

区分	料金額
定額料	税抜額 500 円
控除可能額	税抜額 500 円
上限定額料	税抜額 5,700 円

（イ） 適用額

1 課金対象データごとに

区分	料金額
適用額	税抜額 0.4 円

イ 特定データ通信 2 段階定額制（C P）は、L T E デュアルの契約者回線であって、この附則第 3 項（3）欄に定める特定の端末設備を接続する L T E 契約の申込みを条件とするデータ通信料の減額適用Ⅱに係る L T E 契約の申込みと同時にを行う場合に限り、選択することができます。

ウ データ通信料の月間累計は、料金月単位で行います。

エ 特定データ通信 2 段階定額制（C P）の適用の開始は、その契約者回線に係る L T E サービスの提供を開始した日からとします。

オ 当社は、特定データ通信 2 段階定額制（C P）の適用を受けている契約者回線又は判定対象回線（この附則第 3 項（3）欄に定めるものをいいます。以下この欄において同じとします。）について、次のいずれかに該当する場合には、特定データ通信 2 段階定額制（C P）の適用を廃止します。

（ア） 契約者回線に係る事由

- ① L T E 契約の解除（a u 契約への契約移行に係るものを除きます。）があったとき。
- ② a u 契約への契約移行があったとき。
- ③ L T E サービスの利用の一時休止があったとき。
- ④ L T E サービス利用権の譲渡があったとき（L T E サービス利用権を譲り受けようとする者と譲渡しようとする者との関係が、当社が別に定める基準に該当するときを除きます。）。
- ⑤ 契約者の地位の承継があったとき。
- ⑥ 特定データ通信 2 段階定額制（C P）の適用を廃止する申出があったとき（⑧を伴う場合を除きます。）。
- ⑦ 特定データ通信定額制の適用の申込みがあったとき（⑧を伴う場合を除きます。）。
- ⑧ 新たな端末設備の購入があったとき。
- ⑨ L T E シングルへの L T E サービスの種類の変更があったとき。

（イ） 判定用回線に係る事由

- ① L T E 契約の解除（a u 契約への契約移行に係るものを除

きます。)があったとき。

② LTEサービスの利用の一時休止があったとき。

③ LTEサービス利用権の譲渡があったとき。

④ 契約者の地位の承継があったとき。

カ オの規定により、特定データ通信２段階定額制（ＣＰ）の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	特定データ通信２段階定額制（ＣＰ）の適用
1 2又は3以外により特定データ通信２段階定額制（ＣＰ）を廃止したとき。	その事由が生じた日（LTEサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により特定データ通信２段階定額制（ＣＰ）を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の末日までのデータ通信料について、特定データ通信２段階定額制（ＣＰ）の適用の対象とします。
2 オの(ア)の①、②又は③の規定により特定データ通信２段階定額制（ＣＰ）を廃止したとき。	その事由が生じた日までのデータ通信料について、特定データ通信２段階定額制（ＣＰ）の適用の対象とします。
3 オの(ア)の⑧又は⑨の規定により特定データ通信２段階定額制（ＣＰ）を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信２段階定額制（ＣＰ）の適用の対象とします。
備考 オの(ア)の②の規定により特定データ通信２段階定額制（ＣＰ）の適用を廃止する場合、その契約移行を行った時点まで特定データ通信２段階定額制（ＣＰ）の適用の対象とするものとします。	

キ アの規定により特定データ通信２段階定額制（ＣＰ）の適用を開始した場合又はオの規定により特定データ通信２段階定額制（ＣＰ）の適用を廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに定める定額料、控除可能額及び上限定額料の日割を行います。

適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、アの規定により特定データ通信２段階定額制（ＣＰ）の適用を開始した場合は、開始日）
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、オの規定(オの(ア)の①、②又は③を除きます。)により特定データ通信２段階定額制（ＣＰ）の適用を廃止した場合は、廃止日、オの(ア)の②の規定により特定データ通信２段階定額制（ＣＰ）の適用を廃止した場合は、廃止日の前日）

	<p>ク 控除可能額額の日割り計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p> <p>ケ 特定データ通信2段階定額制（CP）を選択した契約者は、キに規定する場合を除き、通信の有無に関わらず又は1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料及び上限定額料の支払いを要します。</p> <p>コ 契約者の責めによらない理由により、1料金月の全ての日にわたって、LTEサービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、その契約者は、アに規定する定額料の支払いを要しません。</p> <p>この場合において、当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</p> <p>サ 当社は、オの（イ）の規定により特定データ通信2段階定額制（CP）の適用を廃止した契約者回線について、特定データ通信定額制の適用の申込みがあったものとみなし、その廃止日を含む料金月の翌料金月から特定データ通信定額制の適用を開始します。</p> <p>シ この改正規定実施の日から当社が別に定める日までの間に、オの（イ）の規定に該当することとなった場合、オ及びカの規定に関わらず、その契約者回線に係る特定データ通信2段階定額制（CP）の適用の廃止は、当社が別に定める日とします。</p> <p>ス 契約者は、この附則第3項（3）欄の適用条件に定める家族が沖縄セルラー電話株式会社その他網契約者回線に係る者である場合又はこの附則第3項（3）欄に定める特定減額適用Ⅲの適用条件に定める家族が契約者回線に係る者である場合、当社又は沖縄セルラー電話株式会社がそれぞれのLTE約款に定める特定データ通信2段階定額制（CP）の適用の可否を判断するために、その控除対象回線に係る情報（特定データ通信2段階定額制（CP）の適用に必要な範囲に限ります。）を、当社が沖縄セルラー電話株式会社に通知することを承諾していただきます。</p>
--	---

（基本使用料及びデータ通信料の支払いに関する経過措置）

3 当社は、次表に定める基本使用料及びデータ通信料の減額適用を行います。

<p>（1）特定の端末設備を接続するLTE契約の申込みを条件とする基本使用料の減額適用（家族でスマホおトク割）</p>	<p>ア 当社は、この改正規定実施の日から平成27年9月30日までの間（以下この附則第3項において「申込み対象期間」といいます。）に、LTE契約の申込み（契約変更及びau契約からの契約移行に係るものを除きます。）があった場合（その申込みに際し、次表に定める適用条件の全てを満たす場合に限り）、そのLTEサービスの提供を開始した日を含む料金月から起算して24料金月の間（以下この附則第3項において「控除対象期間Ⅰ」といいます。）、その契約者回線（以下この（1）欄において「控除対象回線」といいます。）について、料金表第1表第1（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる基本使用料の額のうち、次表に定める控除額（エの規定により控除額を日割りした</p>
---	--

場合は、その額とします。)を控除する取扱い(以下この附則第3項において「本減額適用I」といいます。)を行います。

適用条件	<p>(ア) 控除対象回線に接続しようとする端末設備が、当社が別に定めるものであって、そのLTE契約者又はその家族(当社が別に定める基準に該当するものをいいます。以下この附則第3項において同じとします。)が締結している他のLTE契約(沖縄セルラー電話株式会社のLTE約款に定めるLTE契約を含みます。)に係る契約者回線又は他網契約者回線(以下この(1)欄において「判定対象回線」といいます。)に関して、当社が別に定めるサービス取扱所において過去に購入されたものであること。</p> <p>(イ) (ア)に定める端末設備の購入のあった日以降に、判定用回線に関して当社が別に定めるサービス取扱所において行われた端末設備の購入の回数が1回であって、その購入が、控除対象回線に係るLTE契約の申込みのあった日を含む料金月から起算し、前3料金月の間に行われたものであること。</p>
控除額	税抜額 934 円

イ 当社は、控除対象回線又は判定対象回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間I内であっても、本減額適用Iを廃止します。

(ア) 控除対象回線に係る事由

- ① LTE契約の解除(a u契約への契約移行に係るものを除きます。)があったとき。
- ② a u契約への契約移行があったとき。
- ③ LTEサービスの利用の一時休止があったとき。
- ④ LTEサービス利用権の譲渡があったとき(LTEサービス利用権を譲り受けようとする者と譲渡しようとする者との関係が、当社が別に定める基準に該当するときを除きます。)
- ⑤ 契約者の地位の承継があったとき。
- ⑥ 新たな端末設備の購入があったとき。
- ⑦ LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。
- ⑧ LTEプラン以外への基本使用料の料金種別の変更があったとき。

(イ) 判定対象回線に係る事由

- ① LTE契約の解除(a u契約への契約移行に係るものを除きます。)があったとき。
- ② LTEサービスの利用の一時休止があったとき。
- ③ LTEサービス利用権の譲渡があったとき。



	<p>④ 契約者の地位の承継があったとき。</p> <p>ウ イの規定により、本減額適用 I を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="475 277 1439 779"> <thead> <tr> <th data-bbox="475 277 962 315">区分</th> <th data-bbox="970 277 1439 315">本減額適用 I の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="475 327 962 651">1 2 以外により本減額適用 I を廃止したとき。</td> <td data-bbox="970 327 1439 651">その事由が生じた日（LTE サービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本減額適用 I を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用 I の対象とします。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 663 962 779">2 イの(ア)の①、②、③、⑦又は⑧により本減額適用 I を廃止したとき。</td> <td data-bbox="970 663 1439 779">その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用 I の対象とします。</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ アの規定により本減額適用 I を開始した場合又はイの規定により本減額適用 I を廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに定める控除額の日割を行います。</p> <table border="1" data-bbox="475 943 1439 1196"> <tbody> <tr> <td data-bbox="475 943 719 1070">適用開始日</td> <td data-bbox="727 943 1439 1070">その料金月の初日（その料金月において、アの規定により本減額適用 I の適用を開始した場合は、開始日）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 1081 719 1196">適用終了日</td> <td data-bbox="727 1081 1439 1196">その料金月の末日（その料金月において、イの規定により本減額適用 I の適用を廃止した場合は、廃止日）</td> </tr> </tbody> </table> <p>オ エの規定により日割りした額に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p> <p>カ 契約者は、アの適用条件の(ア)に定める家族が沖縄セルラー電話株式会社の他網契約者回線に係る者である場合又は沖縄セルラー電話株式会社の LTE 約款附則に定める特定の端末設備を接続する LTE 契約の申込みを条件とする基本使用料の減額適用（本減額適用 I に相当するものをいいます。以下この附則第 3 項において「特定減額適用 I」といいます。）の適用条件に定める家族が契約者回線に係る者である場合、当社又は沖縄セルラー電話株式会社がそれぞれ本減額適用 I 又は特定減額適用 I の適用の可否を判断するために、その控除対象回線に係る情報（本減額適用 I 又は特定減額適用 I の適用に必要な範囲に限ります。）を、当社が沖縄セルラー電話株式会社に通知することを承諾していただきます。</p>	区分	本減額適用 I の適用	1 2 以外により本減額適用 I を廃止したとき。	その事由が生じた日（LTE サービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本減額適用 I を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用 I の対象とします。	2 イの(ア)の①、②、③、⑦又は⑧により本減額適用 I を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用 I の対象とします。	適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、アの規定により本減額適用 I の適用を開始した場合は、開始日）	適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、イの規定により本減額適用 I の適用を廃止した場合は、廃止日）
区分	本減額適用 I の適用										
1 2 以外により本減額適用 I を廃止したとき。	その事由が生じた日（LTE サービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本減額適用 I を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用 I の対象とします。										
2 イの(ア)の①、②、③、⑦又は⑧により本減額適用 I を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用 I の対象とします。										
適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、アの規定により本減額適用 I の適用を開始した場合は、開始日）										
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、イの規定により本減額適用 I の適用を廃止した場合は、廃止日）										
(2) 特定の端末設備を接続する LTE 契約の申込みを条件とするデータ通信料の減額適用 I	<p>ア 当社は、申込み対象期間に、LTE 契約の申込み（契約変更及び au 契約からの契約移行に係るものを除きます。）があった場合（その申込みに際し、次表に定める適用条件の全てを満たす場合に限ります。）、その LTE サービスの提供を開始した日を含む料金月から起算して 24 料金月の間（以下この附則第 3 項において「控除対象期間 II」といいます。）、その契約者回線（以下この</p>										

(家族でスマホ  
おトク割)

(2)欄において「控除対象回線」といいます。)について、料金表第1表第3(データ通信料)に定める特定データ通信定額制に係る定額料のうち、次表に定める控除額(エの規定により控除額を日割りした場合は、その額とします。)を控除する取扱い(以下この附則第3項において「本減額適用Ⅱ」といいます。)を行います。

ただし、特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用、特定のLTEシングルに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用又は特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用を受ける料金月については、この限りではありません。

適用条件	<p>(ア) 控除対象回線に接続しようとする端末設備が、当社が別に定めるものであって、そのLTE契約者又はその家族が締結している他のLTE契約(沖縄セルラー電話株式会社のLTE約款に定めるLTE契約を含みます。)に係る契約者回線又は他網契約者回線(以下この(2)欄において「判定対象回線」といいます。)に関して、当社が別に定めるサービス取扱所において過去に購入されたものであること。</p> <p>(イ) (ア)に定める端末設備の購入のあった日以降に、判定用回線に関して当社が別に定めるサービス取扱所において行われた端末設備の購入の回数が1回であって、その購入が、控除対象回線に係るLTE契約の申込みのあった日を含む料金月から起算し、前3料金月の間に行われたものであること。</p> <p>(ウ) 特定データ通信定額制の適用を申し込むこと。</p>
控除額	税抜額 500円

イ 当社は、控除対象回線又は判定対象回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間Ⅱ内であっても、本減額適用Ⅱを廃止します。

- (ア) 控除対象回線に係る事由
- ① LTE契約の解除があったとき(a u契約への契約移行に係るものを除きます)。
  - ② a u契約への契約移行があったとき。
  - ③ LTEサービスの利用の一時休止があったとき。
  - ④ LTEサービス利用権の譲渡があったとき(LTEサービス利用権を譲り受けようとする者と譲渡しようとする者との関係が、当社が別に定める基準に該当するときを除きます)。
  - ⑤ 契約者の地位の承継があったとき。
  - ⑥ 特定データ通信定額制の適用を廃止する申出があったとき(⑦を伴う場合を除きます)。

- ⑦ 新たな端末設備の購入があったとき。
- ⑧ LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。
- (イ) 判定対象回線に係る事由
  - ① LTE契約の解除があったとき（au契約への契約移行に係るものを除きます。）。
  - ② LTEサービスの利用の一時休止があったとき。
  - ③ LTEサービス利用権の譲渡があったとき。
  - ④ 契約者の地位の承継があったとき。

ウ イの規定により、本減額適用Ⅱを廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本減額適用Ⅱの適用
1 2又は3以外により本減額適用Ⅱを廃止したとき。	その事由が生じた日（LTEサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本減額適用Ⅱを廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の末日までのデータ通信料について、本減額適用Ⅱの対象とします。
2 イの(ア)の①、②又は③により本減額適用Ⅱを廃止したとき。	その事由が生じた日までのデータ通信料について、本減額適用Ⅱの対象とします。
3 イの(ア)の⑦（同⑥を伴う場合に限り。）又は⑧により本減額適用Ⅱを廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までのデータ通信料について、本減額適用Ⅱの対象とします。

エ アの規定により本減額適用Ⅱを開始した場合又はイの規定により本減額適用Ⅱを廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに定める控除額の日割を行います。

適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、アの規定により本減額適用Ⅱの適用を開始した場合は、開始日）
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、イの規定（イの(ア)の①、②又は③を除きます。）により本減額適用Ⅱの適用を廃止した場合は、廃止日、イの(ア)の②の規定により本減額適用Ⅱを廃止した場合は、廃止日の前日）

オ エの規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

カ 契約者は、アの適用条件の(ア)に定める家族が沖縄セルラー電話株式会社の他網契約者回線に係る者である場合又は沖縄セルラー電話株式会社のLTE約款附則に定める特定の端末設備を接続するLTE契約の申込みを条件とするデータ通信料の減額適用Ⅰ

	<p>(本減額適用Ⅱに相当するものをいいます。以下この附則第3項において「特定減額適用Ⅱ」といいます。)の適用条件に定める家族が契約者回線に係る者である場合、当社又は沖縄セルラー電話株式会社がそれぞれ本減額適用Ⅱ又は特定減額適用Ⅱの適用の可否を判断するために、その控除対象回線に係る情報(本減額適用Ⅱ又は特定減額適用Ⅱの適用に必要な範囲に限ります。)を、当社が沖縄セルラー電話株式会社に通知することを承諾していただきます。</p>
<p>(3) 特定の端末設備を接続するLTE契約の申込みを条件とするデータ通信料の減額適用Ⅱ(家族でスマホおトク割)</p>	<p>ア 当社は、申込み対象期間に、LTE契約の申込み(契約変更及びau契約からの契約移行に係るものを除きます。)があった場合(その申込みに際し、次表に定める適用条件の全てを満たす場合に限ります。)、そのLTEサービスの提供を開始した日を含む料金月から起算して24料金月の間(以下この附則第2項において「控除対象期間Ⅲ」といいます。)、その契約者回線(以下この(3)欄において「控除対象回線」といいます。)について、この附則第3項に定める特定データ通信2段階定額制(CP)に係る定額料のうち、次表に定める控除額(エの規定により控除額を日割りした場合は、その額とします。)を控除する取扱い(以下この附則第3項において「本減額適用Ⅲ」といいます。)を行います。</p> <p>ただし、特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用、特定のLTEシングルに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用又は特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用を受ける料金月については、この限りではありません。</p>
<p>適用条件</p>	<p>(ア) 控除対象回線に接続しようとする端末設備が、当社が別に定めるものであって、そのLTE契約者又はその家族が締結している他のLTE契約(沖縄セルラー電話株式会社のLTE約款に定めるLTE契約を含みます。)に係る契約者回線又は他網契約者回線(以下この(3)欄において「判定対象回線」といいます。)に関して、当社が別に定めるサービス取扱所において過去に購入されたものであること。</p> <p>(イ) (ア)に定める端末設備の購入のあった日以降に、判定用回線に関して当社が別に定めるサービス取扱所において行われた端末設備の購入の回数が1回であって、その購入が、控除対象回線に係るLTE契約の申込みのあった日を含む料金月から起算し、前3料金月の間に行われたものであること。</p> <p>(ウ) 特定データ通信2段階定額制(CP)の適用を申し込むこと。</p>
<p>控除額</p>	<p>税抜額 500円</p>
	<p>イ 当社は、控除対象回線又は判定対象回線について、次のいずれ</p>

かに該当する場合には、控除対象期間Ⅲ内であっても、本減額適用Ⅲを廃止します。

(ア) 控除対象回線に係る事由

- ① LTE契約の解除（au契約への契約移行に係るものを除きます。）があったとき。
- ② au契約への契約移行があったとき。
- ③ LTEサービスの利用の一時休止があったとき。
- ④ LTEサービス利用権の譲渡があったとき（LTEサービス利用権を譲り受けようとする者と譲渡しようとする者との関係が、当社が別に定める基準に該当するときを除きます。）。
- ⑤ 契約者の地位の承継があったとき。
- ⑥ 特定データ通信2段階定額制（CP）の適用を廃止する申出があったとき（⑧を伴う場合を除きます。）。
- ⑦ 特定データ通信定額制の適用の申込みがあったとき（⑧を伴う場合を除きます。）。
- ⑧ 新たな端末設備の購入があったとき。
- ⑨ LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。

(イ) 判定用回線に係る事由

- ① LTE契約の解除（au契約への契約移行に係るものを除きます。）があったとき。
- ② LTEサービスの利用の一時休止があったとき。
- ③ LTEサービス利用権の譲渡があったとき。
- ④ 契約者の地位の承継があったとき。

ウ イの規定により、本減額適用Ⅲを廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本減額適用Ⅲの適用
1 2又は3以外により本減額適用Ⅲを廃止したとき。	その事由が生じた日（LTEサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本減額適用Ⅲを廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の末日までのデータ通信料について、本減額適用Ⅲの適用の対象とします。
2 イの(ア)の①、②又は③の規定により本減額適用Ⅲを廃止したとき。	その事由が生じた日までのデータ通信料について、本減額適用Ⅲの適用の対象とします。
3 イの(ア)の⑧又は⑨の規定により本減額適用Ⅲを廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までのデータ通信料について、本減額適用Ⅲの適用の対象とします。

エ アの規定により本減額適用Ⅲを開始した場合又はイの規定によ

<p>り本減額適用Ⅲを廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに定める控除額の日割を行います。</p>	
適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、アの規定により本減額適用Ⅲの適用を開始した場合は、開始日）
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、イの規定（イの（ア）の①、②又は③を除きます。）により本減額適用Ⅲの適用を廃止した場合は、廃止日、イの（ア）の②の規定により本減額適用Ⅱを廃止した場合は、廃止日の前日）
<p>オ エの規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p> <p>カ イの（イ）の規定により本減額適用Ⅲを廃止した場合は、その廃止のあった日において、その控除対象回線について、特定データ通信2段階定額制（CP）の適用を廃止します。</p> <p>この場合において、当社は、その控除対象回線について、特定データ通信定額制の適用の申込みがあったものとみなし、特定データ通信2段階定額制（CP）の廃止日を含む料金月の翌料金月から特定データ通信定額制の適用を開始します。</p> <p>キ この改正規定実施の日から当社が別に定める日までの間に、イの（イ）の規定に該当することとなった場合、カの規定に関わらず、その控除対象回線に係る特定データ通信2段階定額制（CP）の適用の廃止は、当社が別に定める日とします。</p> <p>ク 契約者は、アの適用条件の（ア）に定める家族が沖縄セルラー電話株式会社の他網契約者回線に係る者である場合又は沖縄セルラー電話株式会社のLTE約款附則に定める特定の端末設備を接続するLTE契約の申込みを条件とする基本使用料の減額適用（本減額適用Ⅲに相当するものをいいます。以下この附則第3項において「特定減額適用Ⅲ」といいます。）の適用条件に定める家族が契約者回線に係る者である場合、当社又は沖縄セルラー電話株式会社がそれぞれ本減額適用Ⅲ又は特定減額適用Ⅲの適用の可否を判断するために、その控除対象回線に係る情報（本減額適用Ⅲ又は特定減額適用Ⅲの適用に必要な範囲に限ります。）を、当社が沖縄セルラー電話株式会社に通知することを承諾していただきます。</p>	

（料金等の支払いに関する経過措置）

4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

（その他）

5 平成25年11月22日から実施の附則第8項の（ア）中、平成25年2月1日から実施の附則第13項の（ア）中並びに平成25年9月20日から実施の附則第4項（2）欄の（ア）及び（3）欄の（ア）中「ただし、特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用」を「ただし、特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用、特定のLTEシングルに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用」にそれぞれ改めます。

6 平成 25 年 9 月 20 日から実施の附則第 5 項の力の次に、次のようにキを加えます。

キ 当社は、この約款の規定に関わらず、本減額適用を受ける料金月においては、その契約者回線について、料金表第 1 表第 1（基本使用料等）1（適用）(24)に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用（同(24)のアの(ア)の表の区分 2 に係るものに限ります。）、(27)に定める特定の LTE シングルに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用又は(28)に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用（同(28)のアの(オ)の表の区分 2 に係るものに限ります。）の適用を行いません。

附則（KDDICマ第 139 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 25 年 12 月 2 日から実施します。

（基本使用料及びデータ通信料の支払いに関する経過措置）

2 当社は、次表に定める基本使用料及びデータ通信料の減額適用を行います。

<p>MNP を条件とする基本使用料及びデータ通信料の減額適用（U22 a uにかえる割）</p>	<p>ア 当社は、この改正規定実施の日から平成 26 年 1 月 13 日までの間に、LTE 契約の申込みがあった場合（その申込みの際し、次表に定める適用条件の全てを満たす場合に限ります。）、その LTE サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して 36 料金月の間（以下この附則第 2 項において「控除対象期間」といいます。）、その契約者回線について、(ア)及び(イ)に定める取扱い（以下この附則第 2 項において「本減額適用」といいます。）を行います。</p>
<p>適用条件</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 別記 2 (11)に定める携帯電話番号ポータビリティ（沖縄セルラー電話株式会社からのものを除きます。）を希望する旨の申出があること。</li> <li>② 当社が別に定めるサービス取扱所において別に定める端末設備の購入を伴うこと。</li> <li>③ 基本使用料の料金種別として LTE プランを選択すること。</li> <li>④ 特定データ通信定額制の適用の申込みがあること。</li> <li>⑤ 平成 25 年 4 月 1 日において満 23 歳に満たない契約者（その LTE 契約について利用者登録が行われているときは、生年月日が平成 13 年 4 月 2 日から平成 19 年 4 月 1 日までの間である登録利用者としてします。）からの申込みであること。</li> </ul>
<p>(ア) 料金表第 1 表第 1（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる基本使用料の額のうち、次表に定める控除額 I（オの規定により控除額 I を日割りした場合は、その額とし、基本使用料の額が控除額 I に満たない場合は、基本使用料の額としてします。）を控除すること。</p>	<p>1 契約ごとに月額</p>

区分	料金額
控除額Ⅰ	税抜額 934 円

(イ) 料金表第 1 表第 3 (データ通信料) に定める特定データ通信定額制に係る定額料のうち、次表に定める控除額Ⅱ (オの規定により控除額Ⅱを日割りした場合は、その額とします。)を控除すること。

1 契約ごとに月額

区分	料金額
控除額Ⅱ	税抜額 1,000 円

イ 当社は、アの規定に関わらず、次のいずれかに該当する料金月においては、本減額適用を行いません。

(ア) アの(ア)の取扱いの場合

その契約者回線について、この約款の附則又は当社のWIN約款の附則に定める基本使用料の減額適用 (当社が別に定めるものに限り)を受ける料金月。

(イ) アの(イ)の取扱いの場合

① その契約者回線について、料金表第 1 表第 1 (基本使用料等) 1 (適用) (24) に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用 (同 (24) のアの(ア)の表の区分 1 に係るものに限り)若しくは (28) に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用 (同 (28) のアの(オ)の表の区分 1 に係るものに限り)を受ける料金月 (特定端末設備の購入に伴うLTEフラットの適用を条件とするデータ通信料の減額適用Ⅰ (平成 25 年 2 月 1 日から実施の附則第 13 項に定めるものに限り)の適用を受ける料金月を除きます)。

② その契約者回線について、この約款の附則又は当社のWIN約款の附則に定めるデータ通信料の減額適用 (当社が別に定めるものに限り)を受ける料金月。

ウ 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。

(ア) LTE契約の解除 (au契約への契約移行に係るものを除きます)があったとき。

(イ) au契約への契約移行があったとき。

(ウ) LTEサービスの利用の一時休止があったとき。

(エ) 特定データ通信定額制の適用を廃止する申出があったとき。

(オ) 新たな端末設備の購入があったとき。

(カ) LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。

エ ウの規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

(ア) アの(ア)の取扱い

区分	本減額適用の適用
----	----------



1 2以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。
2 新たな端末設備の購入があったとき（ウの（カ）を伴うときを除きます）。	新たな端末設備の購入があった日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。
（イ） アの（イ）の取扱い	
区分	本減額適用の適用
1 2又は3以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、本減額適用の対象とします。
2 ウの（ア）、（イ）又は（ウ）の規定により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日までのデータ通信料について、本減額適用の対象とします。
3 ウの（オ）（（エ）を伴うときに限ります。）又は（カ）の規定により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までのデータ通信料について、本減額適用の対象とします。
<p>オ アの規定により本減額適用を開始した場合又はウの規定により本減額適用を廃止した場合は、次のとおり、アに定める控除額Ⅰ及び控除額Ⅱの日割を行います。</p> <p>（ア） 控除額Ⅰの場合 その料金月におけるLTEプランの基本使用料の適用を受ける日数に応じて、控除額Ⅰの日割を行います。</p> <p>（イ） 控除額Ⅱの場合 次表に定める適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、控除額Ⅱの日割を行います。</p>	
適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、アの規定により本減額適用の適用を開始した場合は、開始日）
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、ウの規定（ウの（ア）、（イ）又は（ウ）を除きます。）により本減額適用の適用を廃止した場合は、廃止日、ウの（イ）の規定により本減額適用を廃止した場合は、廃止日の前日）
<p>カ オの規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p>	
<p>キ 当社は、この約款の規定に関わらず、本減額適用を受ける料金月においては、その契約者回線について、料金表第1表第1（基本使用料等）1（適用）（24）に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用（同（24）の（ア）の表の区分2に係るものに限ります。）、（27）に定める特定のLTEシングルに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用又は（28）</p>	

	に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用（同(28)のアの(オ)の表の区分2に係るものに限ります。）の適用を行いません。
--	--

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第140号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成25年12月4日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第142号）

この改正規定は、平成25年12月9日から実施します。

附則（KDDICマ第144号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成25年12月16日から実施します。

ただし、この改正規定中、株式会社ジェイコム札幌、株式会社ジェイコム東京、株式会社ジェイコム湘南、土浦ケーブルテレビ株式会社、株式会社ジェイコムさいたま、株式会社ジェイコム千葉及び株式会社ジェイコムイーストに関する改正規定については、平成25年12月20日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第146号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成25年12月17日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第148号、第150号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成25年12月27日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 2 この改正規定実施の日から平成26年1月13日までの間に、a uスマートサポート契約（当社の「a uスマートサポート会員利用規約」に定めるa uスマートサポートの提供を受けるための契約をいいます。以下この附則において同じとします。）の申込みがあり当社が承諾した場合、そのa uスマートサポート契約の締結があった日を含む料金月において、

その契約者回線（その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）以外であるものに限ります。）について、この約款の規定により支払いを要することとされる a u（L T E）通信サービスの料金のうち、税抜額 1,500 円を控除する取扱いを行います。

ただし、その a u スマートサポート契約を締結した後、同一料金月内において、次のいずれかに該当することとなった場合は、この限りではありません。

- (1) その契約者回線について、L T E 契約の解除（a u 契約への契約移行に係るものを除きます。）があったとき。
  - (2) その契約者回線について、L T E サービスの利用の一時休止があったとき（その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。）。
  - (3) a u スマートサポート契約が終了したとき。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（K D D I C マ第 152 号、第 154 号、第 155 号、157 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 26 年 1 月 1 日から実施します。

ただし、この改正規定中、特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用に関する改正規定については、平成 26 年 1 月 6 日から実施します。

（オプション機能使用料の支払いに関する経過措置）

- 2 この改正規定実施の日から平成 26 年 7 月 31 日までの間、契約者は、この約款の規定に関わらず、プラスエリアモード加算額の支払いを要しません。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（K D D I C マ第 160 号、第 162 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 26 年 1 月 16 日から実施します。

ただし、この改正規定中、Z I P T e l e c o m 株式会社に関する改正規定については、平成 26 年 1 月 17 日から実施します。

（基本使用料の支払いに関する経過措置）

- 2 当社は、L T E 契約者からの申出により、次表に定める基本使用料の減額適用を行います。

(1) 学生であることを条件とする基本使用料の減額適用	ア この改正規定実施の日から平成 26 年 6 月 1 日までの間（以下この附則第 2 項において「申出対象期間」といいます。）に、L T E 契約の申込み（契約変更及び a u 契約からの契約移行に係るものを除きます。）と同時に申出があり当社が承諾した場合、その L T E サービスの契約者回線について、次表に定める料金月において、料金表第 1 表第 1（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる基本使用料の額のうち、次表に定める控除額（基本使用料の額が控除額に満たない場合は基本使用料の額とします。）を控除する取扱い（以下この附則第 2 項において「本減額
-----------------------------	---

<p>適用 I」といいます。)を行います。</p> <p>ただし、この約款又は当社のWIN約款に定める基本使用料の減額適用（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月については、この限りではありません。</p>	
料金月	<p>本減額適用 I の申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月（以下この附則第 2 項において「適用開始月 I」といいます。）から起算して 36 料金月が経過するまでの各料金月であって、その契約者回線について、次欄に定める適用条件を全て満たしている月。</p>
適用条件	<p>(ア) 障がい者等に係る基本使用料の割引の適用又は第 2 種定期LTE契約に係る基本使用料の適用を受けていること。</p> <p>(イ) 基本使用料の料金種別がLTEプラン、カケホ、スーパーカケホ、カケホ（CP）、LTEプラン（V）、カケホ（V）、スーパーカケホ（V）、VKプラン、カケホ（ケータイ/V）又はスーパーカケホ（ケータイ/V）であること。</p>
控除額	<p>税抜額 934 円</p>
<p>イ 本減額適用 I は、LTEデュアルの契約者回線であって、その契約者（そのLTE契約について利用者登録が行われているときは、登録利用者としします。）が学生であるもの限り、申し出ることができます。</p> <p>ウ 当社は、イに定める申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。</p> <p>(ア) その申出のあった契約者回線又は当社との間で締結している若しくは締結していた他のLTE契約に係る契約者回線（その契約者名義（利用者登録が行われているときは、登録利用者の名義としします。以下この附則第 2 項において同じとしします。）が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。）について、次表の区分 1 に定める申出を当社が承諾しているとき。</p> <p>(イ) 当社との間で締結している若しくは締結していたau契約に係るWIN契約者回線（その契約者名義が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。）について、次表の区分 2 に定める申出を当社が承諾しているとき。</p> <p>(ウ) 沖縄セルラー電話株式会社との間で締結している若しくは締結していたLTE契約に係る他網契約者回線（その契約者名義が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。）について、次表の区分 3 に定める申出を沖縄セルラー電話株式会社が承諾しているとき。</p> <p>(エ) 沖縄セルラー電話株式会社との間で締結している若しくは締結していたau契約に係る他網契約者回線（その契約者名義が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。）について、次表の区分 4 に定める申出を沖縄セルラー電</p>	

話株式会社が承諾しているとき。

区分	申出
1	本減額適用 I の申出、(2)欄に定める本減額適用 II の申出、この約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出又は学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出
2	当社のWIN約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出又は学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出
3	沖縄セルラー電話株式会社のLTE約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出又は学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出
4	沖縄セルラー電話株式会社のWIN約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出又は学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出

エ アに定めるLTE契約の申込みに当たって、別記2(11)のAに定める取扱いの申出（沖縄セルラー電話株式会社からの変更に係るものを除きます。）を行った場合は、当社又は沖縄セルラー電話株式会社との間で締結していたLTE契約若しくはau契約に係る契約者回線、WIN契約者回線若しくは他網契約者回線について、ウの(A)から(エ)に定める事由に該当しないものとします。

オ 当社は、本減額適用 I の適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、アの表の料金月の欄に定める36料金月が経過する前であっても、本減額適用 I を廃止します。

- (ア) LTE契約の解除があったとき。
- (イ) LTEサービスの利用の一時休止があったとき。
- (ウ) LTEサービス利用権の譲渡があったとき。
- (エ) 契約者の地位の承継があったとき。
- (オ) そのLTE契約について、新たな利用者登録又は登録利用者の変更があったとき。

カ オの規定により、本減額適用 I を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本減額適用 I の適用
1 2以外により本減額適用 I を廃止したとき。	その事由が生じた日（LTEサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本減額適用 I を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の末日までの基本使用料について、本

		減額適用 I の対象とします。
	2 オの(ア)又は(イ)の規定により本減額適用 I を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用 I の対象とします。
	<p>キ 当社は、アに定める控除額について、その料金月において同表の適用条件を満たさない日があった場合は、適用条件を全て満たした日の日数に応じて、基本使用料の料金種別ごとに日割を行います。</p> <p>ク キの規定により日割りした額に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p> <p>ケ 当社は、当社のWIN約款に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用（本減額適用 I に相当するものをいいます。）の申出の承諾を受けたWIN契約者回線について、LTE契約への契約移行があった場合、そのLTEサービスの契約者回線について、次表に定める料金月において、本減額適用 I を適用します。</p>	
	料金月	<p>契約移行のあった日を含む料金月から起算して、次表に定める月数が経過するまでの各料金月であって、その契約者回線について、アに定める適用条件を全て満たしている月。</p> <p>当社のWIN約款に定める適用開始月 I（アに定める適用開始月 I に相当するものをいいます。）から起算して契約移行のあった日を含む料金月の前料金月までの月数を、36 料金月から除いた月数</p>
	<p>コ 本減額適用 I の申出の承諾を受けた契約者回線について、au契約への契約移行があった場合、そのWIN契約者回線に係る学生であることを条件とする基本使用料の減額適用（本減額適用 I に相当するものをいいます。）については、当社のWIN約款の規定（ケに相当するものをいいます。）に定めるところによります。</p> <p>サ 契約者は、当社又は沖縄セルラー電話株式会社がそれぞれ本減額適用 I 又は特定減額適用 I（沖縄セルラー電話株式会社のLTE約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用（本減額適用 I に相当するものをいいます。以下この附則第 2 項において同じとします。）の適用の可否を判断するために、その契約者回線に係る情報（本減額適用 I 又は特定減額適用 I の適用に必要な範囲に限ります。）を、当社が沖縄セルラー電話株式会社に通知することを承諾していただきます。</p>	
(2) 学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用	<p>ア 申出対象期間に、LTE契約の申込み（契約変更及びau契約からの契約移行に係るものを除きます。）と同時に申出があり当社が承諾した場合、そのLTEサービスの契約者回線について、次表に定める料金月において、料金表第 1 表第 1（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる基本使用料の額のうち、次表に定める控除額（基本使用料の額が控除額に満たない場合は基本使用料の額とします。）を控除する取扱い（以下この附則</p>	

第2項において「本減額適用Ⅱ」といいます。)を行います。  
 ただし、この約款又は当社のWIN約款に定める基本使用料の減額適用(当社が別に定めるものに限ります。)を受ける料金月については、この限りではありません。

料金月	本減額適用Ⅱの申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月(以下この附則第2項において「適用開始月Ⅱ」といいます。)から起算して12料金月(そのLTE契約の申込みに当たって、別記2(11)に定める携帯電話番号ポータビリティ(沖縄セルラー電話株式会社からのものを除きます。)を希望した場合は36料金月とします。)が経過するまでの各料金月であって、その契約者回線について、次欄に定める適用条件を全て満たしている月。
適用条件	(ア) 障がい者等に係る基本使用料の割引の適用又は第2種定期LTE契約に係る基本使用料の適用を受けていること。 (イ) 基本使用料の料金種別がLTEプラン、カケホ、スーパーカケホ、カケホ(CP)、LTEプラン(V)、カケホ(V)、スーパーカケホ(V)、VKプラン、カケホ(ケータイ/V)又はスーパーカケホ(ケータイ/V)であること。
控除額	税抜額 934円

イ 本減額適用Ⅱは、LTEデュアルの契約者回線であって、アに定めるLTE契約の申込みと同時に、複数回線複合割引の適用の申出(その契約者が指定する割引選択回線群に、次表の区分1若しくは区分2に定める申出を当社が承諾した契約者回線若しくはWIN契約者回線(その減額適用を廃止又は終了していないものに限ります。)又は同表の区分3又は区分4に定める申出を沖縄セルラー電話株式会社が承諾した他網契約者回線(その減額適用を廃止又は終了していないものに限ります。)が含まれるものに限ります。)があったもの限り、申し出ることができます。

区分	申出
1	本減額適用Ⅰの申出又はこの約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出
2	当社のWIN約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出
3	沖縄セルラー電話株式会社のLTE約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出
4	沖縄セルラー電話株式会社のWIN約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出

ウ 当社は、イに定める申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。

- (ア) その申出のあった契約者回線又は当社との間で締結している若しくは締結していた他のLTE契約に係る契約者回線（その契約者名義が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。）について、(1)欄のウの表の区分1に定める申出を当社が承諾しているとき。
- (イ) 当社との間で締結している若しくは締結していたau契約に係るWIN契約者回線（その契約者名義が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。）について、(1)欄のウの表の区分2に定める申出を当社が承諾しているとき。
- (ウ) 沖縄セルラー電話株式会社との間で締結している若しくは締結していたLTE契約に係る他網契約者回線（その契約者名義が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。）について、(1)欄のウの表の区分3に定める申出を沖縄セルラー電話株式会社が承諾しているとき。
- (エ) 沖縄セルラー電話株式会社との間で締結している若しくは締結していたau契約に係る他網契約者回線（その契約者名義が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。）について、(1)欄のウの表の区分4に定める申出を沖縄セルラー電話株式会社が承諾しているとき。
- エ アに定めるLTE契約の申込みにあたって、別記2(11)のAに定める取扱いの申出（沖縄セルラー電話株式会社からの変更に係るものを除きます。）を行った場合は、当社又は沖縄セルラー電話株式会社との間で締結していたLTE契約若しくはau契約に係る契約者回線、WIN契約者回線若しくは他網契約者回線について、ウの(ア)から(エ)に定める事由に該当しないものとします。
- オ 当社は、本減額適用Ⅱの適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、アの表の料金月の欄に定める12料金月又は36料金月が経過する前であっても、本減額適用Ⅱを廃止します。
- (ア) LTE契約の解除があったとき。
- (イ) LTEサービスの利用の一時休止があったとき。
- (ウ) LTEサービス利用権の譲渡があったとき。
- (エ) 契約者の地位の承継があったとき。
- (オ) そのLTE契約について、新たな利用者登録又は登録利用者の変更があったとき。
- カ おの規定により、本減額適用Ⅱを廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本減額適用Ⅱの適用
1 2以外により本減額適用Ⅱを廃止したとき。	その事由が生じた日（LTEサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本減額適用Ⅰを廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の末日



		までの基本使用料について、本減額適用Ⅱの対象とします。
	2 オの(ア)又は(イ)の規定により本減額適用Ⅱを廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用Ⅱの対象とします。
<p>キ 当社は、アに定める控除額について、その料金月において同表の適用条件を満たさない日があった場合は、適用条件を満たした日の日数に応じて、基本使用料の料金種別ごとに日割りします。</p> <p>ク キの規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p> <p>ケ 当社は、当社のWIN約款に定める学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用（本減額適用Ⅱに相当するものをいいます。）の申出の承諾を受けたWIN契約者回線について、LTE契約への契約移行があった場合、そのLTEサービスの契約者回線について、次表に定める料金月において、本減額適用Ⅱを適用します。</p>		
料金月	<p>契約移行のあった日を含む料金月から起算して、次表に定める月数が経過するまでの各料金月であって、その契約者回線について、アに定める適用条件を全て満たしている月。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>当社のWIN約款に定める適用開始月Ⅱ（アに定める適用開始月Ⅱに相当するものをいいます。）から起算して契約移行のあった日を含む料金月の前料金月までの月数を、12 料金月（そのLTE契約の申込みに当たって、別記2(11)に定める携帯電話番号ポータビリティ（沖縄セルラー電話株式会社からのものを除きます。）を希望した場合は36 料金月とします。）から除いた月数</p> </div>	
<p>コ 本減額適用Ⅱの申出の承諾を受けた契約者回線について、au契約への契約移行があった場合、そのWIN契約者回線に係る学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用（本減額適用Ⅱに相当するものをいいます。）については、当社のWIN約款の規定（ケに相当するものをいいます。）に定めるところによります。</p> <p>サ 契約者は、当社又は沖縄セルラー電話株式会社がそれぞれ本減額適用Ⅱ又は特定減額適用Ⅱ（沖縄セルラー電話株式会社のLTE約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用（本減額適用Ⅱに相当するものをいいます。以下この附則第2項において同じとします。）の適用の可否を判断するために、その契約者回線に係る情報（本減額適用Ⅱ又は特定減額適用Ⅱの適用に必要な範囲に限ります。）を、当社が沖縄セルラー電話株式会社に通知することを承諾していただきます。</p>		

(オプション機能使用料の支払いに関する経過措置)

### 3 削除

(料金等の支払に関する経過措置)

- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第164号、第166号、第169号、第176号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成26年2月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第179号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成26年2月15日から実施します。

(オプション機能使用料の支払いに関する経過措置)

- 2 削除

- 3 削除

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第181号、第183号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成26年2月18日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第185号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成26年2月22日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第189号、第191号、第193号、第195号、第196号、第198号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成26年3月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、株式会社ケーブルワンに関する改正規定については、平成26年3月3日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

3 平成26年1月16日から実施の附則第2項(1)欄及び(2)欄中「エ」を「オ」に、「オ」を「カ」に、「カ」を「キ」に、「キ」を「ク」に、「ク」を「ケ」に、「ケ」を「コ」に、「コ」を「サ」にそれぞれ改め、「ウ」の次に、それぞれ次のように加えます。

エ アに定めるLTE契約の申込みに当たって、別記2(11)のアに定める取扱いの申出(沖縄セルラー電話株式会社からの変更に係るものを除きます。)を行った場合は、当社又は沖縄セルラー電話株式会社との間で締結していたLTE契約若しくはau契約に係る契約者回線、WIN契約者回線若しくは他網契約者回線について、ウの(ア)から(エ)に定める事由に該当しないものとします。

附則(KDDICマ第200号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成26年3月5日から実施します。

(オプション機能使用料の支払いに関する経過措置)

2 削除

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(KDDICマ第202号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成26年3月15日から実施します。

ただし、この改正規定中、CTBメディア株式会社に関する改正規定については、平成26年3月17日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(KDDICマ第204号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成26年3月19日から実施します。

(auスマートパス接続機能に関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定によりauスマートパス接続機能の提供を受けている者は、当社のauスマートパス利用規約(以下この附則において「利用規約」といいます。)に定めるところにより、利用規約に定めるauスマートパス接続サービスにおいて提供する各種サービス(以下この附則において「auスマートパスサービス」といいます。)の提供を継続して受けるものとします。

(オプション機能使用料の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施の際現に、改正前の附則(平成26年1月16日から実施の附則第3項、平成26年2月15日から実施の附則第2項及び第3項並びに平成26年3月5日から実施の附則第2項をいいます。)の規定により、auスマートパス接続機能に係るオプション機能使用料の支払いを免除する取扱いを受けている場合、それぞれ次に定める料金月において、利用規約に定めるauスマートパスサービスの接続利用料の支払いを免除する取扱いを行

います。

(1) 平成 26 年 1 月 16 日から実施の附則第 3 項に係るもの

平成 26 年 3 月 1 日から平成 26 年 12 月 31 日までの各料金月（その初日において、平成 26 年 1 月 16 日から実施の附則第 2 項に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用又は学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用を受けている料金月に限ります。）。

(2) 平成 26 年 2 月 15 日から実施の附則第 2 項に係るもの

平成 26 年 3 月 1 日から平成 26 年 5 月 31 日までの各料金月（次のいずれかに該当する料金月を除きます。）。

ア 判定日（その料金月の前料金月の末日をいいます。以下この附則において同じとします。）における最終購入端末（判定日以前に購入した端末設備であって、最後の購入に係るものをいいます。以下この附則において同じとします。）が当社が別に定める端末設備でない料金月。

イ この附則に定める a u スマートパスサービスの接続利用料の支払いを免除する取扱い（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月。

(3) 平成 26 年 2 月 15 日から実施の附則第 3 項に係るもの

平成 26 年 3 月 1 日から平成 26 年 5 月 31 日までの各料金月（この附則に定める a u スマートパスサービスの接続利用料の支払いを免除する取扱い（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月を除きます。）。

(4) 平成 26 年 3 月 5 日から実施の附則第 2 項に係るもの

平成 26 年 3 月 1 日から平成 26 年 5 月 31 日までの各料金月（この附則に定める a u スマートパスサービスの接続利用料の支払いを免除する取扱い（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月を除きます。）。

4 この改正規定実施の日から平成 26 年 11 月 30 日までの間に、利用規約に定める a u スマートパスサービスの利用に関する契約（以下この附則において「a u スマートパス利用契約」といいます。）の申込みがあり当社が承諾した場合、a u スマートパスサービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から平成 26 年 12 月 31 日までの各料金月（その初日において、平成 26 年 1 月 16 日から実施の附則第 2 項に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用又は学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用を受けている料金月に限ります。）において、利用規約に定める a u スマートパスサービスの接続利用料の支払いを免除する取扱いを行います。

5 この改正規定実施の日から平成 26 年 4 月 30 日までの間に、a u スマートパス利用契約の申込みがあり当社が承諾した場合、a u スマートパスサービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から平成 26 年 5 月 31 日までの各料金月（前項第 2 号のア又はイに該当する料金月を除きます。）において、利用規約に定める a u スマートパスサービスの接続利用料の支払いを免除する取扱いを行います。

6 この改正規定実施の日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に、a u スマートパス利用契約の申込みがあり当社が承諾した場合（次表に定める適用条件を全て満たす場合に限ります。）、a u スマートパスサービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から平成 26 年 5 月 31 日までの各料金月（この附則に定める a u スマートパスサービスの接続利用料の支払いを免除する取扱い（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月を除きます。）において、利用規約に定める a u スマートパスサービスの接続利用料の支払いを免除する取扱いを行います。

適用条件	<p>(1) 平成 26 年 1 月 31 日において、3LMセキュリティサービスの提供を受けていること。</p> <p>(2) 平成 26 年 1 月 31 日において、auスマートパスサービスの提供を受けていないこと。</p>
------	---

7 この改正規定実施の日から平成 26 年 4 月 30 日までの間に、auスマートパス利用契約の申込みがあり当社が承諾した場合（次表に定める適用条件を全て満たす場合に限りま  
す。）、auスマートパスサービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から平成 26  
年 5 月 31 日までの各料金月（この附則に定めるauスマートパスサービスの接続利用料の  
支払いを免除する取扱い（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月を除きま  
す。）において、利用規約に定めるauスマートパスサービスの接続利用料の支払いを免除  
する取扱いを行います。

適用条件	<p>(1) 平成 26 年 2 月 9 日において、当社の「安心ナビ利用規約」に 定める有料サービスの提供を受けていること。</p> <p>(2) 平成 26 年 2 月 9 日において、auスマートパスサービスの提 供を受けていないこと。</p>
------	---

（料金等の支払いに関する経過措置）

8 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金  
その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

9 平成 24 年 9 月 21 日から実施の附則第 5 条中「オプション機能使用料（着信短縮ダイヤ  
ル機能、海外ローミング機能、番号変換機能、保留転送機能、番号変換文字メッセージ受  
信機能及びauスマートパス接続機能に係るものを除きます。）」を「オプション機能使用  
料（着信短縮ダイヤル機能、海外ローミング機能、番号変換機能、保留転送機能及び番号  
変換文字メッセージ受信機能に係るものを除きます。）」に改めます。

10 平成 26 年 1 月 16 日から実施の附則第 3 項、平成 26 年 2 月 15 日から実施の附則第 2 項  
及び第 3 項並びに平成 26 年 3 月 5 日から実施の附則第 2 項について、それぞれ「削除」に  
改めます。

#### 附則（KDDICマ第 206 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 26 年 3 月 20 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金  
その他の債務については、なお従前のとおりとします。

#### 附則（KDDICマ第 208 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 26 年 3 月 28 日から実施します。

ただし、この改正規定中、ビーティーヴィーケーブルテレビ株式会社及び皇徳寺ケー  
ブルテレビ株式会社に関する改正規定については、平成 26 年 3 月 31 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金  
その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第210号、第221号、第223号、第225号、第227号、第229号、第230号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。  
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第232号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成26年4月10日から実施します。  
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第238号、第240号、第242号、第244号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成26年5月1日から実施します。  
ただし、この改正規定中、株式会社ケーブルテレビ富山に関する改正規定については、平成26年5月12日から、日本海ケーブルネットワーク株式会社に関する改正規定については、平成26年5月20日から実施します。  
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第246号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成26年5月12日から実施します。  
（オプション機能に関する経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次表の左欄のオプション機能を選択している者は、この改正規定実施の日において、同表右欄のオプション機能を選択したものとみなします。

WiMAX利用機能	WiMAX利用機能（タイプⅡ）
-----------	-----------------

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。  
（その他）
- 4 平成26年1月1日から実施の附則第2項中「この改正規定実施の日から平成26年5月31日までの間」を「この改正規定実施の日から平成26年7月31日までの間」に改めます。

附則（KDDICマ第248号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 26 年 5 月 19 日から実施します。  
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則 (KDDICマ第 250 号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 26 年 5 月 23 日から実施します。  
(基本使用料の支払いに関する経過措置)
- 2 当社は、この改正規定実施の日から平成 27 年 7 月 31 日までの間に、LTE 契約者から申出があった場合に、次表に定める取扱いを行います。

複数 LTE 回線の利用を条件とする LTE シングルに係る基本使用料の減額適用 (はじまる! データシェアキャンペーン)

ア 当社は、LTE 契約者からの申出により、LTE シングルの契約者回線 (基本使用料の料金種別が LTE フラット for Tab、LTE フラット for DATA (m) 又は LTE フラット for Tab (L) のものに限ります。)の契約者が、判定用回線 (エに定めるものをいいます。以下この欄において同じとします。)に係る LTE 契約を締結している場合に、その LTE シングルの契約者回線に係る基本使用料について、(ア) 及び (イ) に定める取扱い (以下この欄において「本減額適用」といいます。)を行います。

ただし、(イ) に定める取扱いは、LTE 契約の申込み (契約変更及び au 契約からの契約移行に係るものを除きます。)と同時に本減額適用の申出があった場合 (その LTE 契約の申込みの際し、基本使用料の料金種別として、LTE フラット for DATA (m) を選択する cases に限ります。)に限り、これを行います。

(ア) 料金表第 1 表第 1 (基本使用料等) の規定により支払いを要することとされる基本使用料の額のうち、次表に定める控除額 (スの規定により控除額を日割りした場合はその額とします。)を控除すること。

1 契約ごとに月額

区分	料金額
控除額	税抜額 2,850 円

(イ) 基本使用料の料金種別が LTE フラット for DATA (m) の契約者回線について、その LTE サービスの提供を開始した日を含む料金月から起算して 24 料金月の間 (以下この欄において「控除対象期間」といいます。)、料金表第 1 表第 1 (基本使用料等) の規定により支払いを要することとされる基本使用料の額のうち、次表に定める追加控除額 (スの規定により追加控除額を日割りした場合はその額とします。)を控除すること。

1 契約ごとに月額

区分	料金額
追加控除額	税抜額 1,850 円

イ 本減額適用は、LTE シングルの契約者回線 (基本使用料の料

金種別がLTEフラット for Tab、LTEフラット for D  
ATA (m) 又はLTEフラット for Tab (L) のものに限  
ります。)に限り、選択することができます。

ウ 本減額適用を選択する契約者は、1の減額対象回線（本減額適  
用を受ける契約者回線をいいます。以下この欄において同じとし  
ます。）及び1の判定用回線を指定して、当社に申し出ていただき  
ます。

エ 本減額適用に係る判定用回線とは、次の各号に定める電気通信  
回線をいいます。

(ア) LTEデュアルの契約者回線（基本使用料の料金種別がジ  
ュニアスマートフォンプラン、シニアプラン若しくはシニアプ  
ラン（V）のもの又は特定データ通信定額の取扱いの適用を受  
けているものに限り、ます。）

(イ) 沖縄セルラー電話株式会社のLTE約款に定めるLTEデ  
ュアルの他網契約者回線（同契約約款に定める基本使用料の料  
金種別がジュニアスマートフォンプラン、シニアプラン若しく  
はシニアプラン（V）のもの又は特定データ通信定額の取扱い  
の適用を受けているものに限り、ます。）

オ 当社は、ウの申出があったときは、次のいずれかに該当する場  
合を除いて、これを承諾します。

(ア) 指定した判定用回線が、次のいずれかの判定用回線として  
指定されたものであるとき。

① 他のLTEシングルの契約者回線に係る本減額適用に係る  
判定用回線。

② この約款の附則に定める複数LTE回線の利用を条件とす  
るLTEシングルに係る基本使用料の減額適用に係る判定用  
回線

③ 沖縄セルラー電話株式会社のLTE約款の附則に定める複  
数LTE回線の利用を条件とするLTEシングルに係る基本  
使用料の減額適用（本減額適用又は②に定める減額適用に相  
当するものをいいます。以下この欄において「特定減額適  
用」といいます。）に係る判定用回線。

④ 当社は又は沖縄セルラー電話株式会社のLTE約款に定め  
る複数回線の利用を条件とするLTEシングルに係る基本使  
用料の減額適用に係る判定用回線。

⑤ 当社は又は沖縄セルラー電話株式会社のWIN約款に定め  
る複数回線の利用を条件とするauパケットに関する基本使  
用料の減額適用に係る判定用回線。

(イ) 指定した判定用回線に係る契約者名義が、減額対象回線に  
係る契約者名義と異なるとき。

(ウ) 減額対象回線又は判定用回線について、利用者登録が行わ  
れているとき。

(エ) 判定用回線について、この約款又は沖縄セルラー電話株式  
会社のLTE約款の定めるところにより、LTEサービスの利  
用の一時休止が行われているとき。



	<p>(オ) その契約者が、減額対象回線及び判定用回線に係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。</p> <p>(カ) その契約者以外の者の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。</p> <p>(キ) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。</p> <p>カ 本減額適用の計算は、基本使用料の料金種別ごとに料金月単位で行います。</p> <p>キ 本減額適用の開始は、ウの申出を当社が承諾した日を含む料金月からとします。</p> <p>ク 当社は、契約者から本減額適用を廃止する申出があった場合のほか、減額対象回線又は判定用回線について、次のいずれかに該当する場合は、控除対象期間内であっても本減額適用を廃止します。</p> <p>(ア) 減額対象回線又は判定用回線に係る事由</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① LTE契約の解除があったとき。</li> <li>② au契約への契約移行があったとき。</li> <li>③ LTEサービスの利用の一時休止があったとき。</li> <li>④ LTEサービス利用権の譲渡があったとき。</li> <li>⑤ 契約者の地位の承継があったとき。</li> <li>⑥ 利用者登録が行われたとき。</li> <li>⑦ 当社が別に定める日以降別に定める日までの間に、当社が別に定める基本使用料の減額適用の申込みがないとき。</li> </ol> <p>(イ) 減額対象回線に係る事由</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① LTEデュアルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。</li> <li>② LTEダブル定額 for Tab、LTEフラット for Tab ds、LTEフラット for DATA (m) ds又はLTEフラット for Tab ds (L) への基本使用料の料金種別の変更があったとき。</li> <li>③ アの(ア)に定める取扱いを受けている場合であって、基本使用料の料金種別として、LTEフラット for DATAを選択することとなったとき。</li> <li>④ アの(イ)に定める取扱いを受けている場合であって、基本使用料の料金種別として、LTEフラット for DATA (m) 以外のものを選択することとなったとき。</li> <li>⑤ 新たな端末設備の購入があったとき ((イ)の②を伴うときを除きます。)</li> </ol> <p>(ウ) 判定用回線に係る事由</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>② 特定データ通信定額の取扱いの適用の廃止 (他の特定データ通信定額の取扱いの適用の申込みによるもの又は基本使用料の料金種別としてジュニアスマートフォンプラン、シニアプラン若しくはシニアプラン (V) を選択することによるものを除きます。)があったとき。</li> <li>③ ジュニアスマートフォンプラン、シニアプラン若しくはシニアプラン (V) 以外への基本使用料の変更又は選択があっ</li> </ol>
--	--

たとき（その変更又は選択と同時に特定データ通信定額の取扱いの適用の申込みがあったときを除きます。）。

ケ クの規定に関わらず、アの（ア）の取扱いについては、クの（イ）の④の規定を適用しません。

コ クの規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

（ア）アの（ア）に定める取扱い

その事由が生じた日（LTEサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本減額適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。以下この欄において同じとします。）を含む料金月の前料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。

（イ）アの（イ）に定める取扱い

区分	本減額適用の適用
1 2以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。
2 減額対象回線について、クの（ア）の①、②若しくは③又は（イ）の①若しくは④の規定に該当することにより、本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。

サ 当社は、料金表第1表第1（基本使用料等）1（適用）（24）に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用又は（28）に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用を受けている契約者回線について、同（24）又は（28）の規定に関わらず、本減額適用の適用を受ける料金月においては、その割引の適用を行いません。

シ 当社は、料金表第1表第1（基本使用料等）1（適用）（10）に定める契約者を単位とする金額指定割引の適用を受けている契約者回線について、アからコの規定に関わらず、その料金月においては、本減額適用（アの（ア）の取扱いに限ります。）を行いません。

ス アに定める控除額及び追加控除額は、その基本使用料の適用を受ける日数に応じて日割りします。

セ 控除額及び追加控除額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

ソ 当社は、本減額適用の適用を受ける契約者回線について、料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）（5）のアに定める総量速度規制データ量に代えて次表に定める総量速度規制データ量を適用します。

総量速度規制データ量
2,147,483,648 バイト（2ギガバイト）

タ この改正規定実施の日から平成27年7月31日までの間、ソの

	<p>規定を適用しません。</p> <p>チ 判定用回線として他網契約者回線を指定する契約者は、当社が本減額適用の適用の可否を判断するために、その契約者回線及び他網契約者回線に係る情報（本減額適用の適用の可否を判断するために必要な範囲に限ります。）について、沖縄セルラー電話株式会社との間で相互に開示し照会することを承諾していただきます。</p>
--	---

（料金等の支払いに関する経過措置）

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

4 平成 25 年 9 月 20 日から実施の附則第 2 項中「この改正規定実施以降」を「この改正規定実施の日から平成 26 年 5 月 22 日までの間に」に、同第 2 項の表のタ中「この改正規定実施の日から平成 26 年 5 月 31 日までの間」を「この改正規定実施の日から平成 26 年 8 月 31 日までの間」に、同第 3 項の表のシ中「平成 26 年 5 月以降当社が別に定める日」を「当社が別に定める日」に、同第 4 項の表(3)のキ中「平成 26 年 5 月以降当社が別に定める日」を「当社が別に定める日」にそれぞれ改めます。

附則（KDDICマ第 251 号、第 254 号、第 259 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 26 年 6 月 1 日から実施します。

ただし、この改正規定中、特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用に関する改正規定については、平成 26 年 6 月 2 日から、ケーブルテレビ株式会社に関する改正規定については、平成 26 年 6 月 21 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第 261 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 26 年 6 月 3 日から実施します。

（その他）

2 平成 25 年 9 月 1 日から実施の附則第 2 項(1)のア中「沖縄セルラー電話株式会社からのものを除きます」を「沖縄セルラー電話株式会社又は株式会社ケイ・オプティコムからのものを除きます」に改めます。

附則（KDDICマ第 266 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 26 年 6 月 11 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第267号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成26年6月13日から実施します。  
ただし、この改正規定中、株式会社秋田ケーブルテレビに関する改正規定については、平成26年6月1日から実施します。  
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第269号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成26年6月20日から実施します。  
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第271号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成26年6月30日から実施します。  
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第276号、第278号、第280号、第286号、第289号、第294号、第296号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成26年7月1日から実施します。  
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。  
（その他）
- 3 平成25年1月22日から実施の附則第2項(1)のアの適用条件の(イ)及び同項(2)のアの適用条件の(イ)並びに平成26年1月16日から実施の附則第2項(1)のアの適用条件の(イ)及び同項(2)のアの適用条件の(イ)について、それぞれ「基本使用料の料金種別がLTEプラン又は電話カケ放題プラン（CP）であること。」に改めます。
- 4 平成25年9月20日から実施の附則第4項(1)のイの(ア)の⑦及び平成25年12月1日から実施の附則第3項(1)のイの(ア)の⑦の次に、それぞれ次のように⑧を加えます。  
⑧ LTEプラン以外への基本使用料の料金種別の変更があったとき。
- 5 平成25年9月20日から実施の附則第4項(1)のウの区分2及び平成25年12月1日から実施の附則第3項(1)のウの区分2中「イの(ア)の①、②、③又は⑦により」を「2イの(ア)の①、②、③、⑦又は⑧により」にそれぞれ改めます。
- 6 平成25年9月20日から実施の附則第5項のイの(ア)について、次のように改めます。  
① その契約者回線について、LTEプランの基本使用料の適用を受けない料金月。

② その契約者回線について、この約款の附則又は当社のWIN約款の附則に定める基本使用料の減額適用（当社が別に定めるものに限り、）を受ける料金月。

7 平成 26 年 5 月 23 日から実施の附則第 2 項中「この改正規定実施以降」を「この改正規定実施の日から平成 26 年 11 月 30 日までの間に」に、同第 2 項のタ中「この改正規定実施の日から平成 26 年 8 月 31 日までの間」を「この改正規定実施の日から平成 26 年 11 月 30 日までの間」にそれぞれ改めます。

附則（KDDICマ第 298 号、第 300 号、第 302 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 26 年 8 月 1 日から実施します。

ただし、この改正規定中、諫早ケーブルテレビ株式会社に関する改正規定については、平成 26 年 7 月 1 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第 306 号、第 308 号、第 310 号、第 311 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 26 年 8 月 13 日から実施します。

（基本使用料等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施の日から平成 27 年 2 月 28 日までの間、料金表第 1 表第 1（基本使用料等）1（適用）(27)に定める特定のLTEシングルに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用について、同(27)のアの(イ)の表を次表に読み替えて適用します。

1 契約ごとに月額

区分	税抜額
割引額	934 円

（データ通信総量速度規制に関する経過措置）

3 削除

（総量速度規制データ量に関する経過措置）

4 この改正規定実施の日から平成 26 年 11 月 30 日までの間に、特定データ通信定額制Ⅱの適用の申込みがあり当社が承諾した場合、その特定データ通信定額制Ⅱの適用を開始した日を含む料金月から平成 26 年 11 月までの間、その契約者回線（特定データ通信定額制Ⅱの適用を受けているものに限り、）に係る総量速度規制データ量について、料金表第 1 表第 3（データ通信量）1（適用）(5)のアの(ア)の②の表を次表に読み替えて適用します。

種類	総量速度規制データ量
データ定額 2	2,576,980,378 バイト (2.4 ギガバイト)
データ定額 3	3,865,470,566 バイト (3.6 ギガバイト)
データ定額 5	6,442,450,944 バイト (6 ギガバイト)
データ定額 8	10,307,921,510 バイト (9.6 ギガバイト)
データ定額 10	12,884,901,888 バイト (12 ギガバイト)
データ定額 13	16,750,372,454 バイト (15.6 ギガバイト)

5 当社は、次表に定める特定データ通信定額制Ⅱのデータ増量適用を行います。

特定端末設備の購入を条件とする特定データ通信定額制Ⅱのデータ増量適用

ア 当社は、この改正規定実施の日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に、特定データ通信定額制Ⅱ（データ定額 1 を除きます。以下この附則第 5 項において同じとします。）の適用の申込みがあり当社が承諾した場合（次表に定める適用条件のいずれかを満たす場合に限り、）当社は、次表に定める料金月から起算して 13 料金月の間（以下この附則第 5 項において「増量対象期間」といいます。）、その契約者回線に係る前月からの繰越データ量（前項の適用を受ける場合は、適用後の値とします。）に次表に定める加算データ量を加算する取扱い（以下この附則第 5 項において「本取扱い」といいます。）を行います。

ただし、その契約者回線について、この約款若しくは沖縄セルラー電話株式会社のLTE約款の附則に定める特定端末設備の購入を条件とする特定データ通信定額制Ⅱのデータ増量適用若しくは特定端末設備の購入を条件とする特定データ通信定額制Ⅱのデータ増量適用を受けたことがある場合又はこの約款に定める前月からの繰越データ量の増量適用（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける場合は、この限りではありません。

適用条件	<p>(ア) 特定データ通信定額制Ⅱの適用の申込みがあった日における最終購入端末（その日以前に購入した端末設備であって、最後の購入に係るものをいいます。）が特定端末設備（当社が別に定める端末設備であって、別に定めるサービス取扱所において購入されたものをいいます。以下この附則第 5 項において同じとします。）であるとき。</p> <p>(イ) 特定データ通信定額制Ⅱの適用の申込みがあった日の翌日以降に、特定端末設備の購入があったとき。</p>	
料金月	(ア) 適用条件(ア)を満たす場合	特定データ通信定額制Ⅱの適用を開始した日を含む料金月
	(イ) 適用条件(イ)を満たす場合	特定端末設備の購入があった日を含む料金月
データ量	1, 073, 741, 824 バイト（1 ギガバイト）	

イ 当社は、本取扱いの適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、増量対象期間内であっても、本取扱いを廃止します。

- (ア) LTE契約の解除があったとき。
- (イ) LTEサービスの利用の一時休止があったとき。
- (ウ) 特定データ通信定額制Ⅱの廃止があったとき。
- (エ) データ定額 1 への特定データ通信定額制Ⅱの種類の変更があったとき。
- (オ) LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。
- (カ) 特定端末設備以外の新たな端末設備の購入があったとき。

	ウ イの規定により、本取扱いを廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。	
	区分	本取扱いの適用
	(ア) (イ)以外により本取扱いを廃止したとき。	その事由が生じた日までのデータ通信について、本取扱いの対象とします。
(イ) イの(ウ) (特定データ通信定額制の適用の申込みによる場合に限ります。)、(エ)、(オ)又は(カ)により本取扱いを廃止したとき。	その事由が生じた日を含む料金月の末日までのデータ通信について、本取扱いの対象とします。	
エ アのただし書きに関わらず、この約款の附則に定める特定端末設備の購入を条件とする特定データ通信定額制のデータ増量適用（以下この第5項において「定額制データ増量適用」といいます。）を受けている契約者回線について、特定データ通信定額制の廃止（特定データ通信定額制Ⅱの申込みによるものに限ります。）があった場合（適用を受けている定額制データ増量適用に係る特定端末設備が本取扱いに係る特定端末設備に該当するときに限ります。）、その事由により定額制データ増量適用を廃止した日を含む料金月の翌料金月から起算して、増量対象残期間（13 料金月から次表に定める増量適用合算期間を除いた月数をいいます。以下この第5項において同じとします。）、本取扱いを適用します。		
増量適用合算期間		
本取扱いの適用を受けた料金月数及び定額制データ増量適用を受けた料金月数を合算した月数		

（データ通信料の支払いに関する経過措置）

6 当社は、次表に定める特定データ通信定額制Ⅱの減額適用を行います。

高容量のデータ定額の加入を条件とする特定データ通信定額制Ⅱの減額適用	ア 当社は、この改正規定実施の日から平成 26 年 9 月 30 日までの間に、次表の左欄に定める種類の特定データ通信定額制Ⅱの適用の申込みがあり当社が承諾した場合、特定データ通信定額制Ⅱの適用を開始した日を含む料金月から起算して 2 料金月の間（以下この附則第 6 項において「控除対象期間」といいます。）、その契約者回線が適用を受けるデータ定額の種類に応じて、同表の右欄に定める控除額（ウの規定により控除額を日割りした場合は、その額とします。）を控除する取扱い（以下この附則第 6 項において「本減額適用」といいます。）を行います。	
	適用を受ける特定データ通信定額制Ⅱの種類	控除額
	データ定額 5	料金表第 1 表第 3（データ通信料）に定めるデータ定額 5 に係る定額料からデータ定額 3 に係る定額料を差し引いた額
	データ定額 8	料金表第 1 表第 3（データ通信料）に定めるデータ定額 8 に係る定額料からデータ定額 5 に係る定額料を差し引いた額

	データ定額 10	料金表第 1 表第 3 (データ通信料) に定めるデータ定額 10 に係る定額料からデータ定額 8 に係る定額料を差し引いた額
	データ定額 13	料金表第 1 表第 3 (データ通信料) に定めるデータ定額 13 に係る定額料からデータ定額 10 に係る定額料を差し引いた額

イ 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。

(ア) LTE 契約の解除があったとき。  
(イ) LTE サービスの利用の一時休止があったとき。  
(ウ) 特定データ通信定額制Ⅱの廃止があったとき。  
(エ) LTE シングルへの LTE サービスの種類の変更があったとき。

ウ この約款の規定により特定データ通信定額制Ⅱに係る定額料を日割りした場合は、その日割りした日数に応じて、アに定める控除額を日割りします。

(料金等の支払いに関する経過措置)

7 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

(その他)

8 平成 24 年 9 月 21 日から実施の附則第 5 項中「及びデータ通信料に限ります。）」を「及びデータ通信料 (料金表第 1 表第 3 (データ通信料) 1 (適用) (6) の 2 に定める購入データ量に係るものを除きます。)に限ります。）」に改めます。

9 平成 25 年 1 月 22 日から実施の附則第 2 項 (1) のアの適用条件の (イ) 及び同項 (2) のアの適用条件の (イ) 並びに平成 26 年 1 月 16 日から実施の附則第 2 項 (1) のアの適用条件の (イ) 及び同項 (2) のアの適用条件の (イ) 中、「基本使用料の料金種別が LTE プラン又は電話カケ放題プラン (CP) であること。」を「基本使用料の料金種別が LTE プラン、電話カケ放題プラン又は電話カケ放題プラン (CP) であること。」にそれぞれ改めます。

10 平成 25 年 9 月 20 日から実施の附則第 2 項のクの (ウ) の②及び平成 26 年 5 月 23 日から実施の附則第 2 項のクの (ウ) の②中「特定データ通信定額制の適用を廃止したとき」を「特定データ通信定額制の適用の廃止 (特定データ通信定額制Ⅱの適用の申込みによるものを除きます。)があったとき」にそれぞれ改め、②の次に、それぞれ次のように③を加えます。

③ 特定データ通信定額制Ⅱの適用の廃止 (特定データ通信定額制の適用の申込みによるものを除きます。)があったとき。

11 平成 26 年 5 月 23 日から実施の附則第 2 項のエの (ア) 及び (イ) 中「特定データ通信定額制の適用」を「特定データ通信定額制又は特定データ通信定額制Ⅱの適用」にそれぞれ改めます。

12 平成 25 年 11 月 12 日から実施の附則第 3 項について、「削除」に改めます。

附則 (KDDICマ第 313 号)

(実施時期)



- 1 この改正規定は、平成 26 年 8 月 27 日から実施します。  
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第 315 号、第 317 号、第 319 号、第 321 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 26 年 9 月 1 日から実施します。  
(基本使用料の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の日から平成 26 年 10 月 31 日までの間に、LTE 契約の申込みがあった場合（その申込みに際し、次表に定める適用条件の全てを満たす場合に限り、その LTE サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して 24 料金月の間（以下この附則第 6 項までにおいて「控除対象期間」といいます。）、その契約者回線について、料金表第 1 表第 1（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる基本使用料の額のうち、次表に定める控除額（第 5 項の規定により控除額を日割りした場合はその額とします。）を控除する取扱い（以下この附則第 6 項までにおいて「本減額適用」といいます。）を行います。

ただし、この約款の附則若しくは当社のWIN約款の附則に定める基本使用料の減額適用（当社が別に定めるものに限り、）を受ける料金月又はLTEプランの基本使用料の適用を受けない料金月については、この限りではありません。

(1) 適用条件

- ア 別記 2 (11)に定める携帯電話・PHS番号ポータビリティ（沖縄セルラー電話株式会社又は株式会社ケイ・オプティコムからのものを除きます。）を希望する旨の申出があること。
- イ 当社が別に定めるサービス取扱所において別に定める端末設備の購入を伴うこと。
- ウ 基本使用料の料金種別としてLTEプランを選択すること。
- エ 特定データ通信定額制の適用の申込みがあること。

(2) 控除額

1 契約ごとに月額

控除額	税抜額 934 円
-----	-----------

- 3 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。
  - (1) LTE 契約の解除があったとき。
  - (2) LTE サービスの利用の一時休止があったとき。
  - (3) LTE シングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。
  - (4) 特定データ通信定額制の適用を廃止したとき。
  - (5) 新たな端末設備の購入があったとき。

- 4 前項の規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本減額適用の適用
1 2 以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。
2 新たな端末設備の購入があったとき	新たな端末設備の購入があった日を含む料金

(前項の第3号を伴う場合を除きます。)	月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。
---------------------	--------------------------------

- 5 第2項の規定により本減額適用を開始した場合、第3項の規定により本減額適用を廃止した場合又は基本使用料の料金種別の変更（LTEプランとそれ以外の料金種別のものに限ります。）があった場合は、その料金月におけるLTEプランの基本使用料の適用を受ける日数に応じて、第2項に規定する控除額の日割を行います。
- 6 前項の規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。  
 (料金等の支払いに関する経過措置)
- 7 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。  
 (その他)
- 8 平成25年9月1日から実施の附則第2項中「この改正規定実施の日以降」を「この改正規定実施の日から平成26年8月31日までの間に」に改めます。

附則（KDDICマ第322号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成26年9月10日から実施します。  
 (料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第325号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成26年9月19日から実施します。  
 ただし、この改正規定中、データ定額8の定額料に関する改正規定については、平成26年10月1日から実施します。  
 (LTEサービスに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、この約款の規定により次表の左欄のLTEサービスの提供を受けている者は、この改正規定実施の日において、同表右欄のLTEサービスの提供を受けているものとみなします。

LTEデュアル	第1種LTEデュアル
---------	------------

(基本使用料の支払いに関する経過措置)

- 3 平成26年9月16日から平成26年11月30日（当社が別に定める事由に該当する場合は、平成26年12月31日とします。）までの間に、LTE契約の申込みがあった場合（その申込みに際し、次表に定める適用条件の全てを満たす場合に限り、そのLTEサービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して24料金月の間（以下この附則第7項までにおいて「控除対象期間」といいます。）、その契約者回線について、料金表第1表第1（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる基本使用料の額のうち、次表に定める控除額（第6項の規定により控除額を日割りした場合はその額とします。）を控除する取扱い（以下この附則第7項までにおいて「本減額適用」といいます。）を行います。

ただし、この約款の附則若しくは当社のWIN約款の附則に定める基本使用料の減額適

用（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月又はLTEプランの基本使用料の適用を受けない料金月については、この限りではありません。

(1) 適用条件

- |   |
|---|
| <p>ア 別記2(11)に定める携帯電話・PHS番号ポータビリティ（沖縄セルラー電話株式会社又は株式会社ケイ・オプティコムからのものを除きます。）を希望する旨の申出があること。</p> <p>イ 当社が別に定めるサービス取扱所において別に定める端末設備の購入を伴うこと。</p> <p>ウ 基本使用料の料金種別としてLTEプランを選択すること。</p> <p>エ 特定データ通信定額制の適用の申込みがあること。</p> |
|---|

(2) 控除額

1 契約ごとに月額

控除額	税抜額 934 円
-----	-----------

4 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。

- (1) LTE契約の解除があったとき。
- (2) LTEサービスの利用の一時休止があったとき。
- (3) LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。
- (4) 特定データ通信定額制の適用を廃止したとき。
- (5) 新たな端末設備の購入があったとき。

5 前項の規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本減額適用の適用
1 2以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。
2 新たな端末設備の購入があったとき（前項の第3号を伴う場合を除きます。）。	新たな端末設備の購入があった日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。

6 第3項の規定により本減額適用を開始した場合、第4項の規定により本減額適用を廃止した場合又は基本使用料の料金種別の変更（LTEプランとそれ以外の料金種別のものに限ります。）があった場合は、その料金月におけるLTEプランの基本使用料の適用を受ける日数に応じて、第3項に規定する控除額の日割を行います。

7 前項の規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

（料金等の支払いに関する経過措置）

8 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第326号、第330号、第336号、第338号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成26年10月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、料金表第1表第1（基本使用料等）1（適用）(24)及び(25)に関する改正規定については、平成26年10月3日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

3 平成26年9月1日から実施の附則第2項及び平成26年9月19日から実施の附則第3項中「携帯電話番号ポータビリティ」を「携帯電話・PHS番号ポータビリティ」にそれぞれ改めます。

#### 附則（KDDICマ第340号）

(実施時期)

1 この改正規定は、平成26年10月15日から実施します。

(データ通信料の支払いに関する経過措置)

2 当社は、次のいずれかに該当するLTEサービスの契約者回線（この改正規定実施の際現に、料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）（6）に定めるデータ通信利用の制限の廃止に係る取扱い及び（6）の2に定めるデータ通信総量速度規制の一時解除の取扱いの適用を受けていないものに限ります。）について、この改正規定実施の日以降当社が別に定める日までの間に、同（6）の2に定めるデータ通信総量速度規制の一時解除の取扱いの適用の申出があったものとみなして取り扱います。

ただし、その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）である場合又は別表1（オプション機能）15欄に定めるwebフィルタリングの適用を受けている場合は、この限りではありません。

(1) 特定データ通信定額制Ⅱの適用を受けているもの。

(2) 基本使用料の料金種別がLTEフラットforTab又はLTEフラットforDATA(m)のもの。

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

#### 附則（KDDICマ第346号、第348号、第350号）

(実施時期)

1 この改正規定は、平成26年11月1日から実施します。

(手続きに関する料金の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施の日から平成27年1月15日までの間に、LTE契約（第2種LTEシングルに係るものに限ります。）の申込み（au契約（当社のWIN約款に定める第2種auパッケージに係るものに限ります。）からの契約移行によるものに限ります。）があり当社が承諾した場合、LTE契約者は、そのLTE契約に係る契約移行手数料の支払いを要しません。

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

#### 附則（KDDICマ第351号）

(実施時期)

1 この改正規定は、平成26年11月4日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第354号、第356号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成26年11月12日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第358号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成26年11月25日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第362号、第364号、第365号、第366号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成26年12月1日から実施します。

(基本使用料の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の日から平成27年1月12日までの間に、LTE契約の申込みがあった場合（その申込みに際し、次表に定める適用条件の全てを満たす場合に限り）、そのLTEサービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して24料金月の間（以下この附則第6項までにおいて「控除対象期間」といいます。）、その契約者回線について、料金表第1表第1（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる基本使用料の額のうち、次表に定める控除額（第5項の規定により控除額を日割りした場合はその額とします。）を控除する取扱い（以下この附則第6項までにおいて「本減額適用」といいます。）を行います。

ただし、この約款の附則若しくは当社のWIN約款の附則に定める基本使用料の減額適用（当社が別に定めるものに限り）を受けるとともに、LTEプランの基本使用料の適用を受けない料金月については、この限りではありません。

(1) 適用条件

- |  |
|--|
| ア 別記2(11)に定める携帯電話・PHS番号ポータビリティ（沖縄セルラー電話株式会社又特定MVNO事業者からのものを除きます。）を希望する旨の申出があること。 |
| イ 当社が別に定めるサービス取扱所において別に定める端末設備の購入を伴うこと。  |
| ウ 基本使用料の料金種別としてLTEプランを選択すること。  |
| エ 特定データ通信定額制の適用の申込みがあること。  |

(2) 控除額

1 契約ごとに月額

控除額	税抜額 934 円
-----	-----------

- 3 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合に

は、控除対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。

- (1) LTE契約の解除があったとき。
- (2) LTEサービスの利用の一時休止があったとき。
- (3) LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。
- (4) 特定データ通信定額制の適用を廃止したとき。
- (5) 新たな端末設備の購入があったとき。

4 前項の規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本減額適用の適用
1 2以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。
2 新たな端末設備の購入があったとき（前項の第3号を伴う場合を除きます。）。	新たな端末設備の購入があった日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。

5 第2項の規定により本減額適用を開始した場合、第3項の規定により本減額適用を廃止した場合又は基本使用料の料金種別の変更（LTEプランとそれ以外の料金種別のものに限ります。）があった場合は、その料金月におけるLTEプランの基本使用料の適用を受ける日数に応じて、第2項に規定する控除額の日割を行います。

6 前項の規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

（総量速度規制データ量に関する経過措置）

7 この改正規定実施の日から平成27年3月31日までの間に、特定データ通信定額制Ⅱ又は特定データ通信定額制Ⅱ（V）（次表に定める種類に限ります。）の適用の申込みがあり当社が承諾した場合、その特定データ通信定額制Ⅱ又は特定データ通信定額制Ⅱ（V）の適用を開始した日を含む料金月から平成27年3月までの間、その契約者回線に係る総量速度規制データ量について、料金表第1表第3（データ通信量）1（適用）（5）の（ア）の②の表を次表に読み替えて適用します。

種類	総量速度規制データ量
データ定額5、データ定額5（V）	7,516,192,768バイト（7ギガバイト）
データ定額8、データ定額8（V）	10,737,418,240バイト（10ギガバイト）
データ定額10、データ定額10（V）	12,884,901,888バイト（12ギガバイト）
データ定額13、データ定額13（V）	16,106,127,360バイト（15ギガバイト）

（料金等の支払いに関する経過措置）

8 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

9 平成26年9月19日から実施の附則第3項中「平成26年9月16日から平成26年11月30日までの間に」を「平成26年9月16日から平成26年11月30日（当社が別に定める事由に該当する場合は、平成26年12月31日とします。）までの間に」に改めます。

10 平成25年9月20日から実施の附則第2項の表のタ、平成26年5月23日から実施の附則第2項及び同項の表のタ中、「この改正規定実施の日から平成26年11月30日までの間」を「この改正規定実施の日から平成27年1月31日までの間」にそれぞれ改めます。

附則（KDDICマ第367号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成26年12月12日から実施します。

ただし、この改正規定中、特定のオプション機能の加入を条件とするオプション機能使用料の割引の適用（タイプⅡに係るものに限り、）に関する改正規定については、平成27年3月1日から実施します。

（オプション機能使用料の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施の日から平成27年2月28日までの間、その料金月において、留守番伝言機能又は当社のWIN約款に定める留守番伝言機能（追加機能に限り、）の提供を受けている場合、割込通話機能及びボイスパーティー機能に係るオプション機能使用料について、料金表第1表第1（基本使用料等）2（料金額）に定める料金額からそれぞれ次表に定める割引額（この約款の規定によりオプション機能使用料を日割りした場合は、その日割りした日数に応じて割引額を日割りした額とします。）の割引を行います。

1 契約ごとに月額

オプション機能	割引額
割込通話機能	税抜額 150 円
ボイスパーティー機能	税抜額 250 円

（料金等の支払いに関する経過措置）

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

（その他）

4 平成25年1月22日から実施の附則第2項(1)のAの適用条件の(イ)及び同項(2)のAの適用条件の(イ)並びに平成26年1月16日から実施の附則第2項(1)のAの適用条件の(イ)及び同項(2)のAの適用条件の(イ)中、「基本使用料の料金種別がLTEプラン、電話カケ放題プラン又は電話カケ放題プラン（CP）であること」を「LTEプラン、電話カケ放題プラン、電話カケ放題プラン（CP）、LTEプラン（V）又は電話カケ放題プラン（V）」にそれぞれ改めます。

5 平成25年9月1日から実施の附則第15項中「料金表第1表第2（通話料）1（適用）(11)に定める定額料の支払いによるLTEプランの契約者回線に係る通話料の適用Ⅰ」を「料金表第1表第2（通話料）1（適用）(11)に定める定額料の支払いによるLTEプラン又はLTEプラン（V）の契約者回線に係る通話料の適用Ⅰ」に改めます。

6 平成25年9月20日から実施の附則第2項のクの(ウ)の②及び③並びに平成26年5月23日から実施の附則第2項のクの(ウ)の②及び③を削除し、同クの(ウ)の①の次に、それぞれ次のように②を加えます。

② 特定データ通信定額制、特定データ通信定額制（V）、特定データ通信定額制Ⅱ又は特定データ通信定額制Ⅱ（V）の適用の廃止（特定データ通信定額制、特定データ通信定額制（V）、特定データ通信定額制Ⅱ又は特定データ通信定額制Ⅱ（V）の適用の申込みによるものを除きます。）があったとき。

7 平成26年5月23日から実施の附則第2項のエの(ア)及び(イ)中「特定データ通信定額制又は特定データ通信定額制Ⅱの適用」を「特定データ通信定額制、特定データ通信定額制（V）、特定データ通信定額制Ⅱ又は特定データ通信定額制Ⅱ（V）の適用」にそれぞれ改めます。

8 平成26年8月13日から実施の附則第4項中「その契約者回線に係る総量速度規制デー

タ量について」を「その契約者回線（特定データ通信定額制Ⅱの適用を受けているものに限ります。）に係る総量速度規制データ量について」に改めます。

9 平成 26 年 12 月 1 日から実施の附則第 2 項中「特定データ通信定額制Ⅱ」を「特定データ通信定額制Ⅱ又は特定データ通信定額制Ⅱ（V）」に改めます。

10 平成 26 年 12 月 1 日から実施の第 7 項の表の種類について、次のように改めます。

種類
データ定額 5、データ定額 5（V）
データ定額 8、データ定額 8（V）
データ定額 10、データ定額 10（V）
データ定額 13、データ定額 13（V）

附則（KDDICマ第 370 号、第 372 号、第 373 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 26 年 12 月 18 日から実施します。

ただし、この改正規定中、電話カケ放題プラン等の契約者回線に係る通話料の適用に関する改定規定については、平成 26 年 12 月 25 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

3 平成 26 年 12 月 1 日から実施の附則第 2 項（1）のA中「株式会社ケイ・オプティコム」を「特定MVNO事業者」に改めます。

附則（KDDICマ第 376 号、第 377 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 26 年 12 月 25 日から実施します。

（基本使用料の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施の日から平成 28 年 1 月 13 日までの間に、LTE 契約の申込みがあった場合（その申込みの際し、次表に定める適用条件の全てを満たす場合に限り）、その LTE サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して 24 料金月の間（以下この附則第 6 項までにおいて「減額対象期間」といいます。）、その契約者回線について、料金表第 1 表第 1（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる額（オプション機能使用料に係るものを除きます。）のうち、次表に定める控除額（第 5 項の規定により控除額を日割りした場合はその額とします。）を控除する取扱い（以下この附則第 6 項までにおいて「本減額適用」といいます。）を行います。

ただし、この約款の附則又は当社のWIN約款の附則に定める基本使用料の減額適用（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月については、この限りではありません。

（1）適用条件

ア その LTE 契約の申込みが、契約変更及び au 契約からの契約移行に係るもの並びに別記 2（11）に定める携帯電話・PHS 番号ポータビリティ（沖縄セルラー電話株式会社又は特定MVNO事業者からのものに限ります。）を希望する旨の申出を伴うもの以外であること。

イ 当社が別に定めるサービス取扱所において特定の端末設備の購入（以下この附則第 12



項までにおいて「特定端末設備の購入」といいます。)を伴うこと。  
 ウ 基本使用料の料金種別としてLTEプランを選択すること。

(2) 控除額

1 契約ごとに月額

控除額	税抜額 934 円
-----	-----------

3 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。

- (1) LTE契約の解除があったとき。
- (2) LTEサービスの利用の一時休止があったとき。
- (3) 第2種LTEデュアル又はLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。
- (4) LTEプラン以外への基本使用料の料金種別の変更があったとき。
- (5) 新たな端末設備の購入があったとき。

4 前項の規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本減額適用の適用
1 2以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。
2 新たな端末設備の購入があったとき(前項の第3号又は第4号を伴う場合を除きます)。	新たな端末設備の購入があった日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。

5 第2項の規定により本減額適用を開始した場合又は第3項の規定により本減額適用を廃止した場合は、その料金月におけるLTEプランの基本使用料の適用を受ける日数に応じて、第2項に規定する控除額の日割を行います。

6 前項の規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

(データ通信料の支払いに関する経過措置)

7 当社は、(1)に定める適用条件のいずれかに該当する場合、その申込みを承諾した日を含む料金月から起算して36料金月の間(以下この附則第12項までにおいて「減額等適用期間」といいます。)、その第1種LTEデュアルの契約者回線に係る特定データ通信定額制の適用及びデータ通信総量速度規制について、それぞれ(2)のア及びイに定める取扱い(以下この附則第12項までにおいて「本減額等適用」といいます。)を行います。

(1) 適用条件

ア この改正規定実施の日から平成28年1月13日までの間に、特定端末設備の購入と同時に特定データ通信定額制の適用の申込み及び本減額等適用の申込みを行うこと。  
 イ 特定データ通信定額制の適用を受けている場合であって、この改正規定実施の日以降に、特定端末設備の購入と同時に本減額等適用の申込みを行うこと。

(2) 本減額等適用

ア 料金表第1表第3(データ通信料)1(適用)(3)のアに定める定額料(以下この附則第12項までにおいて「読替前定額料」といいます。)に代えて次表に定める料金額(以下この附則第12項までにおいて「読替後定額料」といいます。)を適用すること。

区分	料金額
定額料	税抜額 3,500 円

イ 料金表第 1 表第 3 (データ通信料) 1 (適用) (5) のアに定める総量速度規制データ量に代えて次表に定める総量速度規制データ量を適用すること。

総量速度規制データ量
2,147,483,648 バイト (2 ギガバイト)

8 当社は、本減額等適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合は、本減額等適用対象期間内であっても、その事由が生じた日 (第 1 号又は第 2 号に該当する場合は、その事由が生じた日を含む料金月の末日とします。)をもって本減額等適用を廃止します。

- (1) 本減額等適用を廃止する申出があったとき (第 6 号を伴う場合を除きます。)
- (2) 特定データ通信定額制を廃止する申出があったとき (第 6 号を伴う場合を除きます。)
- (3) LTE 契約の解除があったとき。
- (4) LTE サービスの利用の一時休止があったとき。
- (5) 第 2 種 LTE デュアル又は LTE シングルへの LTE サービスの種類の変更があったとき。
- (6) 新たな端末設備の購入があったとき。

9 第 7 項の適用条件のイの規定により本減額等適用を開始した場合又は前項第 6 号により本減額等適用を廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、本減額等適用を開始した日を含む料金月及び本減額等適用を廃止した日を含む料金月における読替前定額料及び読替後定額料の日割を行います

(1) 本減額等適用を開始した日を含む料金月

区分	読替前定額料	読替後定額料
適用開始日	その料金月の初日 (その料金月において特定データ通信定額制の適用を開始した場合は、開始日)	本減額等適用の開始日
適用終了日	本減額等適用の開始日の前日	その料金月の末日 (その料金月において、前項第 1 号又は第 6 号により本減額等適用を廃止した場合は、廃止日)

(2) 本減額等適用を廃止した日を含む料金月

区分	読替前定額料	読替後定額料
適用開始日	本減額等適用の廃止日	その料金月の初日
適用終了日	その料金月の末日 (その料金月において、特定データ通信定額制の適用を廃止した場合は、廃止日)	本減額等適用の廃止日の前日

10 当社は、本減額等適用を受けている契約者回線について、この約款の規定に関わらず、次に定める基本使用料等の割引の適用を行いません。

料金表第 1 表第 1 (基本使用料等) 1 (適用) (24) に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用、(27) に定める特定の LTE シングルに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用及び (28) に定める特定サービスに係る契約を条件とす
---

## る基本使用料等合計額の割引の適用

- 11 当社は、アに定める本減額等適用の申込みがあり当社が承諾した場合、その契約者回線（料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）（6）及び別表1（オプション機能）15欄に定めるwebフィルタリングの適用を受けていないものに限ります。）について、この約款の規定に関わらず、同（6）の2に定めるデータ通信総量速度規制の一時解除の申出があったものとみなして取り扱います。
- 12 本減額等適用を受けている契約者回線の契約者は、この約款の規定に関わらず、料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）（13）に定めるデータ量の増減適用を受けることができます。  
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 13 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

### 附則（KDDICマ第378号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成26年12月26日から実施します。  
（付随サービスに関する料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施の日から平成27年1月12日までの間に、auスマートサポート契約（当社の「auスマートサポート会員利用規約」に定めるauスマートサポートの提供を受けるための契約をいいます。以下この附則において同じとします。）の申込みがあり当社が承諾した場合、そのauスマートサポート契約の締結があった日を含む料金月において、その契約者回線（その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）以外であるものに限ります。）について、この約款の規定により支払いを要することとされるau（LTE）通信サービスの料金のうち、税抜額1,500円を控除する取扱いを行います。  
ただし、そのauスマートサポート契約を締結した後、同一料金月内において、次のいずれかに該当することとなった場合は、この限りではありません。
  - （1） その契約者回線について、LTE契約の解除（au契約への契約移行に係るものを除きます。）があったとき。
  - （2） その契約者回線について、LTEサービスの利用の一時休止があったとき（その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。）。
  - （3） auスマートサポート契約が終了したとき。  
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

### 附則（KDDICマ第380号、第389号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成27年1月1日から実施します。  
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第 391 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 27 年 1 月 13 日から実施します。  
ただし、この改正規定中、加賀テレビ株式会社に関する改正規定については、平成 27 年 1 月 15 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第 393 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 27 年 1 月 16 日から実施します。  
（手続きに関する料金の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施の日から平成 27 年 9 月 30 日までの間に、LTE 契約（第 2 種 LTE シングルに係るものに限ります。）の申込み（au 契約（当社の WIN 約款に定める第 2 種 au パケットに係るものに限ります。）からの契約移行によるものに限ります。）があり当社が承諾した場合、LTE 契約者は、その LTE 契約に係る契約移行手数料の支払いを要しません。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第 395 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 27 年 1 月 21 日から実施します。  
（基本使用料の支払いに関する経過措置）
- 2 当社は、LTE 契約者からの申出により、次表に定める基本使用料の減額適用を行います。

<p>（1） 学生であることを条件とする基本使用料の減額適用</p>	<p>ア この改正規定実施の日から平成 27 年 5 月 31 日までの間に、LTE 契約の申込み（契約変更及び au 契約からの契約移行に係るもの並びに沖縄セルラー電話株式会社又は特定 MVNO 事業者からの MNP 加入申出（別記 2（11）に定める携帯電話・PHS 番号ポータビリティを希望する旨の申出をいいます。以下この附則第 2 項において同じとします。）を伴うものを除きます。）と同時に申出があり当社が承諾した場合、その LTE サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月（以下この附則第 2 項において「減額開始月 I」といいます。）から起算して次表に定める減額対象期間 I が経過するまでの各料金月（その契約者回線について、次表に定める適用条件を全て満たしている料金月に限ります。）において、その契約者回線について、料金表第 1 表第 1（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる基本使用料の額のうち、次表に定める控除額（基本使用料の額が控除額に満たない場合は基本使用料の額とします。）を控除する取扱い（以下この附則第 2 項において「本減額適用 I」といいます。）を行います。</p>
------------------------------------	--

ただし、この約款又は当社のWIN約款に定める基本使用料の減額適用（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月については、この限りではありません。

(ア) 減額対象期間 I

① ②以外の場合	24 料金月
② そのLTE契約の申込みに際し、基本使用料の料金種別としてLTEプラン又はLTEプラン(V)を選択した場合（LTEサービスの提供を開始した日以降に、基本使用料の料金種別の変更（LTEプラン、LTEプラン(V)及びVKプランの間のもを除きます。）があった場合を除きます。）。	36 料金月

(イ) 適用条件

① 障がい者等に係る基本使用料の割引の適用又は第2種定期LTE契約に係る基本使用料の適用を受けていること。
② 基本使用料の料金種別がLTEプラン、LTEプラン(V)若しくはVKプランであること又は特定データ通信定額制Ⅱ（データ定額1、データ定額2又はデータ定額3を除きます。）、特定データ通信定額制Ⅱ(V)（データ定額1(V)、データ定額2(V)又はデータ定額3(V)を除きます。）、特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-i)（データ定額1(ケータイ/V)、データ定額2(ケータイ/V)又はデータ定額3(ケータイ/V)を除きます。）若しくは特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-ii)（データ定額1(ケータイ/V)、データ定額2(ケータイ/V)又はデータ定額3(ケータイ/V)を除きます。）の適用を受けていること。

(ウ) 控除額

1 契約ごとに月額

① 基本使用料の料金種別がLTEプラン、LTEプラン(V)又はVKプランである場合。	税抜額 934 円
② 特定データ通信定額制Ⅱ（データ定額1、データ定額2又はデータ定額3を除きます。）、特定データ通信定額制Ⅱ(V)（データ定額1(V)、データ定額2(V)又はデータ定額3(V)を除きます。）、特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-i)（データ定額1(ケータイ/V)、データ定額2(ケータイ/V)又は特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-ii)（データ定額1(ケータイ/V)、データ定額2(ケータイ/V)又はデータ定額3(ケータイ/V)を除きます。）の適用を受けている場合。	税抜額 1,500 円

イ 本減額適用 I は、LTEデュアルの契約者回線であって、その契約者（そのLTE契約について利用者登録が行われているときは、登録利用者とします。）が学生又は満25歳以下であるものに限

- り、申し出ることができます。
- ウ 当社は、イに定める申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。
- (ア) その申出のあった契約者回線又は当社との間で締結している若しくは締結していた他のLTE契約に係る契約者回線（その契約者名義（利用者登録が行われているときは、登録利用者の名義とします。以下この附則第2項において同じとします。）が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。）について、次表の区分1に定める申出を当社が承諾しているとき。
- (イ) 当社との間で締結している若しくは締結していたau契約に係るWIN契約者回線（その契約者名義が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。）について、次表の区分2に定める申出を当社が承諾しているとき。
- (ウ) 沖縄セルラー電話株式会社との間で締結している若しくは締結していたLTE契約に係る他網契約者回線（その契約者名義が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。）について、次表の区分3に定める申出を沖縄セルラー電話株式会社が承諾しているとき。
- (エ) 沖縄セルラー電話株式会社との間で締結している若しくは締結していたau契約に係る他網契約者回線（その契約者名義が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。）について、次表の区分4に定める申出を沖縄セルラー電話株式会社が承諾しているとき。

区分	申出
1	本減額適用Ⅰの申出、(2)欄に定める本減額適用Ⅱの申出、この約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出又は学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出
2	当社のWIN約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出又は学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出
3	沖縄セルラー電話株式会社のLTE約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出又は学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出
4	沖縄セルラー電話株式会社のWIN約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出又は学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出

- エ アに定めるLTE契約の申込みが、MNP加入申出を伴うものである場合は、当社又は沖縄セルラー電話株式会社との間で締結していたLTE契約若しくはau契約に係る契約者回線、WIN

契約者回線若しくは他網契約者回線について、ウの(ア)から(エ)に定める事由に該当しないものとします。

オ 当社は、本減額適用 I の適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、アに定める減額対象期間 I が経過する前であっても、本減額適用 I を廃止します。

- (ア) LTE 契約の解除があったとき。
- (イ) LTE サービスの利用の一時休止があったとき。
- (ウ) LTE サービス利用権の譲渡があったとき。
- (エ) 契約者の地位の承継があったとき。
- (オ) その LTE 契約について、新たな利用者登録又は登録利用者の変更があったとき。
- (カ) その LTE 契約の申込みに際し、基本使用料の料金種別として LTE プラン又は LTE プラン (V) を選択した場合であって、減額開始月 I から起算して 25 料金月以降に基本使用料の料金種別の変更 (LTE プラン、LTE プラン (V) 及び VK プランの間のもを除きます。)があったとき。

カ オの規定により、本減額適用 I を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本減額適用 I の適用
1 2 以外により本減額適用 I を廃止したとき。	その事由が生じた日 (LTE サービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本減額適用 I を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。)を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用 I の対象とします。
2 オの(ア)、(イ)又は(カ)の規定により本減額適用 I を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用 I の対象とします。

キ 当社は、アに定める控除額について、その料金月においてアに定める適用条件を満たさない日があった場合は、適用条件を全て満たした日の日数に応じて、基本使用料の料金種別ごとに日割を行います。

ク キの規定により日割りした額に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

ケ 当社は、WIN 減額適用 I (当社の WIN 約款に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用であって、本減額適用 I に相当するものをいいます。以下この附則第 2 項において同じとします。)の申出の承諾を受けた WIN 契約者回線について、LTE 契約への契約移行があった場合、その LTE サービスの契約者回線について、契約移行の日を含む料金月から起算して、減額対象残期間 I (次表に定める減額対象合算期間 I から次表に定める減額適用合算月数 I を除いた月数をいいます。以下この附則第 2 項において同じとします。)が経過するまでの各料金月

	<p>であって、アに定める適用条件を全て満たしている料金月において、本減額適用Ⅰを適用します。</p> <p>(ア) 減額対象合算期間Ⅰ</p> <table border="1" data-bbox="475 277 1437 611"> <tr> <td data-bbox="475 277 1238 320">① ②以外の場合</td> <td data-bbox="1238 277 1437 320">24 料金月</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 320 1238 611">② そのLTE契約又はau契約の申込みの際し、基本使用料の料金種別としてLTEプラン、LTEプラン(V)若しくはVKプラン又はプランZシンプルを選択した場合(LTEサービス又はauサービスの提供を開始した日以降に、その他の基本使用料の料金種別への変更があった場合を除きます。)</td> <td data-bbox="1238 320 1437 611">36 料金月</td> </tr> </table> <p>(イ) 減額適用合算月数Ⅰ</p> <table border="1" data-bbox="475 656 1437 779"> <tr> <td data-bbox="475 656 1437 779">本減額適用Ⅰの適用を受けた料金月数及びWIN減額適用Ⅰの適用を受けた料金月数を合算した月数(それぞれの減額適用に係る適用条件を満たさない料金月の数を含みます。)</td> </tr> </table> <p>コ 本減額適用Ⅰの申出の承諾を受けた契約者回線について、au契約への契約移行があった場合、そのWIN契約者回線に係るWIN減額適用Ⅰの取扱いについては、当社のWIN約款の規定(ケに相当するものをいいます。)に定めるところによります。</p> <p>サ 契約者は、当社又は沖縄セルラー電話株式会社がそれぞれ本減額適用Ⅰ又は特定減額適用Ⅰ(沖縄セルラー電話株式会社のLTE約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用であって、本減額適用Ⅰに相当するものをいいます。以下この附則第2項において同じとします。)の適用の可否を判断するために、その契約者回線に係る情報(本減額適用Ⅰ又は特定減額適用Ⅰの適用に必要な範囲に限ります。)を、当社が沖縄セルラー電話株式会社に通知することを承諾していただきます。</p>	① ②以外の場合	24 料金月	② そのLTE契約又はau契約の申込みの際し、基本使用料の料金種別としてLTEプラン、LTEプラン(V)若しくはVKプラン又はプランZシンプルを選択した場合(LTEサービス又はauサービスの提供を開始した日以降に、その他の基本使用料の料金種別への変更があった場合を除きます。)	36 料金月	本減額適用Ⅰの適用を受けた料金月数及びWIN減額適用Ⅰの適用を受けた料金月数を合算した月数(それぞれの減額適用に係る適用条件を満たさない料金月の数を含みます。)
① ②以外の場合	24 料金月					
② そのLTE契約又はau契約の申込みの際し、基本使用料の料金種別としてLTEプラン、LTEプラン(V)若しくはVKプラン又はプランZシンプルを選択した場合(LTEサービス又はauサービスの提供を開始した日以降に、その他の基本使用料の料金種別への変更があった場合を除きます。)	36 料金月					
本減額適用Ⅰの適用を受けた料金月数及びWIN減額適用Ⅰの適用を受けた料金月数を合算した月数(それぞれの減額適用に係る適用条件を満たさない料金月の数を含みます。)						
<p>(2) 学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用</p>	<p>ア この改正規定実施の日から平成27年5月31日までの間に、LTE契約の申込み(契約変更及びau契約からの契約移行に係るもの並びに沖縄セルラー電話株式会社又は特定MVNO事業者からのMNP加入申出を伴うものを除きます。)と同時に申出があり当社が承諾した場合、そのLTEサービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月(以下この附則第2項において「減額開始月Ⅱ」といいます。)から起算して次表に定める減額対象期間Ⅱが経過するまでの各料金月(その契約者回線について、次表に定める適用条件を全て満たしている料金月に限ります。)において、その契約者回線について、料金表第1表第1(基本使用料等)の規定により支払いを要することとされる基本使用料の額のうち、次表に定める控除額(基本使用料の額が控除額に満たない場合は基本使用料の額とします。)を控除する取扱い(以下この附則第2項において「本減額適用Ⅱ」といいます。)を行います。</p> <p>ただし、この約款又は当社のWIN約款に定める基本使用料の減額適用(当社が別に定めるものに限ります。)を受ける料金月については、この限りではありません。</p> <p>(ア) 減額対象期間Ⅱ</p>					



I	II 以外の場合	12 料金月
II	そのL	24 料金月
	<p>① ②以外の場合</p> <p>② そのL T E 契約の申込みに際し、基本使用料の料金種別としてL T E プラン又はL T E プラン (V) を選択した場合 (L T E サービスの提供を開始した日以降に、基本使用料の料金種別の変更 (L T E プラン、L T E プラン (V) 及びV K プランのものを除きます。)があった場合を除きます。)</p>	36 料金月
(イ) 適用条件		
<p>① 障がい者等に係る基本使用料の割引の適用又は第2種定期L T E 契約に係る基本使用料の適用を受けていること。</p> <p>② 基本使用料の料金種別がL T E プラン、L T E プラン (V) 若しくはV K プランであること又は特定データ通信定額制II (データ定額1、データ定額2又はデータ定額3を除きます。)、特定データ通信定額制II (V) (データ定額1 (V)、データ定額2 (V) 又はデータ定額3 (V) を除きます。)、特定データ通信定額制II (ケータイ/V - i) (データ定額1 (ケータイ/V)、データ定額2 (ケータイ/V) 又はデータ定額3 (ケータイ/V) を除きます。)若しくは特定データ通信定額制II (ケータイ/V - ii) (データ定額1 (ケータイ/V)、データ定額2 (ケータイ/V) 又はデータ定額3 (ケータイ/V) を除きます。)の適用を受けていること。</p>		
(ウ) 控除額		
1 契約ごとに月額		
①	基本使用料の料金種別がL T E プラン、L T E プラン (V) 又はV K プランである場合。	税抜額 934 円
②	特定データ通信定額制II (データ定額1、データ定額2又はデータ定額3を除きます。)、特定データ通信定額制II (V) (データ定額1 (V)、データ定額2 (V) 又はデータ定額3 (V) を除きます。)、特定データ通信定額制II (ケータイ/V - i) (データ定額1 (ケータイ/V)、データ定額2 (ケータイ/V) 又は特定データ通信定額制II (ケータイ/V - ii) (データ定額1 (ケータイ/V)、データ定額2 (ケータイ/V) 又はデータ定額3 (ケータイ/V) を除きます。)の適用を受けている場合。	税抜額 1,500 円
<p>イ 本減額適用IIは、L T E デュアルの契約者回線であって、アに定めるL T E 契約の申込みと同時に、複数回線複合割引の適用の申出 (その契約者が指定する割引選択回線群に、次表の区分1若</p>		

しくは区分2に定める申出を当社が承諾した契約者回線若しくはWIN契約者回線（その減額適用を廃止又は終了していないものに限ります。）又は同表の区分3又は区分4に定める申出を沖縄セルラー電話株式会社が承諾した他網契約者回線（その減額適用を廃止又は終了していないものに限ります。）が含まれるものに限ります。）があったもの限り、申し出ることができます。

区分	申出
1	本減額適用Ⅱの申出又はこの約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出
2	当社のWIN約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出
3	沖縄セルラー電話株式会社のLTE約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出
4	沖縄セルラー電話株式会社のWIN約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出

ウ 当社は、イに定める申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。

(ア) その申出のあった契約者回線又は当社との間で締結している若しくは締結していた他のLTE契約に係る契約者回線（その契約者名義が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。）について、(1)欄のウの表の区分1に定める申出を当社が承諾しているとき。

(イ) 当社との間で締結している若しくは締結していたau契約に係るWIN契約者回線（その契約者名義が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。）について、(1)欄のウの表の区分2に定める申出を当社が承諾しているとき。

(ウ) 沖縄セルラー電話株式会社との間で締結している若しくは締結していたLTE契約に係る他網契約者回線（その契約者名義が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。）について、(1)欄のウの表の区分3に定める申出を沖縄セルラー電話株式会社が承諾しているとき。

(エ) 沖縄セルラー電話株式会社との間で締結している若しくは締結していたau契約に係る他網契約者回線（その契約者名義が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。）について、(1)欄のウの表の区分4に定める申出を沖縄セルラー電話株式会社が承諾しているとき。

エ アに定めるLTE契約の申込みが、MNP加入申出を伴うものである場合は、当社又は沖縄セルラー電話株式会社との間で締結していたLTE契約若しくはau契約に係る契約者回線、WIN契約者回線若しくは他網契約者回線について、ウの(ア)から(エ)に定める事由に該当しないものとします。

オ 当社は、本減額適用Ⅱの適用を受けている契約者回線にちて、次のいずれかに該当する場合には、アに定める減額対象月が経過する前であっても、本減額適用Ⅱを廃止します。

(ア) LTE契約の解除があったとき。

(イ) LTEサービスの利用の一時休止があったとき。

(ウ) LTEサービス利用権の譲渡があったとき。

(エ) 契約者の地位の承継があったとき。

(オ) そのLTE契約について、新たな利用者登録又は登録利用者の変更があったとき。

(カ) そのLTE契約の申込み(MNP加入申出を伴うものに限ります。)に際し、基本使用料の料金種別としてLTEプラン又はLTEプラン(V)を選択した場合であって、減額開始月Ⅱから起算して25料金月以降に基本使用料の料金種別の変更(LTEプラン、LTEプラン(V)及びVKプランの間のものを除きます。)があったとき。

カ オの規定により、本減額適用Ⅱを廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本減額適用Ⅱの適用
1 2以外により本減額適用Ⅱを廃止したとき。	その事由が生じた日(LTEサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本減額適用Ⅱを廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。)を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用Ⅱの対象とします。
2 オの(ア)、(イ)又は(カ)の規定により本減額適用Ⅱを廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用Ⅱの対象とします。

キ 当社は、アに定める控除額について、その料金月においてアに定める適用条件を満たさない日があった場合は、適用条件を全て満たした日の日数に応じて、基本使用料の料金種別ごとに日割を行います。

ク キの規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

ケ 当社は、WIN減額適用Ⅱ(当社のWIN約款に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用であって、本減額適用Ⅱに相当するものをいいます。以下この附則第2項において同じとします。)の申出の承諾を受けたWIN契約者回線について、LTE契約への契約移行があった場合、そのLTEサービスの契約者回線について、契約移行の日を含む料金月から起算して、減額対象残期間Ⅱ(次表に定める減額対象合算期間Ⅱから次表に定める減額適用合算月数Ⅱを除いた月数をいいます。以下この附則第2項において同じとします。)が経過するまでの各料金月であって、アに定める適用条件を全て満たしている料金月におい

て、本減額適用Ⅱを適用します。

(ア) 減額対象合算期間Ⅱ

I	Ⅱ以外の場合	12 料金月
II	そのL TE契約 又はa u 契約の申 込みが、 MNP加 入申出を 伴うもの である場 合	① ②以外の場合 ② そのL T E 契約又は a u 契約の 申込みの際し、基本使用料の料金 種別としてL T E プラン、L T E プラン（V）若しくはV K プラン 又はプランZ シンプルを選択した 場合（L T E サービス又は a u サ ービスの提供を開始した日以降 に、その他の基本使用料の料金種 別への変更があった場合を除きま す。）。
		24 料金月 36 料金月

(イ) 減額適用合算月数Ⅱ

本減額適用Ⅱの適用を受けた料金月数及びW I N減額適用Ⅱの適用を受けた料金月数を合算した月数（それぞれの減額適用に係る適用条件を満たさない料金月の数を含みます。）。

コ 本減額適用Ⅱの申出の承諾を受けた契約者回線について、a u 契約への契約移行があった場合、そのW I N契約者回線に係るW I N減額適用Ⅱの取扱いについては、当社のW I N約款の規定（ケに相当するものをいいます。）に定めるところによります。

サ アからエの規定によるほか、次の全てを満たす場合、その契約者回線について、平成 27 年 5 月 1 日から本減額適用Ⅱを行います。

(ア) 平成 26 年 12 月 1 日から平成 27 年 3 月 30 日までの間に、L T E 契約の申込み（契約変更及び a u 契約からの契約移行に係るもの並びに沖縄セルラー電話株式会社又は特定M V N O 事業者からのM N P 加入申出を伴うものを除きます。）があること。

(イ) 平成 27 年 4 月 1 日時点で、第 1 種定期L T E 契約又は第 2 種定期L T E 契約に係る基本使用料の適用を受けていること。

(ウ) 平成 27 年 4 月 1 日時点で、基本使用料の料金種別がL T E プラン若しくはL T E プラン（V）であること又は特定データ通信定額制Ⅱ（データ定額 2 又はデータ定額 3 を除きます。）若しくは特定データ通信定額制Ⅱ（V）（データ定額 2（V）又はデータ定額 3（V）を除きます。）の適用を受けていること。

(エ) 平成 27 年 3 月 31 日時点で、その契約者回線が属する複数回線複合割引に係る割引選択回線群に、判定用契約者回線等（次表に定める申出を当社又は沖縄セルラー電話株式会社が承諾した契約者回線若しくはW I N契約者回線又は他網契約者回線（それぞれの減額適用を廃止又は終了していないものに限ります。）をいいます。以下この附則第 2 項において同じとします。）が含まれていること。

申出

	<p>本減額適用Ⅰの申出、WIN減額適用Ⅰの申出、特定減額適用Ⅰの申出、WIN特定減額適用Ⅰ（沖縄セルラー電話株式会社のWIN約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用であって、WIN減額適用Ⅰに相当するものをいいます。）の申出</p> <p>(オ) (ア)に定めるLTE契約の申込みのあった日が、(エ)に定める判定用契約者回線等に係るLTE契約又はWIN契約の申込みのあった日より前であること。</p> <p>(カ) ウの(ア)から(エ)に定める事由に該当しないこと。</p> <p>シ 契約者は、当社又は沖縄セルラー電話株式会社がそれぞれ本減額適用Ⅱ又は特定減額適用Ⅱ（沖縄セルラー電話株式会社のLTE約款に定める学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用であって、本減額適用Ⅱに相当するものをいいます。以下この附則第2項において同じとします。）の適用の可否を判断するために、その契約者回線に係る情報（本減額適用Ⅱ又は特定減額適用Ⅱの適用に必要な範囲に限ります。）を、当社が沖縄セルラー電話株式会社に通知することを承諾していただきます。</p>
--	--

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則（KDDICマ第397号、第399号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成27年1月23日から実施します。

(基本使用料の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の日から平成27年3月31日までの間に、LTE契約の申込みがあった場合（その申込みに際し、次表に定める適用条件の全てを満たす場合に限り）、そのLTEサービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して24料金月の間（以下この附則第6項までにおいて「控除対象期間」といいます。）、その契約者回線について、料金表第1表第1（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる基本使用料の額のうち、次表に定める控除額（第5項の規定により控除額を日割りした場合はその額とします。）を控除する取扱い（以下この附則第6項までにおいて「本減額適用」といいます。）を行います。

ただし、この約款の附則若しくは当社のWIN約款の附則に定める基本使用料の減額適用（当社が別に定めるものに限り）を受ける料金月又はLTEプラン若しくはLTEプラン（V）の基本使用料の適用を受けない料金月については、この限りではありません。

(1) 適用条件

- |   |
|---|
| <p>ア 別記2(11)に定める携帯電話・PHS番号ポータビリティ（沖縄セルラー電話株式会社又は特定MVNO事業者からのものを除きます。）を希望する旨の申出を伴うこと。</p> <p>イ 当社が別に定めるサービス取扱所において別に定める端末設備の購入を伴うこと。</p> <p>ウ 基本使用料の料金種別としてLTEプラン又はLTEプラン（V）を選択すること。</p> <p>エ 特定データ通信定額制又は特定データ通信定額制（V）の適用の申込みがあること。</p> |
|---|

(2) 控除額

1 契約ごとに月額

控除額	税抜額 934 円
-----	-----------

- 3 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。
- (1) LTE契約の解除があったとき。
  - (2) LTEサービスの利用の一時休止があったとき。
  - (3) LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。
  - (4) 特定データ通信定額制又は特定データ通信定額制（V）の適用を廃止したとき。
  - (5) 新たな端末設備の購入があったとき。
- 4 前項の規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本減額適用の適用
1 2以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。
2 新たな端末設備の購入があったとき（前項の第3号を伴う場合を除きます。）。	新たな端末設備の購入があった日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。

- 5 第2項の規定により本減額適用を開始した場合、第3項の規定により本減額適用を廃止した場合又は基本使用料の料金種別の変更（LTEプラン又はLTEプラン（V）とそれ以外の料金種別の間のもに限り。）があった場合は、その料金月におけるLTEプラン又はLTEプラン（V）の基本使用料の適用を受ける日数に応じて、第2項に規定する控除額の日割を行います。
- 6 前項の規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。  
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 7 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第400号、第401号、第402号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成27年1月30日から実施します。  
（オプション機能使用料の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施の日から平成27年3月31日までの間に、当社が別に定めるサービス取扱所において特定の端末設備を購入した場合、LTE契約者は、その購入のあった日を含む料金月から平成27年5月までの間、この約款の規定に関わらず、プラスエリアモード加算額の支払いを要しません。  
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。  
（その他）
- 4 平成25年9月20日から実施の附則第2項のクのウの②について、次のように改めます。
- ② 特定データ通信定額の取扱いの適用の廃止（他の特定データ通信定額の取扱いの適用の申込みによるもの又は基本使用料の料金種別としてジュニアスマートフォンプラ

ン、シニアプラン若しくはシニアプラン（V）を選択することによるものを除きます。）があったとき。

- 5 平成 26 年 5 月 23 日から実施の附則第 2 項のエの（ア）及び（イ）中「特定データ通信定額制、特定データ通信定額制（V）、特定データ通信定額制Ⅱ又は特定データ通信定額制Ⅱ（V）の適用」を「基本使用料の料金種別がジュニアスマートフォンプラン、シニアプラン若しくはシニアプラン（V）のもの又は特定データ通信定額の取扱いの適用」にそれぞれ改めます。
- 6 平成 26 年 5 月 23 日から実施の附則第 2 項のクの（ウ）の②について、次のように改め、②の次に、次のように③を加えます。
  - ② 特定データ通信定額の取扱いの適用の廃止（他の特定データ通信定額の取扱いの適用の申込みによるもの又は基本使用料の料金種別としてジュニアスマートフォンプラン、シニアプラン若しくはシニアプラン（V）を選択することによるものを除きます。）があったとき。
  - ③ ジュニアスマートフォンプラン、シニアプラン若しくはシニアプラン（V）以外への基本使用料の変更又は選択があったとき（その変更又は選択と同時に特定データ通信定額の取扱いの適用の申込みがあったときを除きます。）。
- 7 平成 27 年 1 月 21 日から実施の附則第 2 項の（1）欄のイ中「学生であるもの」を「学生又は満 25 歳以下であるもの」に改めます。

#### 附則（KDDICマ第 404 号、第 405 号、第 406 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 27 年 2 月 1 日から実施します。  
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。  
（その他）
- 3 平成 25 年 9 月 20 日から実施の附則第 2 項中、「この改正規定実施の日から平成 27 年 1 月 31 日までの間に、LTE 契約者から申出があった場合」を「当社は、この改正規定実施の日以降、LTE 契約者から申出があった場合」に改めます。
- 4 平成 25 年 9 月 20 日から実施の附則第 2 項のタ及び平成 26 年 5 月 23 日から実施の附則第 2 項のタ中、「この改正規定実施の日から平成 27 年 1 月 31 日までの間」を「この改正規定実施の日から当社が別に定める日までの間」にそれぞれ改めます。

#### 附則（KDDICマ第 412 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 27 年 2 月 10 日から実施します。  
ただし、この改正規定中、佐賀シティビジョン株式会社に関する改正規定は、平成 27 年 2 月 1 日から実施します。  
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

#### 附則（KDDICマ第 414 号）

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 27 年 2 月 13 日から実施します。

(付随サービスに関する料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施の日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に、a u スマートサポート契約（当社の「a u スマートサポート会員利用規約」に定める a u スマートサポートの提供を受けるための契約をいいます。以下この附則において同じとします。）の申込みがあり当社が承諾した場合（その申込みの際し、次表に定める適用条件を全て満たす場合に限りません。）、この約款の規定に関わらず、その a u スマートサポート契約の締結があった日を含む料金月の a u スマートサポート接続サービス利用料の支払いを要しません。

ただし、その a u スマートサポート契約を締結した後、同一料金月内において、次のいずれかに該当することとなった場合は、この限りではありません。

(1) その契約者回線について、L T E 契約の解除があったとき。

(2) その契約者回線について、L T E サービスの利用の一時休止があったとき（その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。）。)

(3) a u スマートサポート契約が終了したとき。

(4) 新たな端末設備の購入があったとき。

適用条件	(1) 当社が別に定めるサービス取扱所において別に定める移動無線装置の購入を伴うこと。 (2) その L T E 契約者が、(1)に定める移動無線装置の購入があった日において満 55 歳以上の者であること。
------	--

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則 (K D D I C マ第 415 号、第 416 号、第 417 号、第 419 号)

1 この改正規定は、平成 27 年 2 月 20 日から実施します。

ただし、この改正規定中、データ通信総量速度規制に関する改正規定（料金表第 1 表第 3（データ通信料）1（適用）(5)のエに限りません。）については、平成 27 年 3 月 1 日から実施します。

(基本使用料又はデータ通信料の支払いに関する経過措置)

2 当社は、次表に定める基本使用料又はデータ通信料の減額適用を行います。

特定の端末設備の購入を条件とする基本使用料又はデータ通信料の減額適用	ア この改正規定実施の日から平成 28 年 1 月 13 日までの間に、当社が別に定めるサービス取扱所において特定の端末設備を購入した場合（特定料金種別（L T E プラン、電話カケ放題プラン、電話カケ放題プラン（C P）又はオフィスケータイプランをいいます。以下この附則第 2 項において同じとします。）を選択している又は端末設備の購入と同時に選択する場合に限りません。）、その購入の日を含む料金月から 48 料金月の間（以下この附則第 2 項において「控除対象期間」といい、その契約者回線について、特定データ通信定額制又は特定データ通信定額制Ⅱの適用を受ける料金月に限りません。）、(ア)又は(イ)に定める取扱い（以下この附則第 2 項において「本減額適用」といいます。）を行います。 ただし、その契約者回線について、この約款又は当社の W I N 約
------------------------------------	---



款に定める基本使用料の減額適用又はデータ通信料の減額適用（それぞれ当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金は、この限りではありません。

(ア) 特定データ通信定額制の適用を受ける場合

料金表第1表第3（データ通信料）に定める特定データ通信定額制に係る定額料のうち、次表に定める控除額Ⅰ（エの規定により控除額Ⅰを日割りした場合は、その額とします。）を控除すること。

1 契約ごとに月額

区分	料金額
控除額Ⅰ	税抜額 1,000 円

(イ) 特定データ通信定額制Ⅱの適用を受ける場合

料金表第1表第1（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる基本使用料（カケホに係るものに限ります。）の額のうち、次表に定める控除額Ⅱ（エの規定により控除額Ⅱを日割りした場合は、その額とします。）を控除すること。

1 契約ごとに月額

区分	料金額
控除額Ⅱ	税抜額 1,000 円

イ 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間であっても、本減額適用を廃止します。

(ア) LTE契約の解除があったとき。

(イ) LTEサービスの利用の一時休止があったとき。

(ウ) 第2種LTEデュアル又はLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。

(エ) 特定料金種別以外への基本使用料の料金種別の変更があったとき。

(オ) 新たな端末設備の購入があったとき。

ウ イの規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

(ア) アの(ア)の取扱い

区分	本減額適用の適用
① ②又は③以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの特定データ通信定額制に係る定額料について、本減額適用の対象とします。
① イの(ア)又は(イ)により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日までの特定データ通信定額制に係る定額料について、本減額適用の対象とします。
③ イの(オ) ((ウ)又は(エ)に定める基本使用料の料金種別の変更に係る請求を伴うときを除きます。)の規定により本	その事由が生じた日を含む料金月の末日までの特定データ通信定額制に係る定額料について、本減額適用の対象とします。

減額適用を廃止したとき。	
(イ) アの(イ)の取扱い	
区分	本減額適用の適用
① ②以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。
② イの(オ) ((ウ)又は(エ)に定める基本使用料の料金種別の変更に係る請求を伴うときを除きます。)の規定により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。
エ アの規定により本減額適用を開始した場合又はウの規定により本減額適用を廃止した場合は、次のとおり、アに定める控除額Ⅰ及び控除額Ⅱの日割を行います。	
(ア) 控除額Ⅰの場合 その料金月における特定データ通信定額制に係る定額料の支払いを要する日数に応じて、控除額Ⅰの日割を行います。	
(イ) 控除額Ⅱの場合 その料金月におけるカケホの基本使用料の支払いを要する日数に応じて、控除額Ⅱの日割を行います。	
オ エの規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。	

(データ通信総量速度規制に関する経過措置)

- 3 この改正規定実施の際現に、第3種定期LTE契約に係る第2種LTEシングルの提供を受けている契約者回線(基本使用料の料金種別がWiMAX2+フラットforDATAであるものに限ります。)に係るデータ通信総量速度規制の適用除外の取扱いについては、料金表第1表第3(データ通信料)1(適用)(5)の2の規定に関わらず、なお従前のおりとし、次表に定めるところによります。

(1) 当社は、特定のLTEシングルに係る契約を条件とする基本使用料等の割引(この約款、当社のWIN約款又は沖縄セルラー電話株式会社のLTE約款若しくはWIN約款に定めるものをいい、以下この附則第2項において「特定割引」といいます。)に係る判定用回線として指定された第2種LTEシングルの契約者回線との間のデータ通信(沖縄セルラー電話株式会社が提供するローミングに係るものを含み、ハイスピードモードを選択して行われるWiMAX2+通信に限ります。)に係る累計課金対象データ量について、料金表第1表第3(データ通信料)1(適用)(5)の規定に関わらず、データ通信総量速度規制に係る累計課金対象データ量の算定から除外する取扱い(以下この附則第2項において「本取扱い」といいます。)を行います。

ただし、次の全てに該当する場合は、この限りではありません。

- (ア) その第2種LTEシングルの契約者回線に係るLTE契約が、第3種定期LTE契約であるとき。
- (イ) その特定割引の適用を受ける割引対象回線について、次の全てに該当するとき。
- ① 当社又は沖縄セルラー電話株式会社のLTE約款又はWIN約款に定める特定データ通信定額制、特定データ通信定額制(V)若しくは特定パケット通信定額制の適用を受けていないとき。
  - ② 基本使用料の料金種別が、当社又は沖縄セルラー電話株式会社のWIN約款に定

めるプランF（IS）若しくはプランF（IS）シンプルでないとき。

(2) 当社は、その第2種LTEシングル契約者回線を判定用回線として指定した特定割引の申出を当社又は沖縄セルラー電話株式会社が承諾した日（当社が定める事由に該当する場合は、特定割引の適用を開始した日を含む料金月の翌料金月します。）からその特定割引の適用の廃止があった日を含む料金月までの間、本取扱いを適用します。

(3) この改正規定実施の日から平成27年2月28日までの間、(1)の規定に関わらず、(1)のただし書きの規定を適用しません。

(4) この改正規定により本取扱いの適用を受ける契約者回線について、この改正規定実施の日以降に基本使用料の料金種別の変更があったときは、その変更があった日をもって本取扱いの適用を終了します。

(5) 前号に定める基本使用料の料金種別の変更後に、新たにWiMAX2+フラットforDATAへの料金種別の変更があった場合、本取扱いを適用しません。

4 この改正規定実施の日以降に、第3種定期LTE契約に係る第2種LTEシングルの提供を開始した場合、この改正規定実施の日から平成27年2月28日までの間、料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）(5)の2の規定に関わらず、その契約者回線（基本使用料の料金種別がWiMAX2+フラットforDATAであるものに限ります。）について、料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）(5)の2の規定に関わらず、同(5)の2に定めるデータ通信総量速度規制に係る累計課金対象データ量の算定から除外する取扱いを行います。

（料金等の支払いに関する経過措置）

5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

6 平成25年1月22日から実施の附則第2項の(1)欄のア及び(2)欄のア並びに平成26年1月16日から実施の附則第2項の(1)欄のア及び(2)欄のアの最後に、「ただし、この約款又は当社のWIN約款に定める基本使用料の減額適用（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月については、この限りでありませぬ。」をそれぞれ加えます。

7 平成27年1月21日から実施の附則第2項の(1)欄のア及び(2)欄のア中、「ただし、この約款の附則又は当社のWIN約款の附則に定める基本使用料の減額適用」を「ただし、この約款又は当社のWIN約款に定める基本使用料の減額適用」にそれぞれ改めます。

8 平成25年10月31日から実施の附則第2項中、「この改正規定実施の日以降」を「この改正規定実施の日から平成27年2月19日までの間に」に改めます。

9 平成26年8月13日から実施の附則第3項について、「削除」に改めます。

附則（KDDICマ第422号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成27年2月24日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第430号、第433号、第435号、第437号、第439号、第441号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 27 年 3 月 1 日から実施します。  
 ただし、この改正規定中、株式会社ニューメディアに関する改正規定は、平成 27 年 2 月 10 日から、ビッグロブ株式会社に関する改定規定は、平成 27 年 3 月 2 日から実施します。

(基本使用料等の支払いに関する経過措置)

2 削除

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則 (KDDICマ第 445 号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 27 年 3 月 10 日から実施します。  
 (料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則 (KDDICマ第 447 号、第 449 号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 27 年 3 月 16 日から実施します。  
 ただし、この改正規定中、テレビ小山放送株式会社に関する改正規定は、平成 27 年 2 月 10 日から、この附則第 2 項に関する改正規定は、平成 27 年 3 月 17 日から実施します。  
 (総量速度規制データ量に関する経過措置)
- 2 当社は、次表に定める総量速度規制データ量の増量適用を行います。

<p>端末設備の購入を条件とする総量速度規制データ量の増量適用</p>	<p>ア この改正規定実施の日から平成 27 年 8 月 31 日までの間に、当社が別に定めるサービス取扱所において端末設備の購入した場合 (次表に定める種類の特定データ通信定額制Ⅱ、特定データ通信定額制Ⅱ (V) 若しくは特定データ通信定額制Ⅱ (VK) の適用を受けている又は端末設備の購入と同時に申し込む場合に限り)、その購入のあった日を含む料金月から 3 料金月の間 (以下この附則において「増量対象期間」といいます。)、その契約者回線に係る前月からの繰越データ量に次表に定めるデータ量を加算する取扱い (以下この附則において「本増量適用」といいます。)を行います。</p> <p>ただし、その契約者回線について、この約款に定める前月からの繰越データ量の増量適用 (当社が別に定めるもの)に限りません。</p> <p>(ア) 特定データ通信定額制Ⅱ、特定データ通信定額制Ⅱ (V) 又は特定データ通信定額制Ⅱ (VK) の種類</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定データ通信定額制Ⅱ</td> <td>データ定額 5、データ定額 8、データ定額 10、データ定額 13</td> </tr> <tr> <td>特定データ通信定額制Ⅱ (V)</td> <td>データ定額 5 (V)、データ定額 8 (V)、データ定額 10 (V)、データ定額 13 (V)</td> </tr> <tr> <td>特定データ通信定</td> <td>データ定額 5 (VK)、データ定額 8 (V</td> </tr> </tbody> </table>	区分	種類	特定データ通信定額制Ⅱ	データ定額 5、データ定額 8、データ定額 10、データ定額 13	特定データ通信定額制Ⅱ (V)	データ定額 5 (V)、データ定額 8 (V)、データ定額 10 (V)、データ定額 13 (V)	特定データ通信定	データ定額 5 (VK)、データ定額 8 (V
区分	種類								
特定データ通信定額制Ⅱ	データ定額 5、データ定額 8、データ定額 10、データ定額 13								
特定データ通信定額制Ⅱ (V)	データ定額 5 (V)、データ定額 8 (V)、データ定額 10 (V)、データ定額 13 (V)								
特定データ通信定	データ定額 5 (VK)、データ定額 8 (V								

額制Ⅱ（VK）	K）、データ定額10（VK）、データ定額13（VK）
（イ） 加算するデータ量	
2,147,483,648 バイト（2ギガバイト）	
<p>イ 当社は、本増量適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、増量対象期間であっても、本増量適用を廃止します。</p> <p>（ア） LTE契約の解除があったとき。</p> <p>（イ） LTEサービスの利用の一時休止があったとき。</p> <p>（ウ） アに定める種類以外への特定データ通信定額制Ⅱ、特定データ通信定額制Ⅱ（V）又は特定データ通信定額制Ⅱ（VK）の種類の変更があったとき。</p> <p>（エ） 特定データ通信定額制Ⅱ、特定データ通信定額制Ⅱ（V）又は特定データ通信定額制Ⅱ（VK）の廃止があったとき。</p> <p>（オ） 新たな端末設備の購入があったとき。</p> <p>ウ イの規定により本増量適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p>	
区分	本増量適用の適用
（ア） イの（ア）又は（イ）により本増量適用を廃止したとき。	その事由が生じた日までのデータ通信について、本増量適用の対象とします。
（イ） イの（ウ）又は（エ）により本増量適用を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日を含む料金月の末日までのデータ通信について、本増量適用の対象とします。
（ウ） イの（オ）（同（ウ）又は（エ）を伴うときを除きます。）により本増量適用を廃止したとき。	その事由が生じた日を含む料金月の末日までのデータ通信について、本増量適用の対象とします。

（料金等の支払いに関する経過措置）

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

4 平成26年8月13日から実施から実施の附則第5項のA中「ただし、その契約者回線について、この約款若しくは沖縄セルラー電話株式会社のLTE約款の附則に定める特定端末設備の購入を条件とする特定データ通信定額制Ⅱのデータ増量適用を受けたことがある場合」を「ただし、その契約者回線について、この約款若しくは沖縄セルラー電話株式会社のLTE約款の附則に定める特定端末設備の購入を条件とする特定データ通信定額制Ⅱのデータ増量適用を受けたことがある場合又はこの約款に定める総量速度規制データ量の増量適用（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける場合」に改めます。

附則（KDDICマ第451号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 27 年 3 月 31 日から実施します。  
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第 452 号、第 458 号、第 461 号、第 463 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 27 年 4 月 1 日から実施します。  
(基本使用料の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の日から平成 28 年 1 月 13 日までの間に、LTE 契約の申込みがあった場合（その申込みに際し、次表に定める適用条件の全てを満たす場合に限り）、その LTE サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して 24 料金月の間（以下この附則第 6 項までにおいて「控除対象期間」といいます。）、その契約者回線について、料金表第 1 表第 1（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる基本使用料の額のうち、次表に定める控除額（第 5 項の規定により控除額を日割りした場合はその額とします。）を控除する取扱い（以下この附則第 6 項までにおいて「本減額適用」といいます。）を行います。

ただし、この約款の附則若しくは当社のWIN約款の附則に定める基本使用料の減額適用（当社が別に定めるものに限り）を受ける料金月又はLTEプラン若しくはLTEプラン（V）の基本使用料の適用を受けない料金月については、この限りではありません。

(1) 適用条件

- ア 別記 2 (11)に定める携帯電話・PHS番号ポータビリティ（沖縄セルラー電話株式会社又は特定MVNO事業者からのものを除きます。）を希望する旨の申出を伴うこと。
- イ 当社が別に定めるサービス取扱所において別に定める端末設備の購入を伴うこと。
- ウ 基本使用料の料金種別としてLTEプラン又はLTEプラン（V）を選択すること。
- エ 特定データ通信定額制又は特定データ通信定額制（V）の適用の申込みがあること。

(2) 控除額

1 契約ごとに月額

控除額	税抜額 934 円
-----	-----------

- 3 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。

- (1) LTE 契約の解除があったとき。
- (2) LTE サービスの利用の一時休止があったとき。
- (3) LTE シングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。
- (4) 特定データ通信定額制又は特定データ通信定額制（V）の適用を廃止したとき。
- (5) 新たな端末設備の購入があったとき。

- 4 前項の規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本減額適用の適用
1 2 以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。
2 新たな端末設備の購入があったとき（前項の第 3 号を伴う場合を除きま	新たな端末設備の購入があった日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額

す。)

適用の対象とします。

- 5 第2項の規定により本減額適用を開始した場合、第3項の規定により本減額適用を廃止した場合又は基本使用料の料金種別の変更（LTEプラン又はLTEプラン（V）とそれ以外の料金種別の間のもに限ります。）があった場合は、その料金月におけるLTEプラン又はLTEプラン（V）の基本使用料の適用を受ける日数に応じて、第2項に規定する控除額の日割を行います。
- 6 前項の規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。  
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 7 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

#### 附則（KDDICマ第466号、第468号、第471号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成27年4月10日から実施ます。  
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

#### 附則（KDDICマ第472号、第474号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成27年5月1日から実施ます。  
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

#### 附則（KDDICマ第477号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成27年5月15日から実施ます。  
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

#### 附則（KDDICマ第479号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成27年5月20日から実施ます。  
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

#### 附則（KDDICマ第481号、第482号、第483号、第488号、第490号、第492号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成27年6月1日から実施ます。

ただし、この改正規定中、横浜ケーブルビジョン株式会社に関する改正規定は、平成 27 年 6 月 10 日から実施します。（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

3 平成 25 年 6 月 1 日から実施の附則第 22 項中「料金表第 1 表第 3（データ通信料）1（適用）（5）のイに定める取扱い」を「料金表第 1 表第 3（データ通信料）1（適用）（5）のイに定める取扱い（ただし書きに定めるものを除きます。）」に改めます。

4 平成 27 年 3 月 1 日から実施の附則第 2 項について、「削除」に改めます。

#### 附則（KDDICマ第 495 号、第 496 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 27 年 6 月 11 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

3 平成 26 年 5 月 23 日から実施の附則第 2 項中「この改正規定実施の日以降、LTE 契約者から申出があった場合に」を「この改正規定実施の日から平成 27 年 7 月 31 日までの間に、LTE 契約者から申出があった場合に」に改めます。

4 平成 25 年 9 月 20 日から実施の附則第 2 項のソ及び平成 26 年 5 月 23 日から実施の附則第 2 項のソをそれぞれ次のとおり改めます。

ソ 当社は、本減額適用の適用を受ける契約者回線について、料金表第 1 表第 3（データ通信料）1（適用）（5）のアに定める総量速度規制データ量に代えて次表に定める総量速度規制データ量を適用します。

総量速度規制データ量
2,147,483,648 バイト（2 ギガバイト）

5 平成 25 年 9 月 20 日から実施の附則第 2 項のタ及び平成 26 年 5 月 23 日から実施の附則第 2 項のタをそれぞれ次のとおり改めます。

タ この改正規定実施の日から平成 27 年 7 月 31 日までの間、ソの規定を適用しません。

6 平成 26 年 10 月 15 日から実施の附則第 2 項及び平成 26 年 12 月 25 日から実施の附則第 12 項中「データ総量規制の一時解除の取扱い」を「データ通信総量速度規制の一時解除の取扱い」にそれぞれ改めます。

7 平成 26 年 12 月 25 日から実施の附則第 11 項中「総量規制データ量の増減適用」を「総量速度規制データ量の増減適用」に改めます。

#### 附則（KDDICマ第 497 号、第 504 号、第 507 号、第 508 号、第 509 号、第 510 号、第 512 号、第 514 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 27 年 7 月 1 日から実施します。

（総量速度規制データ量に関する経過措置）

2 当社は、次表に定める特定データ通信定額制のデータ増量適用を行います。

特定端末設備の購	ア 当社は、この改正規定実施の日から平成 27 年 9 月 30 日までの
----------	---------------------------------------



入を条件とする特定データ通信定額制のデータ増量適用

間に、特定データ通信定額制の適用の申込みがあり当社が承諾した場合（次表に定める適用条件のいずれかを満たす場合に限りま  
す。）、当社は、次表に定める料金月から起算して 13 料金月の間（以下この附則第 2 項において「増量対象期間」といいます。）、その契約者回線に係る前月からの繰越データ量に次表に定める加算データ量を加算する取扱い（以下この附則第 2 項において「本取扱い」といいます。）を行います。

ただし、その契約者回線について、この約款若しくは沖縄セルラー電話株式会社のLTE約款の附則に定める特定端末設備の購入を条件とする特定データ通信定額制のデータ増量適用若しくは特定端末設備の購入を条件とする特定データ通信定額制Ⅱのデータ増量適用を受けたことがある場合又はこの約款に定める前月からの繰越データ量の増量適用（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける場合は、この限りではありません。

適用条件	<p>(ア) 特定データ通信定額制の適用の申込みがあった日における最終購入端末（その日以前に購入した端末設備であって、最後の購入に係るものをいいます。）が特定端末設備（当社が別に定める端末設備であって、別に定めるサービス取扱所において購入されたものをいいます。以下この附則第 2 項において同じとします。）であるとき。</p> <p>(イ) 特定データ通信定額制の適用の申込みがあった日の翌日以降に、特定端末設備の購入があったとき。</p>	
料金月	(ア) 適用条件(ア)を満たす場合	特定データ通信定額制の適用を開始した日を含む料金月
	(イ) 適用条件(イ)を満たす場合	特定端末設備の購入があった日を含む料金月
データ量	1, 073, 741, 824 バイト（1ギガバイト）	

イ 当社は、本取扱いの適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、増量対象期間内であっても、本取扱いを廃止します。

- (ア) LTE契約の解除があったとき。
- (イ) LTEサービスの利用の一時休止があったとき。
- (ウ) 特定データ通信定額制の廃止があったとき。
- (エ) LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。
- (オ) 特定端末設備以外の新たな端末設備の購入があったとき。

ウ イの規定により、本取扱いを廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本取扱いの適用
(ア) (イ)以外により本取扱いを廃止したとき。	その事由が生じた日までのデータ通信について、本取扱いの対

		象とします。
	(イ) イの(エ)又は(オ)により本取扱いを廃止したとき。	その事由が生じた日を含む料金月の末日までのデータ通信について、本取扱いの対象とします。
	<p>エ アのただし書きに関わらず、この約款の附則に定める特定端末設備の購入を条件とする特定データ通信定額制Ⅱのデータ増量適用（以下この第2項において「定額制Ⅱデータ増量適用」といいます。）を受けている契約者回線について、特定データ通信定額制Ⅱの廃止（特定データ通信定額制の申込みによるものに限ります。）があった場合（その特定データ通信定額制の申込みが平成27年9月30日までの間に行われた場合であって、適用を受けている定額制Ⅱデータ増量適用に係る特定端末設備が本取扱いに係る特定端末設備に該当するときに限ります。）、その事由により定額制Ⅱデータ増量適用を廃止した日を含む料金月の翌料金月から起算して、増量対象残期間（13料金月から次表に定める増量適用合算期間を除いた月数をいいます。以下この第2項において同じとします。）、本取扱いを適用します。</p>	
	増量適用合算期間	
	本取扱いの適用を受けた料金月数及び定額制Ⅱデータ増量適用を受けた料金月数を合算した月数	

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

(その他)

4 平成25年2月1日から実施の附則第13項中「この改正規定実施の日以降」を「この改正規定実施の日から平成27年6月30日までの間」に改めます。

5 平成26年8月13日から実施の附則第5項のA中「特定端末設備の購入を条件とする特定データ通信定額制Ⅱのデータ増量適用を受けたことがある場合」を「特定端末設備の購入を条件とする特定データ通信定額制Ⅱのデータ増量適用若しくは特定端末設備の購入を条件とする特定データ通信定額制Ⅱのデータ増量適用を受けたことがある場合」に改めます。

6 平成26年8月13日から実施の附則第5項のウの次に、次のようにエを加えます。

エ アのただし書きに関わらず、この約款の附則に定める特定端末設備の購入を条件とする特定データ通信定額制のデータ増量適用（以下この第5項において「定額制データ増量適用」といいます。）を受けている契約者回線について、特定データ通信定額制の廃止（特定データ通信定額制Ⅱの申込みによるものに限ります。）があった場合（適用を受けている定額制データ増量適用に係る特定端末設備が本取扱いに係る特定端末設備に該当するときに限ります。）、その事由により定額制データ増量適用を廃止した日を含む料金月の翌料金月から起算して、増量対象残期間（13料金月から次表に定める増量適用合算期間を除いた月数をいいます。以下この第5項において同じとします。）、本取扱いを適用します。

増量適用合算期間
----------

本取扱いの適用を受けた料金月数及び定額制データ増量適用を受けた料金月数を合算した月数

- 7 平成 27 年 3 月 16 日から実施の附則第 2 項の ア中「この改正規定実施の日から平成 27 年 6 月 30 日までの間」を「この改正規定実施の日から平成 27 年 8 月 31 日までの間」に改めます。

附則（KDDICマ第 516 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 27 年 7 月 3 日から実施します。  
（データ通信料の支払い等に関する経過措置）
- 2 当社は、LTE 契約者からの申出により、次表に定める取扱いを行います。

<p>特定の端末設備の購入を伴う契約移行を条件とするデータ通信料の減額適用 （au スマホはじめますっ！機種変更キャンペーン）</p>	<p>ア この改正規定実施の日から平成 27 年 11 月 30 日までの間に、LTE 契約（第 2 種 LTE デュアルに係るものに限ります。）の申込みと同時に申出があった場合（その申込みの際し、次表に定める適用条件の全てを満たす場合に限ります。）、その LTE サービスの提供を開始した日を含む料金月から新たな端末設備の購入があった月までの間（以下この附則第 2 項において「減額対象期間」といいます。）、その契約者回線に係る特定データ通信定額制（V）の適用について、料金表第 1 表第 3 表（データ通信料）1（適用）（3）の 2 に定める定額料に代えて、次表に定める定額料を適用する取扱い（以下この附則第 2 項において「本減額適用」といいます。）を行います。</p> <p>ただし、この約款の附則に定めるデータ通信料の減額適用（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月については、この限りではありません。</p>
<p>適用条件</p>	<p>（ア） その LTE 契約の申込みが、au 契約（au デュアルに係るものに限ります。）からの契約移行に係るものであって、当社が別に定めるサービス取扱所において別に定める端末設備の購入を伴うものであること。</p> <p>（イ） 契約移行前の WIN 契約者回線における最終購入端末（契約移行のあった日以前に購入した端末設備であって、最後の購入に係るものをいいます。以下この附則第 2 項において同じとします。）が、特定携帯情報端末以外のものであること。</p> <p>（ウ） （イ）に定める最終購入端末の購入のあった日を含む料金月から LTE 契約の申込みの日を含む料金月までの月数が 25 か月以上であること。</p> <p>（エ） 基本使用料の料金種別として、LTE プラン（V）を選択すること。</p> <p>（オ） 特定データ通信定額制（V）の適用の申込みがあること。</p>

定額料	税抜額 2,680 円								
<p>イ 当社は、本減額適用の適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、減額対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。</p> <p>(ア) LTE契約の解除があったとき。</p> <p>(イ) LTEサービスの利用の一時休止があったとき。</p> <p>(ウ) 特定データ通信定額制（V）の廃止があったとき。</p> <p>(エ) 第1種LTEデュアル又はLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。</p> <p>(オ) 新たな端末設備の購入があったとき。</p> <p>ウ イの規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p>									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>本減額適用の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) (イ)又は(ウ)以外により本減額適用を廃止したとき。</td> <td>その事由が生じた日を含む料金月の末日までのデータ通信について、本減額適用の対象とします。</td> </tr> <tr> <td>(イ) イの(ア)、(イ)、(ウ)又は(オ)（本減額適用を廃止する申出を伴う場合に限り、申出により本減額適用を廃止したとき。）により本減額適用を廃止したとき。</td> <td>その事由が生じた日を含む料金月の末日までのデータ通信について、本減額適用の対象とします。</td> </tr> <tr> <td>(ウ) イの(エ)により本減額適用を廃止したとき。</td> <td>その事由が生じた日の前日までのデータ通信について、本減額適用の対象とします。</td> </tr> </tbody> </table>		区分	本減額適用の適用	(ア) (イ)又は(ウ)以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日を含む料金月の末日までのデータ通信について、本減額適用の対象とします。	(イ) イの(ア)、(イ)、(ウ)又は(オ)（本減額適用を廃止する申出を伴う場合に限り、申出により本減額適用を廃止したとき。）により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日を含む料金月の末日までのデータ通信について、本減額適用の対象とします。	(ウ) イの(エ)により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までのデータ通信について、本減額適用の対象とします。
区分	本減額適用の適用								
(ア) (イ)又は(ウ)以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日を含む料金月の末日までのデータ通信について、本減額適用の対象とします。								
(イ) イの(ア)、(イ)、(ウ)又は(オ)（本減額適用を廃止する申出を伴う場合に限り、申出により本減額適用を廃止したとき。）により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日を含む料金月の末日までのデータ通信について、本減額適用の対象とします。								
(ウ) イの(エ)により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までのデータ通信について、本減額適用の対象とします。								
<p>エ 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次表の左欄に定める割引の適用（それぞれ同表の中央欄に係るものに限ります。）を受けている場合、それぞれ同表の中央欄に係る割引額を、同表の右欄に定める割引額に読み替えて適用します。</p>									
料金表第1表第1（基本使用料等）1（適用）(24)に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用	同(24)のアの(ア)の①の表の区分1に係るもの	同(24)のアの(ア)の①の表の区分2に定める割引額							
(27)に定める特定のLTEシングルに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用	同(27)のアの(ア)の表に係るもの	同(27)のアの(イ)の表に定める割引額							
(28)に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用	同(28)のアの(オ)の①の表の区分1に係るもの	同(28)のアの(オ)の①の表の区分2に定める割引額							
<p>オ 当社は、本減額適用の適用を受ける契約者回線について、料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）(5)のオに定める総量速度規制データ量に代えて次表に定める総量速度規制データ量を適用します。</p>									
総量速度規制データ量									

	1,073,741,824 バイト（1ギガバイト）
--	---------------------------

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第517号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成27年7月10日から実施します。

ただし、この改正規定中、次表に定める基本使用料の料金種別及びデータ通信料の定額適用に関する改正規定は、平成27年7月17日から実施します。

基本使用料の料金種別	VKプランM、VKプランS、VKプラン、電話カケ放題プラン（VK）
データ通信料の定額適用	特定データ通信定額制Ⅱ（VK）、特定データ通信2段階定額制（VK）

（複数回線複合割引の通話料の取扱いに関する経過措置）

- 2 この改正規定実施の日から平成28年2月29日までの間、料金表第1表第2（通話料）(16)に定める複数回線複合割引の通話料の取扱いについて、同(16)のAの表中、次表の左欄に定めるものを同表の右欄に定めるものに読み替えて適用します。

充当可能額（当社のWIN約款に定めるところにより、契約移行前のau契約に係る控除可能額から料金控除額を減じて得た額とします。以下同じとします。）	充当可能額（控除可能額から料金控除額（通話料控除額、国際通話料控除額、国際SMS送信料控除額、海外ローミング通話料控除額及び料金表第1表第1（基本使用料等）1（適用）(14)の2の規定により支払いを要しないこととされた料金額（以下「海外ローミングデータ料金控除額」といいます。）を合算した額をいいます。以下この附則において同じとします。）を減じて得た額及び当社のWIN約款に定めるところにより、契約移行前のau契約に係る控除可能額から料金控除額を減じて得た額とします。以下同じとします。）
--	--

- 3 この改正規定実施の日から平成28年2月29日までの間、料金表第1表第2（通話料）(16)に定める複数回線複合割引の通話料の取扱いについて、同(16)のイ、エ及びカをそれぞれ次のとおり読み替えて適用します。

イ 本取扱いは、LTEデュアルの契約者回線に限り、選択することができます。

エ 当社は、LTEデュアルの契約者回線（基本使用料の料金種別がLTEプランS、VKプランM又はVKプランSのものを除きます。）について、その契約者から第1（基本使用料等）1（適用）(7)を選択する旨の申出があった場合、併せてウの申出があったものとみなして取り扱います。

カ 当社は、本取扱いの適用を受けている契約者回線について、契約者から本取扱いの適用を廃止する申出があった場合のほか、第1（基本使用料等）1（適用）(7)の適用が廃止された場合、本取扱いの適用を廃止します。

（第2種定期LTE契約に係る通話料の割引の適用に関する経過措置）

- 4 この改正規定実施の日から平成28年2月29日までの間、料金表第1表第2（通話料）(29)に定める第2種定期LTE契約に係る通話料の適用について、同(29)のイ及びカをそれぞれ次のとおり読み替えて適用します。

- イ 本取扱いは、(28)の適用を受けている契約者回線に限り、選択することができます。
- カ 当社は、本取扱いの適用を受けている契約者回線について、契約者から本取扱いの適用を廃止する申出があった場合のほか、(28)の適用が廃止された場合、本取扱いの適用を廃止します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

- 6 平成 27 年 3 月 16 日から実施の附則第 2 項の ア中「次表に定める種類の特定データ通信定額制Ⅱ若しくは特定データ通信定額制Ⅱ（Ⅴ）の適用を受けている」を「次表に定める種類の特定データ通信定額制Ⅱ、特定データ通信定額制Ⅱ（Ⅴ）若しくは特定データ通信定額制Ⅱ（ⅤK）の適用を受けている」に改めます。
- 7 平成 27 年 3 月 16 日から実施の附則第 2 項の アの（ア）について、次のように改めます。
- （ア） 特定データ通信定額制Ⅱ、特定データ通信定額制Ⅱ（Ⅴ）又は特定データ通信定額制Ⅱ（ⅤK）の種類

区分	種類
特定データ通信定額制Ⅱ	データ定額 5、データ定額 8、データ定額 10、データ定額 13
特定データ通信定額制Ⅱ（Ⅴ）	データ定額 5（Ⅴ）、データ定額 8（Ⅴ）、データ定額 10（Ⅴ）、データ定額 13（Ⅴ）
特定データ通信定額制Ⅱ（ⅤK）	データ定額 5（ⅤK）、データ定額 8（ⅤK）、データ定額 10（ⅤK）、データ定額 13（ⅤK）

- 8 平成 27 年 3 月 16 日から実施の附則第 2 項の イの（ウ）及び（エ）中「特定データ通信定額制Ⅱ又は特定データ通信定額制Ⅱ（Ⅴ）」を「特定データ通信定額制Ⅱ、特定データ通信定額制Ⅱ（Ⅴ）又は特定データ通信定額制Ⅱ（ⅤK）」にそれぞれ改めます。

附則（KDD I Cマ第 520 号、第 521 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 27 年 7 月 17 日から実施します。
- (料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- (その他)
- 3 平成 25 年 6 月 1 日から実施の附則第 5 項、第 6 項第 4 号及び第 8 項中「L T E f o r T a b」を「L T E f o r T a b又はL T Eフラット f o r T a b（L）」にそれぞれ改めます。
- 4 平成 25 年 9 月 20 日から実施の附則第 2 項の ア並びに平成 26 年 5 月 23 日から実施の附則第 2 項の ア及びイ中「基本使用料の料金種別がL T Eフラット f o r T a b又はL T Eフラット f o r D A T A（m）のもの」を「基本使用料の料金種別がL T Eフラット f o r T a b、L T Eフラット f o r D A T A（m）又はL T Eフラット f o r T a b（L）のもの」にそれぞれ改めます。
- 5 平成 25 年 9 月 20 日から実施の附則第 2 項の クの（イ）の②中「L T Eダブル定額 f o r T a bへの基本使用料の料金種別の変更」を「L T Eダブル定額 f o r T a b又はL T E

- フラット for Tab (L) への基本使用料の料金種別の変更」に改めます。
- 6 平成 25 年 9 月 20 日から実施の附則第 2 項のケ中「クの(イ)の④の規定」を「クの(イ)の② (LTEフラット for Tab (L) への変更に限ります。)及び④の規定」に改めます。
- 7 平成 27 年 7 月 10 日から実施の附則第 1 項中「次表に定める基本使用料の料金種別及びデータ通信料の定額適用に関する改正規定は、当社が別に定める日から実施」を「次表に定める基本使用料の料金種別及びデータ通信料の定額適用に関する改正規定は、平成 27 年 7 月 17 日から実施」に改めます。

附則 (KDDI Cマ第 522 号、第 523 号、第 525 号、第 528 号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 27 年 8 月 1 日から実施します。  
(基本使用料の料金種別に関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、複数 LTE 回線の利用を条件とする LTE シングルに係る基本使用料の減額適用を受けている場合、その契約者回線について、この改正規定実施の日において、それぞれ次表の左欄に定める料金種別から同表の右欄に定める料金種別への変更があったものとみなして取り扱います。

LTEフラット for Tab	LTEフラット for Tab ds
LTEフラット for DATA (m)	LTEフラット for DATA (m) ds
LTEフラット for Tab (L)	LTEフラット for Tab ds (L)

(基本使用料の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施の際現に、複数 LTE 回線の利用を条件とする LTE シングルに係る基本使用料の減額適用 (平成 25 年 9 月 20 日から実施の附則第 2 項のアの(イ)及び平成 26 年 5 月 23 日から実施の附則第 2 項のアの(イ)に定めるものに限ります。以下この附則第 4 項までにおいて「シェアスタート割」といいます。)を受けている場合、その契約者回線について、この改正規定実施の日から、シェアスタート割に係る控除対象期間からシェアスタート割の適用を受けた月数を除いた月数の間、料金表第 1 表第 1 (基本使用料等)の規定により支払いを要することとされる基本使用料の額のうち、次表に定める控除額を控除します。

1 契約ごとに月額

控除額	税抜額 1,850 円
-----	-------------

- 4 前項の取扱いに関するその他の提供条件については、シェアスタート割の規定に準ずるものとします。
- 5 この改正規定実施の日から令和元年 9 月 30 日までの間に、LTE 契約の申込み (契約変更及び au 契約からの契約移行に係るものを除きます。)があった場合 (その申込みに際し、基本使用料の料金種別として、LTEフラット for DATA (m) ds を選択する場合に限ります。)、その LTE サービスの提供を開始した日を含む料金月から起算して 24 料金月の間 (以下この附則第 9 項までにおいて「控除対象期間」といいます。)、その契約者回線について、料金表第 1 表、料金表第 1 表第 1 (基本使用料等)の規定により支払いを要することとされる基本使用料の額のうち、次表に定める控除額 (第 8 項の規定により控除額を日割りした場合はその額とします。)を控除する取扱い (以下この附則第 9 項までにおいて「本減額適用」といいます。)を行います。

ただし、この約款の附則又は当社の WIN 約款の附則に定める基本使用料の減額適用

(当社が別に定めるものに限ります。)を受ける料金月については、この限りではありません。  
1 契約ごとに月額

控除額	税抜額 1,850 円
-----	-------------

6 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合は、控除対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。

- (1) LTE契約の解除があったとき。
- (2) LTEサービスの利用の一時休止があったとき。
- (3) LTEデュアル又は第2種LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。
- (4) LTEフラット for DATA (m) への基本使用料の料金種別の変更があったとき。
- (5) 基本使用料の料金種別として、LTEフラット for DATA (m) ds以外のものを選択することとなったとき。
- (6) 新たな端末設備の購入があったとき。

7 前項の規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本減額適用の適用
(1) (2)以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。
(2) 前項第6号により本減額適用を廃止したとき(同項第4号又は第5号を伴うときを除きます。)	その事由が生じた日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。

8 第5項に定める控除額は、LTEフラット for DATA (m) dsの適用を受ける日数に応じて日割りします。

9 前項の規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

(料金等の支払いに関する経過措置)

10 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

11 平成25年9月20日から実施の附則第2項のクの(イ)の②及び平成26年5月23日から実施の附則第2項のクの(イ)の②中、「LTEダブル定額 for Tabへの基本使用料の料金種別の変更」を「LTEダブル定額 for Tab、LTEフラット for Tab ds又はLTEフラット for DATA (m) dsへの基本使用料の料金種別の変更」にそれぞれ改めます。

附則 (KDDICマ第534号、第536号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成27年8月6日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。



附則（KDDICマ第539号、第541号）

この改正規定は、平成27年8月7日から実施します。

附則（KDDICマ第544号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成27年8月17日から実施します。

（SMS機能に関する経過措置）

2 この改正規定実施の日以降、契約者は、新たにSMS安心ブロック（別表1（オプション機能）3欄の備考に定める、当社が別に定める方法により電気通信番号（当社が別に定めるものに限り）又はURLが含まれるSMSの受信を行わないようにすることをいいます。）の提供を受けることはできません。

附則（KDDICマ第546号）

（実施時期）

1 この改正規定（附則別紙1に係るものを含みます。）は、平成27年8月24日から実施します。

ただし、この改正規定中、次表に定めるもの以外に関する改正規定については、平成27年9月1日から実施します。

LTEサービスの利用の一時中断の取扱い、料金表第1表第1（基本使用料等）1（適用）（8）に定める契約者を単位とする基本使用料割引I、第2（通話料）1（適用）（19）に定める特定電話番号への通話料の月極割引、（20）に定める特定電話番号への通話料の月極割引II、（22）に定める特定加入電話からの通話に係る通話料の割引及び（23）に定める契約者を単位とする通話料の月極割引
---

（基本使用料の料金種別に関する経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、次表に定める基本使用料の料金種別を選択している場合の料金その他の提供条件については、この約款の規定によるほか、附則別紙1のとおりとします。

基本使用料の料金種別	カケホ（CP）、LTEダブル定額 for Tab
------------	--------------------------

（料金安心サービスに関する経過措置）

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次表の左欄に定める料金安心サービス（限度額設定コースに限り）に係る利用防止措置の種類を選択している者は、この改正規定実施の日において、同表右欄に定める利用防止措置の種類を選択したものとみなして取り扱います。

通常防止措置（一回停止）	段階停止措置（段階停止）
--------------	--------------

附則（KDDICマ第550号、第551号）

（実施時期）

1 この改正規定（附則別紙1に係るものを含みます。）は、平成27年9月1日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

- 3 平成 26 年 8 月 13 日から実施の附則第 5 項の表のア、平成 27 年 3 月 17 日から実施の附則第 2 項の表のア及び平成 27 年 7 月 1 日から実施の附則第 2 項の表のア中、「その契約者回線に係る総量速度規制データ量に次表に定める加算データ量を加算」を「その契約者回線に係る前月からの繰越データ量に次表に定める加算データ量を加算」、「この約款に定める総量速度規制データ量の増量適用」を、それぞれ「この約款に定める前月からの繰越データ量の増量適用」にそれぞれ改めます。
- 4 平成 27 年 7 月 3 日から実施の附則第 2 項の表のア中「この改正規定実施の日から平成 27 年 8 月 31 日までの間に」を「この改正規定実施の日から平成 27 年 11 月 30 日までの間に」に改めます。

#### 附則 (KDDICマ第 553 号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 27 年 9 月 2 日から実施します。  
(データ通信利用の制限の一時解除に関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の日から平成 27 年 10 月 31 日までの間、料金表第 1 表第 3 (データ通信料) 1 (適用) (6) の 3 に定めるデータ通信利用の制限の一時解除の取扱いについて、同(6)の3の力の(ア)及びケの規定をそれぞれ次のとおり読み替えて適用するものとします。
- カ LTE 契約者は、当社が別に定める方法により、次表に定めるデータ通信総量速度規制の一時解除に係る種類及び開始条件を指定して、データ通信総量速度規制の一時解除に係る登録を行っていただきます。

(ア) 種類

種類	購入データ量	有効日数
タイプ I	536,870,912 バイト (0.5 ギガバイト)	62 日
タイプ II	1,073,741,824 バイト (1 ギガバイト)	62 日
タイプ III	107,374,182 バイト (0.1 ギガバイト)	62 日

ケ データ通信総量速度規制の一時解除の適用を受ける契約者は、カに定める登録に係るデータ通信総量速度規制の一時解除が行われた場合に、その種類に応じて、次表に定めるデータ通信料の支払いを要します。

種類	単位	データ通信料
タイプ I	購入データ量 0.5 ギガごとに	税抜額 550 円
タイプ II	購入データ量 1 ギガごとに	税抜額 1,000 円
タイプ III	購入データ量 0.1 ギガごとに	税抜額 110 円

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

#### 附則 (KDDICマ第 554 号)

この改正規定は、平成 27 年 9 月 3 日から実施します。

附則（KDDICマ第557号、第558号、第559号）

（実施時期）

1 この改正規定（附則別紙1に係るものを含みます。）は、平成27年9月17日から実施します。

ただし、この改正規定中、電話カケ放題プランS及び電話カケ放題プランS（V）に関する改正規定については、平成27年9月18日から実施します。

（基本使用料及びデータ通信料の支払いに関する経過措置）

2 当社は、次表に定める基本使用料及びデータ通信料の減額適用を行います。

<p>（1）特定の端末設備の購入を伴うMNP加入を条件とする基本使用料の減額適用</p>	<p>ア この改正規定実施の日から平成28年1月12日までの間に、LTE契約の申込みがあり当社が承諾した場合（その申込みの際し、次表に定める適用条件の全てを満たす場合に限り）、そのLTEサービスの提供を開始した日を含む料金月の翌々料金月（その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）である場合は、翌料金月とします。）から起算して12料金月の間（以下この欄において「減額対象期間」といいます。）、その契約者回線について、料金表第1表第1（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる基本使用料の額のうち、次表に定める控除額（エの規定により控除額を日割りした場合は、その額とします。）を控除する取扱い（以下この欄において「本減額適用」といいます。）を行います。</p> <p>ただし、この約款の附則若しくは当社のWIN約款の附則に定める基本使用料の減額適用（当社が別に定めるものに限り）を受ける場合は、この限りではありません。</p> <p>（ア）適用条件</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 携帯電話・PHS番号ポータビリティ（沖縄セルラー電話株式会社又は特定MVNO事業者からのものを除きます。）を希望する旨の申出を伴うこと。</p> <p>② 当社が別に定めるサービス取扱所において、別に定める端末設備の購入を伴うこと。</p> <p>③ 基本使用料の料金種別として、LTEプラン又はLTEプラン（V）を選択すること。</p> <p>④ 特定データ通信定額制又は特定データ通信定額制（V）の適用の申込みがあること。</p> <p>⑤ 当社が別に行う現金による料金還元の適用を選択しないこと。</p> </div> <p>（イ）控除額</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに月額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>控除額</td> <td style="text-align: right;">税抜額 934 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。</p> <p>（ア）LTE契約の解除があったとき。</p>	区分	料金額	控除額	税抜額 934 円
区分	料金額				
控除額	税抜額 934 円				

	<p>(イ) LTEサービスの利用の一時休止があったとき。  (ウ) LTEサービスの種類の変更があったとき。  (エ) LTEプラン又はLTEプラン(V)以外への基本使用料の料金種別の変更があったとき。  (オ) 特定データ通信定額制又は特定データ通信定額制(V)の廃止があったとき。  (カ) 新たな端末設備の購入があったとき。</p> <p>ウ イの規定により、本減額適用を廃止する場合における取り扱いについては、次表のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="475 528 1453 864"> <thead> <tr> <th data-bbox="475 528 963 568">区分</th> <th data-bbox="971 528 1453 568">本減額適用の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="475 568 963 696">(ア) (イ)以外により本減額適用を廃止したとき。</td> <td data-bbox="971 568 1453 696">その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 696 963 864">(イ) イの(カ)により本減額適用を廃止したとき(同(ウ)、(エ)又は(オ)を伴うときを除きます。)</td> <td data-bbox="971 696 1453 864">その事由が生じた日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ アの規定により本減額適用を開始した場合又はイの規定により本減額適用を廃止した場合があった場合は、その料金月におけるLTEプラン又はLTEプラン(V)の基本使用料の適用を受ける日数に応じて、アに定める控除額の日割を行います。</p> <p>オ エの規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p>	区分	本減額適用の適用	(ア) (イ)以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。	(イ) イの(カ)により本減額適用を廃止したとき(同(ウ)、(エ)又は(オ)を伴うときを除きます。)	その事由が生じた日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。
区分	本減額適用の適用						
(ア) (イ)以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。						
(イ) イの(カ)により本減額適用を廃止したとき(同(ウ)、(エ)又は(オ)を伴うときを除きます。)	その事由が生じた日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。						
<p>(2) 特定の端末設備の購入を伴うMNP加入を条件とするデータ通信料の減額適用</p>	<p>ア この改正規定実施の日から平成28年1月12日までの間に、LTE契約の申込みがあり当社が承諾した場合(その申込みの際し、次表に定める適用条件の全てを満たす場合に限り)、そのLTEサービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して12料金月の間(以下この欄において「減額対象期間」といいます。)、その契約者回線について、そのLTEサービスの提供を開始した日において適用を受ける特定データ通信定額制Ⅱ又は特定データ通信定額制Ⅱ(V)の種類に応じて、料金表第1表第3(データ通信料)に定める特定データ通信定額制Ⅱ又は特定データ通信定額制Ⅱ(V)に係る定額料のうち、次表に定める控除額(エの規定により控除額を日割りした場合は、その額とします。)を控除する取扱い(以下この欄において「本減額適用」といいます。)を行います。</p> <p>ただし、この約款の附則若しくは当社のWIN約款の附則に定めるデータ通信料の減額適用(当社が別に定めるものに限ります。)を受ける場合は、この限りではありません。</p> <p>(ア) 適用条件</p> <table border="1" data-bbox="475 1816 1453 2029"> <tbody> <tr> <td data-bbox="475 1816 1453 1944">① 携帯電話・PHS番号ポータビリティ(沖縄セルラー電話株式会社又は特定MVNO事業者からのものを除きます。)を希望する旨の申出を伴うこと。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 1944 1453 2029">② 当社が別に定めるサービス取扱所において、別に定める端末設備の購入を伴うこと。</td> </tr> </tbody> </table>	① 携帯電話・PHS番号ポータビリティ(沖縄セルラー電話株式会社又は特定MVNO事業者からのものを除きます。)を希望する旨の申出を伴うこと。	② 当社が別に定めるサービス取扱所において、別に定める端末設備の購入を伴うこと。				
① 携帯電話・PHS番号ポータビリティ(沖縄セルラー電話株式会社又は特定MVNO事業者からのものを除きます。)を希望する旨の申出を伴うこと。							
② 当社が別に定めるサービス取扱所において、別に定める端末設備の購入を伴うこと。							

③ 特定データ通信定額制Ⅱ（データ定額２及びデータ定額３を除きます。）又は特定データ通信定額制Ⅱ（Ⅴ）（データ定額２（Ⅴ）及びデータ定額３（Ⅴ）を除きます。）の適用の申込みがあること。

(イ) 控除額

1 契約ごとに月額

そのLTEサービスの提供を開始した日において適用を受ける特定データ通信定額制Ⅱ又は特定データ通信定額制Ⅱ（Ⅴ）の種類		控除額
		税抜額
区分	① データ定額５又はデータ定額５（Ⅴ）	800円
	② データ定額８、データ定額１０、データ定額１３、データ定額８（Ⅴ）、データ定額１０（Ⅴ）又はデータ定額１３（Ⅴ）	1,700円

イ 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。

(ア) LTE契約の解除があったとき。

(イ) LTEサービスの利用の一時休止があったとき。

(ウ) LTEサービスの種類の変更があったとき。

(エ) 次表の右欄に定めるものへの特定データ通信定額制Ⅱ又は特定データ通信定額制Ⅱ（Ⅴ）の種類の変更があったとき。

アの(イ)の区分①に該当する場合	データ定額１、データ定額２、データ定額３、データ定額１（Ⅴ）、データ定額２（Ⅴ）又はデータ定額３（Ⅴ）
アの(イ)の区分②に該当する場合	データ定額１、データ定額２、データ定額３、データ定額５、データ定額１（Ⅴ）、データ定額２（Ⅴ）、データ定額３（Ⅴ）又はデータ定額５（Ⅴ）

(オ) 特定データ通信定額制Ⅱ又は特定データ通信定額制Ⅱ（Ⅴ）の廃止があったとき。

(カ) 新たな端末設備の購入があったとき。

ウ イの規定により、本減額適用を廃止する場合における取り扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本減額適用の適用
(ア) (イ)又は(ウ)以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日までのデータ通信について、本増量適用の対象とします。
(イ) イの(ウ)、(エ)又は(オ)により本減額適用を廃止したとき	その事由が生じた日の前日までのデータ通信について、本増量適用の対象とします。
(ウ) イの(カ)により本減額適用を廃止したとき（同(ウ)、(エ)又は(オ)を伴うときを除く	その事由が生じた日を含む料金月のまでのデータ通信について、本増量適用の対象としま

	きます。)	す。
<p>エ アの規定により本減額適用を開始した場合、イの規定により本減額適用を廃止した場合又は特定データ通信定額制Ⅱ又は特定データ通信定額制Ⅱ（Ⅴ）の種類の変更（イの（エ）の表に規定するものを除きます。）があった場合は、その料金月における特定データ通信定額制Ⅱ又は特定データ通信定額制Ⅱ（Ⅴ）に係る定額料の支払いを要する日数日数に応じて、アに定める控除額の日割を行います。</p> <p>オ エの規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p>		

（料金等の支払いに関する経過措置）

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

4 平成25年1月22日から実施の附則第2項（1）のアの適用条件の（イ）及び同項（2）のアの適用条件の（イ）並びに平成26年1月16日から実施の附則第2項（1）のアの適用条件の（イ）及び同項（2）のアの適用条件の（イ）について、それぞれ次のように改めます

（イ）基本使用料の料金種別がLTEプラン、電話カケ放題プランS（Ⅴ）、電話カケ放題プラン（CP）、LTEプラン（Ⅴ）、電話カケ放題プラン（Ⅴ）又は電話カケ放題プランS（Ⅴ）であること。

5 平成25年12月1日から実施の附則第3項の表（1）のア中「この改正規定実施の日以降」を「この改正規定実施の日から平成27年9月30日までの間（以下この附則第3項において「申込み対象期間」といいます。）に」に改めます。

附則（KDDICマ第563号、第566号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成27年10月1日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

3 平成27年1月16日から実施の附則第2項中「この改正規定実施の日以降に」を「この改正規定実施の日から平成27年9月30日までの間に」に改めます。

附則（KDDICマ第567号、第576号、第580号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成27年11月1日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第582号、第588号、第589号、第592号）

（実施時期）

1 この改正規定（附則別紙 1 に係るものを含みます。）は、平成 27 年 11 月 17 日から実施します。

ただし、この改正規定中、SMS 安心ブロック（当社が別に定める方法により電気通信番号（当社が別に定めるものに限ります。）又は URL が含まれる SMS の受信を行わないようにすることをいいます。）に関する改正規定は、平成 27 年 11 月 18 日から実施します。

（LTE 契約の種別に関する経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次表の左欄の LTE 契約を締結している者は、この改正規定実施の日において、同表中央欄の LTE 契約を締結し、同表右欄の基本使用料の割引の適用を受けているものとみなします。

第 1 種 LTE 契約	一般 LTE 契約	料金表第 1 表第 1（基本使用料等）1（適用）（6）に規定する障がい者等に係る基本使用料の割引
--------------	-----------	--

（請求を保留した契約解除料の支払いに関する経過措置）

3 平成 27 年 11 月 16 日以前に LTE サービスの利用の一時休止（タイプ II に限ります。）があった契約者回線（その LTE 契約の種別が、改正前の規定による第 1 種定期 LTE 契約であったものに限ります。）について、この改正規定実施の日以降に LTE サービスの再利用があった場合、別記 18 の 2 の規定に基づき当社が請求を保留した契約解除料の債務については、なお従前のおりとしします。

（料金等の支払いに関する経過措置）

4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

（その他）

5 平成 24 年 1 月 22 日から実施の附則第 2 項及び平成 27 年 1 月 21 日から実施の附則第 2 項中「第 1 種定期 LTE 契約又は第 2 種定期 LTE 契約に係る基本使用料の適用」を「障がい者等に係る基本使用料の割引の適用又は第 2 種定期 LTE 契約に係る基本使用料の適用」にそれぞれ改めます。

6 平成 26 年 1 月 16 日から実施の附則第 2 項中「定期 LTE 契約に係る基本使用料の適用」を「障がい者等に係る基本使用料の割引の適用又は第 2 種定期 LTE 契約に係る基本使用料の適用」に改めます。

7 平成 25 年 1 月 22 日から実施の附則第 2 項（1）のオの表及び同項（2）のオの表について、それぞれ次表のように改めます。

（1）第 2 項（1）のオの表

区分	本減額適用 I の適用
1 2 以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日（LTE サービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本減額適用 I を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月までの基本使用料について、本減額適用 I の対象とします。
2 エの（ウ）又は（エ）の規定により本減額適用 I を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用 I の対象とします。

（2）第 2 項（2）のオの表

区分	本減額適用 II の適用
----	--------------

1 2 以外により本減額適用Ⅱ廃止したとき。	その事由が生じた日（LTEサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本減額適用Ⅰを廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月までの基本使用料について、本減額適用Ⅱの対象とします。
2 エの(ウ)又は(エ)の規定により本減額適用Ⅱを廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用Ⅱの対象とします。

8 平成 26 年 1 月 16 日から実施の附則第 2 項(1)の力の表及び同項(2)の力の表並びに平成 27 年 1 月 21 日から実施の附則第 2 項(1)の力の表及び同項(2)の力の表について、それぞれ区分 2 中の「(3に該当するときを除きます。）」及び区分 3 の欄を削除し、区分 1 中「2 又は 3 以外により」を「2 以外により」に改めます。

附則（KDD I Cマ第 594 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 27 年 11 月 27 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDD I Cマ第 595 号、第 596 号、第 597 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 27 年 12 月 1 日から実施します。

（データ通信料の支払い等に関する経過措置）

2 当社は、LTE 契約者からの申出により、次表に定める取扱いを行います。

特定の端末設備の購入を伴う契約移行を条件とするデータ通信料の減額適用 （au スマホデビュープログラム）	ア この改正規定実施の日から平成 28 年 2 月 29 日までの間に、LTE 契約（第 2 種 LTE デュアルに係るものに限り、）の申込みと同時に申出があった場合（その申込みの際、次表に定める適用条件の全てを満たすものに限り、）、その LTE サービスの提供を開始した日を含む料金月から新たな端末設備の購入があった月までの間（以下この附則第 2 項において「減額対象期間」といいます。）、その契約者回線に係る特定データ通信定額制（V）の適用について、料金表第 1 表第 3 表（データ通信料）1（適用）（3）の 2 に定める定額料に代えて、次表に定める定額料を適用する取扱い（以下この附則第 2 項において「本減額適用」といいます。）を行います。 ただし、この約款の附則に定めるデータ通信料の減額適用（当社が別に定めるものに限り、）を受ける料金月については、この限りではありません。	
	適用条件	（ア） その LTE 契約の申込みが、au 契約（au デュアルに係るものに限り、）からの契約移行に係るものであって、当社が別に定めるサービス取扱所において別に定める端末設備の購入を伴うものであること。



	<p>(イ) 契約移行前のWIN契約者回線における最終購入端末（契約移行のあった日以前に購入した端末設備であって、最後の購入に係るものをいいます。以下この附則第2項において同じとします。）が、特定携帯情報端末以外のものであること。</p> <p>(ウ) (イ)に定める最終購入端末の購入のあった日を含む料金月からLTE契約の申込みのあった日を含む料金月までの月数が25か月以上であること。</p> <p>(エ) 基本使用料の料金種別として、LTEプラン(V)を選択すること。</p> <p>(オ) 特定データ通信定額制(V)の適用の申込みがあること。</p>								
定額料	税抜額 2,680 円								
<p>イ 当社は、本減額適用の適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、減額対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。</p> <p>(ア) LTE契約の解除があったとき。</p> <p>(イ) LTEサービスの利用の一時休止があったとき。</p> <p>(ウ) 特定データ通信定額制(V)の廃止があったとき。</p> <p>(エ) 第1種LTEデュアル又はLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。</p> <p>(オ) 新たな端末設備の購入があったとき。</p> <p>ウ イの規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p>									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>本減額適用の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) (イ)又は(ウ)以外により本減額適用を廃止したとき。</td> <td>その事由が生じた日を含む料金月の末日までのデータ通信について、本減額適用の対象とします。</td> </tr> <tr> <td>(イ) イの(ア)、(イ)、(ウ)又は(オ)（本減額適用を廃止する申出を伴う場合に限ります。）により本減額適用を廃止したとき。</td> <td>その事由が生じた日を含む料金月の末日までのデータ通信について、本減額適用の対象とします。</td> </tr> <tr> <td>(ウ) イの(エ)により本減額適用を廃止したとき。</td> <td>その事由が生じた日の前日までのデータ通信について、本減額適用の対象とします。</td> </tr> </tbody> </table>		区分	本減額適用の適用	(ア) (イ)又は(ウ)以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日を含む料金月の末日までのデータ通信について、本減額適用の対象とします。	(イ) イの(ア)、(イ)、(ウ)又は(オ)（本減額適用を廃止する申出を伴う場合に限ります。）により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日を含む料金月の末日までのデータ通信について、本減額適用の対象とします。	(ウ) イの(エ)により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までのデータ通信について、本減額適用の対象とします。
区分	本減額適用の適用								
(ア) (イ)又は(ウ)以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日を含む料金月の末日までのデータ通信について、本減額適用の対象とします。								
(イ) イの(ア)、(イ)、(ウ)又は(オ)（本減額適用を廃止する申出を伴う場合に限ります。）により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日を含む料金月の末日までのデータ通信について、本減額適用の対象とします。								
(ウ) イの(エ)により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までのデータ通信について、本減額適用の対象とします。								
<p>エ 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次表の左欄に定める割引の適用（それぞれ同表の中央欄に係るものに限ります。）を受けている場合、それぞれ同表の中央欄に係る割引額を、同表の右欄に定める割引額に読み替えて適用します。</p>									
料金表第1表第1（基本使用料等）1（適用）(24)に定める特	同(24)のアの(ア)の①の表								
	同(24)のアの(ア)の①の表								

	定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用	の区分 1 に係るもの	の区分 2 に定める割引額
	(27)に定める特定のLTEシングルに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用	同(27)のAの(A)の表に係るもの	同(27)のAの(イ)の表に定める割引額
	(28)に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用	同(28)のAの(オ)の①の表の区分 1 に係るもの	同(28)のAの(オ)の①の表の区分 2 に定める割引額
オ 当社は、本減額適用の適用を受ける契約者回線について、料金表第 1 表第 3 (データ通信料) 1 (適用) (5)のAに定める総量速度規制データ量に代えて次表に定める総量速度規制データ量を適用します。			
総量速度規制データ量			
1,073,741,824 バイト (1ギガバイト)			

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

(その他)

4 平成 27 年 9 月 17 日から実施の附則第 2 項の表のA中「この改正規定実施の日から平成 27 年 11 月 30 日までの間に」を「この改正規定実施の日から平成 28 年 1 月 12 日までの間に」に改めます。

附則 (KDDICマ第 600 号)

(実施時期)

1 この改正規定 (附則別紙 1 に係るものを含みます。)は、平成 27 年 12 月 10 日から実施します。

ただし、この改正規定中、LTEフラット for T a b d s 及び LTEフラット for T a b d s (L) に関する改正規定は、平成 27 年 12 月 22 日から実施します。

(基本使用料の料金種別に関する経過措置)

2 この改正規定実施の日から平成 28 年 2 月 9 日までの間、この約款の規定によるほか、当社が別に定めるサービス取扱所において別に定める端末設備の購入を伴う場合に限り、次表に定める基本使用料の料金種別の選択又は同料金種別への変更を請求することができます。

基本使用料の料金種別
タブレットプラン d s 又はタブレットプラン d s (L)

3 この改正規定実施の際現に、次表に定める基本使用料の料金種別を選択している場合の料金その他の提供条件については、この約款の規定によるほか、附則別紙 1 のとおりとします。

基本使用料の料金種別
LTEフラット for T a b d s 又は LTEフラット for T a b d s (L)

(総量速度規制データ量に関する経過措置)

4 この改正規定実施の日から平成 28 年 6 月 30 日までの間、基本使用料の料金種別がタブレットプラン d s 又はタブレットプラン d s (L) の契約者回線について、料金表第 1 表第 3 (データ通信料) 1 (適用) (5) のアに定める総量速度規制データ量に代えて次表に定める総量速度規制データ量を適用します。

総量速度規制データ量
10,485,760 バイト (10 メガバイト)

(a u (L T E) 通信サービスの料金の支払いに関する経過措置)

5 当社は、次表に定める a u (L T E) 通信サービスの料金の減額適用を行います。

<p>特定の料金種別に係る複数回線の利用を条件とする L T E デュアルに係る基本使用料等の減額適用 (タブレットセット割)</p>	<p>ア この改正規定実施の日から平成 28 年 5 月 31 日までの間に、当社が別に定めるサービス取扱所において別に定める端末設備の購入と同時に次表に定める基本使用料の料金種別の選択又は同料金種別への変更の請求があった場合、その契約者回線 (基本使用料の料金種別が次表に定めるものに限ります。以下この欄において「特定シングル回線」といいます。) について複数回線の利用を条件とする L T E シングルに係る基本使用料の減額適用 (以下この欄において「スマホセット割」といいます。) の適用を開始した日を含む料金月から起算して 3 料金月の間 (以下この欄において「減額対象期間」といいます。)、その特定シングル回線を減額対象回線とするスマホセット割の判定用回線に係る基本使用料等 (この約款の規定により支払いを要することとされる a u (L T E) 通信サービスの料金であって、当社が別に定めるものを除きます。以下この欄において同じとします。) について、次表に定める額 (基本使用料等の額が次表に定める額に満たない場合は、基本使用料等の額とします。) の割引を行います。</p> <p>(ア) 特定シングル回線に係る基本使用料の料金種別</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">基本使用料の料金種別</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">タブレットプラン d s 又はタブレットプラン d s (L)</td> </tr> </table> <p>(イ) 割引額</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-left: auto;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">1 契約ごとに月額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">区分</td> <td style="text-align: center;">割引額 税抜額</td> </tr> <tr> <td>① その料金月の末日において、特定データ通信定額制、特定データ通信定額制 (V)、特定データ通信定額制 II (データ定額 5 に限ります。)、特定データ通信定額制 II (V) (データ定額 5 (V) に限ります。) 又は特定データ通信定額制 II (V K) (データ定額 5 (V K) に限ります。) の適用を受けている場合</td> <td style="text-align: center;">1,000 円</td> </tr> <tr> <td>② その料金月の末日において、特定データ通信定額制 II (データ定額 8、データ定額 10 又はデータ定額 13 に限ります。)、特定データ通信定額制 II (V) (データ定額 8 (V)、データ定額 10 (V) 又はデータ定額 13 (V) に限ります。) 又は特定データ通信定額制 II (V K) (データ</td> <td style="text-align: center;">2,000 円</td> </tr> </table>	基本使用料の料金種別	タブレットプラン d s 又はタブレットプラン d s (L)	1 契約ごとに月額		区分	割引額 税抜額	① その料金月の末日において、特定データ通信定額制、特定データ通信定額制 (V)、特定データ通信定額制 II (データ定額 5 に限ります。)、特定データ通信定額制 II (V) (データ定額 5 (V) に限ります。) 又は特定データ通信定額制 II (V K) (データ定額 5 (V K) に限ります。) の適用を受けている場合	1,000 円	② その料金月の末日において、特定データ通信定額制 II (データ定額 8、データ定額 10 又はデータ定額 13 に限ります。)、特定データ通信定額制 II (V) (データ定額 8 (V)、データ定額 10 (V) 又はデータ定額 13 (V) に限ります。) 又は特定データ通信定額制 II (V K) (データ	2,000 円
基本使用料の料金種別											
タブレットプラン d s 又はタブレットプラン d s (L)											
1 契約ごとに月額											
区分	割引額 税抜額										
① その料金月の末日において、特定データ通信定額制、特定データ通信定額制 (V)、特定データ通信定額制 II (データ定額 5 に限ります。)、特定データ通信定額制 II (V) (データ定額 5 (V) に限ります。) 又は特定データ通信定額制 II (V K) (データ定額 5 (V K) に限ります。) の適用を受けている場合	1,000 円										
② その料金月の末日において、特定データ通信定額制 II (データ定額 8、データ定額 10 又はデータ定額 13 に限ります。)、特定データ通信定額制 II (V) (データ定額 8 (V)、データ定額 10 (V) 又はデータ定額 13 (V) に限ります。) 又は特定データ通信定額制 II (V K) (データ	2,000 円										

	<p>定額 8 (VK)、データ定額 10 (VK) 又はデータ定額 13 (VK) に限ります。)の適用を受けている場合</p>	
<p>イ 当社は、本減額適用を受けている契約者回線又は特定シングル回線について、次のいずれかに該当する場合には、減額対象期間内であっても、その事由が生じた日を含む料金月の末日をもって、本減額適用を廃止します。</p> <p>(ア) スマホセット割を廃止する事由が生じたとき。</p> <p>(イ) 特定LTEシングル回線について、アの表に定めるもの以外への基本使用料の料金種別の変更又は選択があったとき。</p>		

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 6 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則 (KDDICマ第 601 号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 27 年 12 月 15 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則 (KDDICマ第 602 号)

この改正規定は、平成 27 年 12 月 21 日から実施します。

附則 (KDDICマ第 605 号)

(実施時期)

- 1 この改正規定 (附則別紙 1 に係るものを含みます。)は、平成 28 年 1 月 1 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則 (KDDICマ第 608 号、第 610 号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 28 年 1 月 14 日から実施します。

(その他)

- 2 平成 26 年 12 月 25 日から実施から実施の附則第 2 項及び第 7 項、平成 27 年 2 月 20 日から実施の附則第 2 項並びに平成 27 年 4 月 1 日から実施の附則第 2 項中「この改正規定実施の日以降」を「この改正規定実施の日から平成 28 年 1 月 13 日までの間に」にそれぞれ改めます。

附則 (KDDICマ第 612 号)

この改正規定は、平成 28 年 1 月 20 日から実施します。

附則（KDDICマ第 616 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 28 年 1 月 27 日から実施します。

（海外ローミング機能の提供に関する経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、LTE データプリペイド契約を締結している場合の海外ローミング機能の提供については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第 617 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 28 年 1 月 29 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第 619 号）

この改正規定は、平成 28 年 2 月 1 日から実施します。

附則（KDDICマ第 622 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 28 年 2 月 10 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第 625 号）

この改正規定は、平成 28 年 2 月 17 日から実施します。

附則（KDDICマ第 631 号、第 633 号、第 634 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 28 年 3 月 1 日から実施します。

（LTE サービス利用権等の譲渡に関する経過措置）

2 この改正規定実施前に行われた LTE サービス利用権、LTE モジュール利用権又は LTE 特定接続サービス利用権の譲渡の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

（料金等の支払いに関する経過措置）

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

4 平成 27 年 12 月 1 日から実施の附則第 2 項のア中「この改正規定実施の日以降に」を「この改正規定実施の日から平成 28 年 2 月 29 日までの間に」に改めます。

附則（KDDICマ第 636 号）

（実施時期）

1 この改正規定（附則別紙 1 に係るものを含みます。）は、平成 28 年 3 月 18 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第 640 号）

この改正規定は、平成 28 年 3 月 22 日から実施します。

附則（KDDICマ第 641 号）

（実施時期）

1 この改正規定（附則別紙 1 に係るものを含みます。）は、平成 28 年 3 月 23 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

3 平成 26 年 8 月 13 日から実施の附則第 5 項の A 中「特定データ通信定額制Ⅱ（データ定額 1 を除きます。以下この附則第 5 項において同じとします。）の適用の申込みがあり」を「特定データ通信定額制Ⅱの適用の申込みがあり」に改めます。

4 平成 26 年 8 月 13 日から実施の附則第 5 項のイの（エ）及び（オ）をそれぞれ（オ）及び（カ）に改め、（ウ）の次に次のように加えます。

（エ） データ定額 1 への特定データ通信定額制Ⅱの種類の変更があったとき。

5 平成 27 年 1 月 21 日から実施の附則第 2 項（1）の A 及び（2）の A 中、「特定データ通信定額制Ⅱ（データ定額 2 又はデータ定額 3 を除きます。）」を「特定データ通信定額制Ⅱ（データ定額 1、データ定額 2 又はデータ定額 3 を除きます。）」に、「特定データ通信定額制Ⅱ（V）（データ定額 2（V）又はデータ定額 3（V）を除きます。）」を「特定データ通信定額制Ⅱ（V）（データ定額 1（V）、データ定額 2（V）又はデータ定額 3（V）を除きます。）」に、それぞれ改めます。

6 平成 27 年 9 月 17 日から実施の附則第 2 項の（2）のイの（エ）について、次のように改めます。

（エ） 次表の右欄に定めるものへの特定データ通信定額制Ⅱ又は特定データ通信定額制Ⅱ（V）の種類の変更があったとき。

アの（イ）の区分① に該当する場合	データ定額 1、データ定額 2、データ定額 3、データ定額 1（V）、データ定額 2（V）又はデータ定額 3（V）
アの（イ）の区分② に該当する場合	データ定額 1、データ定額 2、データ定額 3、データ定額 5、データ定額 1（V）、データ定額 2（V）、データ定額 3（V）又はデータ定額 5（V）

附則（KDDICマ第 642 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 28 年 4 月 1 日から実施します。

（その他）

2 平成 26 年 8 月 13 日から実施の附則第 5 項のア中「この改正規定実施の日以降」を「この改正規定実施の日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に」に改めます。

附則（KDDICマ第 650 号）

この改正規定は、平成 28 年 4 月 5 日から実施します。

附則（KDDICマ第 653 号、第 655 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 28 年 5 月 1 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第 656 号、第 658 号、第 660 号、第 662 号、第 663 号）

（実施時期）

1 この改正規定（附則別紙 1 に係るものを含みます。）は、平成 28 年 5 月 17 日から実施します。

ただし、この改正規定中、携帯電話・PHS 番号ポータビリティ取扱手数料に関する改正規定については、平成 28 年 5 月 17 日以降に行われた LTE 契約の解除について実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第 665 号）

この改正規定は、平成 28 年 5 月 21 日から実施します。

附則（KDDICマ第 676 号）

（実施時期）

1 この改正規定（附則別紙 1 に係るものを含みます。）は、平成 28 年 6 月 1 日から実施します。

（第 2 種定期 LTE 契約（タイプ II）への契約変更又は契約移行に係る基本使用料の適用に関する経過措置）

2 この改正規定実施の日から当社が別に定める日までの間、料金表第 1 表第 1（基本使用料等）1（適用）（5）に定める第 2 種定期 LTE 契約に係る基本使用料の取扱いについて、同（5）のエ中、次表の左欄の部分と同表の右欄に読み替えて適用します。

契約変更又は契約移行を行う前の LTE 契約又は a u 契約の契約種別に応じて、その LTE 契約又は a u 契約に係る基本使用料の料金種別の料金額を適用します。	契約変更又は契約移行を行う前の LTE 契約又は a u 契約の契約種別を第 2 種定期 LTE 契約（タイプ I に限ります。）又は第 2 種定期 a u 契約（タイプ I に限ります。）として、その LTE 契約又は a u 契約に係る基本使用料の料金種別の料金額を適用します。
---	---

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第 678 号、第 679 号）

この改正規定は、平成 28 年 6 月 21 日から実施します。

附則（KDDICマ第 685 号、第 688 号、第 696 号、第 698 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 28 年 7 月 1 日から実施します。

(メタルプラス電話サービス等の廃止等に関する経過措置)

- 2 削除

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第 701 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 28 年 7 月 9 日から実施します。

(データ通信総量速度規制の一時解除に関する経過措置)

- 2 次のいずれかに該当する場合は、そのLTEサービスの契約者回線（当社が別に定める基準に該当するものに限ります。）に係るデータ通信総量速度規制の一時解除について、この約款の規定に関わらず、この改正規定実施の日以降、料金表第 1 表第 3（データ通信料）
  - 1（適用）（6）の3のオに定める取扱いを行います。
    - (1) この改正規定実施の際現に、特定データ通信定額制の適用を受けているとき。
    - (2) 特定データ通信定額制の適用の申込みがあったとき。

附則（KDDICマ第 702 号）

この改正規定は、平成 28 年 7 月 16 日から実施します。

附則（KDDICマ第 705 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 28 年 7 月 22 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第 707 号）

この改正規定は、平成 28 年 8 月 1 日から実施します。

附則（KDDICマ第 712 号、第 713 号）

この改正規定（附則別紙 1 に係るものを含みます。）は、平成 28 年 9 月 1 日から実施します。



附則（KDDICマ第717号）

（実施時期）

1 この改正規定（附則別紙1に係るものを含みます。）は、平成28年9月15日から実施します。

ただし、この改正規定中、料金表第1表第1（基本使用料等）1（適用）(20)に関する改正規定については、平成29年5月1日から実施します。

（オプション機能使用料の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施の日から平成30年3月31日までの間、テザリング利用機能に係るオプション機能使用料（料金表第1表第1（基本使用料等）2（料金額）に定める区分イに係るものに限ります。）について、税抜額1,000円を0円に読み替えて適用します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

4 平成25年6月1日から実施の附則第19項中「24料金月の間（以下この附則第22項までにおいて「控除対象期間」といいます。）」を「24料金月（以下この附則第22項までにおいて「控除対象期間」といいます。）が経過するまでの各料金月（特定データ通信定額制Ⅱ（データ定額20又はデータ定額30に限ります。）又は特定データ通信定額制Ⅱ（Ⅴ）（データ定額20（Ⅴ）又はデータ定額30（Ⅴ）に限ります。）の適用を受けている月を除きます。）」に改めます。

附則（KDDICマ第718号）

この改正規定は、平成28年10月1日から実施します。

附則（KDDICマ第722号）

この改正規定は、平成28年10月6日から実施します。

附則（KDDICマ第724号、第731号、第735号、第739号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成28年11月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、海外ローミング機能に関する改正規定については、平成28年11月2日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

3 平成28年7月1日から実施の附則第2項について、「削除」に改めます。

附則（KDDICマ第741号）

（実施時期）

1 この改正規定（附則別紙1に係るものを含みます。）は、平成28年11月9日から実施します。

（基本使用料の料金種別等に関する経過措置）

- 2 この改正規定実施の際現に、この約款の規定により次表の左欄の基本使用料の料金種別又は特定データ通信定額の取扱い若しくは特定データ通信 2 段階定額の取扱いの提供を受けている者は、この改正規定実施の日において、同表右欄の基本使用料の料金種別又は特定データ通信定額の取扱い若しくは特定データ通信 2 段階定額の取扱いの提供を受けているものとみなします。

電話カケ放題プラン	カケホ
電話カケ放題プラン S	スーパーカケホ
電話カケ放題プラン (V)	カケホ (V)
電話カケ放題プラン S (V)	スーパーカケホ (V)
電話カケ放題プラン (VK)	カケホ (ケータイ/V)
電話カケ放題プラン (CP)	カケホ (CP)
特定データ通信定額制 II (VK)	特定データ通信定額制 II (ケータイ/V)
データ定額 2 (VK)	データ定額 2 (ケータイ/V)
データ定額 3 (VK)	データ定額 3 (ケータイ/V)
データ定額 5 (VK)	データ定額 5 (ケータイ/V)
データ定額 8 (VK)	データ定額 8 (ケータイ/V)
データ定額 10 (VK)	データ定額 10 (ケータイ/V)
データ定額 13 (VK)	データ定額 13 (ケータイ/V)
特定データ通信 2 段階定額制 (VK)	特定データ通信 2 段階定額制 (ケータイ/V)

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- (その他)
- 4 平成 27 年 2 月 20 日から実施の附則第 2 項の表の A の (イ) 及び E の (イ) 並びに平成 27 年 8 月 24 日から実施の附則第 2 項中、「電話カケ放題プラン」を「カケホ」にそれぞれ改めます。

附則 (KDD I Cマ第 744 号、第 745 号、第 746 号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 28 年 12 月 1 日から実施します。
- (プラスエリアモード加算額の支払免除に関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の日から平成 29 年 6 月 30 日までの間、プラスエリアモード加算額の支払いを免除する取扱いについて、料金表第 1 表第 1 (基本使用料) 1 (適用) (22) のウの規定に代えて、次表に定める規定を適用します。

第 2 種 L T E シングルの契約者回線の契約者は、その料金月の全ての日において、第 3 種定期 L T E 契約又は第 4 種定期 L T E 契約に係る基本使用料の適用を受けている場合、料金表第 1 表第 1 (基本使用料) 1 (適用) (22) の A の規定に関わらず、その料金月におけるプラスエリアモード加算額の支払いを要しません。
--

(特定データ通信 2 段階定額制 (ケータイ/V) に関する経過措置)

- 3 この改正規定実施の際現に、基本使用料の料金種別がカケホ (ケータイ/V) の契約者回線 (特定データ通信定額制 II (ケータイ/V) 又は特定データ通信 2 段階定額制 Z (ケータイ/V) の適用を受けているものを除きます。)については、この約款の規定に関わらず、平成 29 年 4 月 20 日までの間、特定データ通信 2 段階定額制 (ケータイ/V) を選択

することができます。

ただし、この改正規定実施の日以降、カケホ（ケータイ/V）以外への基本使用料の料金種別の変更があった場合は、この限りではありません。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第753号）

この改正規定は、平成28年12月22日から実施します。

附則（KDDICマ第755号、第761号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成29年1月1日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第767号）

（実施時期）

- 1 この改正規定（附則別紙1に係るものを含みます。）は、平成29年1月12日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第768号、第769号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成29年1月19日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第775号）

（実施時期）

- 1 この改正規定（附則別紙1に係るものを含みます。）は、平成29年1月20日から実施します。

ただし、この改正規定中、ジュニアスマートフォンプランの総量速度規制データ量に関する改正規定については、平成29年2月1日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

- 3 平成27年2月20日から実施の附則第3項の表の(1)の(イ)中、「基本使用料の料金種

別がジュニアスマートフォンプラン、シニアプラン若しくはシニアプラン（V）であるとき又は特定データ通信定額制Ⅱ若しくは特定データ通信定額制Ⅱ（V）（この約款又は沖縄セルラー電話株式会社のLTE契約約款に定めるものをいいます。）の適用」を「基本使用料の料金種別がジュニアスマートフォンプラン、シニアプラン、ジュニアスマートフォンプラン（V）若しくはシニアプラン（V）であるとき又は特定データ通信定額制Ⅱ、特定データ通信定額制Ⅱ（V）若しくは特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V）（この約款又は沖縄セルラー電話株式会社のLTE契約約款に定めるものをいいます。）の適用」に改めます。

附則（KDDICマ第780号）

（実施時期）

1 この改正規定（附則別紙1に係るものを含みます。）は、平成29年2月3日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第785号）

この改正規定は、平成29年3月1日から実施します。

附則（KDDICマ第787号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成29年4月1日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第789号）

この改正規定（附則別紙1に係るものを含みます。）は、平成29年4月7日から実施します。

附則（KDDICマ第791号）

（実施時期）

1 この改正規定（附則別紙1に係るものを含みます。）は、平成29年4月21日から実施します。

（特定データ通信定額等の取扱いに関する経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、この約款の規定により次表の左欄に定める特定データ通信定額の取扱い又は特定データ通信2段階定額の取扱いの提供を受けている者は、この改正規定実施の日において、同表右欄に定める特定データ通信定額の取扱い又は特定データ通信2段階定額の取扱いの提供を受けているものとみなします。

特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V）	特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V-ii）
特定データ通信2段階定額制（ケータイ/V）	特定データ通信2段階定額制（ケータイ/V-ii）

特定データ通信 2 段階定額制 Z (ケータイ/V)

特定データ通信 2 段階定額制 Z (ケータイ/V-ii)

(基本使用料の料金種別に関する経過措置)

- 3 この改正規定実施の際現に、VKプランM、VKプランS又はVKプラン(それぞれ第2種LTEデュアルに係るものに限ります。)の適用を受けている場合であって、オフィスケータイプラン(VK)への基本使用料の料金種別の変更の請求があったとき(特定データ通信2段階定額制(ケータイ/V-ii)の適用の開始又は廃止を伴わないものに限ります。)は、当社は、この約款の規定に関わらず、その請求があった日から変更後の料金種別による基本使用料を適用します。

ただし、LTE契約者から要請があり、当社の業務の遂行上支障がない場合は、その請求があった日を含む料金月の翌料金月から変更後の料金種別による基本使用料を適用します。

(料金取扱い変更手数料の支払いに関する経過措置)

- 4 前項に定める基本使用料の料金種別の変更の請求があり、当社が承諾した場合、その回数を、料金表第1表第6(手続きに関する料金)1(適用)(6)に定める回数に含めるものとします。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

- 6 平成27年1月21日から実施の附則第2項(1)のA及び2のA中「若しくは特定データ通信定額制II(ケータイ/V)」を「、特定データ通信定額制II(ケータイ/V-i)(データ定額1(ケータイ/V)、データ定額2(ケータイ/V)又はデータ定額3(ケータイ/V)を除きます。)若しくは特定データ通信定額制II(ケータイ/V-ii)」にそれぞれ改めます。

- 7 平成27年2月20日から実施の附則第3項(1)の(イ)中「若しくは特定データ通信定額制II(ケータイ/V)」を「、特定データ通信定額制II(ケータイ/V-i)若しくは特定データ通信定額制II(ケータイ/V-ii)」に改めます。

- 8 平成28年12月1日から実施の附則第3項中「当社が別に定める日までの間」を「平成29年4月20日までの間」に改めます。

附則(KDDICマ第793号、第794号、第795号)

(実施時期)

- 1 この改正規定(附則別紙1に係るものを含みます。)は、平成29年5月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

- 3 平成28年9月15日から実施の附則第2項中「平成29年4月30日までの間」を「平成30年3月31日までの間」に改めます。

附則(KDDICマ第796号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 29 年 5 月 23 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則 (KDD I Cマ第 797 号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 29 年 5 月 25 日から実施します。

(付随サービスの提供に関する経過措置)

2 この改正規定実施の日以降、改正前の規定により提供していた位置情報検索サービスについては、当社の「位置検索サポートご利用規約」に定めるところにより提供するものとします。

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則 (KDD I Cマ第 799 号)

この改正規定は平成 29 年 5 月 26 日から実施します。

附則 (KDD I Cマ第 800 号、第 803 号)

(実施時期)

1 この改正規定 (附則別紙 1 に係るものを含みます。)は、平成 29 年 6 月 1 日から実施します。

(基本使用料等の減額適用に関する経過措置)

2 この改正規定実施の日から当社が別に定める日までの間に、料金表第 1 表第 1 (基本使用料等) 1 (適用) (26) の 2 の適用を受けている契約者回線について、WiMAX2+フラット for DATA 又は WiMAX2+フラット for DATA EX への基本使用料の料金種別の変更があった場合、この約款の規定に関わらず、その変更があった日に、その契約者回線について、所属する割引選択回線群に係る特定 au 回線 (同 (24) に定めるものをいいます。)として指定があったものとして取り扱います。

3 この改正規定実施の日から当社が別に定める日までの間に、料金表第 1 表第 1 (基本使用料等) 1 (適用) (26) の 2 の適用を受けている契約者回線について、au 契約への契約移行があった場合 (その au 契約の申込みに際し、WIN 約款に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引 (以下この附則において「WIN 割引」といいます。)に係る特定 au 回線としての指定に必要な条件を全て満たしている場合に限り)、WIN 約款の規定に関わらず、その契約移行があった日に、その WIN 契約者回線について、WIN 割引に係る特定 au 回線として指定があったものとして取り扱います。

(契約事務手数料の支払いに関する経過措置)

4 この改正規定実施の日から当社が別に定める日までの間に、LTE 契約 (第 2 種 LTE シングルに係るものに限り) の申込みがあった場合であって、その申込みが、料金表第 1 表第 1 (基本使用料等) 1 (適用) (26) の 2 の適用の申出と同時にされたものであるときは、この約款の規定に関わらず、契約事務手数料の支払いを要しません。

(料金等の支払いに関する経過措置)

5 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

6 平成 25 年 6 月 1 日から実施の附則第 19 項及び平成 25 年 9 月 1 日から実施の附則第 15 項中「この改正規定実施の日以降」を「この改正規定実施の日から平成 29 年 5 月 31 日までの間に」にそれぞれ改めます。

#### 附則（KDDICマ第 806 号）

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 29 年 7 月 1 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

#### 附則（KDDICマ第 813 号）

(実施時期)

1 この改正規定（附則別紙 1 に係るものを含みます。）は、平成 29 年 7 月 14 日から実施します。

(カテゴリ一種別の選択等に関する経過措置)

2 この改正規定実施の日から平成 30 年 1 月 31 日までの間、LTE サービスの基本使用料のカテゴリ一種別の変更（その変更の際し、スーパーカケホ（V・a）を選択する場合を除きます。）について、この約款の規定に関わらず、料金表第 1 表第 1（基本使用料等）1（適用）（4）のオ及びカの規定を適用しません。

3 削除

(基本使用料等の支払いに関する経過措置)

4 この改正規定実施の日から平成 30 年 4 月 30 日までの間、第 56 条（基本使用料等の支払義務）第 1 項第 3 号に該当する場合の基本使用料及びオプション機能使用料の支払いを要する期間については、この約款の規定に関わらず、改正前の同条第 1 項の規定を適用します。

5 この改正規定実施の日から平成 29 年 7 月 31 日までの間、料金表第 1 表第 1（基本使用料等）1（適用）の(24)に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引又は又は(27)に定める特定のLTEシングルに係る契約を条件とする基本使用料等の割引について、この約款の規定に関わらず、同(24)のアの⑤又は(27)のアの(エ)に定める割引額を、それぞれ次表の割引額に読み替えて適用します。

1 契約ごとに月額

区分	割引額
	税抜額
その料金月の末日において適用を受けている基本使用料の料金種別がシンプル又はシンプル（V）の場合	0 円
その料金月の末日において適用を受けている基本使用料の料金種別がカケホ、スーパーカケホ、カケホ（V）又はスーパーカケホシンプル（V）の場合	500 円

(オプション機能使用料の支払いに関する経過措置)

- 6 この改正規定実施の日から平成 30 年 3 月 31 日までの間、LTE 契約者は、次表に定める基本使用料の料金種別の適用を受けている場合、この約款の規定に関わらず、その料金月のテザリング利用機能に係るオプション機能使用料の支払いを要しません。

区分	基本使用料の料金種別
カテゴリーⅡ	シンプル、カケホ、スーパーカケホ、シンプル (V)、カケホ (V)、スーパーカケホ (V)

(データ通信料の支払いに関する経過措置)

- 7 この改正規定実施の日から平成 29 年 7 月 31 日までの間、特定データ通信段階定額制又は特定データ通信段階定額制 (V) の定額料及び総量速度規制データ量については、この約款の規定に関わらず、次表のとおりとします。

(1) 定額料

1 契約ごとに月額

区分	料金額
定額料	税抜額 1,700 円

(2) 総量速度規制データ量

総量速度規制データ量
21,474,836,480 バイト (20 ギガバイト)

(データ通信総量速度規制の適用に関する経過措置)

- 8 料金表第 1 表第 3 (データ通信料) 1 (適用) (5) のエに定める総量速度規制データ量の増減の判定に際し、当社の提供条件書に定める U18 データ定額 20 及び U18 データ定額 20 (V) の総量速度規制データ量については、3,221,225,472 バイト (3 ギガバイト) とします。

(その他)

- 9 平成 25 年 6 月 1 日から実施の附則第 19 項及び平成 25 年 9 月 1 日から実施の附則第 15 項中「特定データ通信定額制Ⅱ (データ定額 20 又はデータ定額 30 に限ります。)又は特定データ通信定額制Ⅱ (V) (データ定額 20 (V) 又はデータ定額 30 (V) に限ります。)の適用を受けている月を除きます」を「特定データ通信定額制Ⅱ (データ定額 20 又はデータ定額 30 に限ります。)、特定データ通信定額制Ⅱ (V) (データ定額 20 (V) 又はデータ定額 30 (V) に限ります。)、特定データ通信段階定額制、特定データ通信段階定額制 (V)、特定データ通信定額制Ⅲ又は特定データ通信段階定額制Ⅲ (V) の適用を受けている月を除きます」に改めます。

附則 (KDD I Cマ第 818 号)

この改正規定は、平成 29 年 8 月 29 日から実施します。

附則 (KDD I Cマ第 823 号)

(実施時期)

- 1 この改正規定 (附則別紙 1 に係るものを含みます。)は、平成 29 年 9 月 17 日から実施します。

(その他)

- 2 平成 29 年 7 月 14 日から実施の附則第 2 項及び第 3 項中「カテゴリー種別の変更」を「カテゴリー種別の変更 (その変更の際し、スーパーカケホ (V・a) を選択する場合を除き



ます。)」にそれぞれ改めます。

附則（KDDICマ第 825 号）

この改正規定は、平成 29 年 9 月 22 日から実施します。

附則（KDDICマ第 827 号、第 828 号）

この改正規定は、平成 29 年 10 月 1 日から実施します。

ただし、この改正規定中、ユニバーサルサービス料の適用に関する改正規定については、平成 29 年 10 月 2 日から実施します。

附則（KDDICマ第 829 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 29 年 10 月 11 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第 831 号、第 832 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 29 年 11 月 1 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第 837 号）

（実施時期）

1 この改正規定（附則別紙 1 に係るものを含みます。）は、平成 29 年 12 月 1 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第 841 号）

1 この改正規定は平成 29 年 12 月 15 日から実施します。

（データ通信総量速度規制に関する経過措置Ⅱ）

2 この改正規定実施の際現に、平成 27 年 2 月 20 日実施の附則第 3 項に基づきデータ通信総量速度規制に関する経過措置の適用を受けている契約者回線について、WiMAX2+ フラット for DATA（L）への基本使用料の料金種別の変更があったときは、その契約者回線に係るに係るデータ通信総量速度規制の適用除外の取扱いについて、料金表第 1 表第 3（データ通信料）1（適用）（5）の 2 の規定に関わらず、次表に定めるところによります。

<p>（1）当社は、特定の LTE シングルに係る契約を条件とする基本使用料等の割引（この約款、当社の WIN 約款又は沖縄セルラー電話株式会社の LTE 約款若しくは WIN 約</p>
--

款に定めるものをいい、以下この附則第2項において「特定割引」といいます。)に係る判定用回線として指定された第4種LTEシングル契約者回線との間のデータ通信(沖縄セルラー電話株式会社が提供するローミングに係るものを含み、ハイスピードモードを選択して行われるWiMAX2+通信に限ります。)に係る累計課金対象データ量について、料金表第1表第3(データ通信料)1(適用)(5)の規定に関わらず、データ通信総量速度規制に係る累計課金対象データ量の算定から除外する取扱い(以下この附則第2項において「本取扱い」といいます。)を行います。

ただし、次の全てに該当する場合は、この限りではありません。

(ア) その第4種LTEシングル契約者回線に係るLTE契約が、第3種定期LTE契約であるとき。

(イ) その特定割引の適用を受ける割引対象回線について、次の全てに該当するとき。

① 当社又は沖縄セルラー電話株式会社のLTE約款又はWIN約款に定める特定データ通信定額制、特定データ通信定額制(V)若しくは特定パケット通信定額制の適用を受けていないとき。

② 基本使用料の料金種別が、当社又は沖縄セルラー電話株式会社のWIN約款に定めるプランF(IS)若しくはプランF(IS)シンプルでないとき。

(2) 当社は、その第4種LTEシングル契約者回線を判定用回線として指定した特定割引の申出を当社又は沖縄セルラー電話株式会社が承諾した日(当社が定める事由に該当する場合は、特定割引の適用を開始した日を含む料金月の翌料金月します。)からその特定割引の適用の廃止があった日を含む料金月までの間、本取扱いを適用します。

(3) 本取扱いの適用を受ける契約者回線について、この改正規定実施の日以降に基本使用料の料金種別の変更があったときは、その変更があった日をもって本取扱いの適用を終了します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

4 平成27年2月20日から実施の附則第3項表中第1号(イ)を、次のように改めます。

(イ) その特定割引の適用を受ける割引対象回線について、次の全てに該当するとき。

① 当社又は沖縄セルラー電話株式会社のLTE約款又はWIN約款に定める特定データ通信定額制、特定データ通信定額制(V)若しくは特定パケット通信定額制の適用を受けていないとき。

② 基本使用料の料金種別が、当社又は沖縄セルラー電話株式会社のWIN約款に定めるプランF(IS)若しくはプランF(IS)シンプルでないとき。

5 平成27年2月20日から実施の附則第3項表中第3号の次に、次のように加えます。

(4) この改正規定により本取扱いの適用を受ける契約者回線について、この改正規定実施の日以降に基本使用料の料金種別の変更があったときは、その変更があった日をもって本取扱いの適用を終了します。

(5) 前号に定める基本使用料の料金種別の変更後に、新たにWiMAX2+フラットforDATAへの料金種別の変更があった場合、本取扱いを適用しません。

附則(KDDICマ第844号、第850号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成30年1月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第 852 号）

この改正規定は、平成 30 年 1 月 10 日から実施します。

附則（KDDICマ第 853 号、第 854 号）

この改正規定は、平成 30 年 1 月 16 日から実施します。

附則（KDDICマ第 858 号、第 859 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定（附則別紙 1 に係るものを含みます。）は、平成 30 年 2 月 1 日から実施します。

ただし、この改定規定中、ジュニアケータイプランに関する改定規定については、平成 30 年 2 月 2 日から実施します。

(基本使用料の料金種別に関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、次表に定める基本使用料の料金種別を選択している場合の料金その他の提供条件については、この約款の規定によるほか、附則別紙 1 のとおりとします。

基本使用料の料金種別	シニアプラン、シニアプラン（V）
------------	------------------

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第 863 号）

この改正規定は、平成 30 年 2 月 6 日から実施します。

附則（KDDICマ第 864 号）

この改正規定は、平成 30 年 2 月 16 日から実施します。

附則（KDDICマ第 869 号）

この改正規定は、平成 30 年 2 月 19 日から実施します。

附則（KDDICマ第 873 号、第 879 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 30 年 3 月 1 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

- 3 平成 29 年 7 月 14 日から実施の附則第 4 項中「当社が別に定める日までの間」を「平成 30 年 4 月 30 日までの間」に改めます。

附則（KDDICマ第 882 号、第 883 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 30 年 4 月 1 日から実施します。

ただし、この改正規定中、ボイスパーティ機能に関する改正規定については、平成 30 年 4 月 1 日以降所定の日までに、ボイスパーティ機能の提供を受けている契約者回線について、順次、その機能の提供を廃止することにより実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第 887 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 30 年 5 月 1 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第 895 号、第 897 号）

この改正規定は、平成 30 年 5 月 9 日から実施します。

附則（KDDICマ第 899 号）

この改正規定は、平成 30 年 5 月 28 日から実施します。

附則（KDDICマ第 901 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 30 年 6 月 1 日から実施します。

（a u でんきサービスに係る契約を条件とする減額等適用に関する経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により a u でんきサービスに係る契約を条件とする減額等適用の適用を受けていた場合の取扱いについては、当社の a u でんきセット割利用規約に定めるところによります。

（料金等の支払いに関する経過措置）

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第 905 号、第 906 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 28 年 6 月 21 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

3 平成 27 年 7 月 3 日から実施の附則第 2 項のア及び平成 27 年 12 月 1 日から実施の附則第

2項のア中そのLTEサービスの提供を開始した日を含む料金月から起算して36料金月の間」を「そのLTEサービスの提供を開始した日を含む料金月から新たな端末設備の購入があった月までの間」にそれぞれ改めます。

附則（KDDICマ第908号、第909号）

この改正規定（附則別紙1に係るものを含みます。）は、平成30年8月15日から実施します。

附則（KDDICマ第916号）

この改正規定は、平成30年8月28日から実施します。

附則（KDDICマ第918号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成30年9月4日から実施します。

（WiMAX利用機能の提供の終了）

2 当社は、平成32年3月31日をもって、WiMAX利用機能（WiMAX通信に係るものに限ります。）の提供を終了します。

附則（KDDICマ第923号）

この改正規定は、平成30年9月26日から実施します。

附則（KDDICマ第929号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成30年10月25日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第932号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成30年11月16日から実施します。

（手続きに関する料金の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施の日から令和4年3月31日までの間に、LTE契約（次表に規定するLTEサービスに係るものに限ります。）の申込みをし、その承諾を受けた場合（そのLTE契約が、au契約からの契約移行により締結されたもの又は当社が別に定める態様により当社のWIN約款に定めるプリペイド電話契約を解除すると同時に申し込まれたものである場合に限ります。）、この約款の規定に関わらず、そのLTE契約に係る契約移行手数料又は契約事務手数料の支払いを要しません。

LTEサービスの種類
第1種LTEデュアル（タイプⅡであって、その申込みに際し、当社所定のサービス取扱所において別に定める端末設備の購入を伴うものに限ります。）、第2種LTEデュアル若しくは第3種LTEデュアル又はLTEシングル

3 この改正規定実施の日から令和4年3月31日までの間に、第1種LTEデュアルからのLTEサービスの種類の変更（前項の表に規定するLTEサービスへの変更に限ります。）

の請求をし、その承諾を受けた場合、この約款の規定に関わらず、その変更に係る契約移行手数料又は番号登録手数料の支払いを要しません。

ただし、この取扱いは、その変更の請求があった日における最終購入端末（その請求日以前に購入した端末設備であって、最後の購入に係るものをいいます。）が、当社所定のサービス取扱所において購入したV o L T Eに対応していないデュアル端末である場合に限り、適用します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第937号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成31年1月16日から実施します。

（データ通信料の支払いに関する経過措置）

- 2 平成31年1月15日までに、Netfixパック又はNetfixパック（V）（以下この附則において「本パック」といいます。）の申出があり当社が承諾している場合、その契約者回線について、次のいずれかに該当することにより本パックの適用を廃止するまでの間、料金表第1第3（データ通信料）1（適用）（3）の16又は（3）の17の規定に関わらず、本パックの定額料をそれぞれ税抜額1,000円とする取扱いを行います。

（1）契約者から本パックの適用を廃止する申出があったとき。

（2）LTEサービスの利用の一時休止があったとき。

（3）LTE契約の解除があったとき。

（4）LTEサービスの種類の変更があったとき。

（5）auフラットプラン20又はauフラットプラン20（V）以外への特定データ通信定額制Ⅲ又は特定データ通信定額制Ⅲ（V）の種類の変更があったとき。

（6）特定データ通信段階定額制又は特定データ通信段階定額制（V）の適用の申込みがあったとき。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第947号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成31年3月1日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第949号、第950号、第951号）

この改正規定は、平成31年3月14日から実施します。

附則（KDDICマ第953号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 31 年 3 月 26 日から実施します。  
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDI 次ビ企第 1 号）

この改正規定は、平成 31 年 4 月 1 日から実施します。

附則（KDDI 次ビ企第 4 号）

この改正規定は、令和元年 5 月 22 日から実施します。

附則（KDDI 次ビ企第 10 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定（附則別紙 1 に係るものを含みます。）は、令和元年 6 月 1 日から実施します。

ただし、この改正規定中、特定データ通信定額制Ⅳの適用を受けている契約者回線に係るデータ通信総量速度規制に関する改正規定（次表の部分に限ります。）は、当社が別に定める日から実施します。

料金表第 1 表第 3 （データ通信料） 1（適用）（5）の ア中、右欄の部分	（特定データ通信定額制Ⅳの適用を受けている場合、当社所定のサービスの利用に係るものを除きます。以下この欄、（6）、（6）の 2 及び（6）の 3 において同じとしますにおいて同じとします。） （特定データ通信定額制Ⅳの適用を受けている場合は最高 300kbps とします。）
附則別紙 1 第 3 （データ通信料） 1（適用）（3）の ア中、右欄の部分	（特定データ通信定額制Ⅳの適用を受けている場合、当社所定のサービスの利用に係るものを除きます。以下この欄、料金表第 1 表第 3（データ通信料）1（適用）（6）、（6）の 2 及び（6）の 3 において同じとしますにおいて同じとします。） （特定データ通信定額制Ⅳの適用を受けている場合は最高 300kbps とします。）

(通話料の適用に関する経過措置)

- 2 料金表第 1 表第 2（通話料）1（適用）（10）の 2 のイに関する改定規定は、この改正規定実施の日以降、同欄のアに定める基本使用料の料金種別の選択又は同料金種別への変更の請求を行った契約者回線について適用します。

ただし、この改正規定実施前に同料金種別（カテゴリーⅡのものに限ります。）の適用を受けている又は過去に受けていた契約者回線に係る同（10）の 2 のイの（ア）の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDI 次ビ企第 12 号、第 13 号、第 19 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、令和元年 7 月 1 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDI次ビ企第24号、第25号）

(実施時期)

- 1 この改正規定（附則別紙1に係るものを含みます。）は、令和元年7月26日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDI次ビ企第26号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、令和元年9月1日から実施します。

(基本使用料の料金種別に関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、次表に定める基本使用料の料金種別の適用を受けている契約者回線については、料金表第1表第1（基本使用料等）1（適用）（4）の規定に関わらず、次表のそれぞれのグループ内での基本使用料の料金種別の変更を請求することができます。

グループ	区分	基本使用料の料金種別
1	カテゴリーI	カケホ、スーパーカケホ
2	カテゴリーI	カケホ（V）、スーパーカケホ（V）

(特定データ通信定額の取扱いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施の際現に、次表に定める種類の特定データ通信定額の取扱いの適用を受けている契約者回線については、料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）（3）の3及び（3）の4の規定に関わらず、次表のそれぞれの特定データ通信定額の取扱い内での種類の変更を請求することができます。

特定データ通信定額の取扱い	種類
特定データ通信定額制II	データ定額1、データ定額2、データ定額3、データ定額5、データ定額20、データ定額30
特定データ通信定額制II（V）	データ定額1（V）、データ定額2（V）、データ定額3（V）、データ定額5（V）、データ定額20（V）、データ定額30（V）

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

- 5 平成29年7月14日から実施の附則第3項について、「削除」に改めます。

附則（KDDI次ビ企第27号）

(実施時期)

- 1 この改正規定（附則別紙1に係るものを含みます。）は、令和元年9月3日から実施しま



す。

(特定回線群に係る基本使用料等の割引の適用に関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、料金表第1表第1(基本使用料等)1(適用)の(24)に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用の申出を当社が承諾している契約者回線については、この改正規定実施の日において、同(26)の3に定める特定回線群に係る基本使用料等の割引の適用の申出があったものとみなして取り扱います。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

### 附則(KDDI次ビ企第29号)

(実施時期)

- 1 この改正規定(附則別紙1に係るものを含みます。)は、令和元年9月13日から実施します。

ただし、この改正規定中、料金表第1表第2(通話料)1(適用)(17)に係る改正規定については、令和元年10月1日から実施します。

(定期LTE契約の満了に関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の日から令和2年2月29日までの間に、次表の左欄に定める定期LTE契約が、それぞれ同表の右欄に定める定期LTE契約又は定期au契約からの契約変更又は契約移行により締結された場合、この約款の規定に関わらず、左欄の定期LTE契約は、それぞれ右欄に定める定期LTE契約又は定期au契約に係るLTEサービス又はauサービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月(その契約が更新されたものであるときは、その更新があった日を含む料金月とします。)から起算して、24料金月が経過することとなる料金月の末日をもって満了となります。

第2種定期LTE契約(タイプI)	第7種定期LTE契約
第7種定期LTE契約	第2種定期LTE契約(タイプI)
	第2種定期au契約(タイプI)

(第7種定期LTE契約の契約変更又は契約移行に係る基本使用料の適用に関する経過措置)

- 3 削除

(通話料の割引の適用に関する経過措置)

- 4 この改正規定実施の日から当社が別に定める日までの間、料金表第1表第2(通話料)1(適用)(17)のAの(イ)の①に該当する契約者回線(第7種定期LTE契約に係るもの又は料金表第1表第1(基本使用料等)1(適用)(6)の適用を受けているものを除きます。)からの通話に係る同(17)に定める割引の適用については、当社所定の方法により、その料金月の翌料金月以降のau(LTE)通信サービスの料金から減ずるものとします。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

### 附則(KDDI次ビ企第33号、第39号、第42号、第44号、第54号)

(実施時期)

- 1 この改正規定(附則別紙1に係るものを含みます。)は、次表に定める日から実施します。  
ただし、この改正規定中、プリペイド通話及び他網公衆電話の電話機から行った通話に

関する改正規定については、令和元年10月1日午前0時00分00秒以降に開始した通話について実施します。

下欄以外の改正規定	令和元年9月30日が終了する時刻
新たな基本使用料の料金種別若しくは特定データ通信定額の取扱いに係る改正規定又はプリペイド通話若しくは他網公衆電話の電話機から行った通話に係る改正規定	令和元年10月1日

(基本使用料の料金種別に関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、次表に定める基本使用料の料金種別の適用を受けている契約者回線については、料金表第1表第1(基本使用料等)1(適用)(4)の規定に関わらず、次表のそれぞれのグループ内での基本使用料の料金種別の変更を請求することができます。

グループ	区分	基本使用料の料金種別
1	カテゴリーⅡ	シンプル、カケホ、スーパーカケホ
2	カテゴリーⅡ	シンプル(V)、カケホ(V)、スーパーカケホ(V)

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

(その他)

- 4 次表の左欄に定める附則の規定中、中央欄に定める規定をそれぞれ右欄の規定に改めます。

平成25年6月1日から実施の附則第2項	この改正規定実施の日以降	この改正規定実施の日から令和元年9月30日までの間
平成25年6月1日から実施の附則第5項	この改正規定実施の日以降	この改正規定実施の日から令和元年9月30日までの間に
平成25年6月1日から実施の附則第15項	この改正規定実施の日以降	この改正規定実施の日から令和元年9月30日までの間
平成25年10月15日から実施の附則第2項	この改正規定実施の日以降	この改正規定実施の日から令和元年9月30日までの間に
平成27年8月1日から実施の附則第5項	この改正規定実施の日以降	この改正規定実施の日から令和元年9月30日までの間に
令和元年9月1日から実施の附則第2項	第1(基本使用料等)1(適用)(4)のス	第1(基本使用料等)1(適用)(4)
令和元年9月1日から実施の附則第3項	第3(データ通信料)1(適用)(3)の3のス及び(3)の4のス	第3(データ通信料)1(適用)(3)の3及び(3)の4

附則(KDDI次ビ企第64号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、令和元年10月25日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDI次ビ企第65号）

（実施時期）

- 1 この改正規定（附則別紙1に係るものを含みます。）は、令和元年11月1日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDI次ビ企第71号）

（実施時期）

- 1 この改正規定（附則別紙1に係るものを含みます。）は、令和元年12月26日から実施します。

（基本使用料の料金種別に関する経過措置）

- 2 この改正規定実施の際、現に次表に定める基本使用料の料金種別の適用を受けている契約者回線（グループ3については、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V - ii）（データ定額1（ケータイ/V）、データ定額2（ケータイ/V）、データ定額3（ケータイ/V）又はデータ定額5（ケータイ/V）に限ります。）又は特定データ通信2段階定額制Ⅱ（ケータイ/V - ii）の適用を受けているものに限ります限ります。）については、料金表第1表第1（基本使用料等）1（適用）（4）の規定に関わらず、次表のそれぞれのグループ内での基本使用料の料金種別の変更を請求することができます。

グループ	区分	基本使用料の料金種別
1	第1種LTEデュアル	カケホ（ケータイ/V）、スーパーカケホ（ケータイ/V）
2	第1種LTEデュアル	VKプランM、VKプランS、VKプラン
3	第2種LTEデュアル	カケホ（ケータイ/V）、スーパーカケホ（ケータイ/V）
4	第2種LTEデュアル	VKプランM、VKプランS、VKプラン

（特定データ通信定額の取扱いに関する経過措置）

- 3 この改正規定実施の際、現に次表に定める種類の特定データ通信定額の取扱いの適用を受けている契約者回線については、料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）（3）の5、（3）の6、（3）の10及び（3）の11の規定に関わらず、同表のそれぞれの特定データ通信定額の取扱い内での種類の変更を請求することができます。

特定データ通信定額の取扱い	種類
特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V - i）	データ定額1（ケータイ/V）、データ定額2（ケータイ/V）、データ定額3（ケータイ/V）、データ定額5（ケータイ/V）
特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V - ii）	データ定額1（ケータイ/V）、データ定額2（ケータイ/V）、データ定額3（ケータイ/V）、データ定額

5 (ケータイ/V)

- 4 この改正規定実施の際、現に次表の左欄に定める特定データ通信定額の取扱い又は特定データ通信2段階定額の取扱いの適用を受けている契約者回線については、料金表第1表第3(データ通信料)1(適用)(3)の5、(3)の6、(3)の10及び(3)の11の規定に関わらず、それぞれ同表の右欄に定める特定データ通信定額の取扱い又は特定データ通信2段階定額の取扱いの適用を申し込むことができます。

特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-i)	特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V-i)
特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V-i)	特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-i)
特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-ii)(データ定額1(ケータイ/V)、データ定額2(ケータイ/V)、データ定額3(ケータイ/V)又はデータ定額5(ケータイ/V)に限ります。)	特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V-ii)
特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V-ii)	特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-ii)(データ定額1(ケータイ/V)、データ定額2(ケータイ/V)、データ定額3(ケータイ/V)又はデータ定額5(ケータイ/V)に限ります。)

(契約解除料の支払いに関する経過措置)

- 5 この改正規定実施の日から当社が別に定める日までの間、別記18(契約解除料の支払義務の免除)第1項第2号に定める契約解除料の支払いの免除の適用(第4種定期LTE契約から第7種定期LTE契約への契約変更に係るものに限ります。)
- については、当社所定の方法により、その契約変更があった日を含む料金月の翌料金月以降のau(LTE)通信サービスの料金から減ずるものとします。

(付随サービスの提供に関する経過措置)

6 削除

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 7 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(KDDI次ビ企第73号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、令和2年1月1日から実施します。
- (料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(KDDI次ビ企第80号、81号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、令和2年2月1日から実施します。
- ただし、この改正規定中、次表の左欄に定める改正規定については、同表の右欄に定め

日時から実施します。

海外ローミング機能定額制の利用時間区分に係る改正規定	日本時間の令和2年2月1日午前0時00分
海外ローミング機能定額制の利用開始の予約登録に関する改正規定	日本時間の令和2年2月1日午前2時00分

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

#### 附則（KDDI次ビ企第87号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、令和2年2月28日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

- 3 令和元年9月13日から実施の附則第2項中「この改正規定実施の日から当社が別に定める日までの間に」を「この改正規定実施の日から令和2年2月29日までの間に」に改めます。

#### 附則（KDDI次ビ企第91号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、令和2年3月2日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

#### 附則（KDDI次ビ企第93号）

(実施時期)

- 1 この改正規定（附則別紙1に係るものを含みます。）は、令和2年3月26日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

- 3 令和元年9月13日から実施の附則第3項について、「削除」に改めます。

#### 附則（KDDI次ビ企第101号、第117号、第120号、第122号、第130号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、令和2年4月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDI次ビ企第133号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、令和2年4月7日から実施します。  
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDI次ビ企第135号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、令和2年5月21日から実施します。  
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第144号、第146号）

（実施時期）

- 1 この改正規定（附則別紙1に係るものを含みます。）は、令和2年6月2日から実施します。  
（オプション機能使用料の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施の日から当社が別に定める日までの間、料金表第1表第1（基本使用料等）1（適用）(23)の2に定める国内通話定額2の適用を受ける契約者回線に係るオプション機能使用料の適用（同欄のイに係るものに限ります。）については、その料金月の翌料金月以降のau（LTE）通信サービスの料金から減算することにより行います。  
（通話料の定額適用に関する経過措置）
- 3 この改正規定実施の際、現に国内通話定額1の適用を受けている契約者回線（その適用の申出を当社が承諾しているものを含みます。）であって、次表に定める基本使用料の料金種別又は特定データ通信定額の取扱いの適用を受けているものについては、この改正規定実施の日以降、基本使用料の料金種別の変更又は特定データ通信定額の取扱いの適用の開始若しくはその種類の変更（それぞれ国内通話定額2を選択することができるものへの変更等に限ります。）を請求する場合、同時に、国内通話定額1の廃止又は国内通話定額2への種類の変更を請求していただきます。

基本使用料の料金種別	ケータイシンプルプラン
特定データ通信定額の取扱い	特定データ通信段階定額制Ⅱ（ピタットプラン 4G LTEに限ります。）

（データMAX定額に係る料金等の支払いに関する経過措置）

- 4 この改正規定実施の日から令和2年7月31日までの間、料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）(3)の20に定める小容量利用割引については、その料金月の翌料金月以降のau（LTE）通信サービスの料金から減算することにより行います。  
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDI次ビ企第149号）

この改正規定は、令和2年7月1日から実施します。

附則（KDDI次ビ企第153号）

（実施時期）

1 この改正規定は、令和2年7月21日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDI次ビ企第157号）

この改正規定は、令和2年7月28日から実施します。

附則（KDDI次ビ企第164号、第166号）

（実施時期）

1 この改正規定は、令和2年8月1日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

3 令和2年6月2日から実施の附則第4項中「この約款実施の日から当社が別に定める日までの間」を「この改正規定実施の日から令和2年7月31日までの間」に改めます。

附則（KDDI次ビ企第173号、第182号）

（実施時期）

1 この改正規定（附則別紙1に係るものを含みます。）は、令和2年10月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、データMAX 4G LTE テレビパックに関する改正規定については、令和2年10月2日から実施します。

（データ定額料の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施の日から令和2年11月30日までの間、料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）（3）の23に定める特定データ通信定額の取扱いに係る特定サービスを条件とする割引の適用（データMAX 4G LTE テレビパックに係るものに限ります。）について、データMAX 4G LTE テレビパックの適用を開始した日を含む料金月は、同（3）の23のエの規定を適用しません。

（料金等の支払いに関する経過措置）

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDI次ビ企第186号）

この改定規定は、令和2年10月23日から実施します。

附則（KDDI次ビ企第192号）

(実施時期)

- 1 この改定規定は、令和2年12月1日から実施します。  
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDI次ビ企第207号）

この改定規定は、令和2年11月4日から実施します。

附則（KDDI次ビ企第209号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、令和2年12月16日から実施します。  
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDI次ビ企第212号、第214号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、令和2年12月1日から実施します。  
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDI次ビ企第225号）

(実施時期)

- 1 この改定規定は、令和3年1月22日から実施します。  
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDI次ビ企第227号）

(実施時期)

- 1 この改定規定は、令和3年2月1日から実施します。  
(手続きに関する料金及びUQ mobile契約の契約解除料等の支払いに関する経過措置)
- 2 削除
- 3 削除  
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDI次ビ企第233号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、令和3年2月5日から実施します。



(データ定額料の支払に関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の日から令和3年2月28日までの間、料金表第1表第3(データ通信料)1(適用)(3)の23に定める特定データ通信定額の取扱いに係る特定サービスを条件とする割引の適用(対象サービスがNetfixサービスのものに限り、)について、この約款の規定に関わらず、同(3)の23に定める割引額を次表に読み替えて適用します。

割引額
Netfixサービスの月額料金と同(3)の23に定めるNetfixサービスに係る割引額の差額が、この改正規定実施の前後で同額となる額

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(KDDI次ビ企第234号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、令和3年2月16日から実施します。  
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(KDDI次ビ企第235号)

(実施時期)

- 1 この改定規定(附則別紙1に係るものを含みます。)は、令和3年2月26日から実施します。  
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(KDDI次ビ企第238号)

(実施時期)

- 1 この改正規定(附則別紙1に係るものを含みます。)は、令和3年3月1日から実施します。  
(基本使用料の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の日から令和3年5月31日までの間、料金表第1表第1(基本使用料等)1(適用)(31)に定める料金の支払方法を条件とする基本使用料の割引の適用については、その料金月の翌料金月以降のau(LTE)通信サービスの料金から減算することにより行います。
- 3 削除
- 4 この改正規定実施の日から令和3年6月30日までの間、標準プラン2の適用を受けている契約者回線(その契約者名義が法人(法人に相当するものと当社が認める者を含みます。)であるものに限り、)の第7種定期LTE契約に係る基本使用料については、一般LTE契約に係る基本使用料と同額を適用し、その翌料金月以降のau(LTE)通信サービスの料金から次表に定める額を減算します。

標準プランの一般LTE契約と第7種定期LTE契約に係る基本使用料の差額(料金表)
--

通則の規定により基本使用料を日割りした場合は、日割りした額の差額とします。）

- 5 料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）（3）の24に定める取扱いについては、令和2年12月11日から起算して2年間提供します。それ以降の取扱い及び割引の適用（その終了、継続又は変更に係るものも含まれます。）については、当社が別に定めるところによります。

（契約解除料の支払いに関する経過措置）

- 6 この改正規定実施の日以降、契約変更又は契約移行による一般LTE契約（その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認める者を含みます。）であるものを除きます。）の申込みがあった場合であって、その申込みと同時にデータMAX定額2の適用の申出があり当社が承諾したときは、LTE契約者は、その契約変更又は契約移行に係る定期LTE契約、定期5G契約若しくは定期au契約の契約解除料（それぞれこの約款又は当社の5G約款若しくはWIN約款に定めるものをいいます。）の支払いを要しません。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 7 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDI次ビ企第244号）

この改定規定は、令和3年3月10日から実施します。

附則（KDDI次ビ企第254号、第261号）

（実施時期）

- 1 この改正規定（附則別紙1に係るものを含みます。）は、令和3年3月23日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDI次ビ企第263号、第269号）

（実施時期）

- 1 この改定規定は、令和3年4月1日から実施します。

ただし、この改定規定中、携帯電話・PHS番号ポータビリティ取扱手数料に関する改定規定については、令和3年4月1日以降にMNPを利用して行われたLTE契約の解除について実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

- 3 令和3年2月1日から実施の附則第3項中、「この改正規定実施の日から当社が別に定める日までの間」を「この改正規定実施の日から当社が別に定める日（番号移行手数料については令和3年3月31日とします。）までの間」に改めます。

附則（KDDI次ビ企第273号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、令和3年4月5日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDI次ビ企第275号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、令和3年4月8日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDI次ビ企第279号）

(実施時期)

- 1 この改正規定（附則別紙1に係るものを含みます。）は、令和3年4月15日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDI次ビ企第281号）

(実施時期)

- 1 この改定規定は、令和3年5月1日午前0時00分00秒以降に着信のあった通話について実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDI次ビ企第289号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、令和3年5月21日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDI次ビ企第290号、第292号、第301号、第303号、第305号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、令和3年6月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、電話リレーサービス料に関する改正規定については、令和3年7月1日から実施します。

(オプション機能の終了)

- 2 当社は、令和3年12月31日をもって、呼出音設定機能の提供を終了します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金

その他の債務については、なお従前のおりとします。

(その他)

- 4 令和3年3月1日から実施の附則第2項中「当社が別に定める日までの間」を「令和3年5月31日までの間」に、第3項中「この改正規定実施後の当社が別に定める日以降に」を「令和3年7月1日以降に」に、第4項中「当社が別に定める日までの間」を「令和3年6月30日までの間」に、それぞれ改めます。

附則（KDDI次ビ企第314号、第321号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、令和3年7月1日から実施します。  
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則（KDDI次ビ企第323号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、それぞれ次表の右欄に定める日から実施します。

料金表第1表第1（基本使用料等）1（適用）(13)のイ	令和3年9月2日
海外定額対象利用速度規制	令和3年9月2日
海外ローミング機能の海外利用地域（海外LTE NET利用又は海外LTE NET for DATA利用に係るものであって、海外ローミング機能2段階定額制又は海外ローミング機能定額制を適用するものを除きます。）	令和4年2月1日

- 2 令和3年7月2日から令和4年1月31日までの間、海外ローミング機能（海外LTE NET利用又は海外LTE NET for DATA利用に係るものに限り、）の海外利用地域については、別表3の規定に関わらず、次表のおりとします。

海外利用地域の区分	海外利用地域
アジア	中華人民共和国（香港及びマカオを含みます）、台湾、シンガポール共和国、フィリピン共和国、タイ王国、マレーシア、インドネシア共和国、東ティモール、ブータン王国、ブルネイ・ダルサラーム国、ベトナム社会主義共和国、ラオス人民共和国、カンボジア王国、モンゴル国、インド、バングラデシュ人民共和国、ネパール王国、パキスタン・イスラム共和国、スリランカ民主社会主義共和国、モルディヴ共和国、クウェート国、アフガニスタン・イスラム国、アラブ首長国連邦、イエメン共和国、イラン・イスラム共和国、サウジアラビア王国、バーレーン国、カタール国、オマーン国、ヨルダン・ハシェミット王国、レバノン共和国、イスラエル国、パレスチナ自治政府、イラク共和国、キプロス共和国、大韓民国、ミャンマー連邦共和国
オセアニア	オーストラリア、ニュージーランド、フィジー諸島共和国、フランス領ポリネシア、ナウル共和国、キリバス共和国、サモア独立国、ハワイ、グアム、サイパン、ニュー・カレドニア、トンガ王国、パプアニューギニア独立国、バヌアツ共和国、クック諸島、ソロモン諸島、ミクロネシア連邦

アメリカ	アメリカ合衆国（ハワイを除きます）、カナダ、メキシコ合衆国、キューバ共和国、アルバ、アンギラ、アンティグア・バーブーダ、オランダ領セントマーチン、キュラソー島、グレナダ、ケイマン諸島、サバ島及びシント・ユースタティウス島、ジャマイカ、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントルシア、タークス諸島・カイコス諸島、ドミニカ国、ドミニカ共和国、ハイチ共和国、パナマ共和国、バハマ国、バミューダ諸島、バルバドス、プエルト・リーコ、ボナイル島、ホンジュラス共和国、アメリカ領ヴァージン諸島、グレート・ブリテン領ヴァージン諸島、グアドループ、フランス領ギアナ、マルティニク、エルサルバドル共和国、ベリーズ、ニカラグア共和国、トリニダード・トバゴ共和国、アルゼンチン共和国、コロンビア共和国、スリナム共和国、チリ共和国、パラグアイ共和国、ブラジル連邦共和国、ボリビア共和国、ガイアナ協同共和国、ベネズエラ・ボリバル共和国、ペルー共和国、ウルグアイ東方共和国、コスタリカ共和国、エクアドル共和国、グアテマラ共和国、モンセラット
ヨーロッパ	グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国、オランダ王国、スイス連邦、フランス共和国、ベルギー王国、モナコ公国、リヒテンシュタイン公国、ルクセンブルク大公国、ドイツ連邦共和国、アイスランド共和国、オーストリア共和国、ギリシャ共和国、グリーンランド、スウェーデン王国、デンマーク王国、トルコ共和国、ノルウェー王国、フェロー諸島、フィンランド共和国、スペイン、カナリア諸島、スペイン領北アフリカ、スロバキア共和国、ハンガリー共和国、アイルランド、アゾールス諸島、イタリア共和国、サンマリノ共和国、スロベニア共和国、チェコ共和国、バチカン市国、ブルガリア共和国、ポーランド共和国、ポルトガル共和国、マデイラ諸島、モルドバ共和国、ラトビア共和国、コソボ共和国、アンドラ公国、ジブラルタル、モンテネグロ共和国、マケドニア、アルバニア共和国、エストニア共和国、クロアチア共和国、セルビア共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マルタ共和国、リトアニア共和国、アゼルバイジャン共和国、カザフスタン共和国、タジキスタン共和国、ベラルーシ共和国、ロシア連邦、ルーマニア、ウクライナ、ウズベキスタン共和国、キルギス共和国、ジョージア、アルメニア共和国
アフリカ	アルジェリア民主人民共和国、エジプト・アラブ共和国、セネガル共和国、トーゴ共和国、ナミビア共和国、マイヨット島、マダガスカル共和国、モロッコ王国、ルワンダ共和国、レユニオン、ガーナ共和国、チュニジア共和国、ナイジェリア連邦共和国、南アフリカ共和国、レソト王国、エチオピア連邦民主共和国、ケニア共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、ザンビア共和国、ジブチ共和国、セーシェル共和国、タンザニア連合共和国、ウガンダ共和国、カーボベルデ共和国、カメルーン共和国、ガンビア共和国、コートジボワール共和国、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、シエラレオネ共和国、ジンバブエ共和国、スーダン共和国、エスワティニ王国、ニジェール共和国、ブルンジ共和国、ベナン共和国、ボツワナ共和国、マラウィ共和国、マリ共和国、モーリシャス共和国、モーリタニア・イスラム共和

	国、モザンビーク共和国、中央アフリカ共和国、赤道ギニア共和国、リビア、ガボン共和国、ブルキナファソ、アンゴラ共和国、ギニア共和国、リベリア共和国、ギニアビサウ共和国、チャド共和国、コモロ連合
船舶	Maritime Communications Partner AS、On-Waves SIMMIN、Monaco Telecom、Telecom Italia 又は Wireless Maritime Service (AT&T) の船舶内携帯通話システムにより電気通信サービスが提供される地域

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDI 次ビ企第 326 号）

(実施時期)

- 1 この改定規定は、令和 3 年 7 月 15 日から実施します。  
(付随サービスの終了)
- 2 当社は、令和 4 年 3 月 31 日をもって、災害用音声お届けサービスの提供を終了します。

附則（KDDI 次ビ企第 329 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、令和 3 年 7 月 20 日から実施します。  
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDI 次ビ企第 333 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、令和 3 年 8 月 6 日から実施します。  
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDI 次ビ企第 337 号、第 340 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、令和 3 年 8 月 18 日から実施します。  
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。  
(その他)
- 3 令和 3 年 2 月 1 日から実施の附則第 3 項については、「削除」に改めます。

附則（KDDI 次ビ企第 343 号）

(実施時期)

- 1 この改定規定は、令和 3 年 8 月 26 日から実施します。

(eSIM発行手数料及びeSIM再発行手数料の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施の日から当社が別に定める日までの間、当社所定のアプリケーション又はWEBサイトにて行われた手続きに係るeSIM発行手数料及びeSIM再発行手数料については、この約款の規定に関わらず、支払いを要しません。

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

#### 附則（KDDI次ビ企第345号）

(実施時期)

1 この改定規定は令和3年9月1日から実施します。

(通話料の割引の終了)

2 当社は、令和3年9月30日をもって、特定加入電話からの通話に係る通話料の割引の適用（au着信ビジネスレート）を終了します。

#### 附則（KDDI次ビ企第348号、第350号）

(実施時期)

1 この改正規定（附則別紙に係るものを含みます。）は、令和3年9月2日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

3 平成25年9月1日から実施の附則第12項中「この改正規定実施の日以降」を「この改正規定実施の日から令和3年9月1日までの間に」に改めます。

#### 附則（KDDI次ビ企第359号）

(実施時期)

1 この改正規定は、令和3年9月14日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

#### 附則（KDDI次ビ企第362号）

(実施時期)

1 この改正規定は、令和3年9月29日午前9時から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

#### 附則（KDDI次ビ企第372号、第376号）

(実施時期)

1 この改定規定は、令和3年10月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、相互接続点からの通話に関する改正規定については、次表の

とおりとします。

下欄以外の相互接続点からの通話に関する改正規定	令和3年10月1日午前0時00分00秒以降に開始した通話について実施します。
東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社が提供する他網公衆電話の電話機から行った通話及び当社所定のサービスを利用して行った相互接続点からの通話に関する改正規定	令和3年10月1日午前0時00分00秒以降に着信のあった通話について実施します。
備考 上欄に定める当社所定のサービスは、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社が提供するメンバーズネットをいいます。	

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

#### 附則（KDDI次ビ企第381号）

(実施時期)

- 1 この改正規定（附則別紙1に係るものを含みます。）は、令和3年10月18日から実施します。

ただし、この改正規定中、次表の左欄に該当する場合のケータイシンプルプランの総量速度規制データ量に関する改正規定については、それぞれ同表の右欄に定める日から実施します。

この改正規定実施の際、現にケータイシンプルプランの適用を受けている場合	令和3年11月1日
データ通信総量速度規制の一時解除を選択していない場合であって、この改正規定実施の日から令和3年10月31日までの間にケータイシンプルプランの適用を開始したとき	令和3年11月1日（令和3年10月31日までにデータ通信総量速度規制の一時解除の選択があった場合は、その日とします。）

(契約解除料の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の日以降、契約変更又は契約移行による一般LTE契約の申込みがあった場合であって、その申込みと同時にウォッチナンバープランの適用の申出があり当社が承諾したときは、LTE契約者は、その契約変更又は契約移行に係る定期LTE契約、定期5G契約若しくは定期au契約の契約解除料（それぞれこの約款又は当社の5G約款若しくはWIN約款に定めるものをいいます。）の支払いを要しません。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

#### 附則（KDDI次ビ企第382号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、令和3年11月1日から実施します。

(付随サービスの提供に関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の日以降、VKプランS（N）又はVKプランM（N）の適用を受け



ている契約者回線について、令和元年 12 月 26 日から実施の附則第 6 項について、その取扱いを行いません。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

#### 附則（KDDI 次ビ企第 392 号）

(実施時期)

- 1 この改定規定は、令和 3 年 11 月 17 日から実施します。  
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

#### 附則（KDDI 次ビ企第 400 号、第 403 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定（附則別紙 1 に係るものを含みます。）は、令和 3 年 11 月 25 日から実施します。  
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

#### 附則（KDDI 次ビ企第 406 号）

(実施時期)

- 1 この改定規定は、令和 3 年 11 月 30 日から実施します。  
ただし、この改定規定中、この附則の第 2 項から第 5 項に関する改定規定については、令和 4 年 4 月 1 日から実施します。  
(LTE サービスの一部の提供終了及び経過措置)
- 2 当社は、令和 4 年 3 月 31 日をもって、第 1 種 LTE デュアル（タイプ I に限ります。）の提供を終了します。
- 3 前項に定める提供終了の際に締結していた第 1 種 LTE デュアル（タイプ I に限ります。）に係る LTE 契約の契約者回線について、令和 4 年 4 月 1 日において、LTE サービスの利用の一時休止（タイプ II に限ります。）の請求があったものとみなして取り扱います。  
ただし、この取扱いは、令和 4 年 4 月 1 日における最終購入端末（その日以前に購入した端末設備であって、最後の購入に係るものをいいます。）が、当社所定のサービス取扱所において購入した VoLTE に対応していないデュアル端末である場合に限り、適用します。
- 4 前項に定める一時休止（以下この附則において「特定一時休止」といいます。）の取扱いは、この約款の規定に関わらず、次のとおりとします。
  - (1) 特定一時休止の取扱いは、令和 4 年 4 月 1 日から令和 4 年 6 月 30 日の間（以下この附則において「特定一時休止期間」といいます。）に限り、行います。
  - (2) 特定一時休止期間中に LTE 契約者から再利用の請求又は LTE 契約の解除の通知がない場合、令和 4 年 7 月 1 日において、LTE 契約を解除します。
  - (3) 特定一時休止を行った契約者回線については、次表に定める料金の支払いを要しま

せん。

支払いを要しない料金

- |   |   |
|---|---|
| ア | 締結していた第1種LTEデュアルに係る定期LTE契約の契約解除料              |
| イ | 特定一時休止に係る手続きに関する料金                            |
| ウ | 特定一時休止期間中に行われた再利用の請求に係る手続きに関する料金              |
| エ | ウの再利用の請求と同時に行われたLTEサービスの種類の変更に係る手続きに関する料金     |
| オ | ウの再利用の請求と同時に行われた当社の5G約款に定める5G契約の申込みに係る契約移行手数料 |
| カ | 特定一時休止期間中の情報保管サービス料、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料   |

- 5 特定一時休止期間内に再利用の請求があった場合の取扱い（前項に定めるものを除きます。）は、この約款に定めるとおりとします。  
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 6 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。  
（その他）
- 7 平成30年11月16日から実施の附則第2項及び第3項中「この改正規定実施の日以降」を「この改正規定実施の日から令和4年3月31日までの間に」にそれぞれ改めます。

附則（KDDI次ビ企第409号、第412号、第414号）

（実施時期）

- 1 この改定規定は、令和4年1月1日から実施します。  
（webフィルタリングの提供終了）
- 2 当社は、令和4年3月31日をもって、webフィルタリングの提供を終了します。  
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則（KDDI次ビ企第423号）

（実施時期）

- 1 この改定規定は、令和4年4月1日から実施します。  
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則（KDDI次ビ企第426号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、令和4年2月22日から実施します。  
（基本使用料の支払いに関する経過措置）
- 2 令和4年2月22日以降に、第2種定期LTE契約又は第7種定期LTE契約の適用を受けているLTEサービスの契約者回線について、料金月の起算日以外の日基本使用料の料金種別の変更又は特定データ通信定額の取扱いの適用の開始若しくは種類の変更があつ

た場合、その料金月の基本使用料（新たに適用された料金種別又は特定データ通信定額の取扱いに係るものに限ります。）については、一般LTE契約に係る基本使用料を適用します。

（契約解除料の支払いに関する経過措置）

- 3 この改正規定実施の日以降、契約変更又は契約移行による一般LTE契約（その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認める者を含みます。）であるものに限ります。）の申込みがあった場合であって、その申込みと同時に使い放題MAX 4G DAZNパックの適用の申出があり当社が承諾したときは、LTE契約者は、その契約変更又は契約移行に係る定期LTE契約、定期5G契約若しくは定期au契約の契約解除料（それぞれこの約款又は当社の5G約款若しくはWIN約款に定めるものをいいます。）の支払いを要しません。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

- 5 令和3年3月1日から実施の附則第3項中、「料金月の起算日以外の日には基本使用料の料金種別の変更又は契約移行により標準プラン2の適用の開始若しくは廃止があった場合であって」を「料金月の起算日以外の日には基本使用料の料金種別の変更又は契約移行によりデータMAX定額2（使い放題MAX 4G DAZNパックを除きます。）の適用の開始若しくは廃止があった場合であって」に改めます。

附則（KDDI次ビ企第427号）

この改正規定は、令和4年2月25日から実施します。

附則（KDDI次ビ企第432号）

（実施時期）

- 1 この改定規定は、令和4年3月7日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDI次ビ企第435号）

（実施時期）

- 1 この改定規定は、令和4年4月1日から実施します。

（au（LTE）通信サービスの料金等の支払いに関する経過措置）

- 2 当社は、次のいずれかに該当する場合、第1種LTEデュアル（タイプIに限ります。）の提供終了時に締結していたLTE契約の基本使用料の料金種別等の契約内容に応じた、令和4年4月1日からその手続きが完了する日（第2号に該当する場合は、令和4年4月の当社所定の日とします。）までの間のau（LTE）通信サービスの料金及び付随サービスに関する料金等（提供終了前のこの約款等の規定に基づき計算した額とします。）と同額並びに令和4年4月1日から実施の附則（KDDI次ビ企第406号）第4項に定める支払いを要しないこととする料金を一旦請求し、その請求した料金と同額を翌料金月以降に当社所定の方法により返還することがあります。

- (1) 令和4年3月31日以前に申込みのあった端末設備の変更、LTEサービスの種類の変更等所定の手続きの完了が令和4年4月1日以降となったとき。
- (2) 令和4年4月1日から実施の附則（KDDI次ビ企第406号）に定める特定一時休止を行った契約者回線について、令和4年4月中に再利用を行ったとき。

附則（KDDI次ビ企第442号、第456号、第459号、第460号、第461号）

（実施時期）

1 この改正規定（附則別紙1に係るものを含みます。）は、令和4年4月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、契約解除料に関する改正規定については、次表のとおりとします。

LTE契約の解除に係る契約解除料の改正規定	(1) 第2種定期LTE契約者又は第7種定期LTE契約者からの申出によるもの（MNPを利用したものを除きます。）	令和4年4月1日以降にLTE契約の解除の申出があったものから実施します。
	(2) (1)以外のもの	令和4年4月1日以降にLTE契約の解除があったものから実施します。
LTEサービスの利用の一時休止に係る契約解除料の改正規定	(1) 第2種定期LTE契約又は第7種定期LTE契約に係るもの	令和4年4月1日以降に一時休止の申出があったものから実施します。
	(2) (1)以外のもの	令和4年4月1日以降に一時休止があったものから実施します。
LTEサービスの再利用に係る契約解除料の改正規定		令和4年4月1日以降に再利用の申出があったものから実施します。
備考 当社は、改正前の規定に基づく契約解除料を一旦請求し、その請求した料金と同額を翌料金月以降に当社所定の方法により返還することがあります。		

（LTEサービスの種類に関する経過措置）

2 この改正規定実施の際、現に改正前の規定により次表の左欄のLTEサービスの提供を受けている者は、この改正規定実施の日において、同表右欄のLTEサービスの提供を受けているものとみなします。

第1種LTEデュアル（タイプII）	第1種LTEデュアル
-------------------	------------

（基本使用料等の支払いに関する経過措置）

3 この改正規定実施の日から令和5年11月30日までの間、UQmII契約への番号移行があった場合、番号移行があった日を含む料金月（以下この附則において「UQmII番号移行月」といいます。）のLTE契約の基本使用料等（基本使用料及びLTE NET機能若しくはLTE NET for DATA機能に係るオプション機能使用料に限ります。以下この附則において同じとします。）については、UQmII番号移行月の初日（その料金月において、契約者回線又はオプション機能の提供を開始した場合はその日とします。）からUQmII番号移行月の末日までの期間に係る基本使用料等を請求し、その料金額と第56条（基本使用料等の支払義務）の規定に基づき日割りした基本使用料等の額の差額を、UQmII番号移行月の翌料金月以降のUQmobile通信サービスIIの料金から減算する取扱いを行います。

(料金等の支払いに関する経過措置)

4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

(その他)

5 令和元年12月26日から実施の附則第6項について、「削除」に改めます。

6 令和3年2月1日から実施の附則第2項について、「削除」に改めます。

附則（KDDI次ビ企第464号）

この改定規定は、令和4年4月15日から実施します。

附則（KDDI次ビ企第466号）

(実施時期)

1 この改定規定は、令和4年4月27日から実施します。

(契約変更に関する経過措置)

2 この改正規定実施の日から令和4年8月16日までの間、第7種定期LTE契約からの契約変更であって、当社所定のWEBサイトにて手続きを行う場合は、第8条（契約申込みの方法）第3項の規定に関わらず、一般LTE契約への契約変更を申し込むことができます。

附則（KDDI次ビ企第467号）

この改定規定は、令和4年5月17日から実施します。

附則（KDDI次ビ企第468号、第470号）

(実施時期)

1 この改定規定（附則別紙1に係るものを含みます。）は、令和4年6月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則（KDDI次ビ企第471号）

(実施時期)

1 この改定規定は、令和4年6月13日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則（KDDI次ビ企第475号、第477号、第484号、第487号）

(実施時期)

1 この改定規定は、令和4年7月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則（KDDI次ビ企第490号）

この改定規定は、令和4年7月5日から実施します。

附則（KDDI次ビ企第510号）

（実施時期）

1 この改定規定は、令和4年11月1日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則（KDDI次ビ企第515号）

（実施時期）

1 この改定規定は、令和4年12月11日から実施します。

（データ通信料の支払いに関する経過措置）

2 削除

（料金等の支払いに関する経過措置）

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則（KDDI次ビ企第522号）

（実施時期）

1 この改定規定（附則別紙1に係るものを含みます。）は、令和4年12月22日から実施します。

（共有回線群に係るデータ量共有適用に関する経過措置）

2 料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）(14)に定める共有回線群に係るデータ量共有適用について、この約款の規定に関わらず、次表の左欄に定める規定をそれぞれ同表の右欄に定める間、適用しません。

料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）(14)のエの表	この改正規定実施の日から令和5年11月14日までの間
料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）(14)のコの(キ)	この改正規定実施の日から当社が別に定める日までの間

（料金等の支払いに関する経過措置）

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

（その他）

4 令和4年4月27日から実施の附則第2項中「当社が別に定める日までの間」を「この改正規定実施の日から令和4年8月16日までの間」に改めます。

附則（KDDI次ビ企第529号）

（実施時期）

1 この改正規定は、令和5年3月1日から実施します。

（データ通信料の支払いに関する取扱い）

- 2 令和5年1月13日から令和5年2月28日までの間、次表の左欄に定める種類の特定データ通信定額制Vの定額料は、料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）（3）の20のアの表の規定に関わらず、次表の右欄に定める額とします。

1 契約ごとに月額

種類	定額料
	税抜額(税込額)
使い放題MAX 4G DAZNパック	6,200円(6,820円)

- 3 令和5年1月13日から令和5年2月28日までの間、料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）（3）の25に定める割引の適用に係る割引額（次表の左欄の対象サービスに係るものに限り、）は、同（5）のアの表の規定に関わらず、次表の右欄に定める額とします。

1 契約ごとに月額

対象サービス	割引額
	税抜額(税込額)
DAZN（月間プラン）	2,728円(3,000円)

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則（KDDI次ビ企第531号）

この改定規定は、令和5年1月25日から実施します。

附則（KDDI次ビ企第533号、第535号）

（実施時期）

- 1 この改正規定（附則別紙1に係るものを含みます。）は、令和5年2月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、ワイドスターIIの電気通信回線への通話料に関する改正規定については、令和5年3月1日午前0時00分00秒以降に終了した通話について実施します。

（通話料の支払いに関する取扱い）

- 2 前項のただし書きに定める改正規定実施までの間のワイドスターIIの電気通信回線への通話料は、料金表第1表第2（通話料）2（料金額）の規定に関わらず、次表のとおりとします。

（1）（2）又は（3）以外のもの

ア イ以外のもの

区分	料金額
通話料	30秒までごとに税抜額20円(税込額22円)

イ ワイドスターII（船舶）（ワイドスターIIであって、株式会社NTTドコモが主として船舶その他海上を移動するものに対して提供するものをいいます。）の電気通信回線への通話に係るもの

区分	料金額
通話料	30秒までごとに税抜額50円(税込額55円)

- （2）基本使用料の料金種別がLTEプラン、LTEプランS、ジュニアスマートフォンプラン、LTEプラン（V）、ジュニアスマートフォンプラン（V）、VKプランM、

VKプランS、VKプラン、mamorinoWatchプラン、シニアプラン又はシニアプラン（V）のもの

区分	料金額
通話料	30秒までごとに税抜額20円(税込額22円)

- (3) 基本使用料の料金種別がオフィスケータイプラン、オフィスケータイプランVK（ケータイ）、オフィスケータイプラン（V）又はオフィスケータイプラン（VK）のもの

区分	料金額
通話料	1分までごとに税抜額50円(税込額55円)

- 3 第1項のただし書きに定める改正規定実施までの間、料金表第1表第2（通話料）1（適用）(12)に定める定額料の支払いによるLTEプラン又はLTEプラン（V）の契約者回線に係る通話料の適用Ⅱについて、ワイドスターⅡの電気通信回線への通話料に係る適用額は、同(12)のAの表の規定に関わらず、次表のとおりとします。

区分	料金額
通話料	30秒までごとに税抜額10円(税込額11円)

（データ通信総量速度規制に関する経過措置）

- 4 特定データ通信段階定額制Ⅱ（スマホミニプラン4Gに限ります。）の適用を受けている契約者回線に係るデータ通信総量速度規制については、順次料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）(5)に定める伝送速度を適用し、その適用までの間の伝送速度は最高128kbpsとします。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

#### 附則（KDDI次ビ企第543号）

（実施時期）

- 1 この改正規定（附則別紙1に係るものを含みます。）は、令和5年2月10日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

#### 附則（KDDI次ビ企第545号）

（実施時期）

- 1 この改定規定（附則別紙1に係るものを含みます。）は、令和5年2月15日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

#### 附則（KDDI次ビ企第550号、第559号）

（実施時期）

- 1 この改正規定（附則別紙1に係るものを含みます。）は、令和5年2月28日から実施しま



す。

(通話料の支払いに関する経過措置)

- 2 料金表第1表第2(通話料)1(適用)(12)に定める定額料の支払いによるLTEプラン又はLTEプラン(V)の契約者回線に係る通話料の適用Ⅱの適用を受けている契約者回線からワイドスターⅢの電気通信回線への通話(令和5年2月28日午後11時59分59秒以前に終了したものに限り)については、次表に定める料金額に基づき計算した通話料を一旦請求し、その請求した通話料と同(12)に定めるワイドスターサービスの電気通信回線への通話に係る料金額に基づき計算した通話料の差額を、翌料金月以降に当社所定の方法により減算等する取扱いを行います。

料金額
30秒までごとに税抜額161円(税込額177.1円)

(その他)

- 3 令和5年3月1日から実施から実施の附則第1項から第3項中「ワイドスター通信サービス」を「ワイドスターⅡ」に、「第2種ワイドスター(株式会社NTTドコモのワイドスター通信サービス契約約款に定めるものをいいます。)」を「ワイドスターⅡ(船舶)(ワイドスターⅡであって、株式会社NTTドコモが主として船舶その他海上を移動するものに対して提供するものをいいます。)」にそれぞれ改めます。

附則(KDDI次ビ企第569号)

この改正規定(附則別紙1に係るものを含みます。)は、令和5年3月29日から実施します。

附則(KDDI次ビ企第579号、第585号、第589号、第599号、第605号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、令和5年4月1日から実施します。  
ただし、この改正規定中、手続きに関する料金に関する改正規定は、令和5年4月20日以降に行われたau(LTE)通信サービスに係る契約の申込み又は手続きを要する請求から実施します。

(手続きに関する料金の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に申込み又は請求があり、この改正規定実施の日以降に完了した手続きについては、改正後の規定に基づく料金額を一旦請求し、その請求した料金と改正前の規定に基づく料金額の差額を、手続きが完了した日を含む料金月の翌料金月以降に当社所定の方法により減算等する取扱いを行う場合があります。
- 3 料金表第1表第6(手続きに関する料金)1(適用)(3)番号登録手数料の適用のウに定める場合の番号登録手数料については、番号移行のあった日を含む料金月の翌料金月以降のau(LTE)通信サービスの料金と合わせて請求する場合があります。

(PHSサービスの終了までの通話料の支払いに関する経過措置)

- 4 この改正規定に関わらず、当社とPHS事業者(電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号)第6条第4項第6号に規定するPHSの陸上移動局との間で行われる無線通信による電気通信サービス(以下この附則において「PHSサービス」といいます。)を提供する協定事業者をいいます。)との間の相互接続協定に基づく相互接続が終了するまでの間に行われた、PHSサービスに係る電気通信設備への通話及びSMS送信に係る通話料については、なお従前のおりとします。

(料金等の支払いに関する経過措置)

5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDIP事企第2号、第4号）

この改正規定は、令和5年4月13日から実施します。

附則（KDDIP事企第18号、22号、26号、28号）

（実施時期）

1 この改正規定は、令和5年6月1日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

3 令和3年3月1日から実施の附則第3項について、「削除」に改めます。

4 令和4年2月22日から実施の附則第2項について、次のように改めます。

2 令和4年2月22日以降に、第2種定期LTE契約又は第7種定期LTE契約の適用を受けているLTEサービスの契約者回線について、料金月の起算日以外の日の基本使用料の料金種別の変更又は特定データ通信定額の取扱いの適用の開始若しくは種類の変更があった場合、その料金月の基本使用料（新たに適用された料金種別又は特定データ通信定額の取扱いに係るものに限ります。）については、一般LTE契約に係る基本使用料を適用します。

附則（KDDIP事企第35号、第37号）

（実施時期）

1 この改正規定は、令和5年8月30日から実施します。

ただし、Paraviベーシックプランの名称変更に関する改正規定については、令和5年6月30日午後3時から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDIP事企第43号）

（実施時期）

1 この改正規定は、令和5年7月31日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDIP事企第47号、第58号、第60号、第68号）

（実施時期）

1 この改正規定は、令和5年9月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、データMAX定額の定額料に関する改正規定は令和5年10月1日から、収納手数料及び付随サービスに関する料金等に関する改正規定は令和5年12月

1日から実施します。

(データ通信料の支払いに関する取扱い)

- 令和5年9月1日から令和5年9月30日までの間、次表の左欄に定める種類の特定データ通信定額制Vの定額料は、料金表第1表第3(データ通信料)1(適用)(3)の20の規定に関わらず、次表の右欄に定める額とします。

1契約ごとに月額

種類	定額料
	税抜額(税込額)
使い放題MAX 4G Netflixパック(P)	6,200円(6,820円)
auマネ活プラン 4G Netflixパック(P)	6,200円(6,820円)

(料金等の支払いに関する経過措置)

- この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった収納手数料及び付随サービスに関する料金等については、なお従前のとおりとします。

(その他)

- 令和4年12月11日から実施の附則第2項について、「削除」に改めます。

#### 附則(KDDIP事企第72号)

(実施時期)

- この改正規定は、令和5年9月15日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

#### 附則(KDDIP事企第76号)

(実施時期)

- この改正規定は、令和5年9月30日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

#### 附則(KDDIP事企第86号)

(実施時期)

- この改正規定は、令和5年10月1日から実施します。

(自宅加入電話への通話料の月極割引の一部の提供終了)

- 当社は、令和5年12月31日をもって、自宅加入電話への通話料の月極割引(料金表第1表第2(通話料)1(適用)(21)のアの表の区分(ア)及び区分(エ)に係るものに限ります。)の提供を終了します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

#### 附則(KDDIP事企第90号)

この改正規定は、令和5年10月1日から実施します。

附則（KDDIP事企第96号）

（実施時期）

1 この改正規定は、令和5年11月15日から実施します。

（その他）

2 令和4年12月22日から実施の附則第2項について、次のとおり改めます。

2 料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）(14)に定める共有回線群に係るデータ量共有適用について、この約款の規定に関わらず、次表の左欄に定める規定をそれぞれ同表の右欄に定める間、適用しません。

料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）(14)のエの表	この改正規定実施の日から令和5年11月14日までの間
料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）(14)のコの(キ)の規定	この改正規定実施の日から当社が別に定める日までの間

附則（KDDIP事企第98号、第101号）

（実施時期）

1 この改正規定は、令和5年12月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、料金表第1表第1（基本使用料等）1（適用）(24)、(25)、第2（通話料）1（適用）(10)の4、(21)、(27)及び(28)並びに別記37に係る改正規定については、令和6年1月1日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

3 令和4年4月1日から実施の附則第3項中「当社が別に定める日までの間」を「この改正規定実施の日から令和5年11月30日までの間」に改めます。

附則（KDDIP事企第113号）

（実施時期）

1 この改正規定は、令和5年12月4日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDIP事企第118号）

（実施時期）

1 この改正規定は、令和6年1月1日から実施します。

（Quastationプラン dsのLTE契約の解除に関する取扱い）

2 当社は、料金表第1表第1（基本使用料等）1（適用）(30)に定める特定のLTEデュアルの契約者回線との回線群の構成の取扱い（以下この附則において「本取扱い」といいます。）を受けているQuastationプラン dsの契約者回線であって、本取扱いに係る判定用回線が5G約款に定める第2種5Gデュアルの契約者回線であるものについて、あらかじめ当社所定の通知を行った上で、通知を行った料金月の所定の日

TE契約を解除します。

ただし、そのau(LTE)通信サービスについて利用を停止している等所定の事由に該当する場合は、この限りではありません。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

#### 附則 (KDDIP事企第123号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、令和6年3月1日から実施します。

(データ通信料の支払いに関する取扱い)

- 2 令和6年1月12日から令和6年2月29日までの間、次表の左欄に定める種類の特定データ通信定額制Vの定額料は、料金表第1表第3(データ通信料)1(適用)(3)の20のAの表の規定に関わらず、次表の右欄に定める額とします。

1 契約ごとに月額

種類	定額料
	税抜額(税込額)
使い放題MAX 4G DAZNパック	7,500円(8,250円)
auマネ活プラン 4G DAZNパック	7,500円(8,250円)

- 3 令和6年1月12日から令和6年2月29日までの間、料金表第1表第3(データ通信料)1(適用)(3)の25に定める割引の適用に係る割引額(次表の左欄の対象サービスに係るものに限り、)は、同(5)のAの表の規定に関わらず、次表の右欄に定める額とします。

1 契約ごとに月額

対象サービス	割引額
	税抜額(税込額)
DAZN(月間プラン)	3,364円(3,700円)

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

#### 附則 (KDDIP事企第125号、第136号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、令和6年1月31日から実施します。

ただし、この改正規定中、利用中止、利用停止及び窓口払込みの取り扱いに関する改正規定については、令和6年2月3日より実施します。

(他の電気通信事業者への通知に関する取扱い)

- 2 令和6年1月31日から当社が別に定める日までの間、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社から請求があった場合、改正前の規定に基づき、第85条(他の電気通信事業者への通知)に定める通知を行うことがあります。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDIP事企第141号）

この改正規定は、令和6年2月14日から実施します。

附則（KDDIP事企第147号）

（実施時期）

1 この改正規定は、令和6年4月2日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則（KDDIP事企第150号）

（実施時期）

1 この改正規定は、令和6年3月15日の当社所定の時刻から実施します。

（海外ローミング機能定額制の取扱い）

2 この改正規定実施前に、料金表第1表第1（基本使用料等）1（適用）(13)に定める利用開始登録若しくは利用開始の予約登録を行った場合（この改正規定実施以降、新たな利用開始登録又は利用開始の予約登録を行った場合を除きます。）又は当社が別に定める手続きを完了していない場合、海外ローミング機能定額制の定額料及び特定海外利用地域の対象は、料金表第1表第1（基本利用料）1（適用）(13)のAの規定に関わらず、次表のとおりとします。

1 契約者回線ごとに選択した利用日数1日につき

区分		定額料
（ア）（イ）以外の場合		980円
（イ） 利用開始の予約登録を行った場合	A B以外の場合	690円
	B 利用開始時と利用終了時の地域として特定海外利用地域を指定した場合	490円
備考 （イ）のBの特定海外利用地域とは、次表に定めるものをいいます。今後この対象地域は変更となる場合があります。		
アメリカ合衆国（アラスカ及びハワイを含みます。）、カナダ、大韓民国、台湾、香港、マカオ、タイ王国、プエルト・リーコ、アメリカ領ヴァージン諸島		

3 前項に該当する場合、その海外ローミング機能定額制の利用に係る海外定額対象利用については、料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）(3)の12に定める特定海外対象利用に含むものとします。

（料金等の支払いに関する経過措置）

4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則（KDDIP事企第156号）

（実施時期）

1 この改定規定は、令和6年3月4日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金

その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則（KDDIP事企第167号）

この改正規定は、令和6年4月10日から実施します。

附則（KDDI料戦第2号、第8号）

（実施時期）

1 この改正規定は、令和6年6月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、a u国際通話の取扱いに関する改正規定については、令和6年6月1日午前0時00分00秒以降に終了した通話について実施します。

（a u国際通話定額に関する取扱い）

2 令和6年5月1日から令和6年5月31日までの間、料金表第1表第2（通話料）1（適用）（4）の2に定めるa u国際通話定額の適用額は、同欄のアの（ウ）中「60回以内」を「50回以内」、「61回以上」を「51回以上」にそれぞれ読み替えて適用します。

（通話料の支払いに関する取扱い）

3 令和6年5月1日から令和6年5月31日までの間、a u国際通話（特定衛星携帯電話等に係るものを除きます。）に係る通話先区分及び通話料は、料金表第1表第2（通話料）2（料金額）2-1-3の（1）及び（3）の表の規定に関わらず、次表に定めるとおりとします。

区分	通話先区分	料金額
		30秒までごとに次の料金額
通話料	アメリカ合衆国（アラスカ及びハワイを除きます。）、アラスカ、オーストラリア、カナダ、グアム、サイパン、ニュージーランド、ハワイ	20円
	マカオ、香港、台湾、大韓民国、中華人民共和国（香港及びマカオを除きます。）、朝鮮民主主義人民共和国	55円
	アイスランド共和国、アイルランド、アゼルバイジャン共和国、アゾールス諸島、アフガニスタン・イスラム共和国、アラブ首長国連邦、アルバニア共和国、アルメニア共和国、アンドラ公国、イエメン共和国、イスラエル国、イタリア共和国、イラク共和国、イラン・イスラム共和国、インド、インドネシア共和国、ウクライナ、ウズベキスタン共和国、エストニア共和国、オーストリア共和国、オマーン国、オランダ王国、カザフスタン共和国、カタール国、カナリア諸島、カンボジア王国、キプロス共和国、ギリシャ共和国、キリバス共和国、キルギス共和国、クウェート国、クック諸島、グリーンランド、クリスマス島、ジョージア、グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国、クロアチア共和国、ココス・キーリング諸島、コソボ共和国、サウジアラビア王国、サモア独立国、サンマリノ共和国、ジブラルタル、シリア・アラブ共和国、シンガポール共和国、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン、スペイン領北アフリカ、スリランカ民主社会主義共和国、	65円

<p>スロバキア共和国、スロベニア共和国、セルビア共和国、ソロモン諸島、タイ王国、タジキスタン共和国、チェコ共和国、ツバル、デンマーク王国、ドイツ連邦共和国、トケラウ諸島、トルクメニスタン、トルコ共和国、トンガ王国、ナウル共和国、ニウエ、ニュー・カレドニア、ネパール王国、ノーフォーク島、ノルウェー王国、バーレーン国、パキスタン・イスラム共和国、バチカン市国、バヌアツ共和国、パプアニューギニア共和国、パラオ共和国、ハンガリー共和国、バングラデシュ人民共和国、フィジー共和国、フィリピン共和国、フィンランド共和国、ブータン王国、フェロー諸島、フランス共和国、フランス領ポリネシア、ブルガリア共和国、ブルネイ・ダルサラーム国、ベトナム社会主義共和国、ベルギー王国、ベルラーシ共和国、ポーランド共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル共和国、マーシャル諸島共和国、マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国、マディラ諸島、マルタ共和国、マレーシア、ミクロネシア連邦、ミャンマー連邦共和国、モナコ公国、モルディブ共和国、モルドバ共和国、モンゴル国、モンテネグロ共和国、ヨルダン・ハシェミット王国、ラオス人民民主共和国、ラトビア共和国、リトアニア共和国、リヒテンシュタイン公国、ルーマニア、ルクセンブルク大公国、レバノン共和国、ロシア連邦、東ティモール、米領サモア</p>	
<p>アセンション島、アルジェリア民主人民共和国、アンゴラ共和国、ウガンダ共和国、エジプト・アラブ共和国、エチオピア連邦民主共和国、エリトリア国、ガーナ共和国、カーボベルデ共和国、ガボン共和国、カメルーン共和国、ガンビア共和国、ギニアビサウ共和国、ギニア共和国、ケニア共和国、コートジボワール共和国、コモロ連合、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、ザンビア共和国、シエラレオネ共和国、ジブチ共和国、ジンバブエ共和国、スーダン共和国、エスワティニ王国、セーシェル共和国、セネガル共和国、セントヘレナ島、ソマリア共和国、タンザニア連合共和国、チャド共和国、チュニジア共和国、ディエゴ・ガルシア、トーゴ共和国、ナイジェリア連邦共和国、ナミビア共和国、ニジェール共和国、ブルキナファソ、ブルンジ共和国、ペナン共和国、ボツワナ共和国、マイヨット島、マダガスカル共和国、マラウイ共和国、マリ共和国、モーリシャス共和国、モーリタニア・イスラム共和国、モザンビーク共和国、モロッコ王国、リビア、リベリア共和国、ルワンダ共和国、レソト国、レユニオン、赤道ギニア共和国、中央アフリカ共和国、南アフリカ共和国、南スーダン共和国</p>	85 円
<p>アメリカ領ヴァージン諸島、アルゼンチン共和国、アルバ、アンギラ、アンティグア・バーブーダ、ウルグアイ東</p>	95 円



	<p>方共和国、エクアドル共和国、エルサルバドル共和国、オランダ領アンティール、オランダ領セントマーチン、ガイアナ共和国、キューバ共和国、グアテマラ共和国、グアデルーベ、グレート・ブリテン領ヴァージン諸島、グレナダ、ケイマン諸島、コスタリカ共和国、コロンビア共和国、サンピエール島・ミクロン島、ジャマイカ、スリナム共和国、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントルシア、タークス・カイコス諸島、チリ共和国、ドミニカ共和国、ドミニカ国、トリニダード・トバゴ共和国、ニカラグア共和国、ハイチ共和国、パナマ共和国、バハマ国、バミューダ諸島、パラグアイ共和国、バルバドス、プエルト・リーコ、フォークランド諸島、ブラジル連邦共和国、フランス領ギアナ、ベネズエラ・ボリバル共和国、ベリーズ、ペルー共和国、ボリビア共和国、ホンジュラス共和国、マルティニク、メキシコ合衆国、モンセラット</p>	
	国際ネットワーク 1	65 円

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDI料戦第13号）

(実施時期)

- 1 この改定規定は、令和6年6月1日以降にLTE契約の申込み（契約変更又は契約移行に係るものを除きます。）があった回線について実施します。

(契約解除料に関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の日から当社所定の日までの間、契約解除料については、LTE契約の解除があった日を含む料金月の翌々料金月以降に請求します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDIP料戦第15号、第19号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、令和6年7月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、Qua stationプラン dsの選択又は同料金種別への変更に関する改正規定については、令和6年7月18日より実施します。

(Qua stationプラン dsの提供終了)

- 2 当社は、令和6年12月19日をもって、Qua stationプラン dsの提供を終了します。

- 3 当社は、令和6年12月20日に、前項に定める提供終了の際に締結していたQua stationプラン dsに係るLTE契約を解除します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金

その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則（KDDI料戦第22号）

（実施時期）

- 1 この改定規定は、令和6年7月18日から実施します。  
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金  
その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則（KDDI料戦第29号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、令和6年8月1日から実施します。  
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金  
その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則（KDDI料戦第31号、第34号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、令和6年8月6日から実施します。  
ただし、この改正規定中、窓口取扱等手数料に関する改正規定については令和6年10月1日から、払込取扱票発行等手数料に関する改正規定については令和6年12月1日からそれぞれ実施します。  
（手数料の支払いに関する経過措置）
- 2 令和6年8月6日から令和6年9月30日までの間、次表の左欄に定める種類の手数料は、料金表第4表第5の2（窓口取扱等手数料）の規定に関わらず、次表の右欄に定める額とします。

区分	単位	料金額
窓口取扱等手数料 （窓口取扱手数料）	払込取扱票及び書面請求書の 発行1回ごとに	税抜額 400 円 （税込額 440 円）

- 3 令和6年8月6日から令和6年11月30日までの間、次表の左欄に定める種類の手数料は、料金表第4表第5（払込取扱票発行等手数料）の規定に関わらず、次表の右欄に定める額とします。

区分	単位	料金額
払込取扱票発行等手数料 （払込取扱票発行手数料）	払込取扱票の発行1回ごとに	税抜額 200 円 （税込額 220 円）

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金  
その他の債務については、なお従前のおりとします。